熊取町の談合と住民訴訟の報告

刊行にあたって

「住民の会」代表幹事　大浦　正義・柏野　隆一

熊取町の談合、大原住宅第二期工事談合（以下、「大原住宅談合」）が2007年10月に発覚して、もう8年が過ぎました。私たちが、恒常的な談合によって、町が被った損害の賠償請求が必要だと思ったのは、2009年1月に刑事判決文を閲覧した後でした。

本書の中でも、2007年12月議会決議に触れますが、本件住民監査請求に先だって、2007年12月5日に「見張り番」の町民から「町長は、大原住宅談合のため、談合落札による契約金額と最低制限価格との差額8,505万円を損害賠償として、今勝建設（株）に支払う工事代金から相殺せよ」と監査請求が提起され、議会が同趣旨の決議を全会一致で採択しました。そして、町は2008年2月に大原住宅請負代金を、賠償金8,505万円を差し引いて、最終支払いしました。

ところが、これを不服として、今勝建設（株）の北川氏（組合理事長）が、大原住宅談合の刑事事件の判決（2008年3月）の前に、町に対し「請負代金3,874万5千円の未払請求訴訟」を提起しました。これに町は、消極的な姿勢で応訴しました。北川氏らが、町を相手に訴訟を起こす不遜な態度に、私たちは驚きました。そして、町民が「応訴ではなく、反訴せよ」との要望書が提出しましたが、談合の真相解明と損害回復に、不熱心な中西町長は無視しました。訴訟判決の結果、町は、今勝建設に1,470万円を支払いました。

刑事判決文を読み、談合を育成してきた町長の姿勢や我利がり亡者とも云うべき北川氏と彼らに同調する勢力が、町政に取り付き、町民の犠牲を省みることなく、町財政を食い物にしてきた事実と、一般の町職員や議会が無力である事実とを知りました。この実態を放置しないために、私たちは「熊取町をよくする住民の会」を超党派で結成し、「中西町長は、恒常的な談合の損害賠償を業者らに請求せよ」と住民訴訟を提起し、勝訴しました。

弁護士報酬裁判の判決（2015年9月）の確定をもって、住民訴訟が終結するにあたり、恒常的な談合を温存し、賠償金の回収を妨げてきた町政（町長・行政と議会）の問題について、住民訴訟と住民運動を通じて明らかになった真実、4つの判決文とそれらの解説、経過報告、談合の核心部分に関する論考を1冊にまとめ、記録として残し、談合の奥深い本質と賠償金の回収めぐる政治駆け引きの過程を解明し、判決の意義を伝え、住民自治の原則を守る私たちの決意を多くの町民と共有することを願いつつ、本書をまとめました。

本書は、熊取町を舞台にして繰り広げられた談合と住民訴訟をめぐる記録ですが、単に熊取町だけでなく、全国の市町村にも共通する問題です。談合と向き合って、私たちが住民運動として取り組んだ住民訴訟の記録が地方自治を改革する運動に役立つことを願っています。

（2015年10月10日）

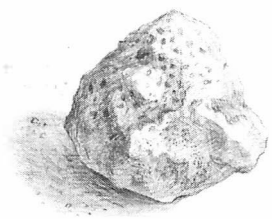

報　告

熊取建設業協同組合による談合と住民訴訟の経過年表

年・時期		組合談合と町長の対応、住民訴訟の関連	議会と住民の対応
1987	S61	この年に、北川一彦氏らにより、組合談合の結成、談合始まる。(「談合のために組合を作った」)	
89	H1	この頃に、北川一彦氏が理事長に就任	
	H3	3月組合官公需適格組合(26社出資金8,580万円)に、出資金330万円と入会金170万円、月会費2万円	
95	H7	8月上垣氏が町長に初当選、1期目	町長選挙・野上氏と激戦
96	H8	このころより、西尾氏も北川氏と共に談合をリード	野上氏が組合の会計監査に就任
99	H11	北川氏らの働きにより上垣町長らに組合業者に5月ごろ経審点200点加算(Dランク業者がBランクに昇格)	
		8月町長選挙で組合が上垣氏を全面支援、上垣氏2期目当選、	
2003	H15	4月最低制限価格を事前公表、8月上垣氏3期目	この頃から議会で、入札問題が議題になる。 大村議員と坂上みきお議員が、町の公共工事の「落札率(落札価格／予定価格)が、高い(95%以上)、高止まりしているのは、問題である。」と入札改革を主張。 上垣町長らが「問題ない」と無視。
04	H16	大原第一期工事Aランク、ゼネコン浅沼組が落札	
		「大規模工事はAランク業者に」と町長ら主張	
05	H17	▼ワールド退会、上垣町長自宅大改修	
06	H18	▼楠プランニングとクマトリが組合を脱退。	
		★大原住宅第二期工事をBランクに変更	▼町民や業者の中で談合への批判の高まる。
		▼エーピーシーホームが脱退、組合がタカケンを除名	▼9月議会で今勝批判、10月臨時議会で承認
		★今勝建設ほか組合業者を指名、今勝が談合落札	▼11月談合について住民らが刑事告発、
07	H19	8月上垣氏4期目、10月**大原住宅談合発覚**	町長選挙・ヒノキ氏と激戦、談合発覚の噂
		11月上垣町長辞任表明、12月辞任	★11月臨時議会開催、談合行政の審理及び
08	H20	1月、上垣氏の後継として、中西氏当選、1期目	百条委員会①設置し、入札改革調査開始
		★3月談合刑事裁判大阪判決有罪判決	★刑事確定記録入手と監査請求の弁護士相談
		組合が解散議決、21年12月に清算結了	12月議会「過去の談合損害賠償の請求」可決
09	H21	★3月「住民の会」21名が民監査請求	★住民が確定刑事記録入手、「住民の会」結成
		4月鈴木監査委員(議員)請求を棄却	3月議会百条委員会②設置、談合調査に着手
		5月住民訴訟を大阪地裁に提起、7月第1回公判	★5月「住民の会」原告4名が4弁護士と契約
		第2回公判、3回公判	12月議会請願「損害賠償請求せよ」を可決
10	H22	第4回公判、5回「組合が清算結了」のため、損害賠償請求の相手方から除外、6回公判、7回公判	
11	H23	第8回公判、9回、10回公判、11回公判、	3月議会「賠償金を子育て支援に」請願を可決
		第12回公判、10月13日第13回公判で証人調べ	▼4月町議選:中西町長派が議会の多数派形勢
12	H24	1月中西氏2期目無投票当選、1月18日14回公判	▼6月議会「町長に判決にもとづく真摯な対応を求める議案」は6:6、鈴木議長が否決
		6月8日第15回公判で住民勝訴の大阪地裁判決	
		相手方業者と中西町長が控訴、高裁での審理	▼9月議会への「損害賠償請求の実行を求める」請願は、6:6、鈴木議長が否決
		11月高裁の第1回公判、第2回公判	
13	H25	**5月10日の第3回公判で住民勝訴の高裁判決**	「住民の会」第5回総会
		業者らと中西町長が、最高裁へ上告	▼6月議会「高裁判決の説明と広報を求める請願」は6:6、渡辺議長が否決(26年度の否決も同様)
		12月17日最高裁決定(高裁判決確定)	
		★北川一彦氏が矢野議員と町の幹部職員に面会	★複数の目撃者から「おかしい」と通報があった。
		中西町長が業者らと組合2幹部に損害賠償の請求	矢野議員の倫理問題の検討を始める。
14	H26	3月熊取町が業者らに損害賠償請求訴提起	「住民の会」第6回総会
		9月に6業者と訴訟上の和解	3月に議会へ「矢野議員の倫理違反」の審査請求
		3業者が分割払い開始、3業者が不履行	9月議会「今勝の債権者破産を求める請願」否決
15	H27	町による損害賠償請求訴訟の大阪地裁で勝訴	中西町長は強制執行を業者に対して実行せず
		3月14日住民訴訟の弁護士報酬訴訟提起	★4月町議選:町長派の議席減と得票の激減
		第6回の公判と2回の和解協議、町代理人が従前以上に訴訟進行を執拗に引き延ばす	
		9月3日第9回の公判で弁護士報酬判決	★9月議会への次の2請願を可決
		9月14日中西町長の控訴提案を議会が否決	①賠償金を基金として管理運用すること
		10月2日弁護士事務所口座に弁護士報酬送金	②就学援助金の支給を7月下旬から4/1に

熊取町の談合と住民訴訟の経過

「住民の会」代表幹事・原告　大浦　正義

はじめに

私たち「熊取町を良くする住民の会」(以下､「住民の会」と称す）は、住民訴訟として「裁判・法廷での闘い」だけでなく、「地域の住民運動」として住民訴訟を進めました。

談合問題の早期解決のために、何度も中西町長に要望書を提出しました。私たちの要請に対して、町長や副町長は、直接面談に応じることなく、形式的な文書回答をしたり、しなかったりの状況が続きました。町長らとの面談に代わって、担当の町職員のみなさんと懇談しました。町長らとは異なり、多くの町職員は、真面目に談合問題に取り組む姿勢があり、その努力が早期解決に役立つことを期待しました。

私たちは、世論が風化しないように、町民へ情報提供と世論喚起のために、チラシ配布を繰り返し、実行しました。通常、年に２度、１回１万枚から１万５千枚のチラシを発行し､「住民の会」の会員、毎回 20 名～ 30 名が、住宅への各戸配布と駅頭配布を分担しました。会員は、日頃から友人・知人と対話する時だけでなく、チラシ配布を通じて、多くの町民と接触し、支持と共感の声をいただき、住民訴訟が大多数の町民に支持されていることを実感しました。

もう一つ重要なことは、談合問題を解決に取り組む町議会の自主的な良識派議員のみなさんとの協力関係をつくり、町議会へも、様々な角度から請願や要望、審査請求など問題を提起し、議会広報誌「くまとり議会だより」を通じても、町民に情報を提供しました。

今年 2015 年 10 月、中西町長による住民訴訟の弁護士への報酬支払いをもって、住民訴訟は、全て終了しました。しかし、2007 年 10 月の談合発覚を契機とした談合問題は、次の課題が達成されるまで、終わったわけではありません。

・第１は、町が 10 業者と２名に対して、未回収の賠償金約２億７千万円を全額回収すること
・第２は、回収した賠償金を「損害賠償金の基金」として、管理・運用し、住民福祉の充実のために活用すること
・第３は、公正・公開の行政を実現し、談合の復活を防止すること
・第４は、この 10 月に町が支払った住民訴訟の弁護士報酬:約2,280万円を談合業者に請求し、弁済させ、上垣元町長ら行政幹部の政治的道義的責任を解明すること
・第５は、地裁と高裁が指摘した「中西町長の職務怠慢」により、町が被った損害を明らかにし、中西町長に弁済させること

これらの課題達成に向け、この住民訴訟の闘いの経過を振り返り、談合問題を総括して、熊取町(町長･行政と議会、町民）として、今後の町政に、生かして欲しいと思います。

以下、2007 年 10 月の談合発覚から住民訴訟を経た、この８年余を簡単にまとめ、談合問題の総括の材料を提供したいと思います。報告の前に経過年表付けましたので、ご参照ください。

第 1. 大原住宅談合の発覚

2007 年（平成 19 年）10 月、大原住宅第二期

工事談合（以下、「大原住宅談合」と称す）が、発覚しました。連日新聞やテレビで談合の真相に触れるニュースがあふれ、長らく喫茶店や通勤電車、街角や寄り合いの話題となりました。

写真 01：大原住宅

11 月には、熊取町建設業協同組合の幹部と談合業者ら 4 名が逮捕・起訴され、町長ら二十数名の現・元職員が検察・警察から事情聴取を受け、町の幹部職員が、事情聴取を受けた職員への聞き取り調査を実施しました。町による町職員への聞き取り調査が、何のために実施されたか、そして、その詳細な内容は何か、「いつか」明らかになれば、官製談合の真相が、刑事判決よりも、住民訴訟判決よりも、いっそう明らかになるでしょう。

写真 02：合業者の逮捕起訴、有罪

そして、そのような報道の中で、上垣町長が突如として、「12 月議会終了後の辞任表明」をマスコミに発表しました。

（1）議会要求の 11 月臨時議会の開催

半年前の 4 月の統一地方選挙で選出された 16 名の議員によって構成されていた議会は、町民世論を受け止め、機敏に反応しました。議会の要求によって 11 月 15 日に臨時議会が、開催されました。

私たちは、談合の真相を知りたいと思い、役場の 4 階まで階段を登って、傍聴席につき、臨時議会を傍聴しました。しかし、この議会審議において、上垣町長らは、検察によって起訴された大原住宅談合については認めましたが、「談合があるなどとは、疑う余地はなかった。」「談合発覚によって初めて談合を知った。」「私は談合という不正行為に関与していない」などと答弁し、マスコミ報道が報じた「熊取町の公共工事の入札は、ほとんど談合だ」「町長や職員が関与した官製談合だ」などは、解明されず、臨時議会を傍聴した多くの町民は、「真相の解明には、ほど遠い」との印象をもちました。

（2）議会の奮闘による成果

この臨時議会において、入札問題特別委員会（百条委員会）が設置され、その後、町職員らへの証人喚問を行い、談合を容易にする入札制度の欠陥を明らかにし、議会として入札改革の提案（資料；第 1-1「くまとり議会だより」）をまとめ、町長に提言しました。そして、町は、入札制度の改革の回答（資料；第 1-2「くまとり議会だより」）をまとめて、実行しました。

談合発覚から現在まで、町の入札改革と住民訴訟の裁判、議会の監視、住民の会の運動が、継続した緊張感もあって、談合は「まだ復活していない」状況です。

続く 12 月議会では、上垣町長と顧問弁護士は、大原住宅談合で町民の財産を搾取した今勝建設㈱に対して、談合による損害賠償の「世間相場

は契約金額の6%・7%である」から、「落札価格6億6,150万円の6%、3,969万円を損害額とし、損害賠償請求を内容証明郵便で送付した」ことが問題になりました。議会は、それに反対して、「落札価格6億6,150万円と最低制限価格5億7,645万円との差額である8,505万円を損害賠償額として請求する」ことを町に強く要望する決議を良識派議員が発議し。全ての会派代表が賛成者となって、議長を除く15議員の全員一致で採択されました。（資料；第1-3議会議事録より）

第2. 大原住宅談合の刑事判決確定

大阪地裁が2008年3月、刑事裁判において4名の有罪判決（資料；第2）を下しました。被告らは控訴せず、4月に判決は確定しました。判決のマスコミ報道では、判決文の全文は示さず、判決文が、恒常的な談合を明確に指摘しことを強調しました。しかし、官製談合について踏み込むことを回避しました。

刑事判決文は実名で書かれていますが、個人の人権と人格を尊重する趣旨と個人情報保護の観点から、氏名の箇所は記号にして、表示しました。誰のことは分からなくても彼らの行為、「大原住宅談合だけでなく、20年にわたる恒常的な談合」によって、熊取町民に巨額の損害を与え、町政の信用を失墜させたことが分かります。

（1）恒常的な談合と官製談合

私たちは、2008年（H20）10月に岡本一冶弁護士（阪南合同法律事務所）に依頼して、判決文を12月に閲覧し、ようやく2009年1月に入手しました。

4月の判決確定から9ヶ月後に入手したその判決文によれば、「組合では、昭和61年の設立当初から、組合主導による談合を行ってきていた。」「その談合体質には根深いものがあるとともに、このような談合を繰り返した末に行われた本件犯行は、組織的、計画的な犯行であり、また、常習的な犯行である。」と具体的に、大原住宅談合以前からの「恒常的な談合」があったことを明確に断定しました。

また、「チャンピオンと呼ばれる落札予定業者は、ボーリングと称して町役場の担当部署に行き、積算書類等を示しながらその示唆を得て設計金額を探り出し、これを基に予想される入札予定価格に近い入札金額を決め、」とか、「組合の代表理事であった被告人[redacted]は、熊取町長に対して経審点の上乗せを働きかけて実現し、地元企業により入札を独占しやすくして、組合の談合体質を温存強化するのに寄与してきた」など、北川理事長が町に働きかけ、上垣町長が組合業者への経審点の200点加算を実現して、組合による恒常的な談合を容易にし、チャンピオンが行うボーリングに町職員が応じたことを指摘しました。そして、このように「官製談合かどうか」ついては断定していませんが、明らかに示唆しました。

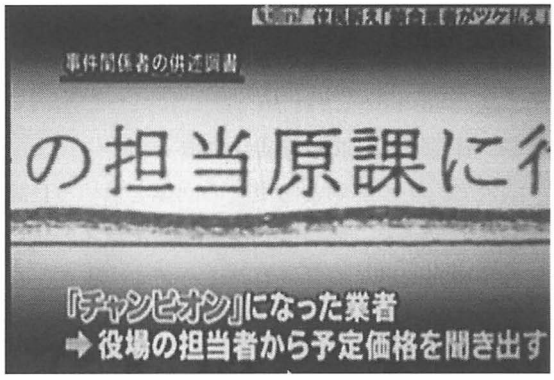

写真03：「担当部署に行き」

（2）判決文等の刑事記録

刑事判決を読めば、大原住宅談合以前に20年間わたり、恒常的な談合があり、町が巨額の損害を被っていたこと、「官製談合の疑惑」が濃厚であることを誰もが知ることができた。しかし、中西町長は、4月の刑事判決確定後の早い時期に、遅くとも2ヶ月後の6月には、判決文や公判調書、被告人や参考人の検察調書、証拠書類など確定刑事記録（以下、「刑事記録」と称す）を入手していましたが、議会にも、情報公開請求した住民に

も、判決文すら公開しませんでした。

私たちが、その半年後に大阪地方検察庁に「住民監査請求と住民訴訟のために必要です」と請求した時には、上垣町長に関する「あるはずの調書」が一部なかったり、一般には黒塗りで読めないようにするが、検察は文字を白帯で消去し、空白にするマスキングにより、読めない文字が全体で5%ほどあったりしました。さらに、かなり遅れて、議会の調査特別委員会（百条委員会）が、検察に請求すると「何と30%以上、マスキングが多く、何が何だか分からない意味不明の文書の塊に過ぎなかった。」と良識派議員から聞きました。

検察は、直接の被害者であり、「損害賠償を請求する立場」である町の最高責任者である町長には、一番早く、空白のないほとんど全ての刑事記録を提供しており、町長ほか、関係の幹部職員は、内容を「知っているが、知らない振り」をしています。その後は、相手によって、請求した時期によって、格差をつけたのだと思います。

第3. 損害賠償を求める議会決議

談合の真相の解明と賠償金の回復を求める良識派議員によって、刑事裁判を傍聴した数名の議員証言や新聞報道を検証されたようです。また、良識派議員が、落札記録の一覧表を町に請求し、一覧表を入手しました。

95%以上の落札率（予定価格に対する落札金額の比率）が並んだ落札記録の一覧表にもとづき議員が、2008年12月議会の質疑を行い、「過去の入札における熊取建設業協同組合による及び加盟業者による損害賠償に関する決議」（資料；第3　略称「過去の談合による損害賠償に関する決議」議会議事録より）が、議長を除く出席議員15名のうち、圧倒的多数の支持11で議決された。反対は、わずか2名（矢野議員と糀谷議員）、棄権した2名（鈴木議員と田中正旗議員）だけでした。この議決から、全会一致が崩れ、その後も、談合の真相解明と賠償金の回収には熱意のない町長に追従する議員の姿勢は、一貫したものとなり、追従派議員の人数も増えました。

第4. 熊取町をよくする住民の会の結成

私たちは、談合問題に取り組むため、町民による超党派の「熊取町をよくする住民の会」（以下、住民の会）を結成しました。結成時の会員数は70名でした。この会に参加した人々は、談合発覚以来、議会傍聴に参加したり、何らかの学習会に参加したりして、知り合った人たちでした。刑事記録は膨大でしたが、住民の会：役員ほか、会員の希望者が閲覧し、町における談合の真相に迫る認識を共有しました。

住民の会は、会則の第2条に【会の活動の課題と目標】「(1) 熊取町の談合問題の解明と損害の回復を求めます。(2) 公正な入札制度の確立をめざし、ムダを省いて住民福祉を優先する町政を求めます。(3) よく学び、よく話し合って相互理解をはかり、一致点で行動し、住民の参加と連帯、合意をはかります。」と定めました。そして、私たちの志（こころざし）を実現するため、様々な活動を開始しました。

第5. 住民監査請求と住民訴訟提起

(1) 住民監査請求を鈴木監査委員が棄却

中西町長が2008年12月議会決議「過去の談

写真04：「具体的な事案がない限り……」
（テレビ画面より）

合による損害賠償に関する決議」を無視したため、2009年（H21）3月に住民の会：会員21名が「中西町長は、過去の談合について、業者らに損害賠償を請求せよ。」との住民監査請求（資料；第5-1）を実行しました。しかし、鈴木実監査委員（追随派議員）は「恒常的な談合があったことや町に損害が発生していたことを認めましたが、損害賠償を請求するには、どの工事が談合で幾ら損害が発生したか確認できない。」（要旨）からと住民監査請求を棄却しました。

(2) 恒常的談合の住民訴訟を提起

私たちは、棄却理由と刑事記録を充分に検討し、住民訴訟に「勝利できるか」をも考慮して、準備をすすめました。そして、総会の同意を得て、弁護士との委任契約を結びました。この時、住民の会の会員数は90名に増えました。

訴状を準備するために、畠田弁護士のミネルヴァ法律事務所や横山弁護士と森弁護士、古本弁護士のきづがわ共同法律事務所へ、原告団会議のために原告4名は交互に通いました。そして、私たちは、勝訴を確信していましたが、住民にとって立証の困難性から、「住民訴訟の勝率は5%」であり、勝訴することは容易でないことを認識しました。

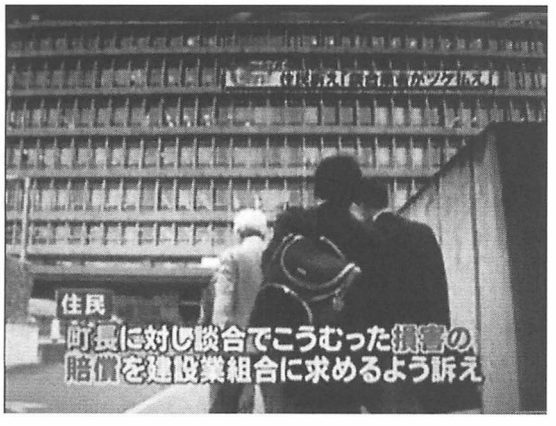

写真05：住民訴訟の提起

住民監査請求では、損害賠償請求の相手方に談合業者以外にも対象にしていましたが、住民訴訟で勝つためには、証拠不十分な上垣元町長と中西町長を除くことを確認した上で、訴状を完成しました。そして、5月28日大阪地裁に住民訴訟を提起しました。

(3) 中西町長の驚くべき反応

大阪地裁への起訴の日、裁判所の訴状提出の原告団（原告4名と弁護士4名）の行動が、テレビや新聞で報道されました。その報道の中で、中西町長は、当日のテレビインタビューに答えて、「談合が一つあれば、他にもあると思う。」「今まで調べたが、談合は大原住宅だけ、過去には談合はなかった。」等と事実に反する発言が、中西町長の画像と伴に流されたのには、とても驚きました。

写真06：「大原住宅以外に、（談合）はない」

住民訴訟が始まってから、7ヶ月が過ぎた2010年1月7日に第4回公判までの訴訟の状況を「損害発生の事実関係が分かるように、可能な限り合理的に立証すれば、足りる」との法廷での裁判所の見解を明らかにして、「第3回までの審理の流れが原告に有利に展開している」と概括して、「（2009年）12月議会決議『過去の談合による損害賠償に関する決議』の実行を求める要望書（資料；第5-2）を提出して、中西町長が訴訟姿勢を転換すること、即ち「不知」と主張して、業者の側に立つのではなく、住民の側に立って、

町がもっている恒常的な談合を示す証拠を含む準備書面を提出するように求めた請願を提出し、要請しました。しかし、その後も、中西町長の訴訟姿勢は変わりませんでした。

第6. 大阪地裁と高裁判決、最高裁決定（判決集1．2．3）

判決集には、住民訴訟の大阪地裁判決と高等裁判所判決、最高裁決定、並びに住民訴訟の弁護士報酬請求訴訟（以下、「弁護士報酬訴訟」と称す）の地裁判決（確定）を掲載しています。最高裁の決定は、単純明快ですが、その他の判決は意外と詳細ですから、熟読して欲しいと思います。判決集の前に、各判決について、弁護士各位による解説があります。大変有益な解説ですから、判決文を読む前に是非ご覧下さい。住民訴訟の判決も、弁護士報酬訴訟の地裁判決も、画期的な内容があり、高く評価できる判決ですが、率直に言って、問題点もあります。

みなさんが読んで、高く評価できる点と問題点の両方について、考えて下さい。

(1) 大阪地裁判決

大阪地裁では、2009年（H21）7月第1回公判の書面審査に始まり、組合幹部や相手方業者ら6名の証人調べを含めて、14回の審理が実施され、3年余り過ぎた2012年（H24）6月8日に住民勝訴の判決が下されました。

判決は、2005年（平成15年）から2010年（H19）10月までに組合業者が落札した157件のうち、恒常的な談合144件を認定して、落札金額の15％を一律に損害賠償額と認めました。

(2) 大阪高裁判決

大阪高等裁判所は、地裁判決と高裁での審理を踏まえて、1年後の2013年（H25）5月10日大阪地裁判決と同様に、恒常的な談合144件を認定し、落札金額の10％を賠償金と認め、中西町長に相手方23業者と北川理事長（5千万円）西尾専務理事（4千万円）に不真性連帯責任を認め、約3億7154万円の損害賠償と2009年6月6日以後年5分の遅延利息を請求するよう命じる判決をくだしました。

中西町長が、相手方に損害賠償請求をしなかったことについて、大阪地裁判決だけでなく、高裁判決でも、「職務怠慢」を指摘しました。裁判の主な論点の3点について、裁判所は、私たちの検証と論証を認めました。

(3) 常習的な談合が「あったか、なかったか」の問題

相手方業者と組合幹部は、刑事判決の内容や彼らが検察調書や刑事裁判の公判での証言調書を否定し、大原住宅談合以前には、恒常的な談合はなかったと頑なに否定しました。しかし、原告の調査・研究と弁護団の緻密な検証・論証、及び第5回公判の証人調べ等によって、被告らの主張は、決定的に破綻しました。判決は、詳細な検討の後、「大原住宅第二期工事以前に本件組合の指示又は主導による日常的・反復的な談合行為があったことを推認できる。」(地裁判決21頁12行～13行)として、144件の恒常的談合を認めました。

高裁判決では、判決文「5頁の下から2行目のキ」から「7頁10行目のケ」まで、地裁判決を補充し、高裁判決の末尾に別紙として綴じ込まれた「甲33号証の1」を参照するように付けて、原告による恒常的な談合の検証を認めました。甲33の1号証「見える」談合は、組合業者が落札した工事について、入札業者・数社から十数社の入札金額と落札業者・落札金額が分かるA4：1枚に要約された公共工事の契約調書（工事1件につきA41枚）から、落札金額と入札金額の157件の一覧表の作成し、金額の並び具合を分析して「MM：談合が見え見えの入札」「M：談合が見える入札」に分類した資料です。

談合発覚後に組合業者を除いて入札した「談合ではない」と推定できる入札調書をまとめた甲

26 号証と比較すれば、「談合入札か、否か」がよく分かります。甲 33 号証の 1 の資料の右端にある検察調書ＸとＹは、「これが談合だ」と組合業者または元組合業者が、検察に提供した信憑性が高い資料から抽出したものです。ＸとＹに掲載されながら、裁判所が談合とは、認めなかった工事があるのが、残念です。しかし、これも、「原告の主張を全て認めるのは偏っている」という批判を配慮した裁判所のバランス感覚によるものと思えば、諦めがつきます。

(4) 過失相殺を認めるべきか、どうかの問題

相手方業者の側から、検察調書と自己の体験から、町が適切に監督責任を果たしていれば、談合は容易に分かり、注意するなど談合を防止できたはずだから、町にも過失があり、「過失相殺」を認めるべきだと主張して、賠償金額の削減を裁判所に求めました。

判決は、町に過失（職務の怠慢や談合の幇助）があっても、損害の公平な分担の見地から過失相殺は認めませんでした。

(5) 中西町長の立ち位置の問題

中西町長は刑事記録をもっているから、刑事判決が指摘した談合のチャンピオン（落札業者）による町職員に働きかけるボーリングについて町長が具体的に調査すれば、容易に恒常的談合の事実を立証できます。だから、町長が住民の側に立って住民訴訟に応じることも可能でした。しかし、中西町長は、訴訟を提起した日のテレビ発言「過去に談合がなかった」と事実に反する主張をしました。この刑事判決をあからさまに否定する主張は、無意味であり、逆効果になります。

そこで、中西町長が裁判所に提出した答弁書では、「不知」（過去に談合があったかどうかは知らない。）と主張しました。刑事判決の明示した事実を否定し、談合業者の側に立って、原告住民の裁判上の要請を一貫して拒否する姿勢でした。

中西町長は、現時点（2015 年 11 月）まで、何一つとして、まともに反省していません。これが、もう一つの深刻な問題、債権の保全と回収に深刻な事態を生んでいます。

(6) 高裁判決の確定後の問題

2013 年（H25）12 月 17 日最高裁は、相手方と中西町長の上告棄却、不受理を決定し、高裁判決が確定しました。熊取町の判決確定報告（資料;第 6-1 熊取町ＨＰ）は、「町といたしましては、この判決の内容を重く受け止め、今後は建設業者らに対する損害賠償金等の請求や入札参加停止措置の検討など、速やかに必要な対応をおこなってまいります。」との記述があるだけで、最も重要な今後の債権の保全と回収については、何も記述していません。私たちは、12 月 20 日に具体的な内容を提示した要望書（資料；第 6-2）を提出して、懇談した職員に問題点を指摘しました。

(7)「法の支配」による賠償金の回収

談合問題の解決に消極的・否定的な中西町長と追随派議員が多数を占め、談合の真相解明と賠償金回収をあれこれと妨害する状況であっても、2013 年 5 月 10 日の高裁判決の後には、㈱阪南工務店と㈱ワールド、㈱楠プランニングの 3 社が、2013 年 12 月 17 日の高裁判決が確定した後には、中林建設㈱、大屋建設㈱、有薗土木工業、㈱中武造園土木、㈱泉州ビルドら 5 社が「法の支配」又は「法治社会の原則」に従い、賠償金を支払いました。

12 月の最高裁決定後、3 ヵ月も過ぎた 2014 年（H26）3 月 4 日、町は、談合業者に損害賠償請求の訴訟を提起し、和解協議に月日を費やしました。まるで、「逃げるなら今のうちですよ」と助言するかのような「甘い対応」でした。

それでも、㈱高田組と㈱山本工務店の 2 業者が全額を支払い、㈱西尾組と中島興業㈱、㈱鳥山建設を含む 6 業者との分割納付の和解協議が成

立しましたが、この３業者だけが、分割払いを現在も履行しています。

（8）賠償金回収が困難になった転換点

和解協議で、今勝建設㈱の北川一彦氏は、娘婿の矢野議員の助言を得て、「月２万円を支払う」旨を意思表示しました。これにつて、私たちは債権の保全と回収にかかわって、特に重要な「北川氏と今勝建設に対する債権者破産の申し立てを熊取町に求める請願」（資料；第6-3）を提出しました。この請願について、９月22日委員会の審議では、全会一致（資料；第6-4 議事録抜粋）で請願を採択しました。しかし、後日10月７日の本会議においては、委員会で賛成した鈴木議員と佐古議員が、奇怪なことに反対に変身し、賛否が６対６になり渡辺議長の裁定により否決（資料；第6-5「くまとり議会だより」）されました。

10月７日、この請願の逆転否決が重大な転機となって、賠償金の回収が停滞し、止まったことを後になって気づき、議会が果たしている大きな役割に驚きました。

追従派議員も議会報告会等、住民の前で「賠償金の全額回収は当然だ」「賠償金の支払い逃れは許されない」「全ての談合業者に公平に賠償金を回収するべきだ」などと口にしました。しかし、議会の採決では、それを否定する行動を取ったのです。この決議を否決した、追従派議員７名（鈴木議員と佐古議員、矢野議員、田中正旗議員、白間議員、服部議員、渡辺議長）の責任は重大です。

私たちは、この逆転否決の結果、支払いの責任を逃れようとしている今勝建設㈱をはじめ、10業者と元組合幹部の北川氏と西尾氏らは、「中西町長も、議会も、賠償金を本気で回収する意思がない。」ことに確信をもって、先ず分割払いで和解が成立していた３業者が、初回（10月末日）の頭金の納付を中止し、続いて和解協議で支払いを検討していた業者も、賠償金を支払う必要はないと判断したと思わざるを得ません。

（9）中西町長の怠慢と不公正

2013年（H25）12月17日住民訴訟の高裁判決が確定して、相手方23業者と組合幹部２名に対する賠償請求金額が確定してから、中西町長が2014年３月に相手方に損害賠償を請求した裁判の判決が、2015年（H27）１月17日「仮執行宣言つきの判決」を得ながら、中西町長は、仮執行せずに判決確定まで傍観し、判決が確定しても、残る10業者と元談合組合の理事長・北川一彦氏と元専務理事・西尾明治氏らに対して、債権回収に向けた強い意思を示す強制執行を実行しませんでした。

これは、「法の支配に従い、自主的に支払う方は、賠償金を納付して下さい。」と言わんばかりの非常に「甘い対応」です。これでは、法の支配に従い、賠償金を支払った業者や町に債務を持つ業者が、「町のやり方は、不公正だ。」「また、中西町長の職務怠慢だ」と不満をもって、当然です。

町が債権の保全と回収を真剣に考えるならば、大阪地裁の判決が下ったらすぐに、遅くとも、高裁判決が下られた時点で、「半年後には、最高裁決定が下されます。高裁判決が確定したら、賠償金を確実に回収するために、強制執行や債権者破産の実行も予定していますから、資金移動や資産隠しなど無駄な抵抗は止めて、賠償金を納付する準備をして下さい。」と通告し、債権の保全と回収のために、万全の準備をして、公正な対応をするべきです。

（10）中西町長による資産開示請求

にもかかわらず、中西町長は、３月になってから、相手方らに資産開示請求の訴訟を岸和田地裁に提起し、５月に勝訴しました。中西町長は、合法的な手続きを一見すすめているようですが、賠償金等の強制的な回収措置をとらず、相手方への損害賠償金等の回収を怠り、「資産隠しを奨励している」とも云うべき甘い対応をしました。

この手続きを債権者破産に代わる有効な債権回

収の方法だと中西町長は、追随派議員を説明したようです。私たちの批判に対して、鈴木議員や佐古議員が、「町には、費用が安くて有力な方法がある」と語りました。しかし、開示請求の判決が下されても、相手方に「開示するか、しないか」の決定権があます。また、相手方に「何を開示するか」の選択権もあります。これほど談合業者の勝手気ままを容認する甘い措置はありません。損害賠償を支払う意思のない業者は、巧妙な資産隠しをして、負担の小さな資産の開示をするだけです。

一方、債権者破産の判決が下れば、債務者の資産隠しは認められず、管財人が強力な調査権限をもって債務者の資産状況を調査できます。

実際はどうか、顧問弁護士を代理人として開示請求の訴訟に勝訴し、相方が開示した資産について、回収できた賠償金は、2件（①7月末に112,883円と9月に200,000万円）計：312,883円だけです。

開示請求の訴訟に要した弁護士報酬と比較して、費用対効果の説明をホームページ（ＨＰ）や「広報くまとり」に掲載するべきですが、中西町長は、肝心なことや都合の悪いことは報告しません。

（11）「広報くまとり」の不思議

熊取町「広報くまとり」には、9月14日現在の回収額の表が下のように掲載されました。

損害賠償金等の納付状況

（平成27年9月14日現在）

損害賠償金	1億5217万4397円
遅延損害金	5017万7111円
計	2億　235万1508円

※住民訴訟認定額：3億7474万　725円（遅延損害金除く）

写真07：『広報くまとり　2015年10月号』より

この表を見た方から「住民訴訟認定額が、3億7,474万円で償金納付額が、2億225万円なら、よう回収出来ているの？ この賠償金は、何に使うの？」と質問しまた。その問に対して、私は「賠償金納付額は、1億5,217円、回収率は40.6％ですよ。何に使うかは町のＨＰや広報を見ても分かりません。」と答えると「なんや、まだ4割かいな、分かりにくい表やな。」「折角の賠償金やから、何に使うかよう考えて、町民が喜ぶようなものに使ってほしいな。」と応答しました。

いつも、談合問題についての「広報くまとり」の記事は、分かりにくい。わかり易い記事にすることを町長が望まないのでしょう。弁護士報酬問題でも誤解している方が多いようです。

もう一つ不思議なことがあります。町の賠償金の回収状況は、熊取町のＨＰに「損害賠償請求訴訟の第一審判決について」（資料；第6-6熊取町ＨＰ）に掲載された文書があります。この分かりにくい表現には、町職員の苦渋の表情が思い浮かびます。難解な文書ですが、住民の会が下欄に解説をつけましたので、二・三度読めば、内容が分かると思います。

ここには、住民訴訟の判決確定により、町が提起して相手方に損害賠償請求を提起して、勝訴した平成27年（2015）1月16日現在では、賠償金納付額は、1億9,328万円（完納業者10社・一部納付業者7社）と記載されています。半年が過ぎていますから、和解協定により分割納付している3業者の納付額の月額164万円が6ヶ月で計984万円です。合計1億9,328+984万円＝2億312万円になりますが、「広報くまとり」の9月14現在の賠償金額納付額2億225万円よりも84万円多いのはなぜでしょうか、中西町長は、「回収額を増やす、どのような努力をしているか」分かりやすく説明して欲しいと思います。

ここで、チョット日本語の使い方として、違和感があることについて、寄り道をします。まず、私たちは、賠償金の「回収額」と表現しますが、

町は「納付額」と表現します。「回収」の主語は、熊取町であり、町の主体的な行為を反映しています。しかし、「納付」の主語は、業者であり、町は受動的な存在になっています。もう一つ云うと、損害賠償金（町にとっての債権）の回収を担当する部署が、契約検査課「債権整理対策室」という名称です。町が担当部署を設置した当初から、「債権の整理」対策と称して、「業者が納付するなら、いただくが、納付いただけないなら、不良債権として処理する。」という姿勢ではないかと疑いが生じますが、いかがでしょうか。

（12）中西町長の職務怠慢と責任

恒常的談合の損害賠償を町が訴訟を提起したとすれば、2008年（平成20）6月には、町は刑事記録を入手しており、住民には入手できない証拠や証人もあります。訴訟は、もっと短期間で容易にすすみ、おそらく、住民訴訟が実現した賠償金より多額の賠償金が判決で認められ、早期に回復できたと思います。

例えば、私たちは住民訴訟訟を提起した2009年5月には、建設業協同組合に対しても賠償金を請求していましたが、私たちの訴えた一ヵ月前に、組合は清算を結了していたために、裁判所の勧告により、訴訟の相手方から建設業協同組合を除きました。

（13）町が支払った弁護士報酬の総額

ここでは、住民訴訟が始まってから、熊取町が支払った弁護士報酬について、検討します。

弁護士報酬訴訟の判決が確定して、町は約2,280万円を支払いました。非常に複雑で困難な訴訟であったために、旧弁護士報酬規定にもとづいて、私たちは、3,523万円を請求しましたが、熊取町は1000万円が相当であると争いました。大阪地裁は、住民訴訟の性格から、2100万円の報酬が適当であると判断しました。それに加えて、訴訟を提起した日から、支払日までの遅延利息180万円を加えた約2,280万円です。

町が町の顧問弁護士に対しては、次の表のとおり、合計＝約1,310万円を支払いました。

町の顧問弁護士報酬		
A	住民訴訟	3,206,190
B	債権保全	3,397,588
C	渉外交渉費	630,000
D	損害賠償請求訴訟	3,085,764
E	支払い履行請求	652,796
F	弁護士報酬訴訟	2,130,000
		13,102,338

今後も、「賠償金を納付いただく」ために、町は顧問弁護士に報酬を支払い続けることになります。しかし、熊取町が提起した開示請求の弁護士報酬が、推定で150万円ほど増えると思いますが、現時点では、双方の弁護士報酬に限れば、合計は約3,590円です。

（14）中西町長が弁済すべき最低の金額

中西町長の職務怠慢によって、町政への信頼が失われた損害は大きく、町長の道義的責任をお金には換算することは、容易ではありません。それを別にして、少なくとも弁護士報酬については、中西長町が熊取町に弁済するべきだと思います。

その金額は、中西町長が、損害賠償請求訴訟を提起していたとすれば、先に計算した3,590万円から、実際に掛かる費用500万円（推定）を差し引いて、3,090万円になります。中西町長は、自身の職務怠慢よって、生じた損害については、任期が終わる1月までに、町に弁済して、辞任するべきではないでしょうか。

第7. 住民訴訟と町議会の対応

私たちは、住民運動として、談合問題についての志を共有する良識派のみなさんと連携・協力しました。談合の真相究明と町の損害賠償金の回収、公正な町政の実現と回収した賠償金を住民福祉の向上に使うことなど、請願や要望、審査請求を議

会に提出しました。

請願や要望、審査請求などは、可決されたり否決されたりしました。議会の構成や動向と住民訴訟に関連した特徴的な動きを報告します。

(1) 談合発覚直後

2007年（平成19年）4月の統一地方選挙の町議会議員選挙で選出された16名の議員は、当選から6ヶ月後の10月に談合発覚しました。談合問題についての町民の厳しい批判に応え、発覚当初は、さすがに全議員が、談合の真相解明と再発防止、賠償金の回収等に全会一致の下、誠実に向き合いました。

11月の臨時議会や12月議会のころは、追随派も流れに竿を挿せば、孤立する雰囲気があり、良識派議員の積極的な議員活動に同調せざるを得なかったという状況でした。

(2) 上垣町長の後継者：中西町長の登場

2008年12月上垣町長が辞任し、2009年（H20）1月の町長選挙で、上垣前町長の後継者として、談合業者の支援も受けた中西誠氏が当選しました。4月には刑事判決が確定して、しばらくすると議会の中に、上垣前町長や中西町長と同じく、恒常的な談合と損害賠償請求を消極的ないしは否定的な追従派議員が登場し、「いつまで、談合問題を取り上げるのか、そろそろ静かにして、忘れた方が良い」との空気が生まれ、最初は2名、次は4名に、やがて6名へと追随派が増えました。

2009年（H21）12月議会では、私たちが議会に提出した「中西町長に恒常的談合による損害の賠償請求を求める決議」請願（資料;第7-1「くまとり議会だより」）は、矢野議員、鈴木議員、田中正旗議員、糀谷議員の4名が反対し、渡辺議員と白間議員の2名が棄権し、賛成が8議員に減っても、可決されました。

(3) 町議会議員選挙・追随派が多数に

2011年（H23）4月の統一地方選挙の町議会議員選挙は、町議会の議員定数2議席削減され14名になりました。そして、上垣元町長や中西元町長、談合業者と追随派の激しい巻き返しによって、議会の構成が良識派6に追随派8に変わり、直後の5月臨時議会において、追随派の鈴木議員が任期2年の議長に選出されました。

鈴木議員は、私たちの住民監査請求を棄却したという点でも、談合問題の早期解決の障害になるのではないかと懸念していました。

(4) 中西町長の無投票再選

2012年（H24）1月の町長選挙で、立候補を予定していた良識派の現職議員が、さまざまな事情があって、立候補を取り止めたため、町長選挙は無投票となり、中西町長が再選されました。

6月8日大阪地裁は、中西町長や業者による裁判の引き延ばしや抵抗を乗り越えて、公正な判断により、住民勝訴の判決を下しました。その直後の6月議会において、この判決を承けて、良識派議員による提案の「中西町長に『大阪地裁の談合に対する損害賠償請求判決』を尊重した姿勢を求める決議」（略称「損害賠償決議文＝資料；第7-2「くまとり熊取議会だより」）は、追随派議員6名（新政の服部議員、田中議員、一新の佐古議員、矢野議員、公明の白間議員、渡辺議員）が反対、良識派の6名（龍馬の藤本議員、重光議員、奥野議員、共産の鱧谷議員、江川議員、坂上議員）が賛成、賛否が同数となり、鈴木議長の決裁により否決されました。否決されただけでなく、これ以後の「くまとり熊取議会だより」の談合問題での請願や決議について編集委員長の矢野議員と副委員長の渡辺議員がリードしたためか、従来の扱い比べると表題も記事の内容にも問題があると思います。

議会の定数14名に減り、1名が交通事故により逝去したため、在籍議員数は13名、議長を除く裁決参加の議員数は12名になり、鈴木議長の裁定により否決されました。

私たちが、9月議会に提出した「住民訴訟・地裁判決の趣旨を尊重する意思表示を求める請願」（資料；第7-3）も、前の議員提案と同様に、6対6になり、鈴木議長の裁定により否決されました。

(5) 高裁判決と議長改選

2013年（H25）5月10日に大阪高裁判決が下されました。その前日、9日の臨時議会において、次の統一地方選挙まで、新たに任期2年の渡辺議長と矢野副議長が選出されました。

従来、いつものことですが、談合問題にかかわる「広報くまとり」（町の広報誌）には偏りがありました。地裁判決が下された時も、「広報くまとり」の扱いが、小さくて、分かりにくかったことから、私たちは、「高裁判決について、住民の理解を促すため、主文だけでなく裁判所の判断の主な内容を広報誌などで紹介し、説明すること」及び「判決確定までに、相手方資産の動向を厳密に把握することに尽力し、判決確定後には、迅速かつ厳正に損害賠償を相手方に請求し、回収すること。」の2項目の「住民訴訟の高裁判決についての説明等を求める請願書」（資料；第7-4）を提出しました。この請願についても、議会討議を経て、賛否が6対6になり、渡辺議長の裁定で否決となりました。（資料；第7-5「くまとり議会だより」）

(6) 副議長：矢野議員へ倫理審査請求

私たちは、2014年（H26）2月25日、町民214名の署名をもって、「矢野議員についての政治倫理審査会への請求」（資料；第7-6）を行いました。委員長に白間議員が就任し、第1回の政治倫理審査会（以下、「審査会」と称す）は、請求から1ヶ月余り過ぎた3月27日から始まり10月2日まで、公開の審査会が11回と非公開の複数回の協議会が開催されました。

審査会が、矢野議員の出席を求めたところ、矢野議員は、いったん「出席して証言する」と約束していた審査会を欠席しました。矢野議員は、議会に対して「政治倫理審査会続行禁止の仮処分命令」を弁護士に委任して裁判所に訴え、暫くして「取り下げ」ましたが、審査会の運営は混乱し、3月議会と6月議会、9議会にまたがる異例の長期審理になりました。

矢野議員が訴訟を「取り下げた」というより、「議会のことは、議会で決めてください。」と裁判所が受理しなかったというのが真相のようです。

(7) 審査会の2つの課題と結果

矢野議員の倫理違反について審査の対象は2項目です。一つは、①今勝建設㈱が、賠償金を支払わないまま、矢野議員が今勝名義の不動産（土地628㎡と家屋：根抵当権の極度額：9,360万円＝熊取駅から徒歩7分）を格安の1,500万円で取得し、町の債権回収に協力すべき議員が、実質的に妨害したこと、もう一つは、②町としては、この時期に談合業者とは会わないことを原則としていたのに、矢野議員が今勝建設㈱であり、元組合理事長の北川氏を同行して、町の幹部職員と面会しことです。これらは、いずれも議員としての政治的倫理的な問題でした。

この二つの疑惑について審査し、採決した結果、①は、3（阪上、重光、藤本）：3（白間、服部、佐古）となり、不問に付すことになり、②は、4（阪上、重光、藤本、白間）：2（服部、佐古）となり、議会として倫理違反を認定し、矢野議員に警告することになりました。そして、2014年（平成26）10月7日9月定例議会最終日の本会議の休憩中の正午過ぎ、審査会の議員にも、請求人にも秘密で、議運の鈴木委員長だけが立会い、渡辺議長が矢野議員に警告し、警告文を手渡しました。審査結果は、「くまとり議会だより」（資料；第7-7）に掲載されました。この審理において、①の結論は、どう見ても誤りですが、②の結論は、常識的です。白間議員が②について、常識的な判断をしたことは、評価できます。

矢野議員と追随派議員の理不尽な妨害によって、審査請求から７ヶ月余の審理期間の割には、不十分な結果になりました。議員の政治的倫理的な規範として、有意義な審理内容ですから、議会の議事録本文を読んでください。

なお、審査会の審理が継続中の６月議会において、矢野副議長について「矢野正憲議員に関する政治倫理審査会の開催に関して、矢野正憲議員が裁判所に提出した政治倫理審査会続行禁止等仮処分命令申請など、正規の手続きで開催された政治倫理審査会の正常な運営を混乱させる行為は、おおよそ副議長として容認できるものではない。」との不信任決議が賛成多数で採択されました。しかし、矢野議員は、反省することなく、辞任しませんでした。

(8) 町議会議員選挙・良識派が多数に

2015年（H27）年４月26日の町議会議員選挙において、投票率が48.0%（前回52%）と大変低い状況でしたが、良識派と追随派の勢力が逆転しました。

熊取町の投票率が低いのは、改善すべき深刻な問題です。町政（町長・行政と議会）への無関心が、談合や不公正な政治の温床です。恒常的な談合については、建設業協同組合の幹部と町の行政幹部に主な責任がありますが、議会の行政チェックと入札改革を実現できなかった点では、議会にも責任があり、追随派の責任が大きいです。そして、町政（町長・行政と議会）への関心が弱かった町民の責任でもあります。

私たちが、選挙前に行った３項目アンケート結果（追随派５名は回答を拒否・無回答、資料；第7-8）や当選後の議会活動から見て、良識派と推定できる議員数（得票数）は、６名（6,725票）から８名（8,556票、プラス2,670票）に大幅に増えました。選挙運動上の失敗があって、最下位の当選者の得票数とは、僅差で落選した良識派議員の票数（538票）も、良識派の得票数として計算しています。反対に、追随派と推定できる議員数（得票数）が、８名（10,156票）から６名（7,081票、マイナス3,075票）に大幅に減退しました。この結果によって、良識派が議会の多数を占め、町民の期待が、より多く町政に反映するようになりました。

一方で、追随派の得票数と議員数が大幅に減退した中で、矢野議員は４年前より、254票増の1592票を獲得し、トップ当選しました。投票結果が公表された後「あれだけ問題になった『矢野議員が、何でトップ当選した』のか」について「追随派議員は、他にも数名いるが、もっとも忠実な働き手として、矢野議員に票が集まった。」とか、「前回比べて、矢野議員が、危機感をもって、早くから奮闘して、同情票を集めた。」「元の矢野票が、相当減っても、選挙に出なかった追随派の鈴木票や田中正旗票の合計2000票以上から移って、矢野票が減った分以上に増えた。」などと、しばらく住民の話題になりました。

(9) 矢野議員のミソギ（禊）は済んだか

2015年（平成27）５月に、選挙後に臨時会が開催され、議長選挙と副議長選挙が実施された。議長選挙で重光議員と矢野議員が争い、重光議員が８票、矢野議員が６票で重光議長が誕生し、副議長選挙では、鱧谷議員と佐古議員が争い、鱧谷副議長が誕生しました。

矢野議員が議長立候補にあたって、短い演説をした後、良識派議員が談合問題に関連して矢野議員の議長としての資質について、批判的に質問したところ、矢野議員は、「私は、先の選挙でトップ当選させていただき、ミソギ（禊ぎ）は済んだと思っている」と反論しました。

しかし、選挙はミソギの場ではありません。辞書には「禊とは、身に罪や穢（けが）れのある者、また神事に従事しようとする者が、川や海の水でからだを洗い清めることです。」とありますが、矢野議員の罪や穢れは、選挙ではなく、矢野議員

自身が、自らの行動によって清算（洗い清める）すべきものです。

矢野議員が、長年にわたって、選挙や生活の経済的支援を受けてきた義父・北川一彦氏と義父が代表を務める今勝建設㈱が、未だに損害賠償金を支払っていません。矢野議員がミソギとして、実行するべきことは、義父に「月２万円でも払ったら」と助言することではなく、自身が入手した今勝建設の不動産など私財を投げ打ってでも、賠償金を支払い、精算して、町民の福利に誠心誠意尽くすことではないかと思います。

（10）弁護士報酬訴訟の地裁判決が確定

2014 年（H26）3 月 14 日弁護士報酬訴訟を提起しました。簡単な裁判であるにも関わらず、と 9 回の公判と 2 回の和解協議を経て、2015 年 9 月 3 日判決が下されました。

中西町長と町顧問弁護士は、弁護士報酬裁判については、従来にない熱意をもって真剣に取り組みました。そして、中西町長は、地裁判決を不服として、9 月議会において「控訴を提起して、高裁の判断を仰ぎたい。さらに上告もしたい」と議会に提案し、発言しました。

議会は、町長らの冷静さを欠いた熱意を押し止めて、良識ある判断により控訴提案は否決され、地裁判決が確定しました。

いつまでも、町長が、町民との無益な争いに熱意を注ぐのではなく、現在の優先課題である債権回収に尽力するべきです。中西町長や町の顧問弁護士が、この裁判にかけた情熱の 10 分の 1 でも、債権の保全と回収に積極的に取り組んでいれば、債権回収率 40.6％という惨憺たる現状には、ならなかったと思います。そして、この数ヶ月または 1 年間に、債権の回収に全力を尽くし、回収不能金がでれば、不真性連帯責任を負う北川氏と西尾氏から回収する等、債権整理の目途を立てるようにして、すでに支払った住民訴訟の弁護士報酬：約 2280 万円を談合業者に請求し、弁済させれば、町としては、全く痛みはありません。

（11）賠償金基金の設置を求める請願

私たちは。9 月議会に対して、2 つ請願「談合賠償金を基金として管理運用することを求める請願」（資料；第 7-9）と「小・中学生の新入生の就学援助金の一部を早期に支給するよう求める請願」）（資料；第 7-10）を提出しました。この二つの請願は、良識派議員の賛成多数によって採択されました。「くまとり議会だより」の最新号に議会審議の様子（資料；第 7-11「くまとり議会だより」）が掲載されています。私たちは、それらが実現し、住民福祉の向上することを願っています。

むすび

「住民の会」は、本誌の発刊と 2015 年 11 月 28 日 (土) の「熊取町の談合と住民訴訟の経過」報告会をもって解散します。

「住民の会」が解散する今日まで、会員のみなさんの共同の意思と行動によって、住民訴訟の勝利を迎えることが、出来ました。また、多くの町民のみなさまのご理解とご支援が、あったからこそ、今日を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。

私たちより、先発の「熊取見張り番」と後発の「住民の声・くまとり」のみなさんとの協力・共同が、大きな力を発揮しました。ご支援とご協力に感謝を申し上げます。

私たち原告の弁護団は、社会正義のために闘う優秀な理想の弁護士であり、私たちの法廷闘争を圧倒的な勝利に導いて下さいました。ありがとうございました。

良識派議員のみなさん、ありがとうございました。

みなさんの奮闘とご支援があったからこそ、その勇気に共鳴しながら、私たちも、今日まで前進することができました。町政改革は、容易ではあ

りませんが、議会が果たす役割は大変大きいと思います。

そして、2016 年 1 月に町長選挙があります。

私たちは、二元代表制を尊重し、地方自治の本旨を実現する賢明な町長を望みます。

しかし、町長が誰になろうとも、町民と共に働く町会議員として、今後も、いっそう健闘くださるようお願いします。

私たちに暖かく接していただいた町職員のみなさん、ありがとうございました。町長のために奉仕するのではなく、町民全体の奉仕者としての自覚と誇り、責任感をいっそう強くもって、町民のために職務に励んでくださることをお願いします。

最後に、会員のみなさんと全ての友人のみなさんのご健康をお祈りし、一人ひとりの方が、今後も、熊取町の談合問題の総括と解決のために、談合や職務怠慢のない公正な町政と住民自治の本旨である住民福祉の向上をすすめるために、継続してご健闘くださることをお願いします。

私たちもみなさんと一緒に活動することをお誓いして、結びの言葉とします。

みなさん、ありがとうございました。

（2015 年 11 月 9 日）

資料集

「熊取町の談合と住民訴訟の経過」資料の目次

資料番号			頁
1	第1-1	「くまとり議会だより」:調査特別委員会の入札改革の提案	……25
2	第1-2	「くまとり議会だより」:議会の提言に対する入札改革の報告	……26
3	第1-3	議会「今勝建設損害金」決議・・・・議会議事録より	……27
4	第2	刑事裁判において被告4名、有罪判決	……28
5	第3	略称「過去の談合による損害賠償に関する決議」議会議事録より	……32
6	第5-1	住民監査請求「過去の談合について、業者らに損害賠償を請求せよ。」	……33
7	第5-2	12月議会『過去の談合による損害賠償に関する決議』の実行を求める要望書	……35
8	第6-1	熊取町HP　熊取町の判決確定の報告	……37
9	第6-2	要望書　今後の債権の保全と回収及び中西町長の責任	……38
10	第6-3	北川氏と今勝建設に対する債権者破産の申し立てを熊取町に求める請願	……40
11	第6-4	議会議事録　請願に委員会で全会一致で賛成、本会議では賛否同数	……41
12	第6-5	「くまとり議会だより」 本会議では、賛否同数になり渡辺議長の裁定により否決	……54
13	第6-6	熊取町のHP 「損害賠償請求訴訟の第一審判決について」賠償金納付状況	……55
14	第7-1	「中西町長に恒常的談合による損害の賠償請求を求める決議」請願	……57
15	第7-2	くまとり議会だより　略称「損害賠償決議文」と審理と採決	……58
16	第7-3	「住民訴訟・地裁判決の趣旨を尊重する意思表示を求める請願」	……59
17	第7-4	住民訴訟の高裁判決についての説明等を求める請願書	……61
18	第7-5	[くまとり議会だより」 請願の審理と否決の要旨	……62
19	第7-6	矢野議員についての政治倫理審査会への請求	……63
20	第7-7	「くまとり議会だより」 政治倫理審査会における矢野議員の審査結果	……64
21	第7-8	「住民の会」議員選挙立候補予定者に3項目アンケート結果のチラシ	……66
22	第7-9	談合賠償金を基金として管理運用することを求める請願	……68
23	第7-10	小・中学生の新入生の就学援助金の一部の早期支給を求める請願	……69
24	第7-11	「くまとり議会だより」 二つの請願は良識派の多数によって採択	……70

入札問題調査特別委員会調査報告（一〇〇条委員会）

1、趣旨

平成19年10月、町営大原住宅建替工事（第2期）の入札における競売入札妨害事件（談合事件）の発生が明らかになり、議会は、事件の原因や背景を調査し、再発防止に向けた入札制度改革に資するため、「入札問題調査特別委員会」を設置し調査を行いました。

2、調査結果

(1)問題点及び提言事項

問題点として6項目が挙げられ、それらについて議会において全会一致で決議し、町長に提言を行った。その中で、重要な問題点として、3項目について報告します。

問題点 入札において競争原理が働かなかった。

提言 設計金額が１００万円以上の工事に対しては、一般競争入札を原則とし、指名競争入札をする場合においても、公平性・透明性・競争性を重視して業者指名を行うこと。

問題点 工事請負業者に関する各審査会の詳細な議事録が作成されていなかった。

提言 審査会は、副町長・部長で構成されており、合議によって行なわれているが、現存の会議録は要点のみの記録であり、会議の内容すべては把握できないものもある。今後、透明性の観点から、詳細な議事録を作成し、会議の内容すべてを明記するべきである。

問題点 入札等の執行状況を審査する第三者機関が設置されていなかった。

提言 公共工事の入札及び契約に関しては、透明性・公平性を確保するために、中立で公正な第三者の監視機関を設け、①入札契約手続き（契約内容、入札結果　の審査等）についての検証、②利害関係者の苦情処理、を行う。

最後に熊取町にとって、今回の競売入札妨害事件（談合事件）は、町政に対する町民の信頼の失墜を招いた事件であり、町長をはじめ、議員、職員等、町政に携わる者すべてがこれを真摯に受け止め、今後町民の皆様の信頼回復に努めなければならない。

資料；第 1-1

平成20年度入札制度改革状況について
（議会の提言に対する町からの報告）

1「入札において競争原理が働かなかった」ことについて

○下記の３点につき制限付一般競争入札を導入
①設計金額１億円以上の土木一式工事と水道工事
②設計金額１億５千万円以上の建築一式工事
③前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

2「競争性・透明性・公平性の重視」について

○「**競争性**」の向上として
①指名業者に必ず町外業者３者以上を選定
②事前に指名業者名を明らかにしない（事後公表とする）

○「**透明性**」の向上として
①予定価格の事前公表の本格実施
②最低制限価格事前公表時期の早期化
③設計図書配布の郵送及び実費徴収

○「**公平性**」の向上として
①官公需適格組合加入業者に対する加点の廃止
②地元点加点の廃止

3「熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領」等に基づき

○　建築一式工事Ｂ級等の発注基準額を５千万円以上１億５千万円未満とする

4「工事請負契約書に損害賠償予約条項が欠如していた」ことについて

○　談合等不正行為があった場合のために下記の条項の追加
①談合等不正行為があった場合、契約を解除できる
②請負業者に対して損害賠償請求（契約金額の２０％）ができる
③本町が請負者に対して金銭債権がある場合、請負者が本町に対して有する保証金返還請求等と相殺できる

5「請負業者に関する各審査会の詳細な議事録が作成されていなかった」ことについて

○「熊取町建設工事等業者選定委員会」の会議録については、審議内容ならびに各委員の意見等をすべて記録するなど改善を図る

6「入札等の執行状況を審査する第三者機関が設置されていなかった」ことについて

○　設置する方向で進めている

資料；第 1-2

議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出させていただきます。

平成19年12月19日 提出

提出者 熊取町議会議員 大村敏夫 （賛成者の表記方法を一部変更）

賛成者 熊取町議会議員 文野慎治 渡辺豊子 坂上巳生男 鈴木 実 糀谷人

町営住宅入札談合事件に端を発した損害賠償に関する決議。

我々熊取町議会議員は、去る10月29日付で上垣町長に今回の町営住宅入札談合事件について、５項目の申し入れを全会派代表者の申し入れとして行った。

その中の１項目として、「今回の談合事件の捜査によって、今勝建設株式会社が不当な利益を得たことは明確な事実であり、町として、今勝建設株式会社に損害賠償請求をされたい」旨の申し入れを行なったにもかかわらず、町は、我々議員に対し何の相談、連絡もないまま、12月５日、今勝建設株式会社に対し、落札価格６億6,150万円の６％である3,969万円を損害額とし、損害賠償請求を内容証明郵便で送付したとの報告を受けた。これは熊取町議会議員として納得し難いことである。

１．平成18年８月22日午前10時から行なわれた熊取町営大原住宅建替工事（第２期）の入札は、熊取町の規定により最低制限価格（５億7,645万円）を事前公表の上、行なわれた。そして、指名業者５者の談合により、今勝建設株式会社が６億6,150万円で落札している。

２．最低制限価格は、「請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保する」ために設けられるものであるが、12月12日に行われた11件の工事の入札については、大阪市及び堺市以南の業者から選択した指名競争入札を行ない、すべて最低制限価格で落札されている。今回の熊取町営大原住宅建替工事（第２期）の入札も、談合がなされず、競争原理が働けば、最低制限価格に近い価格で落札されたであろうことは容易に推察できる。

以上のことから、町は、今勝建設株式会社に対し、落札価格６億6,150万円と最低制限価格５億7,645万円との差額である8,505万円を損害賠償額として請求することを強く要望する。 以上、決議する。

平成19年12月19日 大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議の方、お願いいたします。

議長（藤原敏司君）これをもって説明を終わります。（ 以下、一部省略）

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。（起立 15名） 起立15名全員であります。よって、町営住宅入札談合事件に端を発した損害賠償に関する決議は可決されました。

資料；第 1-3

平成 20 年４月１２日確定した刑事判決文は、実名で書かれていますが、個人の人権と人格を尊重する趣旨と個人情報保護の観点から、氏名の箇所は記号にして、表示しました。記号化は、理解の妨げになるとは思いますが、ご了承下さい。

以下、大原住宅談合刑事裁判の判決です。現物と文言と同じですが、書式その他、必要に応じて変更しました。（空白の箇所は検察のマスキングのため不明）

平成20年３月２８日宣告　裁判所書記官　藤田　和巳印
平成１９年（わ）第６４１８号

判　　決

Ａ(K.K.)
Ｂ(N.A.)
Ｃ(K.T.)
Ｄ(T.K.)

上記の者らに対する各談合被告事件について、当裁判所は、検察官太田健二並びに被告人Ａ(K.K.)主任弁護人兼被告人Ｃ(K.T.)、被告人Ｄ(T.K.)弁護人奥野寛、被告人Ｂ(N.A.)弁護人甲田通昭、被告人Ｃ(K.T.)主任弁護人兼被告人Ａ(K.K.)弁護人関伸治及び被告人Ｄ(T.K.)主任弁護人沙々木睦各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主　　文

被告人Ａ(K.K.)を懲役１年６月に、同Ｂ(N.A.)を懲役１年２月に、同Ｃ(K.T.)及び同Ｄ(T.K.)をそれぞれ懲役１０月に処する。

この裁判が確定した日から、被告人Ａ(K.K.)に対し、４年間、同Ｂ(N.A.)、同Ｃ(K.T.)及びＤ(T.K.)に対し３年間、それぞれのその刑の執行を猶予する。

理　　由

(罪となるべき事実)

被告人Ａ(K.K.)は、建築工事等を業とする今勝建設株式会社（以下「今勝建設」という。）を実質的に経営し、同社が組合員として加入する建築工事の共同受注等を業とする熊取建設業協同組合（以下「組合」という。）の代表理事であったもの、被告人Ｂ(N.A.)は、組合の専務理事であったもの、被告人Ｄ(T.K.)は、組合の事務責任者であったもの、被告人Ｃ(K.T.)は、今勝建設代表取締役であるが、大阪府泉南郡熊取町が平成１８年８月２２日を入札日として執行する「熊取町営大原住宅建替工事(第２期)」

の指名競争入札に関し、その指名通知を受けた今勝建設に落札させようと企て、同入札の指名通知を受けた株式会社山本工務店代表取締役Ｅ(Y.N.)ほか指名業者３社の代表取締役ら数名と共謀の上、公正な価格を害する目的で、同工事の指名競争入札に際し、同月２１日ころから同月２２日までの間、同町大久保中３丁目●●所在の今勝建設事務所内及び同町野田１丁目１番●●所在の熊取町役場付近において、今勝建設に同工事を落札させることで合意するとともに、上記株式会社山本工務店ほか３社の入札金額を今勝建設の入札金額を超える金額とする旨協定し、もって入札の公正な価格を害する目的で談合してものである。

（証拠の標目）

※　かっこ内の甲乙番号は、証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号を示す。

被告人４名の当公判廷における各供述

被告人Ａ(K.K.)（乙２，３)、同Ｂ(N.A.)（乙７，８)、同Ｃ(K.T.)（乙１１，１２）及び同Ｄ(T.K.)（乙１５，１６）の各検察官調書

捜査報告書（甲１，３）写真撮影報告書謄本（甲２５）

履歴事項全部証明書（甲２，４，５，１０，１３，１８）

（法令の適用）

被告人４名の判示所為はいずれも刑法６０条、９６条の３第２項、１項に該当するところ、いずれも所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人Ａ(K.K.)を懲役１年６月に、同Ｂ(N.A.)を懲役１年２月に、同Ｃ(K.T.)及び同Ｄ(T.K.)をいずれも懲役１０月にそれぞれ処し、いずれも情状により同法２５条１項を適用して、この裁判が確定した日から、被告人Ａ(K.K.)に対しては４年間、同Ｂ(N.A.)、同Ｃ(K.T.)及び同Ｄ(T.K.)に対しては３年間、それぞれの刑の執行を猶予することとする。

（量刑の理由）

本件は、判示のとおり、被告人４名が、熊取町営住宅建替工事の指名競争入札に際して、他の指名業者の代表者らと共謀の上、被告人Ａ(K.K.)（以下「被告人Ａ」という。）が実質的に経営し、被告人Ｃ(K.T.)（以下「被告人Ｃ」という。）が代表取締役を務める今勝建設に同工事を落札させることを合意するとともに、他の指名業者の入札金額を今勝建設のそれを超える金額とする旨協定したという談合の事案である。

組合では、昭和６１年の設立当初から、組合主導による談合を行ってきていた。すなわち、組合では、熊取町発注の建設工事を、あらかじめ定めた順番に従って順次

落札し、２巡目からは落札金額が低かった業者から順次落札するというルールを定め、組合員が均等に落札できるようにする一方、チャンピオンと呼ばれる落札予定業者は、ボーリングと称して町役場の担当部署に行き、積算書類等を示しながらその示唆を得て設計金額を探り出し、これを基に予想される入札予定価格に近い入札金額を決め、他の指名業者にはこれよりも高額の入札金額を決めてこれで入札するように指示し、その際、各指名業者が提出する参考内訳書の原案を渡すという方法での談合を繰り返してきていたのである。その談合体質には根深いものがあるとともに、このような談合を繰り返した末に行われた本件犯行は、組織的、計画的な犯行であり、また、常習的な犯行である。

さらに、本件談合において、被告人らは、談合破りを防止するため、現場説明会の後設計図書を回収して他の入札業者に積算させないようにしたり、他の入札業者に対して当日になるまで入札金額を指示しないなど、入念な方法をとっているのであって、この点でも悪質である。

本件談合に従って入札が行われたことにより、今勝建設は６億３０００万円で落札しているところ、落札率は９５．８パーセントと高い。本件談合が行われず、自由競争が行われていれば、今勝建設からの下請価格等からしても、相当に低い価格で落札されたと予測されるところであり、被告人らは、多額の町民らの税金をいたずらに消費させ、食いものにしたといえるのであって、結果も到底軽視できない。

被告人ら４名を個別にみても、組合の代表理事であった被告人Ａは、熊取町長に対して経審点の上乗せを働きかけて実現し、地元企業により入札を独占しやすくして、組合の談合体質を温存強化するのに寄与してきた上、本件においては、前記のとおり、落札業者を自らが実質的に経営する今勝建設と決め、指名業者からの設計図書回収を指示したり、被告人Ｂ(N.A.)（以下「被告人Ｂ」という。）に対してチャンピオンとして行う作業を指示するなど、中心的な役割を担っている。また、被告人Ａは、（・・・２行にわたる空白・・・・・・・・・・・・・・・？・・・・・・？・・・・・・？・・・・・・？・・・・・・・・・・・・？）その規範意識も低いといわざるを得ない。

被告人Ｂにおいては、組合の専務理事をいう重要な地位にあって、本件以前の談合においてもこれを主導し、本件では、被告人Ａの指示を受け、ボーリングをして入札予定価格を算出した上、入札金額を決定し、設計図書の回収を指揮し、参考内訳書を作成して他の入札参加者に配布し、他の入札参加者にそれぞれの入札金額を指示するなど、不可欠の重要な役割を果たしている。

被告人Ｃにおいては、今勝建設の代表取締役として、持ち回りでチャンピオンとなって工事を受注して利益を得るうち、被告人Ｄ(T.K.)（以下「被告人Ｄ」という。）に

おいては、組合の事務責任者としてチャンピオン業者から渡された参考内訳書を指名業者に渡したりするなどして談合に加担し、組合の職員として給与を得るうち、本件犯行を敢行しているのである。

以上によれば、被告人Ａ及び同Ｂの刑事責任は相応に重く、被告人Ｃ及び同Ｄの刑事責任も軽視し得ない。

しかしながら、他方、本件談合による損害金額については争いが残っているものの、熊取町は、今勝建設に支払う請負代金について、本件談合による損害金と相殺することとしており、実質的にみれば町が受けた損害の回復は図られていること、組合は実質的に解体し、少なくとも組合を舞台とした談合が再発することは考えにくいこと、被告人４名において事実を認めて反省の態度を示していること、（空白・・・・？・・・・？・・・・？・・・・・？）被告人Ａ、同Ｂ及び同Ｄにおいては、それぞれ組合の代表理事、専務理事、職員を辞しており、今勝建設も組合を脱退していること、被告人Ａについては、１００万円を贖罪寄付していること、弟が当公判廷に出廷し、今後被告人Ａの監督を誓っていること、健康状態が優れないとこ及びその年齢、被告人Ｂについては、本件談合に加担したことにより得た５２５万円を返還していること、長男が当公判廷に出廷し、今後被告人Ｂが本件のような犯行に及ぶことのないよう協力する旨誓っているＡ及び同Ｂとの関係では従属的な立場にあったこと、妻が当公判廷に出廷し、被告人Ｃが反省している旨供述していること、健康状態が優れないこと、被告人Ｄについては、やはり被告人Ａ及び被告人Ｂとの関係では従属的な立場にあったこと、今後の就職先が確保されていること、との妻が当公判廷に出廷し、被告人Ｄの指導監督を誓っていることなど、それぞれの被告人にとって酌むべき事情も存在する。

そこで、これらの事情を総合考慮し、被告人４名に対しては、それぞれ主文掲記の刑に処した上、刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

平成２０年３月２８日

大阪地方裁判所第１３刑事部

裁判長裁判官　　宮崎英一㊞

裁判官　　三上孝浩㊞

裁判官　　鮫島寿美子㊞

平成20年 12月熊取町議会定例会会議録

平成20年12月３日開会 平成20年12月19日閉会（より抜粋）

【この前大幅に省略】

過去の入札における熊取建設業協同組合及び加盟業者への損害賠償に関する決議

熊取町における公共工事入札については、その平均落札率が異常な高率（95～97％）であり、長年にわたり『談合疑惑』が議会でも取り上げられてきたが、それを立証する手立てが無く『疑惑』のまま推移してきた。

2007年10月熊取町において、熊取建設業協同組合幹部と組合員企業による町営大原住宅第二期工事の入札についての談合が発覚し、熊取建設業協同組合北川一彦理事長ら組合幹部と今勝建設株式会社[redacted]代表取締役の４名が逮捕・起訴され、2008年３月28日有罪判決が下された。この事件を契機として、熊取町においての入札制度改革がようやく始まった。

〇裁判において明らかになったこと。

１．２月８日、初公判において検事は、４被告らが町営大原住宅第二期工事において悪質な談合をした事、しかも、長期にわたって計画的・常習的に談合を繰り返してきた事を厳しく糾弾する論告を行った。

２．３月28日、宮崎英一裁判長は「組合は1986年の設立当初から談合を主導しており、組織的な犯行」と述べ、被告４人に執行猶予付きの有罪判決を下した。被告らは控訴せず判決が確定した

以上の事から、長年の『談合疑惑』が、検察論告及び判決文の指摘「談合は長期にわたって計画 的・常習的に繰り返されてきた」により裏付けられた。検察調書と論告、判決文などにより事実を確認し、過去の入札における不法行為に対し、毅然たる方針のもと、法的な損害賠償を求めるべきである。さらに、刑事裁判の被告企業・今勝建設が原告として熊取町を訴えた裁判においての主張は、談合を行なった当事者としての反省が一切感じられないものであった。

よって、熊取町が「過去の入札」について損害賠償を提起することは、長年続いた談合関係業者の不法行為による損害を回復するものである。貴重な税金を犯罪行為により不当に搾取された熊取町民の厳しい怒りの声を汲み取り、実現させるため、また、時効の問題もあることから、早急に英知を結集した取り組みを行うことを強く要望する。

以上、決議する。

平成20年12月19日 大阪府熊取町議会

以上が決議文の内容でございます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

【以下大幅に省略】

議長　この採決は起立により行います。 本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。〔起立 11名〕 起立多数であります。よって、過去の入札における熊取建設業協同組合及び加盟業者への損害 賠償に関する決議は可決されました。

資料；第３

資料４：2009.3.住民監査請求.doc

2009年（平成21年）3月3日

熊取町監査委員　各位

熊取町職員等措置請求書（住民監査請求）

1. 請求の要旨

A. 請求の対象　中西誠熊取町長

B. 対象の行為　平成18年度の大原住宅建替第二期工事の入札談合事件が平成19年10月に発覚して、[redacted]今勝建設（株）社長と北川一彦熊取建設業協同組合（以後は組合と略す）理事長ら４名が競売入札妨害（談合）容疑で逮捕、起訴された。この刑事裁判の論告において、検察は組合幹部の主導により組合企業が「長年にわたって計画的・常習的に談合を繰り返してきた」と被告人らの供述その他の証拠にもとづく事実を指摘し、本件入札談合を断罪した。大阪地裁宮崎裁判長は「組合では、昭和61年（1986年）の設立当初から組合主導による談合を行ってきた。」（平成20年3月28日判決）と検察論告の事実を認め、４被告に有罪判決を下した。被告らは控訴せず、判決は4月12日に確定した。

以上により、熊取町は組合業者と不当に高い工事契約を長年にわたり数多く結ばされ、巨大な社会的経済的損害を被ってきた事実が明らかになった。にもかかわらず、平成20年1月に就任した中西熊取町長は、判決確定後も真相を解明し、組合企業と組合幹部らに対して熊取町の損害賠償請求をするなど町民の損害回復と町政への信頼回復とに取り組むべきところ、いまだに実行していない。

C. 理由

(1) 昭和61年の組合結成以来、熊取町の入札案件の多くは、組合主導の談合による不当に高い契約であった。「多額の町民らの税金をいたずらに消費させ、食い物にし」（判決）て、各企業は多くの利益を不当に獲得し、組合は上納金を得た。熊取町に巨大な損害を与えた組合幹部と組合企業の責任は重大である。

(2) 上垣前町長は談合発覚後の平成19年11月12日「工事関係者が談合罪で起訴され、行政の長として責任はまぬがれない。12月19日の町議会最終日で辞職する」と意思表示して、町長４期目の５ヶ月余を勤めただけで、真相解明と損害回復の責任をも果たす努力を怠ったまま慌ただしく辞任した。

熊取町の請負契約全体の落札率（予定価格に対する落札価格の比率）の平均は平成15年度97.5%、16年度96.5%、17年度97.7%、18年度93.6%、19年度10月まで92.0%であった。熊取町の入札については、「指名は適切か」「一般競争入札がなく、指名競争入札と随意契約ばかり」「ランク付けが不透明」「落札率が異常に高率」など問題点や「談合疑惑」が、以前から公然と指摘されていた。

確定判決とその事実認定の基礎となった供述調書によれば、談合発覚まで長きにわたって組合幹部とチャンピョン（組合の落札予定企業）は、ボーリングと称して複数の担当部署を巻き込み精度の高い談合入札を実行していた。また、北川一彦理事長は経審点の上乗せや大原住宅第２期工事の地元業者指名などを上垣正純前町長に働きかけて実現した。前町長が組合の談合の企てに同調し、談合防止の施策を実施する努力を怠った責任は重い。

(3) 平成20年1月に就任した中西町長は、4月に刑事事件の判決が確定して住民や議員から過去にわたる損害回復を求める要望や意見があっても拒否し、必要な行政の努力を怠った。そして、12月19日熊取町議会が「過去の入札における建設業協同組合及び加盟業者への損害賠償に関する決議」を議決したにもかかわらず、未だに必要な真相解明と適切な損害回復の措置を怠っている中西町長の責任も軽視できない。

D. 生じた損害

(1) 巨大な損害のうち、組合企業による損害に限定し、損害賠償請求を事件発覚の年度（平成 19 年度）から過去５年間に限定（平成 15 年～19 年度）して、次の損害を熊取町は最大限に回復するよう努めなければならない。

談合発覚後に組合企業が排除されて平成 19 年度 12 月から再開された 18 件の入札において 13 件が最低制限価格で落札され、さらに平成 20 年度の 48 件すべてが、最低制限価格で落札された。また、過去５年間に全 289 件の入札のうち落札率 90%（談合の可能性が高い）以上を除くと 49 件のうち 32 件(65.3%)が最低制限価格での落札であった。以上により、談合のない状況での競争入札は最低制限価格で落札され可能性が極めて高いことが明らかである。この期間、組合企業が落札した案件 186 件（係争中の大原住宅第２期工事の損害にかかわる今勝裁判など２件は除く）を「判決が事実認定した談合」によるものと判断して、熊取町に生じた企業別の損害金額は、企業ごとの落札合計と最低制限価格の合計との差額として、一覧表の通り組合企業 26 社 186 件の合計の損害賠償請求額は９億 6869 万 5750 円（税込み）である。

(2) 巨大な社会的経済的損害の要因となった談合を主導した組合幹部の責任は重大であり、上垣前町長にも怠る事実があり責任は重く、相当の損害賠償の責任がある。また、その後、熊取町は入札改革の一歩を踏み出したが、中西町長が刑事判決確定後には速やかに真相の解明と損害回復に取り組むべきところ、その努力を怠っているため損害の回復が遅れている。

E. 請求する措置

地方自治法 242 条第 1 項にもとづき、監査委員が下記４項の実行を通じて熊取町の損害回復をはかり、町政への町民の信頼回復につとめるよう中西町長に勧告することを請求します。

記

（1）組合企業には反省と町民への謝罪を求めるとともに、談合による損害として、別表の通り組合企業 26 社に対して９億 6869 万 5750 円（税込み）を損害賠償させる。

（2）組合元幹部には町民への謝罪を求めるとともに長期にわたり談合を主導した北川一彦組合理事長には 5000 万円を、西尾明治専務理事には 4000 万円を、[redacted]組合職員には 2000 万円を損害賠償させる。

（3）上垣正純前町長には真摯な反省を求め、3 期目の「退職金 1094 万円」（４期目５ヶ月分の退職金は受納せず）と「4 年 5 ヶ月の報酬総額(5557 万 5000 円)の 20%＝1111 万円」及び町長が北川一彦理事長に依頼した自宅改修費での「値引き額 800 万円」などの合計 3005 万円を損害賠償させる。

（4）中西誠町長には、反省を求め、大阪地裁の刑事判決確定の 4 月に遡って報酬(76 万円)の 10%を減額し、誠実に過去の損害回復に取り組むまで減俸措置を継続する。

事実証明の添付資料

(1) 大原住宅立替第二期工事談合事件の 2008 年 3 月 28 日大阪地裁判決 4/14 確定。

(2) 損害賠償の対象となる熊取建設協同組合談合企業及び各賠償請求額の一覧表と付属資料。

(3) 2008 年 12 月 19 日「過去の入札に[redacted]損害賠償に関する決議」熊取町議会。

(4) 談合発覚当時の新聞各社インターネット報道と入札問題調査特別委員会議事録の一部写し。

２．住民監査請求人 （２１）名　住　所　大阪府泉南郡熊取町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　業 ＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞　次ページに続く

資料；第 5-1（2）

2010. 1. 7.

中西 誠 町長

熊取町を良くする住民の会･代表幹事
大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-1-23 大浦正義
同 桜ヶ丘 2-1-13 柗野隆一

12 月議会決議の実行を求める要請

平成 21 年度 12 月 22 日、12 月議会・本会議において、私たちが求めた議会請願「中西町長に恒常的談合による損害の賠償請求を求める決議」（※1【請願の趣旨】12 月議会において「中西町長は、平成 21 年度中に住民訴訟の原告主張を受け入れて、熊取建設業協同組合と 23 業者及び組合幹部に対して、過去５年分の損害賠償請求を実行せよ」:）が、賛成２／３の多数（議長を除く在籍議員数 14 名のうち賛成８：反対４：棄権２）で議決された。また、その直後に、平成 20 年 12 月議会決議（※2・賛成 11）と同趣旨ではあるが、私たちの住民訴訟の進展と議会請願の内容を踏まえた新たな決議（※3）も議決された。

私たちは、町長がこれらの議決を遵守して、次の二つの準備書面を大阪地方裁判所に提出するよう要請する。

(1)町長は、今勝裁判【平成 20 年(ワ)第 2364 号】の応訴にあたり、刑事判決文などの確定刑事記録（以下、刑事記録）と町独自の調査結果とにもとづいた地裁準備書面および控訴理由書において、過去の恒常的な談合についての事実認識をもって応訴した。この事実認識にもとづき、２月 10 日第４回公判までに、「不知」連発した準備書面を改め、新たな準備書面を提出すること。

(2)そして、①談合の被害者として町長が入手した多数の組合業者の調書など恒常的談合を立証する刑事記録と②今勝裁判の準備調書で主張した「町の独自の調査」の記録と証言、③指名審査会の議事録や組合に渡った指名業者表など入札指名の関連資料、及び④落札業者・チャンピオンのボーリングの対象となった職員及び目撃職員の証言、などの証拠と証言の書証を添えて、恒常的談合をさらに立証する準備書面を２月中に提出すること。

1. 裁判の経過と論点は何か？

(1) 中西町長・被告の態度と問題点；

①今勝裁判【平成 20 年(ワ)第 2364 号】の町の平成 20 年５月７日第一回被告（町）準備書面おいて、刑事記録が認める事実だけでなく、町の独自調査にもとづいて、「本件談合入札が建設業協同組合の主導でおこなわれ、しかも、それ以前から行われていたことが判明した」と主張、大原住宅第二期工事談合だけでなく、過去から恒常的な談合があったと主張した。また、それらの事実を根拠に、組合と今勝建設、４業者を指名停止し、その他の 18 の組合業者には指名回避の措置をとったと主張した。

②町長は議会答弁では、町が各工事の個別具体的な証拠を上げて立証する必要であるから、過去の談合の損害賠償の請求も、訴訟提起も出来ないと主張した。また、平成 21 年３月議会で、証拠を見つけるために、議会も協力して欲しいと、議会に調査を求める発言をした。しかし、議会に設置された百条委員会が、調査のために町の持つ刑事記録の提出を求めたところ、中西町長は拒否した。この中西町長の言行の不一致は住民への背信行為である。

③2009 年５月 28 日住民訴訟を提起した日のテレビ報道のインタビューで中西町長は「今、調べたところ談合はなかった」と公言して、大原住宅第２期工事談合の一件の他には、談合はなかったと町民に印象づけて、住民の批判の高まりを回避しようとした。

資料；第 5-2（1）

④中西町長が住民訴訟に応訴した答弁書では、原告・住民が刑事記録を引用して指摘した恒常的談合についての多くの事実について、ほとんどを「不知」として、第三者のように振る舞い、原告と敵対(利益相反)している。これは、住民自治の本旨に反する態度である。

(2) 7月10日第一回公判：裁判長は、次回公判 (9/30) までに相手方・組合業者ら対して、原告が指摘した恒常的談合の各工事について談合したか、★認否するようにと指示した。

(3) 9月30日第二回公判：

①相手方業者らは、裁判長が指示した★認否を実行しなかった。相手方は、何時、何処で、誰が、どのように談合をしたのか、各事項の具体的な事実を指摘するよう原告に要求した。

②原告は、「すでに起訴状で恒常的談合の構造を明らかにしたが、各工事の談合の詳細については、捜査権のない原告には個別・具体的に立証することは不可能であるが、組合主導のもとで、どのように談合が実行されていたか、恒常的談合の概要を明らかにする」と答弁した。裁判長を原告の主張を認め、相手方に再度★認否することを求めた。

(4) １２月４日第三回公判

①原告は、157件（落札率95%以上、または、検察調書・談合一覧資料にBランク公共工事）の入札について、入札日、入札参加業者と落札業者（チャンピオン）、その入札金額を一覧表資料で明らかにした。そして、町の入札業者への指名通知、チャンピョンの確定、談合における現場説明の意味、チャンピオンによるボーリングの時期と方法、チャンピオンによる落札金額の決定、他の業者への入札金額の指示の場所と方法、入札日の入札監視行為とチャンピオンの落札確認、賦課金（落札金額の１%）徴収まで、組合主導の恒常的談合の構造のなかでの組合と組合業者の依存関係、談合の具体的プロセスの概要を明らかにした。（原告の準備書面２）

②相手方代理人（弁護士）は、原告が各工事の談合の各事項を個別・具体的に立証していないと執拗に主張した。これに対して、原告代理人は、恒常的談合が組合主導のもとで、指名から入札日の前後２週間に、組合によるチャンピオン確認、チャンピオンによるボーリングと入札価格決定、他の指名業者への入札金額の指示など、各工事の談合を立証したと答えた。

③裁判長は、原告の主張を受け入れて、相手方に対して次回の公判日（第４回公判）2月10日までに★認否するように強く求めた。さらに、相手方に対して、認否出来ないなら、なぜ認否出来ないか、その理由を説明するように求めた。

2. 中西町長は、議会決議を遵守して、訴訟姿勢の転換を。

刑事事件の裁判においては、裁判所は捜査権をもつ検察・警察に犯罪について厳しく具体的な立証を求めるのが原則である。しかし、損害賠償請求の民事訴訟においては、裁判所は捜査権の無い被害者に厳密な立証責任を負わせていない。損害賠償をさせるためには、違法な行為により損害を受けた被害者が、その原因を作った者に対して、損害発生の事実関係が分かるように可能な限り合理的に立証すれば足りる。第３回までの審理の流れが、原告に有利に展開しているのは、原告が確定判決など刑事記録と町の資料にもとづいて、恒常的談合による町の損害について事実関係を可能な限り合理的に立証するように努めて裁判を進めているからに他ならない。

中西町長が、原告・住民と敵対する従来の態度を転換し、３つの議会決議を遵守して、恒常的談合の事実を明らかにする上記二つの準備書面と書証を速やかに提出すること、及び、過去の恒常的談合により熊取町に損害を与えた23業者と熊取町建設業協同組合、組合幹部らに対して損害賠償を請求する態度を明確にすることを要請する。

資料；第5-2(2)

町建設工事をめぐる住民訴訟の最高裁判所決定について（控訴審判決が確定しました。）

熊取町HPより

標記の住民訴訟に関し、平成25年12月17日に最高裁判所より上告を棄却するなどの決定がなされ、控訴審判決が確定しました。（12月18日に同裁判所から決定調書の送達が本町にありました。） この上告は、控訴審判決を不服として、控訴人（町長）の補助参加人（建設業者ら）から提起されていたものです。

控訴審判決では、熊取建設業協同組合（解散）の主導により談合がおこなわれた町発注の建設工事を144件と認定（推認）し、町の被った損害を3億7，474万9，725円と認めるとともに、建設業者23者及び個人2人に対し、それぞれの認定額及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよと命じています。

町といたしましては、この判決の内容を重く受け止め、今後は建設業者らに対する損害賠償金等の請求や入札参加停止措置の検討など、速やかに必要な対応をおこなってまいります。

最高裁判所における決定内容

第1 主文

1 本件上告を棄却する。

2 本件を上告審として受理しない。

3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

注）民事訴訟法第312条：上告の理由、民事訴訟法第318条：上告受理の申立

住民訴訟の経過

● 平成21年5月28日（訴訟提起）

「平成15年から19年までの町発注工事のうち、熊取建設業協同組合（※平成20年3月に既に解散）加盟業者のみで入札が行われ、同加盟業者23者が落札した工事157件について、談合が行われ町に損害が生じているとして、各工事の契約額と最低制限価格との差額の総額8億5，983万9，750円を当該23者に、また談合を主導したとして、組合幹部であった元理事長に5千万円、元専務理事に4千万円、それぞれ損害賠償請求を行うことの義務付けを町長に求める。」として訴訟提起

●平成24年6月8日（第1審判決）

請求対象工事157件のうち144件について、組合の主導により談合が行われていたものと認め、合計5億5，732万4，775円を建設業者23者及び個人2人に対し、それぞれの認定額を町へ支払うよう損害賠償請求を行うことなどを町長に命じた。

●第1審判決後、判決を不服とする（第1審被告）補助参加人からの控訴提起

●平成25年5月10日（控訴審判決）

請求対象工事157件中144件については、組合の主導により、入札に参加した組合加入業者の間で談合が行われたものと認定（推認）され、町の被った損害については、第1審での認定額5億5，732万4，775円を変更（減額）し、合計3億7，474万9，725円と認め、建設業者等に対して、それぞれの認定額（合計）を熊取町に支払うよう損害賠償請求をすることを熊取町長に命じた。

●控訴審判決後、多数の（上告人兼申立人）補助参加人（建設業者ら）は、この判決を不服とし上告

●平成25年12月17日（最高裁判所の決定） 上告の棄却決定等により、控訴審判決が確定

報　告

２０１３年１２月２０日

熊取町長　中西　誠　殿

熊取町を良くする住民の会

代表幹事・大浦正義　熊取町大久保南 5-1-23

・柗野隆一　熊取町桜ヶ丘 2-13-1

住民訴訟の判決確定に伴う要望書（2）

２０１３年１２月１７日、最高裁は、相手方（元談合組合の２３業者と幹部２名）による上告棄却決定を下し、高裁判決が確定して、既に１ヶ月余りが過ぎた。この間、１２月２０日に提出した要望書についての回答があり、要望の趣旨とその回答にもとづく懇談を今年１月１７日にもった。

大阪高裁が認めた損害回復は、組合業者の約２０年間にわたる恒常的談合による町の損害のわずか５年分に過ぎず、平成２０年６月６日から支払日まで年５分の遅延利息を加えた賠償金総額は約４億５千万円である。

その懇談の中で、明らかになったことは、一つは、既に損害賠償金等を支払った３業者を除いて、２０業者と幹部２名に対して２月１４日を期限として、損害賠償金等を請求したこと。１４日損害賠償請求に応じなかった相手方に対して、損害賠償請求訴訟を提起すること。そして、強制手段をもって、損害賠償金を回復する予定であること。昨年６月の高裁判決後７月初旬に２業者が、その後１業者が損害賠償金等を支払った。３業者が談合発覚から６年余、刑事判決から５年８ヶ月、議会決議から５年、住民訴訟を提起してから、４年７ヶ月が過ぎて、ようやく判決が確定した。中西町長は、従来の態度を改め、各相手方から確定判決に従った全賠償額を着実に回収し、公正な自由競争の入札業務を確保するなど、町政に対する町民の信頼回復を継続的にはかるよう下記の項目について、実行するよう要望する。

記

一、履行確保に向けた取り組み

１．談合を行った業者から、本件各談合を反省し、二度と談合を行わないことを誓約する旨の書面及び速やかに判決記載の損害賠償を履行（既に賠償した二業者を除く）することを誓約する旨の書面を直ちに提出させること

２．上記書面の提出と損害賠償の履行に着手しない業者に対しては、直ちに指名を停止または回避すること

３．上記書面を提出した業者名を広報「くまとり」に掲載すること

資料；第 6-2（1）

４．損害賠償請求権を保全するため、対象業者に対する財産の保全措置を直ちに行うこと、及び既に資産の隠匿を図った業者らに対しては、隠匿財産の調査を行い、しかるべき保全措置を直ちにとること

５．町長の職務怠慢により、賠償金に回収不能金が生じた場合、その全額を弁済すること。

二、談合再発の防止に向けた取り組み

１．熊取町の入札に参加する全業者に対して、「談合行為など違法行為は一切行いません。談合摘発に協力します」という内容の誓約書を提出させること

２．入札参加を近隣市町・堺市と泉州８市４町の業者に求めて、公正な競争入札の条件を熊取町において確保し、関係市町にも同様の措置をとるよう要請し、実現すること

３．入札監視委員会の拡充と公開をはかり、工事名や入札参加業者、入札金額と落札金額、落札率等を含め、議事録の詳細を公開すること、さらに、入札の結果、違法行為の疑いが生じた場合、厳正に対処すること

三、住民要求や議会議決と誠実に向き合って、回収した損害賠償金の使途決定

１．「子育て支援」施策のいっそう拡充にあてること

２．平成２４年６月議会における「議会のインターネット中継実施を求める請願」についての議会議決を尊重し、速やかに実現すること

以　上

2014年9月2日

熊取町議会議長　渡辺　豊子　殿

北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願

請願者　氏名　　印　住所:熊取町

【請願の趣旨】

北川一彦氏(以下、北川氏)と今勝建設㈱(以下、今勝)は、賠償金支払いについての裁判上の和解協議で、月2万円(年額24万円)を支払う旨を意思表示した。これは、彼らが負担するべき賠償金の遅延利息にも満たず、「町に賠償金を完納する意思はない」との意思表示である。

熊取町は、この不誠実な北川氏と今勝との和解協議を打ち切り、裁判所に判決を求め、判決後、遅滞なく裁判所に債権者破産を申し立てることを請願する。

【請願の理由】

1．平成20年3月大阪地裁は、大原住宅第二期工事談合は、建設業共同組合（以下、組合）の理事長・北川氏らが主導した恒常的談合の結末だと指摘する有罪判決を下し、判決は4月に確定した。

平成21年5月に住民訴訟が提起され、大阪地裁と大阪高裁は、慎重な事実審理の結果、組合の恒常的談合144件を認定し、相手方25者に対し、損害賠償を請求するよう中西町長に命じた。

2．平成25年12月17日の最高裁決定により、高裁判決が確定した。賠償金額は、計約3億7千万円であるが、これに対する平成21年6月6日から、支払済みまで年5分の遅延利息を加算した賠償金の合計は、約4億5千万円である。12月20日、町は北川氏に5千万円（不真正連帯責任）、今勝に約1,593万円（遅延利息は年約79万円）など賠償金未払いの相手方に対し、賠償金を請求し、さらに平成26年3月4日に仮執行宣言付きの損害賠償の請求訴訟を提起した。

3．平成26年7月末日までに9者が賠償金を完納し、5者が一部を前払いした結果、賠償金の回収合計は、約1億6,563万円になった。そして、町は、賠償金を支払う意思がある12者の各賠償金の完納に向け、分割払いについて和解協議中である。一方、北川氏と今勝の「月額2万円を支払う」との意思表示は、「賠償金を完納する意思がない」と宣言したに等しい。賠償金は、数年のうちに完納するべきであり、これに反する和解条件を町は認めるべきではない。彼らは、誠実に和解協議に向かっている人々の賠償金支払い意思に水を差し、賠償金の全額回収を妨害する役割を果たしている。

4．北川氏は、組合を実質的に支配し、組合資産を私的に流用していた実績がある。また、北川氏は、今勝の不動産（土地・建物）に、娘婿・矢野正憲議員や一族を住まわせ、住居費など多額の経費を供与したり、親族の企業に、資産・資金を不当に隠匿または流用したり、疑惑が多い。そして、大阪府信用保証協会は、今勝の不動産に根抵当権を設定し、極度額を9360万円としていたが、デフレ進行下で、その不動産価値は半額ないし三分の一と想定され、担保価値は相当に減額していた。

5．8月12日熊取町議会の政治倫理審査会において、矢野議員は①「保証協会が、今勝の借金・約1億5千万円を代位弁済し、今も、今勝には巨額の残債がある。」②「今勝の不動産価値は、約1,500万円程度であった。」③「信用保証協会の職員が、我が家を訪問して、私に買い取るよう求めた」等、不審な証言をした。審査会からの質問に対する保証協会からの回答により、③がウソだと判明した。8月29日審査会では、「③は、私の思い違い」と弁明したが、その他の弁明にも、疑惑が多く残った。

以上の通り、北川氏も今勝も、その負債・借入金と資産・資金の流れは、未解明であり、真相は闇の中である。町は、「請願の趣旨」の通り、北川氏と今勝の破産を裁判所に申し立て、裁判所が指名した管財人による真相の解明をえて、賠償金を公正・厳格に回収するべきである。　　以　上

資料；第6-3

議会議事録より

請願第３号：

北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願

熊取町議会:議録〔平成26年9月定例会〕〔総務文教常任委員会〕平成26年9月22日（月曜）

委員長（白間泰男君） 議会会議規則第92条第１項の規定に基づき、本委員会へ出席を求められました紹介議員は前のほうへ着席願います。それでは、請願第３号 北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願の件を議題といたします。本請願書の朗読につきましては、９月12日の本会議において行っておりますので、省略いたします。

なお、紹介議員から補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。

議員（藤本 龍君）：先ほど９時半から請願者による説明等が行われました。あれは議事録に載っているんですか。載らないんですね。非常に重要なことをおっしゃられておりました。ここの前列にいらっしゃる各おのおのの議員、やはり生の住民の方の声を受けとめて真摯に判断していただきたいと思います。

政治倫理審査委員会の場におきまして、多数決では、矢野議員の不信任と第１項目めの詐害行為については３対３という半々、過半数を割れたために３分の２には至らなかったから否決されましたが、３対３という重要な数字を得ているわけですよね。

結局、何を言いたいかというと、矢野議員の不明瞭な取引に関しては、我々は警察でも裁判所でもありませんので法の執行権がありません。言ってみると、言った者勝ちの状態になっているわけですよ。矢野議員は、政治倫理審査会において当初の発言を覆しております。記憶違いというびっくりするような答えでひっくり返して、ああいう発言自体がにわかに信じがたいというか、非常にうそも含めたもうまことに信じがたい発言されておりますので、私はあれ、真実ではないと思います。矢野議員が主体的に動いて、土地を主体的に買ったと思います。残念ながら、我々議員も強制力がありません。

ですのでこの請願、債権者破産というのは、唯一執行権、調査権を有しているのは裁判所もしくは警察です。ここにもう委ねるべきではないかと。実質、月２万円の弁済額というのは、実際払えませんと言っているのと同等やと思うんですよ。その辺も十分に皆さん、この２万円の価値ですよね、ほんまにそれでいいのか。ある意味モラルハザードを起こしていますよ。聞くところによると、ある方が矢野議員のチラシを持って保証協会に行ったらしいですわ、事業用資金を借りている方がね。「これ、熊取町議会議員がこんなことをやってるんやったら、わしの借金、わし自己破産して息子に家を買わすけどええんかこれ。」ここに政治倫理審査会の委員の方もいらっしゃると思いますけれども、このようなモラル破綻が、モラルハザードですわ、起きているんですよ、現場で。恥ずかしくないんですか、そういう態度をとられた方は。住民の方からすると、町民の代表である議会議員の方が率先してやっていることやったら、このスキームに乗ってわしも借金をチャラにしたれというふうな流れに

なっているんですよ。町民の、住民の方を代表する議員として私は非常に恥ずかしい結果を政治倫理審査会で出したと思います。

話をもとに戻します。結果として、我々には調査権がありません。お金の不透明さについては、請願人の大浦さんが書いておりますように、やはり資金的なことに関しては非常に疑念が多いというふうにここに記載されていますよね。このまま泣き寝入りするのではなく、債権者破産という公が用意した唯一残された道をとるべきことによって、本当のところはどうかというのを私は追及すべきやと思います。たった２万円の弁済金など、全然熊取町に対して誠意を見せておりません。それが現職議員の義父である方の答えかと。また、血縁であるのならば何でもっと、熊取町の町民の利益を優先する議員が横におるわけですから、よう２万円で許したと思います。やはりこれは、もう我々、政治倫理審査会もこういうお粗末な結果を残したわけですから、司法の場に委ねて適正に、もうクリアにして全てを明らかにする必要があると思いますので、私はこの請願を支持するわけであります。以上です。

委員長（白間泰男君）坂上議員、お願いします。

議員（坂上巳生男君）：今、藤本議員より肝心な点はほとんど述べ尽くされたかと思いますけれども、先ほどの請願書の補足説明の中でも重複して述べておられましたが、自己破産を申請していない北川氏が月額２万円の支払いで和解を申し込んでいると。月２万円の支払いでは100万円程度の車を購入してそれを５年間でローンで払うのと同じような程度の負担だと、そういうふうに具体的な例を述べておられました。月額２万円の支払いで何とか勘弁してほしいというふうな和解の申し入れというのは、ほかのまじめに損害賠償の支払いに応じようと努力しておられる業者の方々に対しても極めて悪い影響を与えると。そのことで支払いを渋る業者が出てくるかもしれない、そういったことも述べておられましたが、それは全くそのとおりだと私も感じております。

私は、北川一彦氏がかつて百条委員会の場で発言したことがいまだに脳裏に焼きついております。彼は、私の質問の中でそれに答えて平然と、「談合なんかやってません」と、そういうことを平気で言いました。それは、町営住宅談合事件で有罪判決を受けて、その直後に開かれた百条委員会とはまた別途改めて開かれた百条委員会の場での発言でした。そのときには町営住宅談合事件以前の過去の談合についての問題が焦点になってきた時期でありますけれども、その際に北川一彦氏は、「過去の町営住宅の既に談合になったことについても、談合なんかやっていませ」と、そんなことを平然と百条委員会の場で述べる人物でありました。そのことに対して私は激しい憤りを感じております。

彼は、建設業協同組合を創設した中心人物として熊取町の建設業界に多大な影響を与え続けてきた人物です。そして、彼が設立した建設業協同組合に加盟しなければ町の入札工事もとれないと、そういう状況の中で、多くの業者は談合の組織に加担することに対して一抹の良心の呵責も感じながら、恐らくはそうだったと思いますが、仕事をとるがために組合に加

盟して談合にも協力してきたと。その談合の張本人である北川一彦氏が、多くの建設業者が努力して損害賠償に応じようとしている中で「月々２万円の和解で何とかおさめてもらおう」ということを平然と述べていると、これは全くもって許しがたい、恥知らずの行為だと私は感じています。

これに対して、債権者破産という方法で損害賠償はとれるのかと疑問に感じておられる方もいるでしょうけれども、これまでの政治倫理審査会の中でも問題になりましたが、１億5,000万円の負債をまだ信用保証協会に対して残していると。その多額の負債が一体どこから発生してきたのかということについて、多くの方が不審に感じております。そのような負債がなぜ生まれるのか、その負債を生んだからくりがどこかにあるんではないか、北川一彦氏は巧妙な手口を使って資産を隠しているんではないかということに対して多くの方が疑問を感じております。そういった点を明らかにして、損害賠償をとれる可能性があるんであれば徹底して最後まで追及するということを申し立てているのが今回の請願だと私は感じております。ぜひ、この請願については誠実にご審議いただき、可決をしていただきたいというふうに思います。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）：再補足なんですけれども、恐らく町が今回の矢野氏の裁判、詐害行為の請求に関してお互い裁判し合って、いや町もとれるお金がないというふうな答えは、何か佐古委員がおっしゃってましたよね。あれ何でしたか。「町がとれる債権がないから裁判しない」とか言うてましたよね。何やったかな、「詐害行為取消不存在請求確認訴訟」において熊取町はとれる債権がないと言っていますけれども、それは単に今回問題になった矢野正憲が現在居住している土地建物に関しての登記簿謄本によるもの、もしくは熊取町の弁護士がすることは各種謄本、固定資産の名寄せ帳レベルやと思うんですよ。実際、捜査権がなければそこまででとまります、大体権利関係というのが。そこが限界なんですよね。トータルで例えばどこぞの銀行に幾らあるとかというのは、権限がないんでできないわけなんですよ。

私、税理士もやっていますけれども、そういう場合、税務署は調査権があるので、全て現預金を名寄せで集めてきます。その権限というのは恐らく熊取町の弁護士はないので、やってないはずです。やはりこういうふうな公の債権者破産の申し立てをすることによって、破産管財人というのはさまざまなノウハウを有しておりますので、恐らくはいろんなところ、あらゆる手段を通じて北川一彦の資産を洗いざらい全部名寄せで集めてきます。今、それをされていない段階で、「北川一彦の言いなりに、言うがままに、特に大久保の矢野正憲の家だけの登記簿で判断して、いやとれる財産がない」というのは、本当に何もやっていない、用意ドンで、はいやめましたみたいな状況だと思うんですよ。

やはり権限がある人、破産管財人が洗いざらい全て名寄せしてきますので、今は見えているのは大久保の登記簿、もしくはその他、北川一彦もしくは今勝建設所有の名寄せで上げて

きただけの不動産だけですので、流動資産は見えてないわけです。見れる権限がないですもん、警察じゃあるまいし、裁判所じゃあるまいし、熊取町の弁護士もしくは今回の執行のかかわった人らはそこまで調査権限がないんでね。それでいいんですか、北川一彦及び今勝建設に対する債権、月２万円の弁済で。何も調査しないで向うの言うがままで終わらすというのは本当にこれは任務懈怠に等しいと思うんで、皆さん、その辺よく考えてくださいね。

何ら調べ上げていないんですよ。大久保の土地だけで議論し合っただけですよ、政治倫理審査会。あれで非常にむなしいなと思ったのは、権限がなかったからですわ、調査権限ね。ですので、ここはもう公の破産管財人に委ねてきれいにしてもらいましょうよ。それで判断すべきやと思います。これ、ほんまに何もしてませんよ。「謄本だけの世界で、いや北川一彦は支払い能力ないんや」と、うのみにできませんよ、これほんまに、普通この辺の財産関係の仕事していた人から言わせていただくと。何ら調べ上げられておりませんので、よくよく請願者の趣旨及び債権者破産という、法がこのような規定を置いている趣旨を理解していただきたいと思います。既に現場ではモラルハザードを起こしていますので、それでいいのかという皆様の倫理観も問われているわけです。以上です。

委員長（白間泰男君）以上で補足説明を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見並びにご質問を承ります。ご意見、ご質問はありませんか。鈴木委員。

委員（鈴木 実君）今、藤本議員のほうからいろんな疑問点等を説明されました。

資産隠しというものがあるであろうということでこの請願が出ているわけですけれども、北川建設と一彦さんの資産が今現在マイナスということになっているんですね。１億数千万円のマイナスということになって、２万円でという形の話が裁判所のほうで進んできているということから始まっていると思うんですけれども、まず、銀行がお金を貸すときには、ある一定それになる担保物件というのは必要になってくるわけですよね。それは、家ほかいろんなもろもろのものを含めて銀行が担保として受けていると、とっているという形なんですけれども、これだけ債務超過した北川建設、北川一彦氏の、銀行としていかに資産を調べて、追加担保の要請とか請求とか恐らくされた中で、銀行が今まで保証協会との精算に来るまでは恐らく銀行もいろんなことを調べていると私は思うんですけれども、その中で、銀行がほかの追加担保をとらずして今１億数千万円の借金を保証協会と話を詰めた中でもう解決したと、その中で1,500万円で矢野議員が担保物件のついた家を購入したということなんですけれども、恐らく、そのほかには私はないんかなという気がするんです。ところで、これをまず通して破産宣告をせえと、北川建設は破産せえという熊取町が手続をとったときには、私ら、この請願に賛同して町にこういう行動を起こせと言った場合に、何もなかった場合、今の資産以外にないと、現金もないというときには、私は物すごく町民の方から、これ出された方は数人の方の署名で出されているんですけれども、熊取町民の方にどういう言いわけ

をするかということ。言葉はちょっと適当ではないかわからへんけれども、２万ずつ返しますという10年間返してもろうたら幾らになると計算できますよね。それではいかんのですけれども、誠意を持って返してもらわないかんのやけれども、これを破産宣告したらもう返さんでええわけですよね。破産宣告をすればもう２万円も返さんでもええという形になると私は思うんですけれど、その点どうなんですか。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）鈴木委員は、以前はやった「半沢直樹」というドラマを見られましたか。金融機関が全て万全じゃないんですよ。あれは事実に基づいていますよね。「半沢直樹」１では、ある会社が計画倒産して半沢直樹がその債権を回収に行くんですけれども、結局、海外のどっか預金口座へたしか隠しましたよね。

（「銀行に失礼ちゃうか」の声あり）

議員（藤本 龍君）いや、銀行に失礼じゃないです。銀行も金融機関の保証センターがあるんですよ、保証のデータ。その中でのやり取りは全て網羅していますよ。僕、税理士としてお客さんの借り入れをよく手伝っているんで、その辺の仕組みはようわかっているんで、失礼云々じゃなくて、それが実際なんですよ。預金の要はブラックリストに載る載らないという信用保証センターのデータは参照しますけれど、金融機関も、他の例えばオフショア銀行に口座があるとか、そこまで網羅していませんので、そこにポイとお金を放り込まれたら、それはわかるわけないですよ。もっと言うたら、例えばA銀行が、債権者ですね、もう簡単に言うたら、りそな銀行の人が、例えば今から押さえに行こうという人が泉州銀行に何ぼ預金が今あるかは全く知っていませんよ、金融機関が万全じゃないのでね。逆を言うと保証協会が万全じゃないです。どこぞのオフショア銀行、香港上海アンドバンクコマースみたいなところにぽっと放り込まれたら、バンク・オブ・アメリカとか放り込まれたらわからないですよ。言ったもん勝ちですよ。

金融機関が万全じゃないからこう私は言っているわけですわ。

あと、月２万円、コストですよね、200万円。コスト、それはかかりますけれども、モラルハザード起こしているわけですよ。そんなの社会的に、月２万円で年間24万円じゃないですか。借入金の金利にも満たない金額を返してもらうよりもそちらのほうをとるべきやと思うんですけどね。そんなコストコストと言うてたら、もっと議員の費用を減らしたれと僕は思うぐらいなんですけれどもね。

委員長（白間泰男君）鈴木委員。

委員（鈴木 実君）議員の報酬を減らしても私はいいと思いますよ、言うんであれば。ぜひ、やったらよろしい。でも、例えばの話をしているわけですよ。もし破産宣告で町がこれをやるということになれば、今の債権がゼロになるわけですよ。町がとろうとするものがゼロになるわけですから、破産ですからね。破産ですから、その辺を慎重に私は進めるべきである

ということを言うているんですよ。

委員長（白間泰男君） ただいま重光委員から紹介議員としてお願いがありましたけれども、いかが……（「紹介議員じゃないですよ」の声あり）（「委員として審議の発言をさせていただきたい」の声あり）

委員長（白間泰男君） いや、紹介議員の方と質疑しているわけでしょう。だから、もし紹介議員の質問やったらオーケーしますよ。（「審議に入ったでしょう。もう審議に入ったよね」の声あり）（「もう入っているわけですよ」の声あり）

委員長（白間泰男君） 審議に入っていますよ。（「だから、委員として発言させてもらえれば」の声あり）委員長（白間泰男君）はい、わかりました。重光委員。

委員（重光俊則君） 今、この手続がどうなるかということを言われていますけれども、全体的な意見を私はまず述べさせてもらいたいと思うんです。平成25年12月に最高裁の判決を受けて、熊取町は談合業者に対して損害賠償をしなさいという命令を出しました。損害賠償がない場合には強制執行しますということを伝えました。それで今、和解交渉が行われていて、10業者が既に完納しています。もうじき６業者が和解手続が完了したということで、議会に上げられるということになっていますよね。

そのように非常に多くの業者が誠実に短期間でちゃんと損害賠償金を支払おうとしているのに、今勝と北川一彦氏は、今いろいろ話題になっていますけれども、「月２万円程度でいいんじゃないか」というような非常に倫理観のない提案をしていると。月２万円といったら、2,400万円やったら100年かかるんですよ。100年かかるということは、もう払わないに等しいんですよね。そういうことを堂々と言っていると。そういう今勝、北川一彦さんの今の損害賠償金をどのようにして取るかということに熊取町は全力を挙げるべきだということなんですよ。

一般的に銀行から融資した場合、融資が払えなくなったという場合は、借りたほうも悪いが貸したほうも悪いというのがあるんですよ。だけれど今回の場合は、銀行の融資の貸し借りじゃなくて、「談合という犯罪によって熊取町に与えた損害金、これを熊取町に支払いなさい」という、そういう命令が町長から出ているわけです。それに対して誠意ある回答をしていない。今のままでいったら、今のままの強制執行は個別資産、いわゆる家と土地にしか回収権が及ばないです。だから、その資産は今、矢野議員がまさに持っている資産であって、もう今勝と北川にはないわけです。だからそういう意味で、負債があるとか払えるものはないと言っていますが、債権者破産申し立てを行うと、北川さんと今勝建設の総資産が引き当てになる。今の土地だけじゃなくて全ての資産調査をやるわけです。「全ての資産調査をして、その上でとれるものがあればそれをとる」という状況になるわけです。先ほど藤本議員が言われておりましたけれども、債権者破産手続をしますと、それが決定されたら債務者に破産管財人に対する説明義務を課すことができるんです。破産裁判所に対する重要財産開示

義務を課す、これは、これを違反したら刑事罰に処せられるんです。非常に厳しい状況に置かれるわけなんですよ。だから管財人は、今ある資産、土地建物だけでなく、全ての資産を調べるわけなんですよ。そういうことを今の状況は、町民は今勝建設と北川一彦さんがこれだけの損害を与えているのに月２万円しか払えない、今そういう状況は非常におかしいんじゃないかと。今、裁判行っていますけれど、「これで２万円を払えばいいというような非常に滑稽といいますか、言ってみれば悪質きわまりない」提言なんですよね。そういうところをやはり町がきちんと押さえていくんだということをするためには、今の資産状況を全て洗いざらいにすると。万一ない場合はとありますけれど、万一ない場合は、これは熊取町が最善を尽くしたということで熊取町民は理解できると思うんです。今のままで全く何もせずに、今勝建設と北川一彦さんがこのまま２万円ずつ払うことを認めるということは、短期間でもう16業者もきちっと支払おうとしている、そういう誠意を無にしてしまう、これに対して熊取町は何もできないということになるわけです。

だから、非常にまれなといいますか、これはなかなか少ないんですが、債権者破産申し立てをして管財人に全ての財産を開示させると。その上でとれるとれないというのは判断すべきであって、借金があるからないだろうというのは推測であって、預金がどこにある、誰にどこに通帳があるというのは全然わからないわけです。そういうところをきちんと管財人に調べさせて、それを開示した上でとれるものはとるというのがこの手続なんですよ。だから、そういう手続を熊取町がきちんと踏んでいくというのが、これは銀行から借りて返せんようになった金じゃなくて、犯罪によって町に与えた損害金を町が回収すべきことなんですよ。それに対して最大限の努力をするという意味でこういう手続をしないといけないというのがこの請願なんですよ。だから、そこをよく理解してもらって、今借金があるからないだろうというんじゃない。これは、今強制執行しても押さえる資産はないんですよ、もう矢野さんが持っているから。北川さんと今勝建設には資産がない状態になっているんですよ、表上。だから、そういう状態じゃなくて、全ての財産を明らかにしてもらって、本当に払えんのなら月２万円でもしゃあないということにすべきかもわかりません。

だから、そこを明確にして、実際、とれるものがあるんであればとれるということをすべきということでこの請願が出されているわけで、よくその辺を理解していただいて賛成していただきたいと思います。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）鈴木委員にお聞きいたします。鈴木委員は、毎度毎度上位当選されて、非常に支持者も多いと思います。鈴木委員の支持者に対して……（発言する者あり）

議員（藤本 龍君）わかりました。皆さん、そしたら、これ今、重光委員が全ておっしゃられたと思うんですけれども、犯罪によって生じた町の損害賠償請求権なんですよ。貸付金とかいうそういう債権じゃないんですよ。損害賠償請求権を十分に追及せずに、月２万円、年間

24万円で本来の債権額は幾らでしたか。（「2,000万と4,000万」の声あり）

議員（藤本 龍君）2,000万円と4,000万円、約6,000万円。6,000万円のあれにもならないですよね、遅延損害金にも。それ説明できますか。とりあえず２万円返ってくるから２万円優先しましたと、皆さん、住民の方々に例えば駅前に立って言えますか。

今回の例えばこういう請願が起こったけれど、私は反対しました。理由は、ひょっとして何もとられへんので、逆に月２万円ももらえんようになるからやめました、とりあえず２万円を優先しましたって言うか、いや皆さんのお金、多少税金を使わせてもらったけれど、ちゃんととことん調べてとれませんでした。そっちのほうを住民の方は普通望みませんか。２万円、年間24万円優先して、いや不透明やけれどとりあえず幕引きを図りましたというのはあり得ないと思うんですよ、現職の議員にとって。

委員長（白間泰男君）鈴木委員。

委員（鈴木 実君）私が言うているのは、もしなかった場合のことを考えて２万円ということで、今、熊取町と北川一彦、北川建設はまだ和解の裁判中なんですよね。これは決定したものでもないという時点での話を私はしているんです。決定をされれば、こういう形のもので破産宣告等を打って債権回収にかかろうという、そういう決断はつきますけれども、今、裁判が継続中で、これは２万円がどうなるかわからないですよ。恐らく町は２万円では受けないですよ。絶対受けないですよ。だから、その辺のことを見ながらやっぱりこの手続というのはやっていかなければならないかなという気がします。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）今後の弁済については、何ら危惧すること、憂慮することはないと思うんですよ。何といったって現職の矢野議員の義父、要は身内ですよね。まさか仮にこれで債権者破産の申し立てで財産がないと判断されても、少なくとも幾ばくかの原資は矢野議員が道義的に、お父さん払いやと、とりあえず２万円では納得されているんで、それは払っていただけると思うんですけれどもね。

まさか債権者破産が成り立って、矢野議員が、いやお父さん債権者破産になったからもう払わんでええのやと開き直るとは思えません。やっぱりその辺は道義を感じて、当初２万円と言ってた２万円ぐらい払うん違いますか。

委員長（白間泰男君）佐古委員。

委員（佐古員規君）ちょっとお聞きしたいことがありまして。これが、例えば今、和解調定中ということで、もし、もうこんなのではだめだと、だからちゃんと即刻払いなさいという判決が出たとして、そしたら、これは今勝建設と北川氏が自主的に破産してもらえたら一番ええわけですよね。それが理想ですよね。もしこれ熊取町が申し立てしようとしたら、熊取町にも費用負担、管財費用というのはかかってきますし、その後、これに追従する業者が、ほんなら俺も破産したらもう払わんでええんやったら破産するわというのが出てけえへんか

なと、その辺ちょっと懸念しているんですけれども、いかがなものでしょう。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）佐古委員、重光委員が先ほどおっしゃられたことを全く理解されていないようですね。重光委員、ちょっと自己破産と言うてはりましたよね、説明されたほうがいいと思いますわ。

委員長（白間泰男君）重光委員。

委員（重光俊則君）自己破産というのは、企業あるいは個人自身がもう私のところには財産がないから自己破産宣告をして、今の状態を公にするということです。

これは、債権者、いわゆる町が破産の申し立てをする、いわゆる今財産がどれだけあるかを明示して、今ある債務に対して払えないだろうという、表向きは払えないだろうという状態になっているのを、総資産、今は固定資産だけですけれども、それ以外に資産があるはずやから、そういうのも全部調べて、債権者が破産状態になる、いわゆる全ての財産を明示して、とれるものはとってほしいということを裁判所に言うわけです。

個人が破産宣告するわけじゃないです。熊取町が申し立てをして、破産管財人がきちんと財産を調べて、その上で財産があるないに応じて破産をするんであれば、その残っている現状認識される財産を誰に幾ら分けるべきだということを決めてくれるわけです。だから、そういう自己破産します、私はもう財産ありませんから自己破産しますと言って逃げるんじゃないです。それは個人が申し立てすることであって、裁判所が管財人というきちっとしたのを置いて、全ての財産を精査するわけですよ。その上で、あるものは全部払いなさい、払った上で破産しなさいということをさせるわけです。だから全然違うんですよ。自己破産しますと手を挙げるというのとは全然違いますよ。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）よって、自己破産があるじゃないかというお答えが多分返ってくるやろなと思うたんで、その辺は十分にご理解していただいて、どれだけ債権者破産というのが適正にかつ公平かつ全てクリアになってやるんで、全然グレードが違うんですよ、やることが自己破産と債権者破産。全て明らかになるんですよ、これで。

我々が政治倫理審査会で机上の空論のようにああやこうや言うていたことも、自己破産ではクリアにならないわけですよ。管財人によって全てクリアにしてもらいましょうよ。それしかないと思うんですけれどね、現職の議員。

委員長（白間泰男君）坂上議員。

議員（坂上巳生男君）手続的な問題ですけれども、もし仮に本日この場でこの請願が可決された場合には、可決されたからといって自動的に債権者破産の申し立てが行われるわけではありません。可決されたということは、議会として請願者の請願を受けとめたということになります。

したがって、この請願を可決したということは理事者側に対してそれを議会として要求するという形になるわけなんですけれども、その次のステップは理事者側が請願に対してどういう態度をとるかということになります。これまでもさまざまな請願が可決されましたが、理事者側が全く放りっ放しということも多々ありました。これについて、請願者のほうから直接のきちっとした対応をして返事も欲しいというふうな申し出はありませんでしたけれども、我々紹介議員として、これは理事者側がきちんと請願の内容を検討し、そしてもし請願に対して応じられない、債権者破産の申し立ては町としてしないという態度をとるんであれば、なぜそういう結論に至ったのかということをきちんと議会側に対して回答いただきたいということを最後につけ加えておきたいと思います。

委員長（白間泰男君）藤本議員。

議員（藤本 龍君）皆さん、最高裁の判決も出て、徐々に業者の弁済と今回の和解等生じてきて、この談合事件に対してましては一応クロージングの方向に向かっているような認識はあると思いますけれども、クロージングに向かうのはやはりちゃんと弁済もしくは分割等今後出てくると思いますけれど、そういう方々に対してはもう終わりにして、あとは、先ほど午前９時半からの住民の方、請願者の方のある方がおっしゃられてましたけれども、「罪を憎んで人を憎まず」、あとは町民として業者の方を受け入れていって、共存共栄ですか、そういうのもありかなと思いますけれども、誠意のない者に対しては終わりじゃないです。今からが始まりです。今から法の裁きを受けるべき、債権者破産の申し立てによって、管財人の手によって、本当に彼が言っていることが正しいのか、２万円しか払えないのかどうか、それを、今から始まりですよ、追及していくべきやと思います。熊取町はそこまで甘くないという態度を見せるべきやと思います。

皆さん、優良な方がたまたまそういう談合ということに手を染めて、今罪を償っておられる方がいっぱいいらっしゃいますよね。その方は罪を憎んで人を憎まずですわ。法としての法人も許してしかるべきやと思いますけれども、不誠実は者に対しては徹底的に追及の手を緩めてはなりません。それは皆さん覚えておいていただきたいことやと思いますので、以上、よろしくお願いいたします。

委員長（白間泰男君）わかりました。

以上で意見、質問を終わります。それでは、請願第３号 北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、請願第３号を採決いたします。この採決は起立により行います。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。（起立 ６名）

起立全員であります。よって、請願第3号の件は採択すべきものとすることに決定しました。

ところが、後日開催された平成26年10月７日（火曜）本会議の動向を議事録から引用して紹介します。

委員長報告（白間泰男君）は、「それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。去る９月12日の本会議において、付託を受けました請願第３号 北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願の審査を行うため、９月22日開催の総務文教常任委員会に紹介議員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。本請願につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。」として、本会議の審議が始まった。

討論において、委員会では起立賛成した佐古議員と鈴木議員が討論に立って、**２番（佐古員規君）**「それでは、一新の会、佐古員規から、請願に係る意見として、反対、賛成の討論ではありませんが、請願第３号の採択の採決に当たって一言意見を述べさせていただきます。

委員会での採決については、採択、賛成の立場をとりましたが、全て納得して賛成したわけではございません。おおむね議会の表決においては、議員必携及び会議規則の規定等にも条件付表決は禁止されているということです。

したがって、委員会での採決では条件付賛成とは言えませんが、自分の気持ちとしては、条件付ということで賛成したのが正直なところです。しかしながら、委員会の後、自分として条件付、すなわち納得できなかった部分で、この請願により北川氏と今勝の２者に申し立てを行うことで、現在係争中の他の業者にも影響することが十分考えられることなども含め、再度法律の専門家へも相談し、自分なりに研究等を行った結果、先ほど服部議員の反対討論にもありましたように、町が債権回収の法的な手段として債権者破産申し立てを行うことのメリットは、ほとんどないということがわかりましたので、本採決には、そのことを踏まえて臨みたいと考えております。

８番（鈴木 実君）「私のほうからは、討論ではありませんけれども、一言意見を述べさせていただきます。私も、佐古議員の言われたように、請願の委員会の採決に当たりましては、賛成の立場をとらせていただきました。先ほど佐古議員も意見を述べられたように、納得できない部分もありましたけれども、一応賛成という態度をとらせていただいたわけでございます。

その後、ある支援者と話をする機会がございまして、その方が、住民訴訟するのは大変や。住民の方は全てそうですけれども、関心を持たれております。会うたびに、これは談合事件はどうなってんなという意見を求められるのは、私だけではないと。皆さん、皆そうであろうと私は思っています。その方が言われるのに、今、議会でどういう話になってるんなという話でございました。いや、今回、こういう請願が住民の方から提出されましたと。その中で、委員会の中で、私は一応賛成の立場で態度表明をしたんやでという話をしますと、実よ

と。お前、どういう考えでこういう態度をとってんなという話を私にされました。その中身は、例えばお金を貸している人が借りている人に破産を申し立てるそういうことをすること自体がおかしいんちゃうかと。貸している人が、あんたは倒産しなさいと。だから、私は債権回収しませんよというこういう立場はおかしいんちゃうかというような意見もいただきまして、大変気になってきました。

その後、佐古議員と一緒ですけれども、ある一定、法律に詳しい方に相談をさせていただきましたが、その方も、今、先ほど服部議員が反対討論をされたような理由を私に述べていただきました。そういうことで、賛成をした立場はそのときの判断として大変軽率であったんかなというような感じがしました。今回の表決につきましては、その参考意見を十分参考にしながら態度表明をしたいと思いますので、どうかよろしくご理解をいただきたいなと思いますので、一応発言とさせていただきます。」と発言した。

さまざまな発言・討論の後、採決に先立ち、「矢野議員は除斥すべきではないか」と３番（重光俊則君）「この請願は、北川氏と今勝に対する債権者破産ですが、この文章の中に、矢野議員が名指しして指定されていますよね。その関係も書かれているわけですよ。この案件を、当事者が採決するというのは、常識から考えられないでしょう。法的にどうのこうのというよりも、この案件自体は、もう矢野議員と直接関係している案文で、その中に明確なその位置づけも書いてあるわけですよ。それに、この請願に矢野議員が採決に加わるって、そんな非常識なことはないでしょう。当然、これは除斥でしょう。それを、除斥しないのであれば、議長が、事務局長じゃなくて、議長がなぜそうしないのか説明してください。

議長が除斥を命じてほしいわけですよ。なぜ事務局長に説明を求めるわけなんですか。議長はどう考えているんですか。この当事者に非常に近い矢野議員が、この文章の中にも記載されている矢野議員がこの採決に加わることを、なぜ議長はそれを認めるんですか。」と発言し、続けて「この債権者破産の申し立てというのは北川氏と今勝氏に対するものですけれども、今、矢野議員は同居されているわけですね。同居されて、今、問題になっているのは、総資産が問題になっているわけですよ。矢野議員はもちろん同居されているわけですが、その中には、今勝氏と北川氏自身の私有財産もあるし、それ以外のものもあるし、全体の経済的なやりとりはどういうことかわかりませんけれども、非常に密接な関係にある当事者がそこに住まわれている。なおかつ、この請願の、もともとはなぜそうなったかというのは、北川と今勝氏が月額２万円払う。その２万円払うというのは、矢野議員がもともと、２万円ぐらい、わずかでも払っていかなあかんよと言った結果、そうなっている。それが発端でこの請願を出しているわけです。ちゃんと今勝建設と北川氏がちゃんと損害賠償を支払うという態度を示せば、こういう請願は出ていない。だのに、出てきているのはなぜか。なぜか。それは同居している矢野議員が全額支払うというようなことを勧めていないし、今勝と北川氏が出している条件はとんでもない非常識な条件だから、こういう手続をしないといけません

よと。発端は矢野議員にあるんですよ。それを認めて、その結果、こういう結果が出ているわけですよ。

それを、法的に問題ない。何で法的に問題ないか説明してくださいよ。これがこの請願に対して直接の当事者に近い方がおられるのに、それを採決に加えることが法的に問題でないというのを明確に示していただけますか。」と発言した。

つづいて、６番（藤本 龍君）「まず、重光議員おっしゃいましたけれども、債権者破産の申し立て等を熊取町の求める請願の４と５を読んでください。北川氏は組合を実質的に支配し、組合資産を私的に流用していた実績がある。また、北川氏は―ここからですね―今勝の不動産に娘婿・矢野正憲―ここにいらっしゃる―矢野正憲議員や一族を住まわせ、居住費など多額の費用を供与したり、親族の企業に資金を不当に隠蔽または流用したり、疑惑が多い。そして、大阪府信用保証協会は今勝の不動産に根抵当権を設定し、極度額を9,360万円としていたが、デフレ進行下でその不動産価値は半分ないし３分の１と想定され、担保価値は相当に減額していた。５、８月21日、熊取町議会の政治倫理審査会において、ここにいらっしゃいます現職の矢野正憲議員は、①「保証協会が今勝の借金約１億5,000万円を代弁債し、今も今勝には巨額の債務がある。」②「今勝の不動産価値は約1,500万円程度であった。」③「信用保証協会の職員が我が家を訪問し、私に買い取るように求めた」等、不審な証言をした。審査会からの質問に対する保証協会からの回答により、３が嘘だと判明した。８月29日審査会では、③は、現職の矢野正憲議員は、私の思い違いと弁明したが、その他弁明にも疑惑が多く残ったというふうに、矢野正憲議員の言論等に対して、ここで言及しているわけですよね。

地方議会の何か規則を持ち出されていますけれども、熊取町議会の政治倫理審査会におきましては、準用するとすれば、２親等以内の親族の公共工事の入札等に関しては、してはならないという規定があるので、そこを拡大解釈すると、やはり除斥すべきだと思いますし、ここにいらっしゃる現職の矢野正憲議員が仮に議員としていらっしゃるなら、私は、みずから除斥すべきだと思います。」など議長に強く抗議する発言が続いたが、渡辺議長は採決した。

除斥を求められていた矢野議員が議決に加わり、鈴木議員と佐古議員が反対に廻り、６対６で賛否が同数になり、議長の決裁によって、この請願は否決された。熊取町議会の歴史上にも希な異常事態だと云うべき、出来事であった。

北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願（不採択）

■請願の趣旨

北川一彦氏と今勝建設㈱は、賠償金支払いについての裁判上の和解協議で、月２万円を支払う旨を意思表示した。これは、彼らが負担するべき賠償金の遅延利息にも満たず、「町に賠償金を完納する意思はない」との意思表示である。

熊取町は、北川氏と今勝との和解協議を打ち切り、裁判所に判決を求め、判決後、遅滞なく裁判所に債権者破産を申し立てることを請願する。

請願者：大浦 正義他１５名

紹介議員：藤本　龍，坂上　巳生男，重光　俊則

反対討論

■新政クラブ・一新の会

1　「債権者破産申し立て」を行うには、高額な費用がかかる。５千万円未満の負債であっても、裁判所が定める予納金は個人50万円、法人で70万円必要となる。その他弁護士費用も要する。その経費以上の債権回収が見込まれなかった場合、申立て者の負担となることから、当該請願書からは、これら回収について確たるものが見えてこない。無責任な印象を受けざるを得ない。

2　この申し立てによる財産調査で隠し財産が見つかったとしても、その財産は破産管財人によって現金化され、町以外の債権者があれば、すべて平等の割合で配当されるため、申し立てた町が優先して配当を受けられない。法人については、この債権者破産申し立てが認められれば、最終的には、会社自体が整理されて無くなってしまうので、町がこの業者に対して請求している根拠である「損害賠償請求権」も実質消滅する可能性がある。

3　この請願による２者に申し立てを行えば、和解に至らなかった他の業者にも同様の手続きを行わなければ公平性に欠けるとともに、さらに多額の費用が必要になる。

以上のことから、「債権者破産申し立て」を町が行うことについては、町にとってはデメリットが多くてメリットはほとんど無く、債権回収の法的手段については、本請願の採択には反対する。

賛成討論

■日本共産党

請願の主旨は、「北川一彦氏と今勝建設(株)は、損害賠償裁判の和解協議で月２万円を支払う意思表示をしているが、これは遅延利息（年79万円）にも満たず、支払う意思がないのと同じ。判決後、遅滞なく債権者破産を申し立てることを請願する」との内容であり、熊取町が今勝と北川氏に断固とした姿勢を示す上で有効と考え賛成する。

反対者は、①一定の費用が発生する②町が優先的に配当を受け取る保証がない③他の業者との関係で不公平などと反対理由を述べているが、これらは消極的な姿勢であり、町が断固とした姿勢を示すことで損害賠償の全額回収が可能となる。

■泉州龍馬の会

政治倫理審査会の調査権限の限界で、今勝の資産状態や矢野議員と今勝の資金の流れについて明らかにすることが出来なかった。今回、今勝に対する債権者破産の申し立てによってこれらについて明らかにできるため賛成する。債権者破産には多額の費用がかかるという意見があるが、それは住民に対する説明責任を果たすための必要経費であり、何ら追求しないほうが問題だ。債権者破産による事実の解明は住民の理解が得られると考える。

■熊愛の会

談合事件に対する損害賠償は、すでに９社が完納されており、さらに６社が分納ではあるが遅延損害金を含めて全額納入することが確認された。

しかし、矢野議員は北川一彦氏と同居しているにも関わらず、矢野議員は当事者に対して「月々わずかばかりでも納入した方がいい」と伝え、今勝建設は「月２万円を支払う」という世間の一般常識では考えられない和解条件を提示してきている。これは、談合という犯罪によって町に与えた損害を償うといった気持ちが全く感じられない対応である。

このような業者や個人に対しては厳格な取り立て手段を講じないといけない。町が提起している現在の損害賠償金支払い訴訟において、和解が成立しない場合には強制執行という手段が残るが、この強制執行では、個別財産を特定して行う必要がある。今の状態で強制執行をしても債務の回収はほぼできない状態にあると思われる。

しかし、債権者破産申立てを行えば、債務者の総資産が引き当て対象となる。つまり、債務者の財産隠しによる回収失敗を防ぐことができる。さらに、債権者破産手続開始決定の効果として、債務者に破産管財人に対する詳細な説明を義務付けることができるとともに、破産裁判所に対して重要な財産の開示義務を課すことができる。しかも、この義務に違反すると刑事罰の対象となる。また、この手続きにより、破産管財人が調査を行い、今勝建設と北川一彦氏の負債や借入金、資産と資金の流れが明らかになる。そして、可能な限りの損害賠償金の回収ができると期待される。

この請願にある債権者破産申立は、まだ、和解に至っていない業者に対しても町は厳格に損害賠償金の回収をするという明確な姿勢を示す上からも、町が採るべき重要な措置である。

今勝建設と北川一彦氏の資産状況を明確にしないまま、幕引きをしてはいけない。熊取町は、住民が納得できるよう今勝建設と北川一彦氏の資産状態を明確にして、賠償金及び損害金を最大限回収できる努力を具体的な行為と明確な事実で示さなければならない。

資料；第 6-5

損害賠償請求事件の第一審判決について

（熊取町 HP より、契約検査課債権整理対策室の発表）

平成 26 年 3 月 4 日付けで訴訟提起した「平成 26 年（ワ）第 1937 号損害賠償請求事件」については、和解に至らなかった建設業者 5 社及び個 2 人に対し、平成 27 年 1 月 16 日に第一審判決の言渡しを受けました。

判決内容は、建設業者 5 社及び個人 2 人に対し、町の請求額を認め、損害賠償金及び遅延損害金の町への支払いを命じるものでありました。

この訴訟は、平成 25 年 12 月 17 日付けで最高裁判所において上告が棄却され控訴審判決が確定した住民訴訟において、総額 3 億 7474 万 9725 円の損害賠償金及びこれにかかる平成 21 年 6 月 6 日から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを建設業者ら 25 者に対し請求するよう大阪高等裁判所より命じられ、関係する建設業者らに対し、平成 26 年 2 月 14 日を納期限として損害賠償金等の請求をおこないましたが、納期限までに損害賠償金等を完納した 5 社を除く建設業者ら 20 者（建設業者 18 社及び個人 2 人）を相手方とし、地方自治法第 242 条の 3 第 2 項に基づき、大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起したものです。

訴訟提起の後に、損害賠償金等を完納した建設業者 3 社については訴えを取下げ、損害賠償請求訴訟の相手方は 17 者となりました。

訴訟経過としては、平成 26 年 5 月 16 日の第一回口 6 社が分割納付とする和解が成立しました。また、建設業者 2 社については既に判決が確定しており、残る 7 者（建設業者 5 社及び個人 2 人）について、このたび判決が言渡されたものです。今後は、町の損害を回復するため適正に債権整理に取り組んでまいります。

なお、訴訟経過並びに平成 27 年 1 月 16 日現在の損害賠償金等の納付確認状況は、次のとおりです。

○平成２６年（ワ）第１９３７号損害賠償請求事件の経過

平成２６年　３月　４日：住民訴訟の判決確定を受けた建設業者 23 社及び個人 2 人について、納付期限までに損害賠償金等を完納した 5 社を除く建設業者ら 20 者を被告とし、損害賠償請求訴訟を提起。

平成２６年　３月１０日：訴訟提起の後、建設業者 3 社が損害賠償金等を 28 日全額納付のため、建設業者 3 社について訴訟取下げ。

平成２６年　７月１７日：和解成立（一括納付）　㈱高田組

平成２６年　７月２６日：判決確定　㈱クマトリ

平成２６年　９月　６日：判決確定　阪南土木工業㈱

平成２６年　９月１６日：和解成立（一括納付）　㈱山本工務店

平成２６年１０月１５日：和解成立（分割納付）　㈱徳進建設、川勝土木建材㈱、㈱鳥山建設、

中島興業㈱、㈱西尾組、㈱西貫社、
平成２７年　1月１６日：判決言渡し　今勝建設㈱、成公建設㈱、日南建設㈱、
(有)ヤマシン、㈱山本組
元熊取建設業協同組合　理事長　　北川一彦
元熊取建設業協同組合　専務理事　西尾明治

○損害賠償金等の納付状況（平成 27 年 1 月 16 日現在）

損害賠償金	1億４３２１万９３９７円
遅延損害金	５００６万４２２８円
合　　計	1億９３２８万３６２５円（完納業者１０社・一部納付業者７社）

※このままの記述では分かりにくいので、「住民の会」として、次の点を修正し、補足します。

(1)表題を「住民訴訟の判決が確定して、町が談合業者に損害賠償を請求した裁判の第一審判決について」と修正する。

(2)2013 年 5 月の高裁判決後に、㈱阪南工務店と㈱ﾜｰﾙﾄﾞ、㈱楠ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸの 3 社は、全額を支払った。

(3)22013 年 12 月 17 日最高裁決定により、高裁判決が確定した後、中林建設㈱と大屋建設㈱、有薗土木工業、㈱中武造園土木、㈱泉州ﾋﾞﾙﾄﾞの 5 社が、賠償金全額を支払った。

(4)熊取町が訴訟提起した後、和解が成立し、㈱高田組と㈱山本工務店の 2 社が、賠償金全額を支払った。また、分割納付の和解が成立した 6 社のうち中島興業㈱、㈱西尾組、㈱徳進建設の 3 社は分納弁済中ですが、川勝土木建材㈱、㈱鳥山建設、㈱西貫社の 3 社は、分納を一度もしていない。（強制執行が可能な状況です）

(5) 損害賠償金等の状況（5 月 29 日現在）は、①損害賠償金：約 1 億.4,774 万円、
②遅延損害金：　約 5,006 万円で、
③合　　計：約 1 億 9,780 万円です。

(6)遅延賠償金を除いた賠償金の合計は④3 億 7474 万円です。5/26 現在で、回収率は①／④=39.4 で 39.4%です。大半 60.6%は、未回収です。賠償金を納入したい談合業者が多く、町が債権の保全と回収に充分な責任を果たしていないのが、現状です。

遅延賠償金は、平成 25 年 6 月 6 日を起算日として、毎年、毎月、毎日、年利 5%の割合で大きくなりますが、熊取町は遅延賠償金の現在高をいつもハッキリさせず、納付金額には、遅延賠償金を入れて、納付金額を大きく見せようとしています。

住民からの請願を採択

熊取町を良くする住民の会より「中西町長は、平成21年度中に住民訴訟の原告主張を受け入れて、熊取建設業協同組合と23業者及び組合幹部に対して、過去5年分の損害賠償請求を求める決議」という請願が12月定例会に提出されました。

平成19年10月大原住宅建て替え工事（第2期）で談合が発覚し、関係者4名が逮捕・起訴された。平成21年4月大阪地裁で判決が下され被告人らは控訴せず、判決が確定した。

その判決文と検察調書など刑事確定記録によると恒常的談合がなされていたと指摘されている。

その後、平成20年12月議会で「過去の損害回復を求める決議」を議決。さらに、住民21名による監査請求を経て、住民4名が町長を被告とした「過去の談合により生じた損害を取り戻すために、業者に損害賠償請求せよ」との判決を求め訴訟を行っている。

にも関わらず、町長はなんら行動を起こさず、住民訴訟には応訴して周知の事実に目をそむけていることなどから、再度議会での議決を求めているものです。

紹介議員　文野慎治・大村敏夫・藤原敏司・江川慶子

請願人　熊取町を良くする住民の会　大浦正義　松野隆一他119名

採決の結果　採択（賛成8・反対4・退室2）

賛成者を得て提案されました。

採択の結果　賛成多数で議決されました。

提出者　藤原敏司

賛成者　文野慎治・大村敏夫・江川慶子

採決の結果　採択（賛成8・反対6）

「中西町長に恒常的談合による損害の賠償請求を求める決議」請願

請願の趣旨

12月議会において「中西町長は、平成21年度中に住民訴訟の原告主張を受け入れて、熊取建設業協同組合と23業者及び組合幹部に対して、過去5年分の損害賠償請求を実行せよ」と議決して下さい。

請願の理由

平成19年10月、大原住宅第2期工事の入札における熊取建設業協同組合（以下＝組合）主導の今勝建設らによる入札談合が発覚して、4名が逮捕・起訴され、4期目の上垣前熊取町長は就任半年で辞任しました。

後任の中西町長は、翌年1月、本件につての住民監査請求と議会決議に従い、今勝建設ほかに8505万円【（落札金額－最低制限価格）×1.05】の損害賠償を請求した。そして、今勝建設が丸投げした下請け企業への未払い代金から差し引きました。これに対して、今勝建設が起こした民事訴訟の結果、本件における談合の損害の大部分は回復しましたが、全てを回復することはできませんでした。そして、今も重要な問題は、大阪地裁の平成20年4月確定刑事判決と警察・検察調書など刑事確定記録（以下＝記録）によって解明された恒常的談合（＝組合結成以来の20年にわたる組合主導の組織的常習的な談合）によって、熊取町が被った巨大な損害については、中西町長が未だに賠償請求を実行していないことです。

平成21年3月この記録により解明された恒常的談合の真相と事実及び熊取町が作成した過去5年間、平成15年～19年度の公共工事の入札資料の事実にもとづいて、住民21名が住民監査請求を実行しました。鈴木監査委員は記録の事実を認めましたが、請求は棄却しました。そのため、住民代表4名が「被告・中西町長は①過去5年間の入札のうち、落札率95%以上及び検察調書リスト記載の談合入札、157件について②各談合によって生じた損害【（落札金額－最低制限価格）×1.05＝総額8億5983万9750円】を相手方（組合と今勝建設など23社）に損害賠償請求せよ③組合幹部2名にたいしても損害賠償を請求せよ」（訴状の要点）との判決を求める住民訴訟を平成21年5月28日に提起し、半年が経過しました。

この住民訴訟は、平成20年12月19日熊取町議会の「過去の損害回復を求める議決」（略称、賛成11名）の趣旨の適切な具体的実行です。解明された事実にもとづいた私たちの主張に対して、中西町長は、応訴の答弁書で周知の事実に目を背け「不知」を連発しました。住民訴訟に対して、町が談合業者を免罪し、住民と争うことは、町政の深刻な誤りです。町が訴訟を継続することは、町民財産のムダ使いであり、政治的にも道義的にもまったく正当性がありません。よって、上記の趣旨の決議がなされるよう請願します。

以　上

議員提案「過去の入札における熊取町建設協同組合及び加盟業者への損害賠償に関する決議」

〈要約〉

過去の入札における熊取建設業協同組合及び加盟業者への損害賠償の実行を求める決議

昨年12月19日熊取町議会は、恒常的な談合の事実が判明したことに基づき、議会として、熊取町は熊取建設業組合及びその加盟業者に法的な損害賠償を求めるべきであると決議したものである。

しかしながら、熊取町は提訴できるだけの具体的な証拠がないということで、この決議事項を実行しなかった。

今回、「熊取町を良くする住民の会」より提出された「中西町長に恒常的談合による損害の賠償請求を求める決議」の請願が採択された事を重く受け止め、熊取町はこの住民の会より提訴された裁判の応訴を取りやめ、住民の会を同じ立場で、熊取建設業協同組合及びその加盟業者に損害賠償の請求を行うことを強く要望する。

平成21年12月22日　　大阪府熊取町議会

「熊取町を良くする住民の会」より提出された請願（上記記載）が賛成多数で採択されたことを受け左記の決議が3名の

損害賠償決議文の提案と討論

■決議文（動議）の審議

下記の動議が提出され、自由討議による活発な議論の末、採決を行ったところ可否同数（6対6）となり、議長裁定によって否決となりました。

○中西町長に「大阪地裁の談合に対する損害賠償請求判決」を尊重した姿勢を求める決議

〈提出者：坂上巳生男　　賛成者：重光俊則，奥野博通，江川慶子，鰹谷陽子，藤本　龍〉

○提案理由

6月8日の大阪地裁判決における「損害賠償請求事件判決」によって、町営大原住宅第2期工事談合以前の本町公共工事において、恒常的談合が繰り返され、多額の損失が発生したことが認定された。よって、本判決に基づく損害回復実現に向け、熊取町議会として熊取町長に対し、真摯な態度表明と実行を求めるため、本決議案を提出する。

賛 成 討 論

■日本共産党〈鰹谷陽子・江川慶子〉

町営大原住宅第2期工事の談合容疑で逮捕、起訴された4人の刑事判決において、熊取建設業協同組合幹部と組合企業が「長年にわたって計画的、常習的に談合を繰り返してきた」と記載されている。談合発覚から5年間、住民は血税を取り戻すべく戦っている。熊取町は22年間にわたって、談合の被害にあっていた。その金額は今回の裁判結果（約5億5千万円）の4倍の約20数億円になる。刑事判決が出た時点で、町長は損害回復と信頼回復にとりくむべきであった。今回の裁判の結果を真摯に受けとめ、失われた町民の利益を回復する立場に立って、住民との信頼回復をはかられたい。

■泉州龍馬の会〈重光俊則〉

この度の大阪地裁の「熊取町は、相手方らに対して損害賠償請求権の行使を違法に怠っているといわざるを得ない」という判決は非常に重要なものである。本日の討議で、この談合事件の被害者は熊取町と住民であるということは議員全員が認識している。

熊取町長は、損害額が確定したら直ちに損害賠償請求するとの声明を出しているが、これまでの裁判での町の立場は、「談合については不知（わからない）」、「損害金額の算出は難しい」、「関連業者は零細企業なので配慮が必要」など、どちらかと言えば加害者側に立った対応をしてきた。

これから控訴審が始まるが、熊取町長はこの度の大阪地裁判決を真摯に受け止め、住民の利益を守る立場に立つことを議会において明確に宣言するとともに、是非とも実行していただきたい。

資料；第 7-2

「くまとり議会だより　平成 24 年 8 月発行　No.18」4 頁

住民訴訟・地裁判決の趣旨を尊重する意思表示を求める請願

採択を行なったところ可否同数（6対6）となり、議長裁定によって否決となりました。

不 採 択

請願趣旨

中西町長は、「今後も公正・中立」と公言して、控訴審においても「熊取町の損害回復をめざす原告・住民」と「恒常的談合によって熊取町に損害を与えた相手方」の間で、中立を装い、不公正な態度と職務怠慢を合理化しようとしている。今後は、このような不合理な態度を是正し、町の奪われた財産を回復する立場に中西町長が立ち、町議会や控訴審など、あらゆる機会に、「大原住宅第二期工事だけでなく恒常的に組合主導の談合があった。」とする08年4月の確定刑事判決の事実認定と6月8日大阪地裁・住民訴訟判決の趣旨とを支持する意思表示をするよう求める。

請願の理由

大阪地方裁判所は証人調べを含む3年余の慎重な審理の結果、判決の主文において、「相手方【①元建設業協同組合の23業者と②組合理事長、③専務理事】に対して、それぞれ①合計5億5732万4775円と②5000万円、③4000万円、及びこれに対する金員を熊取町に支払うよう賠償請求せよ。」と中西町長に命じた。また、「結論」において、「以上のとおり、賠償請求権を有しているところ、中西町長は、大原住宅第2期工事に関する損害賠償請求を除き、現在まで損害賠償請求権を行使していないのであって、その行使を違法に怠っていると言わざるを得ない。」と判断した。

この命令と判断は、2008年4月の確定刑事判決、「組合では、昭和61年の設立当初から、組合主導による談合を行ってきていた。」「その談合体質には根深いものがあるとともに、このような談合を繰り返した末に行われた本件犯行は、組織的、計画的な犯行であり、また、常習的な犯行である。」など、恒常的な談合についての事実認定を継承し、原告・住民の主張・立証をほぼ認めた命令である。

中西町長は、この判決にもとづく「住民の会」の要望に対して「今後も公正・中立」に訴訟にあたると文書回答し、地裁における不合理な訴訟姿勢を継続するという態度を表明した。中西町長は、テレビ報道で「談合は1つ」「今、調べる限りでは、談合はない。」と公言する一方で、住民訴訟の地裁の審理では「不知（談合があったかどうか、知らない。）」と称して、恒常的談合についての原告の主張・立証を批判し、「恒常的に談合はなかった。」と主張する相手方に同調、肩入れした。

町の財産管理を適切に行う立場に立ち、地方自治体の本旨たる住民の福利を優先するならば、中西町長には原告・住民と相手方の間で、中立などあり得ません。

熊取町議会議長 鈴木 実 殿

請願者：熊取町を良くする住民の会　代表幹事　大浦　正義、松野　隆一

紹介議員：重光　俊則、奥野　博通、藤本　龍、坂上己生男、鱧谷　陽子

反 対

新政クラブ

一点目、請願の趣旨で、「あらゆる機会に、6月8日の地裁・住民訴訟判決の趣旨を尊重する意思表示をするよう」求めているが、裁判上でこのような意思表示や主張をすることは、民訴法四五条二項の規定により、補助参加人らの行為を無効にする恐れがある。さらに判決確定後の、損害賠償請求訴訟において、民訴法四六条二号及び三号に当たると、相手方が主張すれば、住民訴訟の参加的効力が及ばないことになる恐れが多大である。

二点目、熊取町が、控訴しなかったことが、控訴審における立場を明確にしてる。

三点目、熊取町は、確定判決を踏まえ、損害賠償請求の債権保全に必要な対応を行い、九月議会で補正予算の提案があるようで、一審判決を重く受け止めている姿勢が表れている。

以上の三点から、今後も公正・中立の姿勢で臨み、確定判決に基づく損害賠償請求を実効性あるものとし、町の損害の早期回復に繋がるものと考え、本請願には、反対する。

資料；第 7-3（1）

賛　成

泉州龍馬の会

これまでの地裁における熊取町の対応は、恒常的な談合についての原告（住民側）の主張・立証を批判し、「恒常的な談合はなかった」と主張する訴訟の相手方に同調してきたと言われている。「今後も公正・中立な立場」をとるという町長の発言は、今後の控訴審においても「熊取町の損害回復を目指す原告・住民」と「恒常的な談合によって熊取町に損害を与えた相手方」の間で、これまでの不公正な態度を継続すると理解せざるを得ない。これはこの度の司法の判決を軽視した態度であるといえる。

この事件に関して、町内には「談合は必要悪」とか、「談合を追及すべきではない」と言った発言をされる方が一部おられるようですが、議員の皆さんがこの請願に賛成して、早期に暗い過去を清算し、多くの建設業者の方々、関係され心労された方々が、生き生きとして公共の福祉のための事業展開ができる環境に転換していけるようにしましょう。そのためには、町長が毅然とした態度をとり、議員は「自分の利益」ではなく「全体の利益」考える「奉仕者」の精神で、高貴な判断をしていただきたい。

反　対

一新の会

まず、本請願の中で、「平成24年6月8日の大阪地裁・住民訴訟判決の趣旨を尊重する意思表示をするよう」求められている。しかしながら、裁判上でこのような意思表示や主張をすることは、民事訴訟法第45条第2項の規定により、補助参加人らの行為を無効にする恐れがある。

また、その後の損害賠償請求にかかる訴訟において、民事訴訟法第46条第2号及び第3号にあたると相手方業者らから主張があれば、住民訴訟の参加的効力が相手方業者らに対して及ばないことになる恐れが大きく、こうした意思表示は、同訴訟の局面を考えた場合、熊取町に非常に大きなリスクをもたらす行為である。

次に、相手方業者らに対する損害賠償請求訴訟において、住民訴訟の参加的効力を失わせるという非常に大きなリスクがある反面、メリットが何ら見い出せない。第一審の被告の町長が、自ら控訴の申立をしなかったということからも、控訴審における立場及び姿勢は、明確になっていると考える。

以上のことから、熊取町は住民訴訟において公正・中立の姿勢で臨み、その確定判決に基づく損害賠償請求を実効性あらしめるものであり、町の被った損害の早期回復に繋がるものと考え、本請願には反対する。

賛　成

日本共産党

平成20年4月の町営住宅談合事件の刑事判決のなかで、組合主導の下、恒常的に談合を繰り返した末に町営住宅談合に至ったことが指摘されている。「談合の損害を放置していいのか」との住民の声を町議会は真摯に受け止め、平成20年12月に「過去の談合による損害回復を求める決議」を議決した。

中西町長は、公正取引委員会への働きかけなど一定の努力は見られたが、あらゆる局面において、談合があったかどうかわからない、という姿勢に終始し、結果として談合業者に加担する働きをしてきた。今回の地裁判決（5億5千万円請求すべし）を「重く受け止め」、積極的に控訴しなかったことは一歩前進だが、補助参加の業者側が控訴したため、控訴審が争われることとなった。

控訴審においては、住民の利益を回復する立場に立って誠実に審理に臨み、積極的な解決が図られることを期待する。

反　対

熊取公明党

①民事訴訟法第45条第2項に補助参加人の訴訟行為として「補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない」とされており、6月8日の大阪地裁判決が無効になりかねません。

現段階での損害賠償請求は、これまで3年間以上にわたる訴訟の大部分が無意味となる。これまで積み上げた労力、経費が無駄となり、損害回復が遅れる可能性がある。

②今後の住民訴訟の判決確定を見据え、既にその後の損害賠償請求債権保全のために必要な処置を講じることも表明し、また、この9月議会で具体的な債権保全のための補正予算の提案もあった。

請願で求められている意思表示をしなくても、第一審判決を重く受け止めている姿勢は明白である。判決が確定すれば、判決に応じない相手側業者に対し、60日以内に損害賠償請求をする。

資料；第7-3（2）

平成 25 年 6 月 4 日

熊取町議会　渡辺　豊子　議長

住民訴訟の高裁判決についての説明等を求める請願書

請願者：熊取町を良くする住民の会
代表幹事　大浦正義　　熊取町大久保南 5-1-23
代表幹事　柗野隆一　　熊取町桜ヶ丘 2-13-1

請願の趣旨

平成 25 年 5 月 10 日の住民訴訟（損害賠償請求控訴事件）の高裁判決の結果により、次の２項目を請願します。

１．中西町長は、この度の住民訴訟の高裁判決について、住民の理解を促すため、主文だけでなく裁判所の判断の主な内容を広報誌などで紹介し、説明すること。

２．中西町長は、判決確定までに、相手方資産の動向を厳密に把握することに尽力し、判決確定後には、迅速かつ厳正に損害賠償を相手方に請求し、回収すること。

請願の理由

平成 25 年 5 月 10 日に大阪高等裁判所は、住民勝訴の判決を下した。相手方の一部は上告を断念し、多数が最高裁に上告した。これら上告は棄却され、判決が確定する可能性は極めて高い。今後、判決確定後に損害賠償を全額回収するために、町長には責任ある対応が厳しく求められている。

（1）大阪高等裁判所は、平成 15 年 4 月から平成 19 年 9 月までの間に、熊取町が発注し、組合業者が落札・受注した 157 件の公共工事のうち 144 件を談合と認め、相手方（談合業者）に対して、計・約 3 億 7,474 万円（連帯責任として元理事長は 5,000 万円、専務理事は 4,000 万円）、及び平成 21 年 6 月 6 日から支払い完了までの支払い遅延による金員、約 7,494 万円（満４年の試算）の合計・約 4 億 4,968 万円を中西町長に請求するよう命じた。

さらに、裁判所の判断として、「控訴人（中西町長）は、大原住宅第２期工事談合に関する損害賠償請求を除き、現在まで本件相手方らに対して損害賠償請求権を行使していないのであって、その行使を違法に怠っていると言わざるを得ない。」と結論づけた。

（2）談合組織であった熊取建設業協同組合は、住民訴訟が提起された時点で、すでに解散しており、その資産は、相手方の一部（有力組合員）によって、実質的に「山分け」処分され、住民訴訟の対象から逃れ、損害賠償責任を巧妙に回避した。起訴から判決確定までには、年月がかかり、相手方の一部に所有資産の移転や隠蔽をはかり、損害賠償責任を回避しようとする動きがある。上告により、その可能性はいっそう大きくなる。違法行為によって失われた貴重な町民の財産を回復する責任が町長にはあることから、相手方資産の動向を厳密に把握し、判決確定後には迅速かつ厳正に債権回収を実施しなければならない。

以　上

資料；第 7-4

住民訴訟の高裁判決についての説明等を求める請願書 （不採択）

■請願の趣旨

1．この度の住民訴訟の高裁判決について、住民の理解を促すため、主文だけでなく裁判所の判断の主な内容を広報紙などで紹介し、説明すること。

2．判決確定までに、相手方資産の動向を厳密に把握することに尽力し、判決確定後には、迅速かつ厳正に損害賠償を相手方に請求し、回収すること。

請願者：熊取町を良くする住民の会 代表幹事　大浦正義　松野隆一

紹介議員：坂上巳生男、畳光俊則

賛成討論

■泉州龍馬の会

平成21年5月に熊取町の住民が起こした住民訴訟に対して、平成24年6月8日に大阪地方裁判所は、「熊取町長は相手方に認定類等を熊取町に支払うよう請求せよ」という判決を下した。これに対して相手方業者は控訴したが、平成25年5月10日に大阪高等裁判所は、損害賠償額の減少はあったが、基本的には大阪地裁の判決を踏襲した判決を下した。これを受けて、多くの業者が最高裁判所に上告したところであるが、上告が受理されない可能性は極めて高い状況にあると思われる。

熊取町は、ここで前町長時代の暗い過去から脱却し、明るい将来に向けた行政を行っていく上でも、裁判の結果を受けて、的確に損害の回復に尽力すべきということで、本請願に賛成します。

■日本共産党

請願主旨は、①住民訴訟高裁判決の内容を、裁判所の判断がわかるよう広報等でお知らせすること。②中西町長は、相手方資産の動向把握に努め、判決確定後は、損害賠償請求を確実に実行すること、この2点である。

5月10日の、高裁判決は、損害賠償額の認定に差はあるものの、地裁判決を引き継ぐ住民勝訴の内容である。

相手方の上告により、最高裁の判断を待つという状況に至っている。談合により失われた住民の損害を回復するという姿勢に立つならば、請願は、きわめて正当な要求だといえる。

中西町長には、判決についての住民の理解を促し、熊取町としての断固たる姿勢を住民に示し、損害賠償請求を確実に実行する責任がある。

同時に、賠償額の支払いについては、工事代金からの天引き・相殺など、支払い可能な方法も提示すべきかと思う。

反対討論

■新政クラブ・一新の会

請願書の「趣旨1」において「主文だけでなく裁判所の判断の主な内容」とありますが、町のホームページに、主文のみに止まらず、控訴審判決における談合の認定のほか、上訴を行わないといった基本姿勢や、結果的に補助参加人の建設業者等から上告提起等された経緯、訴訟経過も記載され、控訴審判決が確定していない現段階における住民への周知・説明の対応は適切であります。「趣旨2」の一点目、損害賠償請求を見据えつつ予算措置を伴った債権保全に資するため、適時適切な対応を行い建設業者等の法務局での登記状況の調査や、詐害行為事案での内容証明郵便等による事実確認や保全処分にも継続的に取組んでいる。二点目、判決が確定すれば、建設業者等に対して速やかに損害賠償請求を行う考えであり、昨年6月の第一審判決言渡し後に、その旨のお知らせを関係業者らに行うなど、適正かつ真摯に対応してきている。

また、昨年6月27日の「中西町長に「大阪地裁の談合に対する損害賠償請求判決」を尊重した姿勢を求める決議」が本会議で否決された際にも討議されており、現段階で当該請願を採択すべき理由もなく、総合的に判断し、この請願には反対します。

■熊取公明党

補助参加人（建設業者）が上告提起しており、本町も確定後の損害賠償請求を見据えた必要な保全対応にも努めている。最高裁判決確定後には建設業者に損害賠償を求めていく対応がなされている。

裁判所の主な判断を広報で周知・徹底、本町ホームページ等で概ね住民の皆さまに周知している。町長は、主体的に上訴は行わない事。結果的に建設業者（補助参加人）から上告された経緯や訴訟の経過も住民の皆さまに周知、広報に努めている。しかし控訴審判決が確定していない現段階においての状況下で周知・説明に係ることは、町の対応として適切ではないと思う。

「談合組織」であった「熊取建設業協同組合」との表記はあまりにも短絡的すぎる。町議会で「百条委員会」を立ち上げ談合問題を追求してきた。しかし、2度も委員会で調査を進めながら明確な事実としての証拠はなかった。ゆえに「熊取建設業協同組合」を「談合組織」と断定する事は理解出来ない。

町長からは、当該趨勢を見極め、法令順守で適正に対応していくと「熊取町を良くする会」に回答がなされている。

資料；第7-5

資料；第７−6 矢野正憲議員の行為についての調査と解明及び措置の請求

2014 年 2 月 5 日

熊取町議会・議長　渡辺　豊子　殿

矢野正憲議員の行為についての調査と解明及び措置の請求

【請求の趣旨】

熊取町は平成 25 年 12 月 17 日の最高裁決定にもとづき、12 月 20 日、今勝建設㈱（以下、「今勝」と称す）など業者らに対して、損害賠償を請求した。しかし、矢野正憲町議会議員は、「今勝」との売買（平成 22 年１月 22 日付）により、不動産（土地 628 ㎡と家屋：根抵当権の極度額：9,360 万円）の所有権を格安で取得し、最高裁決定後も原状回復していない。また、側聞によると最高裁決定の数日後、町に対して賠償責任を負う立場にある北川氏と同行し、町の幹部職員らと面会した。これらは、議員として不可解な行為であり、議員政治倫理条例：（議員の責務）第２条及び（政治倫理基準）第３条等に違反する疑いがある。

従って、同条例による政治倫理審査会において、所有権の移転に関わる諸問題について、同議員に説明を求め、事実を確認すること、条例に違反する事実を確認した場合、今後、本件・損害賠償請求権に関する全ての議会審議から同議員を除斥すること、また町長並びに関係職員との不適切な接見を禁止し、さらには議員辞職勧告など適切に措置するよう同条例５条にもとづいて請求する。

【請求の理由】

（1）平成 19 年 10 月大原住宅第二期工事談合が発覚し、熊取建設業協同組合・北川一彦理事長（以下、北川氏）と「今勝」代表ら４名が逮捕・起訴され、大阪地裁は被告ら４名に有罪判決を下し、判決は平成 20 年４月に確定した。刑事事件の判決や記録によれば、北川氏は、「今勝」の実質的支配者であり、組合の恒常的談合を主導したと記載されており、長年にわたって町財政に損害を与えたと言える。

（2）平成 21 年５月からの住民訴訟において、大阪地裁と大阪高裁は、刑事事件の判決や記録だけでなく、慎重な事実審理の結果、恒常的談合 144 件を認定し、町長に談合業者らに対する損害賠償を請求するよう命じた。

平成 25 年 12 月 17 日の最高裁決定により、高裁判決が確定し、損害賠償の請求金額は計３億 7,474 万 9725 円（北川氏にたいする不真正連帯責任 5,000 万円を含む）及び、これに対する平成 21 年６月６日から支払済みまで年５％の割合による遅延利息を追加すると、合計は約４億５千万円である。12 月 20 日、町は「今勝」の賠償金 1,593 万 3,750 円を始め談合業者と北川氏らに対して、各賠償金と遅延利息を請求した。

（3）矢野議員は、北川氏夫妻の娘婿であり、北川氏の家族と同居し、長年にわたって利害を共有している。矢野議員は、町の幹部職員や顧問弁護士からも、「今勝」と北川氏の弁護士からも情報を入手できる特殊な立場にあり、住民訴訟の動向と優劣、判決がもつ効力についても、当然に熟知できた。また、原告住民が勝訴すれば、「今勝」の所有する不動産等の財産が損害賠償の支払いの原資となり、町の債権の回収と保全をめぐって、町との争いが生じることを矢野議員には充分に予見できた。

以上の状況にもかかわらず、【請求の趣旨】で指摘したとおり、矢野議員の行為は、議員として不可解な行為であり、政治倫理審査会において、事実を確認し、適切に措置するよう同第５条により請求する。　　以　上　請求人代表７名は省略

資料；第 7-6

政治倫理審査会報告　政治倫理審査会を3月27日～10月2日まで11回開催した。

政治倫理審査会委員長　白間 泰男

1．調査（審査）請求の対象となる議員の氏名　　矢野　正憲氏

2．調査（審査）請求の内容　熊取町は平成25年12月17日の最高裁決定にて、12月20日、今勝建設（株）など業者らに対して、損害賠償を請求した。

対象議員は、今勝との売買平成22年１月22日に不動産（土地628㎡と家屋：根抵当権の極度額9,360万円）を格安で取得し、最高裁決定後も原状回復していない。

また、側聞によると最高裁決定の数日後、町に対して賠償責任を負う立場にある北川氏と同行し、町の幹部職員らと面会した。これらは議員として不可解な行為であり、熊取町議会議員政治倫理条例第２条（議員の責務）及び第３条（政治倫理基準）等に違反する疑いがある。

3．調査（審査）の結果及び理由「条例違反の認定」　対象議員による今勝名義の不動産取得の道義的問題、対象議員が北川氏に同行し町職員と面談したとの疑惑の２点について採決を行った結果、町職員の面談について倫理基準違反が認定された。

平成22年１月22日、今勝名義の不動産を買い取った行為が政治倫理条例第３条１項の(1)に違反しているかの審査請求案件は、３名の委員が倫理条例に抵触するとし、３名の委員が抵触しないとした。平成25年12月24日北川一彦氏に同行し、役場での面談に際して対象議員が付き添った行為が政治倫理条例第３条１項の(4)に違反しているかの審査請求案件は、委員中４名の委員が倫理条例に抵触するとし、２名の委員が抵触しないとした。

「措置について」　措置の内容について協議、採決した結果、「条例の規定を遵守させるため警告を発すること。」が妥当と決定された。（賛成４名、反対２名）

「理由」　今勝名義の土地、家屋を対象議員が取得したについて、今勝には、代位弁済済みの保証協会に対し、損害金を含めると、本件譲渡金額1,500万円をはるかに超える１億5,800万円余の負債があり、売買契約当時、同保証協会を根抵当権者として極度額を9,360万円とする根抵当権が本件土地・建物上に設定されていたところから、対象議員との間に売買がなかったとしても、熊取町が本件土地・建物を同社に対する損害賠償請求債権の責任財産として保全・差押えすることは困難であり、本件売買が熊取町の損害賠償請求、債権回収を妨げる「詐害行為」に該当するとは言い難い。

しかし、本件不動産売買が、仮に詐害行為に該当せず、違法性がないとしても、談合行為が裁判でも認定され、熊取町に損害を与えた同町から損害賠償請求を受けている今勝名義の不動産を、住民訴訟が提訴された平成21年５月後の同22年１月に対象議員が取得したことは、一般住民の感情から、いささか軽率な行為であったと言うことができる。

上記のとおり、売買の対象となった不動産はもともと熊取町の損害賠償請求債権を保全するための責任財産を構成するものとは言い難く、不動産売買が、同町による債権の回収に実質的な不利益を生じないと考えられること、また売買価格も取引相場からして不相応に低額であるとは言えず、任意売却による売買は保証協会としても競売や他者に売却するよりは、債権回収の上で合理的な選択であること等の諸事情から、対象議員が不動産を今勝からの売買により購入した行為は、仮に政治倫理条例に違反する余地があるとしても、未だ、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような行為とはいえず、政治倫理条例違反として同条例に基づく制裁を加えなければならないものとは言い難い。

今勝及びその代表者である北川氏に熊取町から損害賠償請求があった直後に、熊取町役場に副議長である対象議員が北川氏と同行し、契約担当職員と面会したことは、対象議員自ら認めている。同職員等からの聴き取りによれば、その際、対象議員が職員に圧力をかけるような直接の言動はなかったものと思われるが、対象議員が上記のような時期に北川氏と同行し、契約担当職員と面会すること自体が、たとえ対象議員が北川氏と同居していて、同人の健康状態から一定介護の必要があったとしても、住民からすれば疑惑の念をもたれる行為であり、職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限、若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけたことを推認させるに足るものと言わざるを得ない。

従って、同行為は、政治倫理条例の趣旨に照らし、高い倫理性を要求される議員として、してはならない行為であったというべきである。

しかし、当該行為は、前記の事情に照らすと議員辞職勧告を要するほどのものとは判断できないため、警告処分を相当とした。

4．審査会の付言

法の不遡及の原則と本審査会との整合性は、法と倫理の違いがある。法の不遡及の原則は、刑罰を基本に考え、政治倫理は議員としてふさわしいかが判断基準となる。本審査会は、法の不遡及の原則に該当せず、条例施行日以前の行為を一律に対象外とすべきではない。

請求人と一部委員との間に、請求内容の確認・質問に事前協議がなされたことは不適切ではあるが、その行為で公平さが極端に害されているとまでは言えない。

また、条例の解釈や審査会の運営も様々な意見があり、検討の場を改めて設ける必要がある。

資料；第7-7（1）

政治倫理審査会での委員の主な意見

＜不動産取得の問題についての主な意見＞

(A)条例に抵触：３名（坂上・重光・藤本委員）

(B)条例に抵触しない：３名（白間・服部・佐古委員）

(A)　対象議員は、今勝名義の不動産購入について、信用保証協会の要請に応じて購入したのであって、なんら問題ないと主張するが、保証協会の回答によれば、対象議員が主体的に購入する意思を示したことは明らかである。熊取町から損害賠償請求を受ける可能性が高かった今勝の不動産を、熊取町議会議員が購入すべきではなかった。

現在、今勝は、熊取町から損害賠償請求を受けており、遅延損害金を含め総額で約２千万円（北川氏の不真正連帯責任５千万円）になるが、誠実に支払う姿勢を示していない。対象議員による今勝名義の不動産取得は、法的に問題ないとしても、今勝の「資産かくし」「資産保全」と受け取られかねない行為であり、条例の主旨に抵触すると考える。

(B)　対象議員が購入した不動産には、大阪府中小企業信用保証協会の根抵当権（極度額9,360万円）が設定されており、不動産鑑定業者の査定によれば約1,500万円の評価であって、町の債権回収の原資となりえない。したがって、対象議員による今勝名義の不動産取得は、町の債権回収を妨害する詐害行為とは判断できない。

＜町職員との面談についての主な意見＞

(A)条例に抵触：４名（白間・坂上・重光・藤本委員）

(B)条例に抵触しない：２名（服部・佐古委員）

(A)　対象議員が北川一彦氏と共に、昨年12月24日に町職員と面会したことは、本人も認めており明白である。町職員からの聞き取り等によれば、圧力をかけるような事実はなかったと思われるが、町から今勝及び北川氏に損害賠償請求のあった直後に、町役場に副議長である対象議員が北川氏に同行し、契約担当職員と面会するのは「疑惑を招く」行為である。対象議員が意識した、しないに関わらず、政治倫理条例第3条1項の(4)「職員の公正な職務執行を妨げ又はその権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」に違反する行為だったといえる。

(B)　請求人の「傍聞」でもあったが、北川氏に同行し、町の幹部職員らと面談したとあるが、対象議員の弁明においても「確かに面談した」と認めている。しかしその際、職員への圧力行為等は一切なかったと町側からも証言されており、政治倫理条例第３条に抵触するものではないと判断する。

調査対象議員への措置

矢野議員に対する警告文

調査請求事項のうち、熊取町が住民訴訟の確定判決に基づき損害賠償を求める対象者自身並びに同対象業者の代表者であり、調査対象議員の義父に当たる北川氏に同行し、熊取町の損害賠償請求担当職員と面会したことは、たとえ政治倫理条例第３条第１項第４号の規定である『職員の公正な職務執行を妨げ又はその権限もしくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけ』が具体的になかったとしても、町民からみて同規定の疑惑を招きかねない軽率な行為である。

したがって、同条例第11条に規定する『議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため』、今後はこのような行為を厳に慎むよう警告する。

平成26年10月７日

熊取町議会議長　渡辺　豊子

資料；第 7-7 (2)

町議会議員に求められる事は何か！

住民目線の議会、断固たる賠償金回収を！

インターネット中継（録画配信）で開かれた議会に！

資料1　損害賠償金の回収対応

時期	項目	内　　容
H19年10月	談合事件発覚	1. 熊取公共工事談合事件発覚 2. 上垣町長辞職
H20年4月	大阪地裁判決	1. 熊取建設組合の長年の談合を指摘 2. 4名の有罪確定
H20年12月	議会議決	「町長は長年の談合に対し損害賠償請求するべし」と議決した。**（反対2：矢野議員他1名）**しかし、中西町長はこれを無視。 （H21年3月発行の議会だよりNo4の4頁に掲載）
H21年5月	住民訴訟	中西町長に代わり、住民グループが損害賠償請求を、大阪地裁に提訴、
H24年6月	大阪地裁判決 議会決議	1. 「町は過去の談合をした業者に損害賠償請求をするべし」と判決、中西町長の「職務怠慢」を指摘。 2. 「大阪地裁判決を尊重する姿勢を求める決議」は、6対6の賛否同数で、鈴木議長が否決。 **賛成議員：重光、藤本、江川、坂上、はも谷、奥野。** **反対議員：矢野、佐古、服部、渡辺、白間、田中。** （H24年8月発行の議会だよりNo18の4頁に掲載）
H25年12月	最高裁決定	「中西町長は、業者に対し合計4億7千万円の損害賠償請求すべし」との高裁判決確定。
H26年10月	議会への請願	住民の「北川氏（※1）と今勝に対し、債権者破産（※2）を求める請願」は、常任委員会では、全員賛成で可決。 ところが、本会議で、佐古・鈴木が反対に変身、6対6の賛否同数で、渡辺議長が否決。 **賛成議員：重光、藤本、江川、坂上、はも谷、奥野。** **反対議員：矢野、佐古、服部、鈴木、白間、田中。** （H26年11月発行の議会だよりNo27の9頁に掲載）

※1：北川氏は、矢野議員の義父、今勝建設㈱の不動産・邸宅に北川氏と矢野議員の家族は、長年にわたり同居。

※2：債権者破産とは、資産隠しや流用の疑いのある債務者（北川氏と今勝建設）を裁判所が任命する管財人によって、数年間にわたる資金の流れを強制的に調査し、債権者（町）の債権（賠償金）を回収する法律上の手続き。

資料2　賠償金の回収状況

賠償金の公正な回収と活用を求める。

回収済み約2億98万円

1．賠償金（以下、賠償金と遅延利息）を全額支払った業者
①阪南工務店　②ワールド　③楠プランニング
④中林建設　⑤大屋建設　⑥有薗土木工業
⑦中武造園土木　⑧泉州ビルド　⑨高田組
⑩山本工務店
10業者の小計　1億6,994万円

2．H26年10月の和解契約による分割払い業者
⑪中島工業　⑫西尾組　⑬扇山建設
前納分と分割払い済み額の小計　1,863万円

3．その他、請負工事代金から天引きの小計　1,241万円

回収済み賠償金の合計　2億98万円

分割回収8,363万円

今後の回収は、町長と議会の責任！

中西町長の怠慢と議会の対応（北川氏と今勝の債権者破産を求める請願否決）が、下記の通り支払い拒否と回収困難を拡大したと思われる。

記

(1)和解契約に反し、10月分から支払っていない業者
①西貴社　②徳進建設　③川勝土木建材　8,490万円

(2)和解不調になり、支払わない業者
①今勝建設　②日南建設　③山本組　④ヤマシン
⑤成公建設　⑥阪南土木工業　⑦クマトリ
1億82万円

支払う意思がない10業者（談合犯罪に無反省）
1億8,572万円

組合幹部の連帯賠償責任額

①北川元理事長に　6,435万円
②西尾元専務理事に　5,148万円
支払日が遅れるほど、利息が増える。計　1億1,583万円

資料3　議会のインターネット中継

議会は「初めは全員一致で賛成」し、その後、なぜ反対になったのか？
結局、議会は町長に迎合？　議会のチェック機能はどこへ？

時期	項目	請願の提出と議決の結果および実施の内容
H24年6月	議会対応	住民グループが出した「議会のインターネット中継実施の請願書」を全会一致で議会は可決する。 しかし、その後半年過ぎても、何ら進展なかった。
H24年12月	議会対応	議会のインターネット中継の進展が無いため、住民グループが再度「インターネット中継の早期実施を求める請願書」を出したが、同じ趣旨の請願であるとの理由から、議会は否決した。 議会は、6対6の賛否同数で、鈴木議長が否決する。（議会はインターネット中継に反対？） **賛成議員：重光、藤本、坂上、江川、はも谷、奥野。** **反対議員：矢野、佐古、服部、渡辺、白間、田中。**（H25年2月発行議会だよりNo20の4頁に掲載）
H26年9月	町長と議員の対応	町長は、議会の中継を役場ロビーのテレビで見ることが出来るようにしたが、インターネット中継（いつでも、どこでも、だれでもが見える録画配信）は実施せず。これに対し議会がどのように行動したか、見えない。

立候補予定者への公開質問と回答の一覧表

4月26日投票 熊取町議会議員選挙 アナタの選択は？

有権者への判断材料 を提供するため立候補予定者に**「公開質問書」**を渡し、適切と思う回答を選択して、簡単に理由を記述するようお願いしました。以下は、質問と回答要旨の一覧表です。

質問項目ポイント	三択の回答例の要旨
問1 談合による損害賠償金の回収について（裏面資料1．2を参照）	1. 法令が許すあらゆる手段を活用して全ての相手方から全額回収するべく努力するべきだ。 2. 話し合いを優先して、回収の努力をすれば回収額が半分程度に減っても仕方がない。 3. どちらとも言えない。
問2 回収した賠償金の管理と運営について（裏面資料2を参照）	1. 談合問題の反省を生かすために、「賠償金回収基金」を設け、収支を住民に明示し、「子育て支援」等、住民の声を聞いて活用する。 2. 一般会計に入れ、議会の古傷の痕跡を目立たないようにする。 3. どちらとも言えない。
問3 議会のインターネット中継の実施について（裏面資料3を参照）	1. 町長に追随するのではなく、是々非々の判断が出来る議会にするべき。 2. いずれ町長もインターネット中継の必要性を認め、実施するようになると思うので町長の決断を待てばよい。 3. どちらとも言えない

回答者 氏名（アイウエオ順）	現職 新人	3問の回答選択 問1	問2	問3	立候補予定者のコメントの要旨（「回答なし」は、その状況を記す）
浦川よしひろ	新人	1	1	1	判決が出ているのに、議会決議や請願が何故否決されるのか。
江川慶子	現職	1	1	1	住民に分かりやすくすべき。
河合弘樹	新人	3	1	1	全額回収は難しいかと思う、半分でも少ないと思うから、3です。
坂上昌史	新人	2	2	1	回収する努力は必要だが、話し合いは続けるべきです。半分に減っても良いとは考えません。
坂上みきお	現職	1	1	1	資産隠しを進めている業者には、断固たる姿勢が必要です。
阪口ひとし	新人	1	1	1	開かれた町政は理想的と考える。
重光俊則	現職	1	1	1	町長の意思に関係なく、議員がインターネット中継を必要と考えるかどうかが、重要です。
はも谷陽子	現職	1	1	1	すでに全額支払った業者もあり、組合の責任者が賠償しないということは許せない。
東野聡	新人	1	1	1	熊取町の未来の為、基金設置に賛同します。
藤本龍	現職	1	1	1	賠償金不払いはモラルハザードが起こる。議員はもっと町民と向き合って判断するべきだ。
文野慎治	現職	1	1	1	「税金が搾取された」という現実の反省から、賠償金の全額回収に最大限の努力をするべきだ。
佐古員規	現職	回答なし			「まだ書けていない」と答え、その後の電話は留守電の応答、連絡なし。
服部節二	現職	回答なし			督促の電話に対し「回答しない」理由はと聞くと「理由はない」と返答した。
二見ひろ子	新人	回答なし			留守電を2度入れるも連絡なし。訪問後に「お答えできません」と電話連絡あり。
矢野正憲	現職	回答なし			「回答するかどうか後援者に相談する」と返事、督促に対し「後援者から『出すな』『構うな』と言われた」と返答した。
渡辺豊子	現職	回答なし			「どうしたらよいか分からないので質問書は選管に出した」との返事。選管職員に事実確認すると「渡辺議員から質問書は預かっていない」と当惑していた。

アンケートに回答しなかった候補者は5名です。
みなさまは、この態度について、どう思われますか？

この4年、現職議員が、質問に関連した決議に、どのような態度表明をしたか、裏面の資料1・3の中に議員名がありますので、参考にして下さい。

熊取町を良くする住民の会
発行日 2015年4月
代表幹事
大浦正義
TEL 090-3971-4742
松野隆一
TEL 090-1022-5671

2015 年 8 月 25 日

熊取町議会議長　重光　俊則　様

談合賠償金を基金として管理・運用することを求める請願

請願者

氏名　　印・住所　　.

【請願の趣旨】

住民訴訟の勝訴により賠償金の回収が可能となった。そして、町によって回収された恒常的談合の損害賠償金（遅延利息を含む）の全額を一般会計とは別にして、住民福祉を向上させるための「基金」を設立し、町民に分かり易く管理・運営することを請願する。

【請願の理由】

1．平成19年10月大原住宅談合が発覚し、20年3月刑事判決が下され、被告人ら４名は上告せず４月に判決が確定した。判決文は、談合が建設業協同組合業者による恒常的談合の真相と行政の不作為（怠慢）、行政による談合幇助とを明らかにした。

2．世論をうけて、町民が「熊取町を良くする住民の会」を結成して、代表４名が原告となり、平成 21 年 5 月住民訴訟を提起した。大阪地裁と高裁は、町の損害賠償請求権を認め、平成 25 年 12 月の最高裁決定（相手方の上告を棄却）により、高裁判決が確定した。

その結果、損害賠償 3 億 7474 万 9725 円、遅延賠償金を加えた損害賠償金の合計は約 4 億 7 千万円になった。

3. 町は、平成 26 年 3 月から相手方に対する損害賠償請求の訴訟を開始し、平成 27 年 5 月 29 日現在、10 社完納と 3 社分納により、2 億円を回収（回収率：42%）した。今後、町は、賠償金未払いの相手方（10 社と組合幹部 2 名）に対し、残る約 2 億 7 千万円を全額回収するため、強制執行や債権者破産を実行するなど真剣に努力するべきである。

4. 既に回収した損害賠償金や今後回収する損害賠償金を基金とし、管理・運営することにより、基金の収入と支出を町民に分かり易くすること、そして、忌まわしい談合事件を風化させないようにすることによって、今後の公正・公平な町政を実現に寄与すると思料する。

以上、請願の趣旨の通り、談合の損害賠償金を基金として管理・運用することを求める請願書をここに提出する。

以　上

資料；第 7-9

2015 年 8 月 25 日

熊取町議会議長　重光　俊則　様

小・中学校の新入生の就学援助金の一部を早期に支給するよう求める請願

請願者

氏名　　印・住所　　.

【請願の趣旨】

子どもをもつ生活困窮家庭への就学援助金の第１回目支給は、１学期が終了する７月下旬であり、小学校と中学校の新入生（１年生）が４月入学式から７月までの諸費用を賄う上で、預貯金のない家庭においては、悩ましく、困難を伴います。つきましては、所得の一定条件を満たす保護者には、１学期の就学援助金を４月１日に支給するよう請願します。

【請願の理由】

１．学校教育法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法第19条）とされ、生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に就学援助金（以下、援助金）を支給します。援助金には・新入学児童生徒学用品費等・通学用品費・学用品費通学費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・体育実技用具費・生徒会費・ＰＴＡ会費・クラブ活動費・医療費 などを含むが、制服費は含まない。市町村が実施する援助事業のうち、国は要保護者に対して行う事業に要する経費について補助を行い、準要保護者に対して行う事業に要する経費の補助については、平成17年度より税源移譲を行い国の補助を廃止しました。

平成24年度の全児童に占める受給率は全国的には１５．６％に達し、過去最高を記録し、熊取町でも、平成21年度の１２．１％から24年度には、１４．２％に増えました。学年進行に伴い受給対者が増え、小学生の１２．８％と中学生の１７．１％で合計６０１名の受給でした。

２．熊取町では就学援助金の申請書類提出は、5月であり、支給回数は年３回、支給時期は、第１回目が７月下旬、２回目は１２月下旬、３回目は３月下旬です。従って、第１回目の支給が１学期の終わる７月下旬であり、家庭への直接支給額は、それぞれ小学１年２万５千円、中学１年３万２千円程度です。ところが、実際には、１年生は４月から７月の間には、頻繁にもっと多くの費用がかるため、小学１年生と中学１年生の子どもをもつ、預貯金のない困窮家庭においては、時々の費用負担が大きく苦慮しています。

３．受給対象者は学年進行に伴い増加傾向にありますが、受給対象の生徒数実数は、平成２４年度度、小学１年生は、約６０名、中学１年生は約７０名です。平成２８年度の就学援助金の支給について、預貯金のない困窮家庭の申請を３月初旬に受け付け、審査の上、４月１日に支給すれば、保護者の困難は大幅に改善されることは明らかです。

４．この費用は、すでに回収できた損害賠償金の一部をあてることが可能であり、財政的な困難はありません。

以上、「請願の趣旨」の通り、ここに請願します。

資料；第 7-10

談合賠償金を基金として管理・運用することを求める請願　採択（賛成多数）

請願の要旨　損害賠償金（遅延利息を含む）の全額を一般会計とは別にして、住民福祉を向上させるための「基金」を設立し、町民に分かり易く管理・運営することを請願する。
請 願 者：大浦正義　他3名　**紹介議員**：文野　慎治、坂上　巳生男、阪口　均

賛成討論

共産党議員団

住民訴訟の勝訴により、賠償金の回収が可能となった。しかし、町は各会計ごとに回収金を入金し何に使われたか不明である。町は、20年にわたり損害を受けていたことを考えると、残る約2億7千万を必ず回収し、福祉を向上させるための基金を設立し、町民にわかりやすくすることは当然のことである。

熊愛の会・未来

現在の賠償金回収率は、僅か42%でしかない。残る2億7千万円の回収に、町は全力を上げなくてはならない。現在回収した賠償金は、一般会計に繰り入れているが、平成26年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定が不認定になったように、損害賠償金等が、あたかも一般的な臨時収入として赤字補てんに使用されている現状はおかしい。

住民訴訟の勝利によって賠償金等の回収が可能となり、それらの全額を一般会計とは別に、住民福祉を向上させるための『基金』を設立し、将来にわたり町民に分かりやすく管理・運営することが重要である。何よりこの『基金』の存在が、熊取町の未来へ向けて、公正・公平な町政を築く礎になる。

反対討論

新政クラブ・守クラブ

基金は特定の目的のために設置するものであるため、目的外の使用には、制限があり、使い勝手の悪いものである。今回の損害賠償金は、本来、一般会計他特別会計から投資的経費として支出されたものが返還されたものであり、それぞれの会計に戻されるべきものである。また、福祉のための基金に積み立てることはこの基本に相反することにもなる。それよりも返還された損害賠償金の使途を限定しない方が、より有効に活用することができる。

また現在まで回収された損害賠償金等は、基金を設置せずとも、もう既に一般会計より原資として、熊取町の行う施策に、フレキシブルにかつ柔軟に活用されており、基金設置の必要性は特段ないと判断し、反対とする。

熊取公明党

基金にする必要があるのか４点の疑義がある。

1. 一般会計だけでなく特別会計も雑入として処理されている。それを全額一般会計で基金にできるのか。
2. 国や府への返還金や、弁護士報酬を、その「福祉向上基金」から支払えるのか。
3. 基金よりそれぞれの会計で雑入とした方が住民福祉や施設整備等に柔軟に活用できるのではないか。
4. 基金にしなくても随時、町の広報やホームページで回収状況等情報提供されている。

小・中学校の新入生の就学援助金の一部を早期に支給するよう求める請願　採択（賛成多数）

請願の要旨　所得の一定条件を満たす保護者には、１学期の就学援助金を４月１日に支給するよう請願する。
請 願 者：大浦正義　他2名　**紹介議員**：文野　慎治、坂上　巳生男、阪口　均

賛成討論

未来・熊愛の会

現在、熊取町において子供を持つ生活困窮家庭への就学援助金の第１回目の支給は１学期が終了する７月下旬である。実際に４月から学校に通うので７月までに多くのお金が必要になるのは想像に難くない。

平成24年度の全児童に占める受給率は全国においては15.6%で過去最高に達し、熊取町でも14.2%だった。第１回目の支給を７月から４月にすることにより生活困窮家庭の費用負担での困難が改善される。

全国でも４月に就学援助金を支給している自治体はある。熊取町も３月から申請を受け付け確定申告の写しや学校によるヒアリングをベースに審査は出来るはずである。就学援助金を４月に支給するために、出来ない理由を考えるより現在の事務処理をどう変えれば実現できるかを考え実行していくべきである。

共産党議員団

年間所得の減少により就学援助を受ける児童の増加、預貯金のない家庭が3割となっている。その中で、入学時の費用負担が大きくなっている。福岡市では、「入学準備金」として、入学前に支給している。子育て支援に力を入れている熊取町だからこそ生活実態がつかめ実現できると考える。

反対討論

新政クラブ・守クラブ

請願の主旨には一定の理解を示すが、就学援助金は直近の世帯収入が確定する６月より順次認定し、７月、12月、３月と年３回援助される制度であり、前年度の収入が確定されないと適正に算出されない。仮に４月に支給とする場合、前々年度の所得より仮認定を行うために、年末調整済み源泉徴収票や確定申告書の写しを別途準備して頂く手間が増え、申告手続き等の事務処理も複雑となり、担当職員の事務処理作業が増加され、適正な事務の妨げとなることが予測される。また、子ども医療費助成制度の中学３年生までの拡充、児童手当は２月、６月、10月に支給され、福祉貸付制度も完備されていることから、子育て支援を包括的に行なっている。また何より「子を育てる」親として、入学に向けての準備などは、まさに親としての底力を発揮して頂きたい。

最後に請願の理由の、「４、この費用はすでに回収できた損害賠償金の一部を充てることが可能であり　財政的な困難はありません」とあるが、元々財政は予算化済みの為、この項は不要である。

熊取公明党

請願の主旨は理解できるが、本町の就学援助の申請については、前年度の所得による課税が確定し、その課税情報を基に受け付けている。課税状況がわかるのは６月。共産党議員さんが再三質問しているが、「前前年度の所得や確定申告書の写しや源泉徴収票を基に事務を進めると後で却って対象者の方に負担をかけトラブルのもとになるので６月に税が確定してから手続したい」と担当課は常に答弁されている。
手続き上問題があるので賛成できない。

資料；第 7-11

熊取町の職務怠慢と談合事件への幇助

「住民の会」代表幹事・原告　柗野　隆一

原告として、今回の住民訴訟の結果、熊取町の「不作為・職務怠慢」並びに談合事件への「幇助」について鳥瞰透視的に見て、以下の各節に記すとおりである。

然るにも拘らず、熊取町は、未だに「事実誤認」（幇助していない）としている。

熊取町の中西町長による執行下の熊取町職員らは、本当にそのように思っているとしたら、大変不幸なことである。

職務怠慢（不作為）について

- 地方自治法の本旨に則り、住民の福利を優先するという立場ならば、相手方業者に損害賠償請求訴訟を提起すべきではないのか。
- 住民訴訟に至るまでに、中西町長は、談合事件の今勝建設㈱の裁判の刑事事件の確定記録を入手し、その全文コピーを既に読んでいたのである。
- しかし、被告の中西町長は、裁判開始当初から判決確定まで、談合業者側に立ち、大阪地裁判決後も住民側（公の立場）に寄り添うことなく、「談合は無かった」「談合を幇助する職員も居ない」として談合業者寄りに立ち続けた。
- 法と正義に則り、あらゆる手段を駆使して損害賠償金の回収に努めるのが、住民訴訟判決の判決文の趣旨であり、住民の福利に適うものである。
- その趣旨を理解していないが如く、熊取町の取立ての姿勢は、職務怠慢と不作為と感じるものの、原告住民として手をこまねくだけで、忸怩たる思いであった。
- 「住民の税金を収奪された談合事件は犯罪である」という認識にも欠ける中西町長の姿勢は、弾劾されるべきである。
- 私たち住民と行政が訴訟の主役であり、夫々が公の立場に立っています。中西町長並びに行政は住民によって選出･信託された機構（しくみ）であるに過ぎません。
- 住民の自助・共助による『社会をより良くしたい』という思いが地域社会を変えていくのです。この住民訴訟に関して、中西町長は公の立場を失い、卑しくも建設業者寄りの立場であった。前町長より引き続いての建設業者への幇助であると疑われる所以である。
- 私たち住民は、建設業者が謝罪し、住民に「このような共同不法行為（談合）を二度と行いません。」と宣誓すべきだと思う。
- 熊取町はこの事件を契機に入札改革を行い、町外業者も参加させ、その結果、殆どの入札結果は最低落札価格でしかも抽選で業者が落札するという状況となった。熊取町にとって、財政負担額は大幅に軽減されている。
- 『権利、競争上の地位その他正当な利益を害する』について、高裁判決により事実関係は確定し、最高裁に上告しなかった業者らが、談合したことを認め、町に損害を与えたと自ら認め、自ら申出て支払った会社名や損害賠償金などを公開しない理由が、正当な利益を害するということはない。不当な共同不法行為（談合）による得た利益（自らが認めて、上告を断念した）から､遅延損害金が膨らむからの理由とはいえ、積極的に支払ったことは評価されるべきで、他

の業者と一線を画している。

- 「本件談合認定工事に係る談合により、熊取町は、本件相手方らに対し、それぞれ別紙２相手方一覧表の認定額欄記載の金額の損害賠償請求権を有しているところ、熊取町は、現在まで本件相手方らに対して損害賠償請求権を行使していないのであって、その行使を違法に怠っているといわざるを得ない。」（大阪高裁・住民訴訟事件・平成24年（行コ）101号、平成25年５月10日判決　18ｐ上から３行目）

熊取町の談合事件への幇助について

――幇助について（判決より引用する）

- 「組合の代表理事であった被告北川一彦は、熊取上垣町長に対して経審点の上乗せを働きかけて実現し、地元企業により入札を独占しやすくして、組合の談合体質を温存強化するのに寄与した上、本件においては、前記のとおり、落札業者を自らが実質的に経営する今勝建設と決め、指名業者から設計書回収を指示したり、被告人西尾明治に対してチャンピオンとして行う作業を指示するなど、中心的な役割を担っている。」（大阪地裁・刑事事件平成19年（わ）6418、平成21年３月28日判決、同４月12日確定　４ｐ下から８行目）
- 「チャンピオンと呼ばれる落札予定業者は、ボーリングと称して町役場の担当部署に行き、積算書類を示しながらその示唆を得て設計金額を探り出し、それを基に予想される入札予定価格に近い入札金額を決め、他の指名業者にはこれよりも高額の入札金額を決めてこれで入札するように指示し、その際、各指名業者が提出する参考内訳書の原案を渡すという方法で談合を繰り返してきていたのである。」（大阪地裁・刑事事件平成19年（わ）6418号、平成21年３月28日判決、同４月12日確定　４ｐ上から２行目）
- 「熊取町における指名競争入札方法等

ア　本件組合加入業者に対する評点加算熊取町が発注する公共工事に係る指名競争入札の参加資格に関し、平成11年５月頃、熊取町建設工事等請負業者資格審査要領が改訂され、本件組合の加入業者に対しては、経営事項審査の評点（以下経審点という）を200点加算することとされた。（中略）本件組合加入業者はいずれもＢランク工事の入札参加資格を有することとなった。」（大阪地裁・住民訴訟事件平成21年（行ウ）99号、平成24年６月８日判決３ｐ上から６行目）

熊取町はこの事件を契機に入札改革を行い、町外業者も参加させ、請負契約書に20%の損害賠償金の特約条項も遅まきながら付加しました。談合を幇助した経審点の200点加算も止めました。

- 「第５　当裁判所の判断　ア　認定事実　（ア）　町営大原住宅工事は、１期から３期に分かれており、平成16年頃、その第１期工事をＡランク業者である浅沼組が落札した。北川は、第２期及び第３期工事に関して本件組合や地元業者に落札させたいと考え、第１期工事が着工した平成16年秋頃から、熊取町長や総務部長らに対し、大原住宅第２期工事はＢランクの建設業者が入札に参加できるように何度も陳情を行った。」（大阪地裁・住民訴訟事件平成21年（行ウ）99号、平成24年６月８日判決　17ｐ上から10行目）
- 「同　（イ）　平成18年４月頃、それまでＢランクの建設業者が入札に参加することについて消極的な態度を取っていた総務部長が、方針を変更して積極的な態度を示したため、北川は、大原住宅第２期工事においてＢランク業者が入札に参加できる可能性が高まったと考え、その頃から本件組合の会合等においてその旨を発言するようになった。」（大阪地裁・住民訴訟事件平成21年（行ウ）99号、平成24年６月８日判決　17ｐ下から４行目）

- 「同　（ケ）　北川と西尾は、同月21日頃、今勝建設事務所において会談し、今勝建設の入札金額を6億3000万円とすること、他の入札業者に対しては、今勝建設の入札金額を推測されないよう、いずれも7億円以上の入札金額を指示することを決めた。また、北川は、同日、息子の[redacted]社長に対し、今勝建設の参考内訳書を渡した上、今勝建設の入札金額を指示した。さらに、北川は、今勝建設の落札を確実なものにするため、熊取町総務部の[redacted]課長と連絡を取り、予定価格に対する最低制限価格の割合が83％であることを聞き出した。」（大阪地裁・住民訴訟事件平成21年（行ウ）99号、平成24年6月8日判決　19ｐ上から4行目）
- 「原審判断の補正　平成20年4月から、大原住宅第2期工事談合摘発を踏まえて、熊取町における入札契約制度を改めた。すなわち、契約検査課を新設し、熊取町建設工事等請負業者指名審査要綱などの全面見直しを実施した。（中略）入札業者の級別格付基準となる総合評点に関して、熊取町独自で主観点数200点を加算していたが、このような主観点数の加点については全廃した。」（大阪高裁・住民訴訟事件・平成24年（行コ）101号、平成25年5月10日判決　5ｐ上から11行目）
- 「確かに、本件刑事事件における北川及び西尾の供述調書には、落札率の高さやボーリング作業等から、熊取町の担当職員らが談合の存在に気づかないはずがないとか、設計金額の概数を教えてもらう見返りとして、当該担当職員に対して飲食接待や現金授受等を行っていた旨の供述がある（甲4）。（大阪高裁・住民訴訟事件・平成24年（行コ）101号、平成25年5月10日判決上から13行目）
- 「しかし、仮に、熊取町職員に監督義務違反や担当職員による教示行為等があったとしても、それらは補助参加人らを含めた業者の談合行為のいわば幇助行為に過ぎず、補助参加人らは、熊取町の職員らの幇助を得て、故意による共同不法行為者として熊取町に損害を与えたのであって、その行為の主体性、違法性に鑑みれば、熊取町職員の幇助的行為を理由に過失相殺を適用して、談合を行った者らの責任を減じる理由は見出し難い。」（大阪高裁・住民訴訟事件・平成24年（行コ）101号、平成25年5月10日判決　12ｐ上から16行目）

おわりに

熊取町は、平成27年8月31日（27熊契第12－21号）、熊取町重光議長に対し、請願書における事実誤認についての文書を送付した。

私たち住民が議会に請願した文書の記述に対し、「事実と異なり極めて不適切な表現である」として、「議会として事実に相反する理由に基づく請願については、議会において慎重なる取り扱いを行うこと求める」との内容である。

熊取町の住民の皆様は、これをどのように感じられ、どう考えられるのか？

判決文は、裁判官の公正で公平な判断を下した結果である。

以　上

熊取町・住民訴訟の成果と問題点

ミネルヴァ法律事務所・弁護士　畠田　健治

略　歴

①所属事務所　ミネルヴァ法律事務所

住所　〒530-0047　大阪市北区西天満５丁目１番９号

新日本曽根崎ビル９階

電話 06-4709-1233 ＦＡＸ　06-4709-1235

②経歴　1991 年４月、大阪弁護士会に入会。現在に至る。

大阪弁護士会行政問題委員会、日弁連行政訴訟センター、全国市民オンブズマン連絡会議

③取扱事件　相続、離婚、倒産等の一般事件の外に、談合事件、職員厚遇事件等の住民訴訟事件、情報公開請求事件に携わる。

1　はじめに

一審（大阪地方地裁）、控訴審（大阪高裁）判決の意義については、他の訴訟代理人から詳細な原稿をいただいているので、私は、市民オンブズマンの代理人としてこれまで多少なりとも住民訴訟にかかわった経験からの本件訴訟の意義を述べるとともに、本件訴訟を通じて改めて浮き彫りとなった現行住民訴訟制度の問題点を指摘したいと考える。

2　本件訴訟の住民訴訟史的意義

平成 21 年初頭、本件訴訟について、大浦、柗野両氏から相談を受けた時、私は、ある裁判例を紹介した。

津幡町事件と言われるその談合事件は、市民オンブズマンの間では有名な事件である。石川県河北郡津幡町において町発注の工事につき、複数の JV 間で談合があったとして提起された住民訴訟であるが、その特徴は、刑事記録及び公正取引委員会の調査に関連する証拠等が一切ない中で、従前より談合が行われやすい環境が整っていたこと，本件入札の落札率が高いこと及び本件入札前に談合情報が提供されていたことだけを根拠としていた点である。一審判決（金沢地裁 H17.8.8 判決）は、住民らが立証すべき対象は、具体的な日時及び場所まで特定した談合行為ではなく,「特定の入札につき，なんらかの形で入札業者の間で談合行為が行われた事実」であるとして，住民らの主張、立証する根拠から談合行為を推認したというものであった。従前、談合事件においては、不法行為に関する主張立証の原則どおり、具体的な日時及び場所まで特定した談合行為の主張立証までを求められていたこと、そのため、畢竟刑事記録や公正取引委員会の調査記録がなければ、談合行為が認められなかったことからすれば、津幡町事件の第一審判決は、市民オンブズマンにとっては画期的な判決であった。これまで、95% を超える高い落札率を目の当たりにしながら、立証

の壁に立ちふさがられ、住民訴訟の提起すら二の足を踏んできた多くの住民にとっては、暗黒の中の一筋の光明であった。

ところが、その控訴審（名古屋高裁金沢支部H19.1.5 判決）は、具体的な日時及び場所まで特定は求めなかったものの、原告主張の事実から談合行為は推認できないとして住民側逆転敗訴の判決をし、最高裁も住民側からの上告を受理しなかったので、津幡町事件の第一審判決は幻の名判決に終わっていたのである。

個々の談合行為を立証する刑事記録がないという点、高い落札率を根拠としている点、本件は、津幡町の事件と共通であるが、それだけに前途は想像以上に多難であることが予想され、私は、そのことを率直に大浦、松野両氏に告げたのである。そして、原告のみなさんにも、この点での理解を得た上で、数十回に及ぶ原告団会議を開催し、訴状や準備書面を作成した。

しかしながら、各判決の意義の論稿のとおり、第一審、控訴審ともに、各談合行為の事実につき具体的な日時及び場所まで特定を求めず、間接事実により立証する方法を前提に原告らが主張立証する落札率の高さ、大原第２住宅事件の前後の落札率の比較、従前談合行為が横行していたという刑事事件の供述調書等を根拠に、談合の事実を認め、その判決が確定した。津幡町事件では果たし得なかった直接的な証拠なしの談合立証が、やっとのことで認められたのである。

このことは、住民訴訟の歴史において、素晴らしい出来事であるといえる。熊取町事件は、全国の市民オンブズマンらを勇気づける判決となることは間違いない。

3　現行住民訴訟の問題点

その反面、本件談合事件を通して、現行住民訴訟の問題点も浮き彫りとなった。地方自治法が改正（改悪）され、住民訴訟制度が現行のものとなったのは、平成 14 年のことである。それまでは、住民は、地方公共団体に代わって、直接、不正な支出を行った首長や職員、談合を行った業者等を被告として、住民訴訟を提起することができた。ところが、個人として住民訴訟の被告となることは負担が大きいので嫌だという首長や職員の要望がストレートに反映された住民訴訟制度の改正（改悪）がなされた。これが現行法である。

すなわち、住民は、機関としての首長を被告として、不正な支出を行った首長個人や職員個人、談合を行った業者等に対して、損害賠償請求の義務付けを求める住民訴訟を提起する（第１段階訴訟）、その結果、住民勝訴の判決が確定した場合には、改めて首長は、不正な支出を行った首長個人（ただし、首長個人に対する訴訟は代表監査委員が行う）、職員個人、談合を行った業者等に対して、損害賠償請求を行い、支払わないときは訴訟を提起する（第２段階訴訟）という構造となった。

一見するだけでも、談合による損害賠償を回収するためには、二回訴訟をしなければならず、非常に迂遠であり、時間がかかる。しかも、第１段階の訴訟は、給付を命じるものではないので、仮執行宣言もつかない。また、第２段階訴訟においては、住民は全く関与できない。本件においては、以上のような現行住民訴訟の構造の弊害がまざまざと見せつけられた。

すなわち、談合に関わった談合業者等が倒産したり、無資力状態となったりしたために、勝訴判決の一部の実効性がなくなってしまったが、これも訴訟期間自体を短縮できれば、あるいは、仮執行宣言を付することによって責任財産の保全ができれば、未然に防止することができたのではないかと考えられる。

また、第２段階訴訟の段階では、熊取町は、債権の保全や回収に問題が多く、多額の債権未回収が生じている。また、一部の業者に対して、８年を超える非常に長期の分割弁済を容認し、裁判上の和解を締結しが、ここまでの妥協が正しかっ

たのか問題が残る。債権の保全と回収のために談合業者の資産を暴き、追及する手だてはなかったものか、住民としては非常に歯痒い思いをしている。それらは、住民が第２段階訴訟について、出廷することも、又何らかの意見を述べる機会も与えられていないことによる。折角、第１段階の訴訟で勝訴しても、その後の地方公共団体が甘い対応をしていれば、住民の努力は無駄に終わることになってしまう。制度としての大欠陥と言わなければならない。

４　結びにかえて

以上のとおり、本件は、住民訴訟史的にも、現行住民訴訟制度を見直す上でも、非常に意義のある事件である。

このような事件に携わることができたことは、弁護士として僥倖であるといわなければならない。原告やこの訴訟を支えてくれた住民の方々、きづがわ法律事務所の弁護士の方々に、この場を借りて感謝の意を述べたい。

以　上

大阪地方裁判所判決の意義

きづがわ共同法律事務所・弁護士　横山　精一

略　歴

①所属事務所　きづがわ共同法律事務所
住所　〒556-0011 大阪市浪速区難波中 1-10-4 南海野村ビル 5 階
電話 06-6633-7621 ＦＡＸ　06-6633-0494

②経歴　1986 年 4 月、大阪弁護士会に入会。現在に至る。
自由法曹団、民主法律協会等に所属。

③取扱事件　労働事件の労働組合側、労働者側の代理人とする事件に携わる。タクシー、バスの労働者が組織する自交総連に関連する事件が多い。その他、嘉手納基地爆音差止事件の住民側の代理人として沖縄に通う。

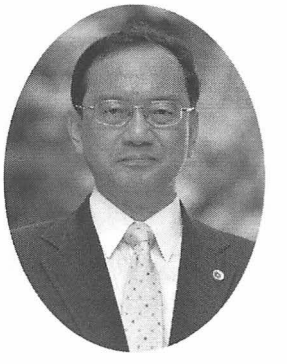

はじめに

2012 年（平成 24 年）6 月 8 日、大阪地方裁判所第 2 民事部（山田明裁判長）は、23 者の談合の事実を認め、この 23 者に合計 5 億 5732 万 4775 円、及び、熊取建設業協同組合（以下「本件組合」という）の理事 2 名に対して、それぞれ、5000 万円、4000 万円を熊取町に支払うよう、熊取町が請求することを命じた。

談合業者、協同組合による談合行為を認め、熊取町に各業者に請求するように命じた点で、熊取町の住民の請求を認める判決であった。以下、この判決の内容、意義について報告する。

1　判決の概要

(1) 本件の主たる争点は以下の 2 点であった。

ア　住民が請求する対象工事に係わる談合行為の有無

イ　熊取町に生じた損害の有無及び額

以上の争点について、裁判所は以下のとおり、判断した。

(2) 住民が請求する対象工事に係わる談合行為の有無

この点について、判決は、結論として、「少なくとも 95% 以上の落札率をもって落札された工事については、談合が行われたとみて不合理ではない」として、住民が請求する対象工事のうち、①本件組合加入業者のみが入札に参加し、かつ、②落札率が 95% 以上であるものについては、特段の事情がない限り、本件組合の主導による談合行為が存在することが出来ると判断した。その上で、一部の業者が主張する事情について検討し、特段の事情の存在を否定した。

(3) 熊取町に生じた損害の有無及び額

この点について、裁判所は、談合が認定された工事の落札価格に 15% 相当額に消費税相当額を加算した額を損害額と認め、合計 5 億 5732 万 4775 円の損害が生じていると判断した。

そして、各工事を落札した業者に、それぞれの工事に関する損害を賠償する責任を認めるととも

に、本件組合の理事２名について、組合ぐるみで談合が行われたことについてこの両者が共同不法行為責任を負うとし、代表理事について 5000 万円、専務理事について 4000 万円の賠償責任を認め、談合業者と連帯責任を負うと判断した。

2　判決の意義

(1) 本件談合が本件組合ぐるみで行われたことが明らかになった。

本件発覚の端緒となった大原住宅第２期工事談合に関する刑事記録により、本件組合をベースとした談合の事実が認定された。

本件組合は談合をするために昭和 61 年に設立され、設立当初より、本件組合の主導の下、本件組合加入業者の間で談合が繰り返されてきた。組合の中で落札業者（チャンピオン）が、星取り表により決定され、チャンピオンが工事費用を積算し、組合幹部も含めて熊取町役場でボーリングを行い、入札額が決定され、入札が実施された。その結果、落札率 95% 以上の高率で落札された。落札受注したチャンピオンは受注金額の 1% を本件組合に納めた。このような関係者の供述を、裁判所は「信用できないということはできない」とし、「恒常的な談合行為の推認が妨げられるものではない」と認定した。

また、裁判所は、大原住宅第２期工事談合発覚前後の落札率の変化も本件談合を認定する裏付けとした。

大原住宅第２期工事の談合が発覚したのは平成 19 年 10 月のことであった。平成 15 年４月からこの談合発覚までの間に熊取町で実施された指名競争入札の平均落札率は 96.0% であったのに対し、発覚後の平成 19 年 12 月から 20 年３月 31 日までの競争入札の平均落札率は 76.7%、平成 20 年度の平均落札率は 80.9% ですべて最低制限価格で落札された。このように大原住宅第２期工事談合が発覚した平成 19 年 10 月前後で、落札率が大きく変化したことについて、判決は「大原住宅第２期工事談合が発覚したことにより、本件組合を中心とする談合が不可能となった結果であり、大原住宅第２期工事談合の発覚以前における高い落札率は、恒常的な談合によって維持されていたものとみるのが合理的かつ自然である」と判断した。

以上の刑事記録による関係者の供述と、落札率の変化という客観的な根拠に基づいて、裁判所は、本件組合を基盤とする恒常的な談合の存在を認定したのである。

翻って考えると、以上のような刑事記録及び落札率の変化は、熊取町自身が把握していたものであり、本件判決を待つまでもなく、熊取町が談合関係者に対して自主的に賠償請求を行うべきであったと考える。このような機敏な行動を熊取町が取っていたならば、損害の回復は更に進んでいたのではないだろうか。

(2) 談合業者及び談合の舞台となった本件組合幹部の責任が明らかにされた。

裁判所は、刑事記録から、本件組合が談合をすることを目的として設立され、組合設立後、組合役員が主導して、組織的に、談合が実施されてきた事実を認定した。ここに、本件談合事件の特徴があった。本件組合は、談合という犯罪行為を行うことを目的として設立され、その目的通りの談合を広範囲、長期間にわたり行い、それにより熊取町に５億 5732 万円もの損害を被らせた。この損害はすべて住民の税金により補われてきた。

このような前代未聞の不祥事に対して熊取町はどのような対策を取ってきたのか。

熊取町は、今回の裁判所の判断を真摯に受け止め、再び住民にこのような損害を被らせないため、反省しなければならないと思う。

同時に、このような大問題について、熊取町の住民が立ち上がったことに敬意を表するとともに、その人々と共に闘うことが出来たことに感謝します。　（2015 年 10 月５日）

住民側勝訴の一審判決を支持した大阪高裁判決

きづがわ共同法律事務所・弁護士　森　　信雄

略　歴

①所属事務所　きづがわ共同法律事務所
②経歴　1986年、大阪弁護士会登録。
③取扱事件　労働事件として朝日放送事件など。
行政事件として、高槻市勤務評定開示請求事件など。
住民事件として、千里ニュータウン団地建替事件など。
その他、松下電器年金事件など。

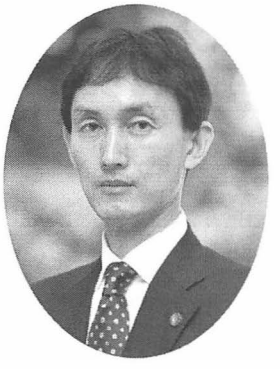

2013年（平成25年）5月10日、大阪高等裁判所は、一審判決と比較して損害額を減額したものの、談合を否定した業者（補助参加人）の主張を認めず、一審判決に引き続いて住民側勝訴の判決を言い渡した。

一審判決の意義は別稿で触れられているので、以下、業者が控訴理由書において一審判決の問題点と指摘した点を中心に、大阪高裁判決の内容を報告する。

1　本件請求対象工事の談合行為性について

（1）はじめに

本件は大原住宅第2期工事における談合が刑事事件に発展し、事件関係者が取調べの過程で恒常的に談合行為を行っていたことを認めたことを一つの契機とする。

住民は、各工事の予定価格、落札価格、最低制限価格等について詳細な分析を行い、2003年（平成15年）4月から2008年（平成20年）3月までの期間に熊取町が発注した公共工事のうち、少なくとも、落札率（落札価格÷予定価格）が95％を超える工事及び95％以下であっても関係者が捜査段階で談合を認めた工事の合計157件の工事につき、談合行為があったとして損害賠償請求をした。

一審判決は、大原住宅第2期工事を除く工事に関する談合を否定する業者側の主張を認めなかったが、控訴審において、業者側は、主として、次の各点を問題にした。

（2）談合事件における立証の程度

一審判決は、住民が請求した157件のうち、組合加入業者ではない業者が入札に参加した工事及び落札率が95％未満の工事を除いた144件の工事について談合を認定したが、それは、組合加入業者のみが入札に参加し、落札率が95％以上のものについては、合理的と認められる特段の事情がない限り、組合の主導による談合行為が存在したと推認するのが相当であるとの判断を前提と

した。

この認定手法に対し、業者側は、一審判決が、各工事につき、いつ、どこで、どのような方法で談合したのかについて具体的に特定して認定していない点を指摘した。

しかしながら、大阪高裁判決は、対象工事は工事名、契約日及び落札者で特定されており、行為態様も、入札者間において落札者に当該工事を落札させる合意をした上、落札予定者以外の者は同人の入札金額を超える金額で入札する協定をしたという内容で一義的であり、他との識別及び防御の対象としては十分であり、特定性に欠けることはないと判示した。

組合が談合手法を決定し、それに従って恒常的に談合が行われていた本件実態に鑑みれば、上記判示は正当である。

（3）刑事事件における供述調書の信用性

一審判決が本件工事の談合性を認定するに際し、刑事事件における関係者の供述調書は一つの重要な証拠であったが、控訴審においても、業者は、不当な取り調べによって行われたものであり、信用性がない旨主張した。

しかし、大阪高裁判決は、捜査段階の供述内容及び一審の供述内容を比較し、改めて、信用性を認めた一審判決の判断を支持した。

（4）落札率による談合の推定の可否

業者は、落札率が95％を上回る場合には特段の事情がない限り談合が推認できるという経験則は存在しないとして、一審判決の不当性を主張したが、大阪高裁判決は、全国市民オンブズマン作成の「入札調書の分析結果についての報告」によれば、落札率95％以上のものは談合の疑いが強いか極めて強いと分析していることなどを挙げて、この経験則は一般化していると推認されるとして、上記主張を排斥した。

2　損害額について

（1）一審判決は、落札価格の15％相当額を損害額とした。

業者は一次的には談合を否定しつつ、二次的に損害額も争った。

この点につき、大阪高裁判決は、大原住宅第2期工事談合発覚後の平均落札率が町の設定した予定価格の80％程度であったことからすれば、本件対象工事においても談合がなかったならば予定価格の80％程度に近い価格で落札された蓋然性が高いとしつつ、落札価格は、景気変動、工事の内容、規模や金額、入札業者の規模や技術、入札予定者数等に影響される面もあるから、控えめに見て、落札価格の10％相当額をもって損害額とするのが相当と判断した。

（2）一審判決からみれば、若干の後退ではある。

しかし、これまでの裁判実例に照らしてみても、落札価格の10％相当額を損害額と認定した点は大いに評価されるべきである。住民が上告ないし上告受理申立をしなかったのは、大阪高裁判決の意義を理解したからにほかならない。

3　大阪高裁判決の確定

町及び業者は、大阪高裁判決に不服であるとして、上告及び上告受理申立をしたが、2013年（平成25年）12月17日、最高裁は上告を棄却するとともに上告を受理しない旨の決定をした。

これにより、大阪高裁判決が確定したのである。

4　おわりに

一審で大部の書証を提出するとともに、関係者の証人尋問を行ったため、控訴審における審理は書面のやりとりが中心となったが、業者の主張に反論するため、全国市民オンブズマンの資料を提出するなどした。

大阪高裁判決でこの資料が引用されていることを見るにつけ、一審判決の勝訴に油断することなく最後まで闘いきった成果が現れたと言え、感慨深い。

弁護士報酬裁判の意義

きづがわ共同法律事務所・弁護士　古本　剛之

略　歴

①所属事務所　きづがわ共同法律事務所

②経歴　2003年10月、大阪弁護士会に入会。現在に至る。
大阪弁護士会子どもの権利委員会、自由法曹団、民主法律協会等に所属

③取扱事件　中国残留孤児国家賠償請求事件、B型肝炎訴訟などの弁護団員として事件に携わる。相続、離婚、交通事故、借金問題などの一般事件の他に、労働事件、児童虐待事件などにも関わる。

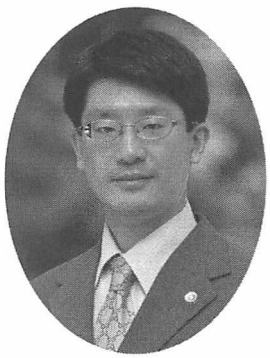

1　経緯

談合についての住民訴訟事件は、２０１３年(平成２５年）１２月１７日の最高裁決定によって終結した。これによって熊取町が、談合業者に対し損害額を請求して回収できる権利が確定したのである。つまり町は、談合業者相手に改めて談合を立証する必要がなくなったことになる。

それに伴い、住民側弁護士の適正な報酬の支払いを熊取町に求めたところ、応じなかったために提訴することになった。

2　弁護士報酬請求の意義

ここに言う弁護士報酬は、住民側弁護士が訴訟を追行し、熊取町の談合業者に対する損害賠償請求権を勝ち取ったことに対する報酬である。

元々弁護士に依頼をしたのは住民訴訟を起こした住民代表であるため、報酬も住民代表に支払う義務があることになる。

しかし、住民代表は、あくまで熊取町の利益のために住民訴訟を起こしたものであり、実際に利益を得たのは熊取町で、住民代表ら個人は何らの経済的利益も受けてはいない。むしろ住民代表は、多大な苦労に加え、住民訴訟を続ける中で交通費やコピー代など少なくない実費を持ち出し負担しているのである。その上に住民代表に弁護士報酬まで払わせるのは、あまりにも公平さを欠くものである。このために、町に弁護士報酬を負担させることが法的に認められているのである。

3　訴訟の経過

（1）訴訟において熊取町は、主に報酬の金額について争った。住民側は、住民訴訟で認容された町から談合業者に対する損害賠償請求権の金額を基準として、旧弁護士報酬規定や従来の慣習で認められる報酬額を請求した。

しかし、町は、業者からの回収が出来ていない、あるいは回収が困難であることや、回収について町に経費が生じることなどを理由に、報酬額の大

幅な減額を主張した。

（2）業者からの回収が困難になった一因には、町による放置が挙げられる。最初に大原住宅工事の談合が発覚した直後に全ての談合について追求し損害賠償請求していれば、相応の回収が出来ていたはずである。実際には町は動かず、長期間放置したために、その間業者の業績悪化や倒産（談合が発覚した業者の業績が悪化するのは、容易に予想できることである）、資産流失を招き回収が困難になったのである。

また、町は業者からの回収の経費を理由として減額を主張したが、回収のために特別に新たな人員を雇い入れたりしたような事情はない。町の業務として回収をしているに過ぎず、それを特別な経費のごとく主張するのは、まやかし以外の何物でもない。

（3）報酬額を減額することで町の財政支出を抑えようとする姿勢自体はもっともなものだとも言える。しかし、法的に認められる適正な額の支払いを拒み、訴訟で争うことによって町側弁護士への報酬支払いを高騰させるという事態を招く対応は本末転倒であろう。

（4）また、町は、「住民訴訟は公益を図る目的で起こすものであるから、住民訴訟を起こした住民が負担すべき弁護士報酬を全額町に請求できるものではない。請求できるのは一部にとどまる。」という主張もしていた。つまり、住民代表は公益のために行動したのだから、報酬額の一部は住民で負担せよというのである。

これがまかり通れば、住民代表は個人的には何らの収入も得られることはないにもかかわらず報酬は負担するというリスクを負わねばならなくなる。そうなれば、住民訴訟を起こすに当たってのハードルは非常に高くなり、住民訴訟が起こされる率が減ってしまうだろう。これは、ひいては自治体の利益が計られないことになる。

4　判決

判決は、町が現実に回収した金額のおよそ1割程度を報酬額として認定し、町が主張した回収経費の控除は認めなかった。

5　判決の意義

判決は、住民訴訟についての弁護士報酬について、おおむね適正な判断をされたと思われる。報酬額が不当に低額に認定されるようでは、前述するように住民訴訟を起こした住民が負担しなければならない事態を招いたり、弁護士が低額な費用で多大な労力を強いられることにもなりかねず、ひいては住民訴訟を起こすことがより困難になっていくことになる。そのような判決とならなかったことには安心している。

1つ残念なことは、町が早期に談合を追求して損害を回収する動きをとらなかったために回収が困難になった部分について、しかるべき責任追及が出来なかったことである（直接的には報酬請求裁判の問題ではないのだが）。これは、残念ながら法的な追求が困難なものである。今後の、住民の方々による政治的な審判に期待したい。

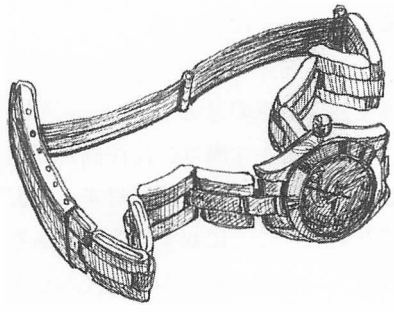

判決集

1．大阪地方裁判所の判決　2012年6月8日……87
2．大阪高等裁判所の判決　2013年5月10日……137
3．最高裁裁判所の決定　2013年12月17日……181
4．住民訴訟の弁護士報酬訴訟
　大阪地方裁判所の判決（確定）
　2015年9月3日……187

大阪地方裁判所の判決

平成２４年６月８日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２１年（行ウ）第９９号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

口頭弁論終結日　平成２４年１月１８日

判　　決

（当事者の表示　別紙１当事者目録記載のとおり）

主　　文

1　被告は，別紙２相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方に対し，それぞれ同相手方一覧表の認定額欄記載の金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよ。

2　原告らのその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用は，これを３分し，その１を原告らの負担とし，その余を被告の負担とし，補助参加によって生じた費用は，これを３分し，その１を原告らの負担とし，その余を被告補助参加人らの負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は，別紙２相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方（以下，併せて「本件相手方ら」といい，同相手方一覧表の番号１から２３までの相手方を併せて「本件建設業者ら」という。また，本件相手方らについては，それぞれ同相手方一覧表の略称欄記載の略称を用いる。）に対し，それぞれ同相手方一覧表の請求額欄記載の金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよ。

第２　事案の概要

１　事案の骨子

本件は，熊取町の住民である原告らが，平成１５年４月１日から平成２０年

受付
24.6.08
つづがわ共同法律事務所

３月３１日までの間に熊取町が発注した別紙３工事一覧表記載の１５７件の公共工事（以下「本件請求対象工事」という。）に関し，熊取町の地元建設業者によって組織される熊取建設業協同組合（以下「本件組合」という。）の理事であった北川及び西尾の主導により，本件建設業者ら（２個人を含む２３者）の談合が行われた結果，熊取町が損害を被ったとして，同町の執行機関である被告に対し，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，本件相手方らに対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟である。

２　前提となる事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することのできる事実。なお，書証番号については特に断りのない限り枝番号を含む。また，当事者間に争いのない事実については認定根拠を付していない。）

(1)　当事者等

ア　原告らは，いずれも熊取町の住民である。

イ　被告は，熊取町の町長であり，同町の執行機関である。

ウ　本件組合は，中小企業等協同組合法に基づき，昭和６１年１月１４日に設立された事業協同組合であり，平成３年４月頃に官公需適格組合の証明を受け，熊取町内の建設業者によって構成されていた。

本件組合は，平成２０年３月２２日，総会の議決により解散し，平成２１年１２月７日に清算結了し，同月２２日にその登記簿が閉鎖された（弁論の全趣旨）。

エ　本件建設業者らは，いずれも建設業を営む法人又は個人であり，本件組合の加入業者であった者である。

オ　北川は，本件組合の設立当初は本件組合の専務理事，設立から２，３年後から平成２１年３月頃までは代表理事の立場にあった者であり，平成２０年５月２日以降，今勝建設の代表取締役の立場にある者である（甲４，５，丙Ｂ３，弁論の全趣旨）。

カ　西尾は，本件請求対象工事の入札が行われた各時期において，本件組合の専務理事であった者であり，西尾組の代表者の子で同社の仕事に関与し，また，西貫社の取締役を務めていた者である（甲４，丙Ａ８，弁論の全趣旨）。

(2)　熊取町における指名競争入札の方法等

ア　本件組合加入業者に対する評点加算

熊取町が発注する公共工事に係る指名競争入札の参加資格に関し，平成１１年５月頃，熊取町建設工事等請負業者資格審査要領が改訂され，本件組合の加入業者に対しては，経営事項審査の評点（以下「経審点」という。）を２００点加算することとされた。熊取町発注の公共工事を受注できる建設業者の格付けには，ＡからＤまでの４段階のランクがあり，建築一式工事の場合，熊取町建設工事等請負業者資格審査要綱上，８億円以上の工事についてはＡランク（評点１５００点以上），１５００万円以上８億円未満の工事についてはＢランク（評点９００点から１４９９点まで），３００万円以上１５００万円未満の工事についてはＣランク（評点８００点から８９９点まで），３００万円未満の工事についてはＤランク（評点７９９点以下）との格付けによって入札参加資格が定められていたところ，上記の経審点加算により，本件組合加入業者はいずれもＢランク工事の入札参加資格を有することとなった（甲４，１１，弁論の全趣旨）。

イ　最低制限価格の公表

熊取町は，平成１５年４月から，熊取町実施の指名競争入札において，最低制限価格の事前公表を開始した。また，予定価格については，事後に公表することとした（弁論の全趣旨）。

(3)　本件請求対象工事に係る入札の実施等

熊取町は，平成１５年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に，別紙３工事一覧表記載のとおり，本件請求対象工事（建設工事，道路工事，下

水道工事等）について，指名競争入札の方法により１５７件の入札を行い，入札の結果，同一覧表の業者名欄記載の建設業者が，同一覧表の落札価格欄記載の金額でそれぞれ落札した。熊取町は，落札した各建設業者に対して本件請求対象工事を発注し，上記落札価格欄記載の金額に消費税を加算した金額を工事代金としてそれぞれ支払った。

なお，熊取町においては，上記１５７件の本件請求対象工事のほか，平成１５年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に，指名競争入札の方法により１３２件の公共工事に係る入札が行われた（甲１３，弁論の全趣旨）。

(4) 熊取町営大原住宅建替工事（第２期）（以下「大原住宅第２期工事」という。）に関する入札談合事件の経緯等

ア 大阪府警察は，大原住宅第２期工事に係る指名競争入札に関する談合（以下「大原住宅第２期工事談合」という。）を被疑事実として，平成１９年１０月，北川，西尾，本件組合の事務職員であった[redacted]（以下「[redacted]」という。）及び当時今勝建設の代表取締役であった[redacted]を逮捕し，大阪地方検察庁は，同年１１月９日，上記４名を刑法９６条の３第２項の談合罪で大阪地方裁判所に起訴した（甲３）。

イ 大阪地方裁判所は，平成２０年３月２８日，談合罪により，北川に対し，懲役１年６月，４年間執行猶予の判決を，西尾に対し，懲役１年２月，３年間執行猶予の判決を，[redacted]に対し，懲役１０月，３年間執行猶予の判決を，[redacted]に対し，懲役１０月，３年間執行猶予の判決をそれぞれ言い渡し，同判決は，控訴期間の経過により確定した（甲６，弁論の全趣旨。以下，大原住宅第２期工事談合に関する上記刑事手続を「本件刑事事件」という。）。

上記判決において認定された罪となるべき事実は，以下のとおりである。「被告人北川一彦は，建築工事等を業とする今勝建設株式会社（以下「今勝建設」という。）を実質的に経営し，同社が組合員として加入する建築工

事の共同受注等を業とする熊取建設業協同組合（以下「組合」という。）の代表理事であったもの，被告人西尾明治は，組合の専務理事であったもの，被告人[redacted]は，組合の事務責任者であったもの，被告人[redacted]は，今勝建設代表取締役であるが，大阪府泉南郡熊取町が平成１８年８月２２日を入札日として執行する「熊取町営大原住宅建替工事（第２期）」の指名競争入札に関し，その指名通知を受けた今勝建設に落札させようと企て，同入札の指名通知を受けた株式会社山本工務店代表取締役[redacted]ほか指名業者３社の代表取締役ら数名と共謀の上，公正な価格を害する目的で，同工事の指名競争入札に際し，同月２１日ころから同月２２日までの間，同町大久保中３丁目[redacted]号所在の今勝建設事務所内及び同町野田１丁目[redacted]号所在の熊取町役場付近において，今勝建設に同工事を落札させることで合意するとともに，上記株式会社山本工務店ほか３社の入札金額を今勝建設の入札金額を超える金額とする旨協定し，もって入札の公正な価格を害する目的で談合したものである。」

(5) 監査請求及び本件訴訟の提起

ア 原告らを含む２１名の熊取町の住民らは，平成２１年３月３日，熊取町監査委員に対し，平成１５年度（平成１５年４月１日から平成１６年３月３１日までの期間をいう。以下同様。）から平成１９年度までに行われた指名競争入札のうち，本件組合に所属する建設業者が落札した１８６件に関して談合が行われ，熊取町に損害が生じたとして，建設業者らに対する損害賠償請求等の必要な措置を請求することを求める住民監査請求を行った（甲１）。

これに対し，熊取町監査委員は，平成２１年５月１日，監査請求の対象となった工事について談合が行われ，熊取町に損害が発生している可能性を排除することはできないものの，その損害賠償請求額の算定は極めて困難であることなどを理由に，上記監査請求を棄却した（甲２）。

イ　原告らは，平成２１年５月２８日，本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

第３　争点

本件の争点は次のとおりである。

１　本件請求対象工事に係る談合行為の有無

２　熊取町に生じた損害の有無及び額

３　過失相殺の可否及びその割合

第４　争点に関する当事者の主張

１　争点１（本件請求対象工事に係る談合行為の有無）について

【原告らの主張】

(1)　談合事件における立証の程度について

原告らは，本件において，被告及び被告補助参加人らがいうところの「基本的・抽象的合意」等というものを主張したこともないし，個々の本件請求対象工事についてそれぞれ受注予定業者の決定がされたこと，個別の話し合いにおいて決定された受注業者，入札において予め決定された受注業者が落札したことについては主張立証を行っている。

談合に基づく損害賠償請求事件においては，個別の談合行為の正確な日時，場所，内容を主張立証する必要はない。談合行為を実行する関係者が，個々の工事に係る個別具体的な談合行為の存在を明確に示すような証拠を残しておくことは通常考えられず，個別の談合行為の存在は，様々な間接証拠及び間接事実によって合理的に推認できる範囲でその存在を認めることができれば足りるというべきだからである。

そして，談合行為は，落札者の決定が複数関与者の協議によるものであり，特定関与者間で談合行為が繰り返されるということを本来的な特質としているのである。したがって，談合は単独では存在し得ず，談合が１件あるということは，そのグループの関与する入札は全て談合であるとの推定がなされるといっても過言ではない。

本件においては，以下に述べるような事情に照らし，本件請求対象工事において談合が行われたことは十分に推認されるというべきである。

(2) 本件組合における談合の方法について

本件刑事事件の判決確定後，原告らが本件刑事事件の判決書や確定記録を入手したところ，大原住宅第２期工事談合のほか，熊取町の公共工事の入札において，本件組合が，昭和６１年の設立当初から，恒常的に自ら率先主導して談合行為を行ってきたことが発覚した。

すなわち，本件組合では，熊取町発注の建設工事等を，予め定めた順番に従って順次落札し，２巡目からは落札金額が低かった業者から順次落札するというルールを定め，組合員が均等に落札できるようにする一方，チャンピオンと呼ばれる落札予定業者は，町役場の担当部署に行き，積算書類等を示しながらその示唆を得て設計金額を探り出し（以下「ボーリング」という。），これを基に予想される入札予定価格に近い入札金額を決め，他の指名業者にはこれよりも高額の入札金額を決めてこれで入札するように指示し，あるいは，各指名業者が提出する参考内訳書（工事見積書のまとめに相当する。甲４の１参照。）の原案を渡すという方法での談合を繰り返していたのである。

本件で問題となっている談合行為は，本件組合が主導してきたものであり，北川及び西尾は，それぞれ本件組合の理事長，専務理事として，いわゆる星取り表を作成するなどして，持ち回りでチャンピオンを決める談合システムを運営してきた。

(3) 各談合行為の存在について

平成１５年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に熊取町が発注した公共工事（合計２８９件）のうち，別紙３工事一覧表記載の１５７件の建設工事，道路工事，下水道工事等（本件請求対象工事）について，談合が行われた。本件請求対象工事は，本件組合の構成員である建設業者が落札した工事のうち，落札率（入札予定価格に対する落札価格の割合をいう。以下同

じ。)が９５パーセントを超えるもの及び落札率が９５パーセント以下であっても，大原住宅第２期工事に関する本件刑事事件の捜査過程において，北川，西尾らが談合行為の存在を認めた工事である。これらの工事に関する入札の結果，別紙３工事一覧表記載のとおり，本件建設業者らがそれぞれ落札し，熊取町とそれぞれ契約を締結し，熊取町は，同一覧表の落札価格欄記載の金額に消費税を加算した額を工事代金としてそれぞれ支払った。

(4) 本件請求対象工事に係る談合の存在を示す事実等について

ア 本件刑事事件に係る捜査及び公判において，関係者が恒常的な談合の存在を認めていること

本件刑事事件の関係者（北川，西尾，[redacted]，[redacted]，[redacted]（以下「[redacted]」という。），[redacted]（以下「[redacted]」という。））は，大原住宅第２期工事以外にも恒常的に談合行為が行われていたことを認めており，恒常的談合の事実を疑う余地はない。特に，談合の中心的役割を果たした本件組合の代表理事であった北川，本件組合の専務理事であった西尾，本件組合の事務責任者であった[redacted]の供述内容は重要である。

また，本件刑事事件の判決においても，本件組合は談合を繰り返してきた旨の事実が認定されており，同判決は控訴されることなく確定している。

イ 熊取町が自らの調査に基づき，大原住宅第２期工事以外の工事についても談合があったことを認めていること

本件請求対象工事の発注者である熊取町は，自らの調査結果を踏まえ，平成１９年１１月１２日，大原住宅第２期工事の談合に関与した本件組合に対して２年間，同工事を落札した今勝建設に対して２年間，同工事における今勝建設以外の入札業者に対して６か月間の指名停止措置を講じるとともに，本件組合に加入する他の建設業者１８社（本件における被告補助参加人らを含む。）に対して３か月間の指名回避措置を講じており（甲９），本件組合の主導で大原住宅第２期工事に関する談合が行われたことのみな

らず，それ以前から談合が行われていたことを明らかにした。

ウ　談合発覚前後の落札率の顕著な差

大原住宅第２期工事談合が平成１９年１０月に発覚したため，それ以降は談合ができなくなり，公共工事は自由な指名競争入札になった結果，平成１９年度の工事のうち同年１０月以降の公共工事の落札率は平均７６．７パーセントとなった。また，平成２０年度の公共工事の落札率は，最低制限価格が設定されたものについて，平均８０．９パーセントとなった。

このように，自由な指名競争入札になって以降の落札率は，本件請求対象工事の落札率がほぼ９５パーセント以上であったことと比較し，劇的に低下したのである（甲１２から１５まで)。

エ　賦課金の徴収

本件組合の加入業者は，加入時に入会金１７０万円，出資金３３０万円の合計５００万円を支払い，会費として月２万円，公共工事を落札した場合には，落札金額の１パーセントを賦課金として本件組合に支払うことが取り決められていた。加入業者がこのような負担をしてまで本件組合に加入するのは，談合により大きな利益を得るためであり，また，落札金額の１パーセントの賦課金を支払うのは，本件組合主導による指名業者間の談合のおかげで落札できたことに対する報酬を意味するものである。

被告補助参加人らは，賦課金徴収の趣旨について，経審点２００点加算の対価であるとするが，そうであれば，それは入札機会の拡大の対価であるから，各業者一律の年会費とすべきである。にもかかわらず，賦課金が実際の落札価格に対する割合となっているのは，談合が成立して落札価格が入るからである。

オ　談合事件発覚直後の本件組合の解散

平成１９年１０月に大原住宅第２期工事に関する談合事件が発覚し，そのわずか５か月後に本件組合の解散決議がされている。

本件組合が組合員の技能の向上等の正当な目的を実現する組織であれば，談合事件が発覚したからといって解散する必要は全くない。要は，長年にわたり本件組合が談合の中心的役割を果たし，各組合員は談合による利益を享受していたところ，大原住宅第２期工事に関する談合事件の発覚により，本件組合が以後談合の主導的役割，組合員間の調整機能を果たすことができなくなり，組合員も何ら利益を享受できなくなることが明らかになったため，本件組合の存在意義がなくなって解散したのである。

カ　いわゆる見え見え談合について

例えば，平成１６年７月２日に入札が実施された公面汚水官渠第１６－３工区布設工事（別紙３工事一覧表番号４８）をみると，落札価格と最高入札価格との差は１．６パーセントの範囲内であり，極めて近接した価格の中で１４業者が入札している。この工事について，落札業者である阪南工務店は，積算した実行価格に，予測し得ない障害要因に備えた１２パーセントから１５パーセントの極めて大雑把な利益を上乗せして算出して入札価格としているとのことであるが，その大雑把な価格が，他の業者の算出金額と極めて近接するなど，あり得ないことである。

この他にも，別紙３工事一覧表記載の本件請求対象工事の中には，同じく落札価格と最高入札価格の差が極めて近接した範囲内であったり，全ての入札が予定価格を超える高額な価格でされたりするなど，談合が見え見えと思われるものが多く存在する（甲２４）。

キ　非組合員の参加した入札について

別紙３工事一覧表記載の工事には，非組合員である[redacted]及び[redacted]が入札に参加している工事が４件（番号６０，１１５，１５５，１５７）存在するが，上記２業者は町内業者であり，本件組合あるいはその組合員の影響力が及ぶ業者であるから，これらの業者が参加した入札においても，組合業者のみが参加する入札と同様，談合が行われて

いた。

すなわち，上記４件の工事についての各業者の入札額は，落札価格から数パーセント以内に集中しており，談合の存在が強く推認される。

【被告及び被告補助参加人らの主張（なお，被告は本件各談合行為の有無については不知と認否しており，この点に関する主張は被告補助参加人らの主張に基づく。）】

(1) 談合事件における立証の程度について

競争入札において，事前に受注予定業者を決定していたことを主張して発注者が入札参加業者に対して損害賠償を請求するためには，請求原因事実として，基本的・抽象的な談合の合意のみならず，個々の工事について，それぞれ受注予定業者の決定がされたこと，個別の話し合いにおいて決定された受注業者，入札において予め決定された受注業者が落札したことを主張立証しなければならない（東京地判平成１４年７月１５日（平成６年(ワ)第１８３７２号）参照）。

しかしながら，原告らが談合行為が存在する根拠とするところは，①本件組合は談合を目的として作られたものである，②本件刑事事件における供述調書に，恒常的に談合があった旨の記載がある，③そもそも談合そのものが特定関与者間で繰り返されるということを本来的な特質としているのであるから，談合が１件あればそのグループの関与する入札は全て談合であるなどというものであって，以下に述べるとおり，いずれの根拠によっても，個々の談合の存在を立証し得ないことは明らかである。

(2) 本件刑事事件記録について

本件組合は，談合を行うことを目的としていたものではなく，組合員の参加した入札において恒常的に談合が行われていたということはない。

原告らの主張は，本件刑事事件記録である関係者の各供述調書に基づくものと思われるが，いうまでもなく，これらの供述調書は大原住宅第２期工事

談合を立証するために作成されたものであり，本件組合の設立経緯や関係者の加入目的等に関する供述は背景事情に関する供述にすぎない。大原住宅第２期工事談合に関する供述調書の中の抽象的かつ一般的な文言を捉えて，過去の個々の入札行為について談合の存在を推測することは不当というほかない。

加えて，供述調書はいずれも取調官の作文であり，とりわけ身体拘束下における被疑者の供述調書についてそのまま信用性を付与できるものではない。本件刑事事件記録においても，供述者の認識と異なる事実が検察官のストーリーに沿うように記載されており，信用性がない。

(3) 落札率の差について

原告らは，大原住宅第２期工事談合が発覚した平成１９年１０月の前後における落札率の差をもって談合が存在したことの根拠とするが，平成１９年１０月の前後で社会の景気動向は異なっている。すなわち，平成１６年から平成１８年頃は景気の拡大期であり，材料費，人件費ともに高値であったため，工事予算は必然的に高額とならざるを得ず，最低制限価格ではとても利益が出ない状況にあった。ところが，平成１９年以降，国内の景気は急激な後退傾向となり，現在もそれは回復するに至っていない。

また，平成１９年１０月の談合発覚以前は，熊取町発注のＢランク工事において町外業者が指名されることはなかったため，談合の有無にかかわらず，現実問題としてさほど競争が熾烈とはならないという状況があったが，談合発覚後，熊取町は本件組合に加入していたほとんどの町内業者を指名停止あるいは指名回避としたため，これをチャンスと見た町外業者が軒並み最低制限価格での入札を行い，以後，熊取町発注の工事では最低制限価格での入札でなければ落札できない状況となっている。

そもそも，予定価格は，会計法２９条の６，予算決算及び会計令７９条，８０条によって，取引の実例価格，需給の状況，履行の難易，数量の多寡，

履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされており，現場の条件に照らして最も妥当性がある標準的な工法で施工するのに必要な価格となっている。したがって，いかに企業努力を行っても，入札額が予定価格を大きく下回ることはできず，正常な自由競争が行われていれば，落札額が予定価格から大きく外れることはないのであって，９５パーセント前後の落札率はまさしく自由競争が行われていた証左である。現在の熊取町において，最低制限価格に近い額で落札される状況が続いているというのは，正常な競争が行われていない異常な状態というべきである。

(4) 賦課金の徴収について

本件組合は，加入組合員が２００点の経審点加算という利益を享受していることに鑑み，落札した際に組合運営費として１パーセントの賦課金を徴収しているにすぎない。

本件組合は，事務所を設置し，事務員も雇用していたことから，その運営には当然に日常経費が発生する。そのため，本件組合運営のために賦課金という名目で運営費を徴収することは極めて自然なことである。仮に，各業者一律に同額の経費を負担させるような制度とした場合には，たまたま年間を通じて公共工事を落札しなかった業者や，小規模な工事しか落札しなかった業者まで大きな利益を上げている業者と同額の経費を負担することになり，かえって不公平な結果となることは明らかである。

なお，阪南工務店は，落札した３件の工事につき賦課金を徴収されていない。

(5) 談合事件発覚後の本件組合の解散について

大原住宅第２期工事談合が発覚した約５か月後に本件組合が解散した点については，本件組合を舞台とする談合事件が発覚した以上，熊取町の本件組合に対する信頼は失墜し，また，本件組合の存続は社会的責任という意味でも適切ではなかったことから解散したものであり，本件組合が解散したこと

をもって，恒常的な談合の存在を推認するのは論理の飛躍というほかない。

また，阪南工務店については，本件組合の解散決議に反対していたのであるから，阪南工務店が本件組合を利用して恒常的談合を行ったと認定することはできない。

(6) 非組合員の参加した入札について

別紙３工事一覧表記載の工事のうち，番号６０，１１５，１５５，１５７については，本件組合の組合員ではない[redacted]，[redacted]が入札に参加している。いうまでもなく，談合が功を奏するためには，入札に参加した業者の全員で価格調整を行う必要があるのであって，非組合員が参加する入札においては，いくら組合員間で価格調整を行っても，非組合員である業者の協力がなければ，受注予定者を定める仕組みが成就しないことになるのであるから，不法行為は成立しない。この点につき，原告らは，非組合員である業者らに対する具体的な協力依頼の事実等について何ら主張立証をしない。

【阪南工務店の主張】

阪南工務店は，入札までの間に，現場説明会において交付される設計図書を詳細に検討し，自社の過去の施工実績，市場の状況に照らして当該工事について予想される実行予算（実際にかかるであろう経費をいう。）を入念に積算している。そして，入札価格は，かかる実行予算に企業の利益活動として是認される範囲の僅かな利益を乗せて決定している。また，時には，工事実績を作ることを第１目標として，利益を度外視し実行予算ぎりぎりの価格で入札を行ったこともある。

このように，阪南工務店は独自の積算によって入札価格を決定しているのであり，談合によって高い入札価格を設定したということはない。阪南工務店は，熊取町職員に一切知己がないため，自らボーリングを行うことは不可能であり，本件組合の理事やその他の加入業者に頼んでボーリングを行ってもらった事

実も一切ない。

2　争点２（熊取町に生じた損害の有無及び額）について

【原告らの主張】

(1)　本件各談合行為により，熊取町に生じた損害は，落札価格（消費税抜き）から最低制限価格（消費税抜き）を差し引いた額に消費税を加算したものである。熊取町の公共工事の入札においては，事前に最低制限価格が公表されており，自由競争が行われた場合，最低制限価格に入札が集中することは経験則上明らかであるから，談合行為がなければ想定される落札価格は，最低制限価格に等しい。

(2)　以上の方法により算定される工事ごとの具体的な損害額は別紙３工事一覧表の主張損害額欄記載のとおりであり，熊取町は合計８億５９８３万９７５０円の損害を被っている。また，本件建設業者らは，それぞれ落札した工事に係る損害を賠償すべきであり，各相手方ごとの落札工事に係る損害額合計は，別紙４相手方別工事一覧表の主張損害額欄記載のとおりであり，熊取町は，各相手方に対し，それぞれ別紙２相手方一覧表の請求額欄記載の金額の損害賠償請求をすべきである。

(3)　また，熊取町は，本件組合幹部であった北川，西尾に対して，談合行為により生じた損害の合計金額である８億５９８３万９７５０円の損害賠償請求権を有している。被告は，上記損害の一部として，北川に対し５０００万円，西尾に対し４０００万円の損害賠償請求をすべきである。

【被告の主張】

仮に本件請求対象工事について談合の存在が認められたとしても，損害額の認定については，民事訴訟法２４８条の規定により，裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき，多種多様な間接事実を総合判断した上で相当な損害額を認定することが必要である。とりわけ本件においては，入札に参加したのは大手業者ではなく零細の業者であり，仮に談合の存在が認定された場

合でも，損害額の判断において，事案に即した合理的，説得的な算定根拠が要請される。

【被告補助参加人らの主張】

最低制限価格とは，これ以下の価格では適正な内容の工事がされるとは考え難いとされる限度額であり，過当競争の結果，手抜き工事となることを防ぐため，たとえ入札価格が低くてもこれ以下の価格では受注させないとして設定された額にすぎない。すなわち，最低制限価格イコール適正価格ではない。最低制限価格で入札を行うのは，最低制限価格でも十分に利益が出せるからでも，採算が合うからでもなく，そうしないと仕事を得られないからやむを得ず入札しているにすぎないのである。

指名競争入札においては，入札に係る工事の規模，種類や特殊性のほか，入札指名業者の数や各業者の事業規模，さらに入札当時の社会情勢，入札が行われた地域の特性など様々な要因が複雑に影響し合って落札価格が形成されるのであるから，これらの要因にかかわらず，一般的に談合がされなかった場合の落札価格が最低制限価格に近づくとの客観的経験則は存在しないというべきである。

3　争点３（過失相殺の可否及びその割合）について

【被告補助参加人らの主張】

仮に，本件請求対象工事について談合が認められるとしても，損害の発生及び拡大には熊取町自身の義務懈怠行為，違法な便宜供与行為も寄与しているというべきであり，損害額の認定後，相当の過失相殺が行われるべきである。

この点，北川及び西尾の本件刑事事件における供述調書によれば，熊取町の職員らが談合の存在を知っていたか，当然に想像がついていたという状況があったとされている。そうであれば，熊取町の担当職員らは，当然そのような談合をやめるよう指導，監督をすべき義務，あるいは少なくとも事実調査を行うべき義務があったにもかかわらずそれを怠っていたことになる。

加えて，ボーリングといわれる作業を西尾が行う際には，熊取町の担当原課職員が設計金額の予想に示唆を与えており，しかも職員のうち１名については飲食接待や現金の授受などの違法な利益供与まで受けていたというのであるから，仮にこれが真実であれば，熊取町の帰責性は決して小さくない。

【原告らの主張】

被告補助参加人らが行ってきた行為は，談合という故意の不法行為である。仮に入札価格等の漏えいがあったとしても，故意の不法行為を行うのは談合業者であり，彼らが自らの損害賠償債務を減じるために過失相殺の主張を行うことは，信義則にもとる身勝手な主張といわなければならない。

第５　当裁判所の判断

１　争点１（本件請求対象工事に係る談合行為の有無）について

(1)　大原住宅第２期工事談合の状況について

ア　認定事実

前記前提となる事実並びに証拠（甲４，５，１１，１５，１９，２０，証人西尾，同[redacted]，同[redacted]，同[redacted]，同[redacted]）及び弁論の全趣旨によれば，以下の各事実が認められる。

(ア)　町営大原住宅工事は，１期から３期に分かれており，平成１６年頃，その第１期工事をＡランク業者である淺沼組が落札した。北川は，第２期及び第３期工事に関しては本件組合や地元業者に落札させたいと考え，第１期工事が着工した平成１６年秋頃から，熊取町長や総務部長らに対し，大原住宅第２期工事はＢランクの建設業者が入札に参加できるよう何度も陳情を行った。

(イ)　平成１８年４月頃，それまでＢランクの建設業者が入札に参加することについて消極的な態度を取っていた総務部長が，方針を変更して積極的な態度を示したため，北川は，大原住宅第２期工事においてＢランク業者が入札に参加できる可能性が高まったと考え，その頃から本件組合

の会合等においてその旨の発言をするようになった。

(ウ) 北川は，同年６月下旬頃に開催された本件組合の会合において，参加した組合員に対し，「大原住宅第２期工事については，正式にＢランク業者でやることになった」，「この件は組合預かりにしてほしい」，「現場説明会で配布される設計図書等は説明会が終わり次第回収する」などと説明した。北川の上記説明は，大原住宅第２期工事において談合を行い，今勝建設に落札させてほしいこと，積算に必要な設計図書等の回収は談合破りを防ぐためであることを趣旨としており，上記会合に参加した組合員もその趣旨で理解し，異議を述べる者はいなかった。

(エ) 同年８月３日，熊取町役場から，阪南土木工業，高田組，成公建設，今勝建設及び山本工務店の５業者に対し，大原住宅第２期工事の入札参加の指名が通知された。

(オ) 北川は，同日頃，西尾に対し，設計金額の推定，ボーリング，入札参加各社の参考内訳書の作成，入札金額の決定，入札金額の指示等を依頼する趣旨で，「今回頼むで。」と述べた。西尾は，北川の上記発言の意味を理解し，今勝建設が大原住宅第２期工事を落札するために必要な段取りを行うことを了承した。

(カ) 北川は，同月４日，全員協議会の開催後に，大原住宅第２期工事の入札に指名された５業者を小会議室に集め，上記５業者に対し，現場説明会の後で設計図書等の資料を回収する旨を再度伝えた。

(キ) 同月７日，大原住宅第２期工事に関する現場説明会が開催された。現場説明会において配布された設計図書等の積算に必要な書類は，現場説明会の直後，北川及び西尾の指示により，本件組合の事務責任者である[redacted]が今勝建設を除く各指名業者から回収した（なお，上記設計図書等については，入札前日の同月２１日，北川の指示により，[redacted]が各指名業者に返還した。）。

(ク) 西尾は，現場説明会の後で，熊取町建築課職員である[redacted]から大原住宅第２期工事の設計金額を聞き出したり，同課を訪れてボーリングを行ったりするなどして，設計金額を６億８０００万円台と推定した。

(ケ) 北川と西尾は，同月２１日頃，今勝建設事務所において会談し，今勝建設の入札金額を６億３０００万円とすること，他の入札業者に対しては，今勝建設の入札金額を推測されないよう，いずれも７億円以上の入札金額を指示することを決めた。また，北川は，同日，[redacted]に対し，今勝建設の参考内訳書を渡した上，今勝建設の入札金額を指示した。さらに，北川は，今勝建設の落札を確実なものとするため，熊取町総務部の[redacted]課長と連絡を取り，予定価格に対する最低制限価格の割合が８３％であることを聞き出した。

(コ) 西尾は，同日，今勝建設以外の指名業者４者（山本工務店の[redacted]，高田組の[redacted]，阪南土木工業の[redacted]，成公建設の[redacted]）に連絡をし，入札当日に西尾が参考内訳書と入札金額の指示を渡すこと，参考内訳書の表紙に会社の記名判を押して持参してほしいこと等を伝えた。

(サ) 同月２２日，大原住宅第２期工事に係る入札が行われた。入札には，今勝建設の[redacted]，山本工務店の[redacted]，高田組の[redacted]，阪南土木工業の[redacted]，成公建設の[redacted]がそれぞれ参加した。西尾は，入札会場である熊取町役場付近に赴き，今勝建設以外の指名業者の各担当者から，記名判を押した参考内訳書の１枚目を受け取り，予め積算金額を記載した参考内訳書の２枚目をホッチキスで留めた上，指名業者の各担当者に渡した。また，西尾は，各担当者に対し，それぞれ７億円以上の金額が記載された付箋を見せ，入札金額を指示した。今勝建設を除く指名業者の各担当者は，西尾から受け取った参考内訳書を熊取町に提出し，また，西尾から見せられた付箋に記載された金額と同額かそれよりもやや高い額で入札した。その結果，今勝建設が６億３０００万円，山本工

務店が７億０５００万円，高田組が７億０７００万円，阪南土木工業が７億１０００万円，成公建設が７億２３００万円で入札し，今勝建設が落札した。なお，大原住宅第２期工事の設計価格は６億８６４７万２０００円，予定価格は６億５７００万円，最低制限価格は５億４９００万円であった。

(シ) 西尾は，平成１９年１月頃，大原住宅第２期工事の談合に関する謝礼として，今勝建設から西尾組が架空の工事を請け負ったこととして，５２５万円を受け取った。なお，西尾は，上記談合の発覚後，上記金員を北川に返済した。

(ス) 大原住宅第２期工事談合事件の発覚後，熊取町は，今勝建設や本件組合等に対し，同事件の損害賠償として８５０.５万円を請求し，大原住宅第２期工事の請負代金と上記金額とを相殺する旨今勝建設に対して通知した。

イ　事実認定の補足説明

上記認定事実に対し，北川は，大原住宅第２期工事に関して談合を行ったことはなく，本件刑事事件における供述は全て虚偽である旨供述する（証人北川）。

しかしながら，本件刑事事件の捜査段階における北川の供述は，大原住宅第２期工事に関して行われた談合の方法について極めて具体的に述べられており，他の関係者供述とも矛盾なく合致していること，北川は，本件刑事事件の公判段階においても，上記談合が行われたことを前提とする供述をし，これを争った形跡はうかがわれないことなどの事実に照らし，本件刑事事件における北川の供述が虚偽であったとは認められない。本件における証人北川の上記供述は採用できず，大原住宅第２期工事談合の状況について，上記認定事実のとおり認定することができる。

ウ　検討

上記認定事実によれば，北川は，大原住宅第２期工事談合を行うことについて，談合の方法等を具体的に説明することなく，組合員が参加する会合において「この件は組合預かりにしてほしい。」，「設計図書等は説明会が終わり次第回収する。」などと述べたのみであり，他の組合員はその説明で談合が行われることを理解し，そのことについて異議を述べた者はいなかったこと，西尾は，北川からの「今回頼むで。」との発言から，今勝建設を落札者とするために必要な設計金額の推定やボーリング等の作業を行うことを理解したこと，大原住宅第２期工事の入札に参加した今勝建設以外の４業者は，入札当日に西尾らが用意した参考内訳書を熊取町に提出し，西尾に指示されたとおりの金額かそれを上回る金額で入札を行っていることなどの事実が認められ，北川，西尾及び大原住宅第２期工事談合に参加した指名業者らの上記行動は，大原住宅第２期工事談合以前に，本件組合の指示又は主導による日常的・反復的な談合行為があったことを推認させるものである。

(2) 恒常的な談合行為の有無に関する関係者の供述について

ア 本件刑事事件における北川，西尾，[redacted]及び[redacted]の供述内容

本件組合が主導する恒常的な談合行為について，本件組合の代表理事であった北川，専務理事であった西尾，事務責任者であった[redacted]及び北川の[redacted]で今勝建設の代表取締役である[redacted]（以下，併せて「北川ら」という。）の本件刑事事件における供述を総合すると，要旨次のとおりである（甲４，５，１１）。

(ｱ) 本件組合は，建前上は組合員の経済的地位の向上，共同受注等を目的としているが，その実態は談合するために設立された組織であり，昭和６１年の本件組合設立当初から，本件組合の主導の下，本件組合加入業者の間で談合を繰り返していた。

(ｲ) 落札予定業者（チャンピオン）を誰にするかは，本件組合内部の取り

決めによって星取り表を作成し，本件組合加入業者の持ち回りで決めていた。星取り表は，本件組合加入業者が集まって作成していたが，最終的な調整は西尾が行っていた。

(ウ) チャンピオンに決まった業者は，設計図書に基づく積算を行い，また，熊取町役場に赴いてボーリングを行うなどして設計金額を予想した。チャンピオン以外の指名業者は，自ら積算することはなく，ボーリングに行くこともなかった。

(エ) [redacted]は，大原住宅第２期工事以外においても，北川の指示により，設計図書等を指名業者から回収したことがあった。

(オ) 西尾は，土木工事については積算することができ，熊取町役場にもよく顔を出していたため，チャンピオンの代わりに，あるいはチャンピオンと一緒になってボーリングをすることもあった。

(カ) チャンピオンは，予想した設計金額に基づき，他の指名業者が入札時に役場に提出する参考内訳書の原案を作成したり，他の指名業者に対して入札金額の指示を出したりしていた。チャンピオンが作成した他の指名業者の参考内訳書の原案と入札金額の指示は，入札日の１日か２日前の午前中に，本件組合事務所でチャンピオンが各指名業者に渡すことが通例となっていた。指定の時間に来られなかった指名業者については，[redacted]がチャンピオンから参考内訳書を預かって代わりに渡すなどしていた。

(キ) [redacted]は，チャンピオンから依頼を受けて，他の指名業者の参考内訳書を代筆することもあった。

(ク) 熊取町発注の公共工事のうち，Ｂランク業者が落札率９５％以上の高率で落札した工事は，正に談合の結果である。

(ケ) 本件組合加入業者が熊取町発注の公共工事を落札受注した場合，賦課金として受注金額の１％を本件組合に納めることとなっていた。

イ　上記供述の信用性の検討

北川らの上記供述内容は，本件組合が主導して行ってきた談合の方法を具体的に述べるものであり，それぞれの供述が矛盾なく整合しているのであって，これらが虚偽であるとは考え難い。また，本件組合加入業者である阪南土木工業，高田組，山本工務店，成公建設の各代表者及び従業員も，本件刑事事件の供述調書において，大原住宅第２期工事談合が初めての談合ではなく，大原住宅第２期工事談合以前にも繰り返し談合を行ってきたことを前提とする供述をしていることが認められ（甲４，１１，１９），このことは，北川らの上記供述を裏付けるものである。さらに，前記(1)のとおり，大原住宅第２期工事談合の状況は，大原住宅第２期工事談合以前に，本件組合の指示又は主導による日常的・反復的な談合行為があったことを推認させるものであって，北川らの上記供述と整合的である。

以上によれば，北川らの上記供述は十分に信用することができ，本件組合の主導による恒常的な談合行為があったことを認めることができる。

ウ　被告補助参加人らの主張について

(ア)　被告補助参加人らは，北川らの上記供述は大原住宅第２期工事談合に関する刑事事件記録で述べられたものにすぎず，過去の全ての入札について恒常的な談合があったことを前提にするものではない旨主張する。

確かに，北川らの上記供述は，大原住宅第２期工事談合に関する取調べの中で述べられたものではあるが，大原住宅第２期工事談合に至る経緯として，恒常的に談合が繰り返されてきたかどうかという点は本件刑事事件においても重要な事実であり，大原住宅第２期工事談合の具体的状況以外の事実に係る供述部分が信用できないということはできない。そして，北川らの上記供述が，過去全ての入札について談合が行われた趣旨のものではないとしても，本件組合の主導による談合が日常的に繰り返し行われてきたことを述べるものであることは明らかであって，恒

常的な談合行為の推認が妨げられるものではない。

(イ) また，被告補助参加人らは，本件刑事事件における供述調書の内容はいずれも事実や供述者の認識と異なる取調官の作文であり，信用性がない旨主張し，証人[redacted]，同北川，同西尾，同[redacted]及び同[redacted]の各証言並びに同人らの陳述書（丙Ａ６，８，９，丙Ｂ３，丙Ｄ１）においても，これに沿う供述がある。

しかしながら，北川らは，本件刑事事件の公判段階においても特に供述調書の内容を否認することなく，大原住宅第２期工事談合以外にも談合が繰り返し行われていたことを前提として任意に供述していることが認められ（甲５），恒常的に談合が繰り返されてきたかどうかという点は量刑事情としても重要な事実であることも併せ考えれば，恒常的な談合の有無についての北川らの供述が虚偽であるとは認められず，被告補助参加人らの上記主張は採用できない。

(ウ) なお，阪南工務店は，談合の事実を否定した上，落札後の本件組合に対する賦課金について，これを本件組合から請求されたことはなく，支払ったこともない旨主張し，証人[redacted]（以下「[redacted]」という。）もこれに沿う供述をする。

しかしながら，証拠（甲４，１１，１９，丙Ａ８，証人[redacted]）によれば，本件組合においては，一般的に落札者が１％の賦課金を納めることが慣行となっていたことが認められるところ，阪南工務店のみこれを免除する合理的な理由は見当たらず，証人[redacted]の証言を裏付ける的確な証拠もないのであって，他の関係者の供述に照らして同証言を信用することはできず，阪南工務店の上記主張を採用することはできない。

(3) 大原住宅第２期工事談合発覚前後の落札率の変化について

ア 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の各事実が認められる。

(ア) 平成１５年度以降大原住宅第２期工事談合が発覚する前である平成１９年１０月以前に熊取町で実施された指名競争入札における平均落札率は，平成１５年度（７４件）が９７．５％，平成１６年度（６４件）が９６．５％，平成１７年度（５４件）が９７．７％，平成１８年度（５３件）が９３．６％，平成１９年４月１日から同年１０月３１日まで（２６件）が９２．０％であり，平成１５年４月１日から平成１９年１０月３１日まで（２７１件）の合計平均値は９６．０％であった（甲１４）。

(イ) 熊取町は，大原住宅第２期工事談合が発覚した後である平成１９年１１月１２日，本件組合及び今勝建設に対して２年間の指名停止措置を，山本工務店，高田組，阪南土木工業及び成公建設に対して６か月間の指名停止措置を，その他本件組合に加入する建設業者１８者に対して３か月間の指名回避措置をそれぞれ行った（甲９，１６）。

(ウ) 熊取町は，同年１２月１１日，１１件の公共工事について指名競争入札を実施したところ，上記のとおり指名停止措置等を受けた建設業者の入札参加はなく，いずれも最低制限価格と同額で落札された（甲９，１４，１７）。

(エ) 上記(ウ)の指名競争入札を含め，平成１９年１２月１日から平成２０年３月３１日までに実施された指名競争入札（１８件）の平均落札率は７６．７％，平成２０年度に実施された指名競争入札（４８件）の平均落札率は８０．９％であった。なお，平成２０年度に実施された指名競争入札においては，全て最低制限価格で落札された（甲１４）。

イ 検討

上記認定事実によれば，大原住宅第２期工事談合の発覚前における過去約５年間の公共工事の落札率の平均は９６．０％と極めて高い数値であった一方，大原住宅第２期工事談合の発覚直後に実施され，本件組合加入業者が参加しなかった入札においてはいずれも最低制限価格で落札され，そ

の後の平均落札率は７６．７％，８０．９％と大きく低下したことが認められる。

このように大原住宅第２期工事談合が発覚した平成１９年１０月前後で平均落札率が大きく変化したのは，大原住宅第２期工事談合が発覚したことにより，本件組合を中心とする談合が不可能となった結果であり，大原住宅第２期工事談合の発覚以前における高い落札率は，恒常的な談合によって維持されていたものとみるのが合理的かつ自然である。

この点，被告補助参加人らは，同月前後において社会の景気動向は変化しており，国内の景気が急激な後退傾向となったことが落札率の変化の原因である旨主張するが，仮に景気の変動があったとしても，それがわずか数か月の間に上記のような顕著な落札率の変化をもたらす原因になるとは考え難い上，平成２０年度においても，落札率は一定して８０％前後の低水準を保っているのであって，このような落札率の推移状況を景気変動のみによって説明することは困難である。したがって，被告補助参加人らの上記主張は採用できない。

また，被告補助参加人らは，予定価格は最も妥当性がある標準的な工法で施工するのに必要な価格であり，正常な自由競争の下では落札額が予定価格を大きく外れることはないのであって，最低制限価格に近い価格で落札される状況が異常である旨主張する。しかしながら，本件刑事事件の供述調書において，大原住宅第２期工事の入札に参加した指名業者の各代表者及び従業員が，大原住宅第２期工事談合がなければ予定価格に近い金額で落札することはできず，最低制限価格で落札されていた可能性もあった旨供述していること（甲１９），大原住宅第２期工事を落札した今勝建設は，同工事を最低制限価格に近い５億６０００万円で下請け業者に丸投げしていること（甲４）などに照らすと，最低制限価格に近い価格で落札されることが異常な状態であるとは認められず，被告補助参加人らの上記主

張は採用できない。

(4) 本件請求対象工事に係る談合行為についての推認の可否について

ア 以上検討したところを総合すれば，熊取町が実施した指名競争入札において，本件組合加入業者の間で，本件組合の主導による談合が日常的・恒常的に行われていたものと認められる。このことは，本件組合加入業者が入札に参加した全ての公共工事において談合が行われたことを示すものではないが，本件組合加入業者のみが参加した入札で高い落札率で落札した工事において談合が行われたことを推認させる事実であるというべきである。そして，正常な自由競争の下では，落札価格は，たたき合いによって予定価格を相当下回る額となるのが自然であること，北川は，本件刑事事件での供述調書において，９５％以上の落札率は正に談合の結果である旨供述していること（甲４），他方で，大原住宅第２期工事談合発覚後においても，９０％を超え，又は９０％に近い落札率で落札された公共工事も存在すること（甲１４）などに照らすと，少なくとも９５％以上の落札率をもって落札された工事については，談合が行われたとみて不合理でない。

したがって，本件請求対象工事のうち，本件組合加入業者のみが入札に参加し，かつ，落札率が９５％以上であるものについては，落札価格が予定価格に近づくことが合理的と認められる等の特段の事情がない限り，本件組合の主導による談合行為が存在したと推認することができると解するのが相当である。

一方，本件請求対象工事のうち，本件組合加入業者ではない業者（[redacted]及び[redacted]）が入札に参加した工事（別紙３工事一覧表の番号６０，１１５，１５５，１５７）及び落札率が９５％未満の工事（別紙３工事一覧表の番号１６，２０，２１，２３，４５，４８，１０７，１４０，１４１）については，入札参加業者において談合をしていな

い，又は談合が成立しなかったなどの可能性が否定できないというべきで，上記各工事について談合の存在を推認することはできない。

イ　上記推認を覆す特段の事情の有無について

(ア)　阪南工務店の主張について

阪南工務店は，本件請求対象工事のうち，阪南工務店が落札した３工事（別紙３工事一覧表の番号４８，５５，１４８）について，入札金額を独自の積算によって決定しており，談合の結果落札したものではない旨主張し，上記３工事についての実施予算書（丙Ｃ１から３まで）を提出するほか，証人[redacted]もこれに沿う供述をする。

しかしながら，上記実施予算書は，当該工事の実行予算（実際にかかるであろう経費）について積算がされたことを示すものではあるが，最終的な入札金額（落札金額）を決定した過程については，実行予算に上乗せした利益の根拠が必ずしも明らかではないから，実施予算書の存在から直ちに談合によらずに入札金額を決定したと認めることはできない。

そして，証人[redacted]は，阪南工務店が落札した上記３工事も含め，本件組合において談合がされたことは一切ない旨供述するが，証拠（甲４）によれば，平成１７年５月３０日から平成１８年１２月８日までの間に９５％以上の高い落札率で今勝建設が落札した５件の工事（これらの工事については，本件刑事事件の供述調書において北川が談合行為の存在を認めている。）のうち３件の工事について阪南工務店が入札に参加しているのであって，少なくともこれらの工事については阪南工務店が談合に協力しているものと認められるから，証人[redacted]の上記供述は信用することができない。

したがって，阪南工務店の上記主張は採用できず，落札率が９５％を超える別紙３工事一覧表番号５５及び１４８の工事について，談合があ

ったことの推認を覆すことはできない。

(イ) その他の被告補助参加人らについて

阪南工務店を除く被告補助参加人らは，上記特段の事情の存在について主張立証をしないから，上記特段の事情の存在は認められない。

ウ 原告らの主張について

(ア) 原告らは，本件請求対象工事のうち，本件組合加入業者ではない[redacted]及び[redacted]が入札に参加した４工事についても，上記２業者は町内業者であって本件組合あるいは組合員の影響力が及んでいるから，上記４工事についても談合が行われていた旨主張する。

しかしながら，[redacted]及び[redacted]が本件組合又は本件組合加入業者と特別な関係を有しているという事情は証拠上うかがわれず，本件組合に加入していなければ，談合に協力することによって他の工事の落札者となるという利益を得ることはできないのであるから，本件組合加入業者でない業者が入札に参加している工事について，落札率が高いということのみから談合行為の存在を推認することはできない。

(イ) また，原告らは，本件請求対象工事のうち落札率が９５％未満の工事は，本件刑事事件の捜査過程において，北川らが談合行為の存在を認めたものである旨主張するが，本件刑事事件における北川らの供述調書（甲４）によれば，上記各工事における個別的な談合行為の存在を認めた趣旨のものとはいえず，上記供述調書のみによって談合行為の存在を認めることはできない。

(ウ) さらに，原告らは，本件請求対象工事の中には，落札率が９５％未満であっても，落札価格と最高入札価格との差が極めて近接した範囲内であるなど，談合が行われたことが明らかであるものが存在する旨主張する。

しかしながら，落札価格と最高入札価格との差が近接することは，談合が行われていない場合であっても生じ得ることであり，逆に，談合が行われた場合，自然な入札が行われたように見せかけるため，あえてそれぞれの入札金額を近接させないこととすることも十分に考えられるのであるから，落札価格と最高入札価格との差が近接していることと談合行為の存在とが必ずしも結びつくものではなく，落札価格と最高入札価格との差が近接しているから談合の存在が明らかであるということはできない。

(5) 小括

以上によれば，本件請求対象工事のうち，本件組合加入業者ではない業者が入札に参加した工事（別紙３工事一覧表の番号６０，１１５，１５５，１５７）及び落札率が９５％未満の工事（別紙３工事一覧表の番号１６，２０，２１，２３，４５，４８，１０７，１４０，１４１）を除く工事（以下「本件談合認定工事」という。）については，本件組合の主導により，入札に参加した本件組合加入業者の間で談合が行われたものと認められる。

２　争点２（熊取町に生じた損害の有無及び額）について

(1) 損害の認定について

ア　前記のとおり，本件談合認定工事について，本件組合が主導する談合が行われたことが認められるところ，当該談合に関与した本件相手方らは，それぞれ関与した談合に係る工事について，熊取町に対して，公正な競争の下に形成されたであろう想定落札価格と現実の落札価格との差額相当額の損害を与えたとみることができる。

もっとも，談合がなければ公正な自由競争によって形成されたであろう想定落札価格は，談合の結果，現実には形成されなかった価格であり，しかもこの想定落札価格は，当該工事の種類，規模，特殊性，地域の特性，入札参加者の数及び各業者の受注意欲・財政状況，入札当時の経済情勢等

の多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるため，証拠に基づいて具体的に想定落札価格を認定することは極めて困難である。そうすると，本件においては，熊取町に損害が生じたことは認められるものの，損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときに該当するといえるから，民事訴訟法２４８条を適用して，相当な損害額を認定するのが相当である。

イ　上記の見地から，本件における相当な損害額を検討するに，前記認定事実（1(3)ア）のとおり，平成１９年１２月１日から平成２０年３月３１日までに実施された指名競争入札（１８件）の平均落札率は７６．７％，平成２０年度に実施された指名競争入札（４８件）の平均落札率は８０．９％であったことが認められ，このような大原住宅第２期工事談合発覚後の入札状況に照らせば，同談合発覚前後の景気動向を考慮したとしても，本件談合認定工事について，仮に談合が行われなかったならば，いずれも予定価格の８０％程度に近い価格で落札された蓋然性が高いというべきである。このことに加え，本件談合認定工事の際用いられた工事請負契約書５０条１項６号において，地方自治法施行令１６７条の４第２項２号（競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合したとき。）に該当した場合の賠償額の予定として，請負代金額の２０％に相当する金額と定められていること（甲３１），本件談合認定工事の各入札時及び大原住宅第２期工事談合発覚後における景気動向，上記のとおり想定される落札価格と実際の落札率との差等，本件に現れた一切の事情を総合考慮すると，本件談合認定工事において行われた談合により想定落札価格と実際の落札価格の差額として熊取町が被った損害（民事訴訟法２４８条による相当な損害額）は，本件談合認定工事の各落札価格（税抜き）の１５％相当額に消費税相当額を加算した額であると認めるのが相当である。

ウ　これに対し，原告らは，想定落札価格は最低制限価格に等しいから，熊取町に生じた損害は，落札価格（税抜き）から最低制限価格（税抜き）を差し引いた額に消費税を加算した金額である旨主張する。

しかしながら，証拠（甲１４）によれば，大原住宅第２期工事談合が発覚した後の指名競争入札においても，全てが最低制限価格で落札されたわけではなく，最低制限価格を超える金額で落札された工事も存在することが認められるのであって，本件談合認定工事において談合がなかったならば確実に最低制限価格で落札されていたことを認めるに足りる証拠はないから，原告らの上記主張は採用することができない。

(2)　具体的な損害額の算定

以上に従い，本件談合認定工事に関して熊取町に生じた損害額を算定すれば，別紙３工事一覧表の認定損害額欄記載のとおり，合計５億５７３２万４７７５円の損害が生じていると認められる。

3　本件相手方らの責任について

(1)　本件建設業者らの責任について

原告らは，各工事について落札業者に対する損害賠償請求を求めているところ，上記の熊取町に生じた損害を各落札業者ごとにまとめると，別紙４相手方別工事一覧表の認定損害額欄記載のとおりとなる。したがって，本件建設業者らは，熊取町に対し，不法行為（民法７０９条）に基づき，それぞれ別紙４相手方別工事一覧表の認定損害額欄及び別紙２相手方一覧表の認定額欄記載の金額の損害賠償責任を負う。

(2)　北川及び西尾の責任について

前記認定のとおり，本件談合認定工事に係る談合は，いずれも本件組合加入業者の間で行われ，チャンピオン業者を決める星取り表は本件組合内部の取り決めによって作成されていた。また，北川及び西尾の指示により，[redacted]が設計図書等を指名業者から回収したことがあり（甲５），チャンピオン業

者が作成する参考内訳書は，本件組合事務所において，チャンピオン業者又は[redacted]から他の指名業者に渡されていたほか，[redacted]が参考内訳書を作成したり，西尾がチャンピオン業者と一緒に，あるいはチャンピオン業者に代わってボーリングを行ったりするなど（甲４），組合ぐるみで談合が行われていたことが認められる。

そして，北川は，本件談合認定工事に係る談合がされた各時期において，本件組合の代表理事の立場にあった者であり，その指示によって本件組合における談合のシステムが構築され，かつ運営されてきたものと認められるから，本件談合認定工事における個々の談合行為によって熊取町に生じた損害について，共同不法行為責任を負うというべきであり，その損害額は５０００万円を下らないと認められる。

また，西尾は，本件談合認定工事に係る談合がされた各時期において，本件組合の専務理事の立場にあった者であり，前記認定のとおり，談合の成立を容易にするためにボーリングを行ったり，北川からの指示に基づいて，チャンピオン業者以外の指名業者に対する入札金額の指示等を行ったりしていたというのであるから，北川と同様，本件談合認定工事における談合を主導する立場にあった者として，本件談合認定工事における個々の談合行為によって熊取町に生じた損害について，共同不法行為責任を負うというべきであり，その損害額は４０００万円を下らないと認められる。

なお，本件談合認定工事における談合行為は，それぞれ工事ごとに入札参加者も異なる別個の不法行為であると解されるところ，原告らは，北川及び西尾に対する請求額について，各工事（不法行為）ごとの請求額を明らかにしていないが，上記各工事ごとに，認定損害額に応じて請求額を按分した額をもって請求する趣旨のものと理解することができ，各工事ごとに同額をもって落札業者である本件建設業者らと不真正連帯責任を負うものと解される。

4　争点３（過失相殺の可否及びその割合）について

被告補助参加人らは，仮に本件請求対象工事において談合の存在が認められるとしても，熊取町の担当職員らは談合の存在を知っていたか，当然に想像がついていたのであるから，熊取町の担当職員らには，談合をやめるよう指導監督すべき義務又は少なくとも事実調査を行うべき義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があるから，相当の過失相殺が行われるべきである旨主張する。

確かに，本件刑事事件における北川及び西尾の供述調書には，落札率の高さやボーリング作業等から，熊取町の担当職員らが談合の存在に気づかないはずがないとか，設計金額の概数を教えてもらう見返りとして，当該担当職員に対して飲食接待や現金授受等を行っていた旨の供述がある（甲４）。

しかしながら，仮にそのような事情があったとしても，本件相手方らは，自らの判断であえて談合行為という故意の不法行為に及んだものであり，これを正当化すべき事情とはなり得ない。また，熊取町に生じた損害額を過失相殺によって減ずることは，最終的には地方公共団体の住民の犠牲に帰するものであることにも鑑みれば，本件において，熊取町側の過失に基づいて過失相殺を行うことが損害の公平な分担の見地から妥当であるということはできない。

したがって，被告補助参加人らの上記主張を採用することはできない。

5　結論

以上のとおり，本件談合認定工事に係る談合により，熊取町は，本件相手方らに対し，それぞれ別紙２相手方一覧表の認定額欄記載の金額の損害賠償請求権を有しているところ，被告は，大原住宅第２期工事談合に関する損害賠償請求を除き，現在まで本件相手方らに対して損害賠償請求権を行使していないのであって，その行使を違法に怠っているといわざるを得ない。

そうすると，原告らの請求は，主文１項の限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり

判決する。

大阪地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　　山　　田　　明

裁判官　　内　　藤　　和　　道

裁判官徳地淳は，転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官　　山　　田　　明

（別紙１）

当　事　者　目　録

大阪府泉南郡熊取町大久保南５丁目１番２３号

原　　告　　大　浦　正　義

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目１７番１７号

原　　告　　曽　我　兼　嗣

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目５番１０号

原　　告　　町　田　克　元

大阪府泉南郡熊取町桜ケ丘２丁目１３番１号

原　　告　　松　野　隆　一

原告ら訴訟代理人弁護士　　畠　田　健　治

同　　横　山　精　一

同　　森　　信　雄

同　　古　本　剛　之

大阪府泉南郡熊取町野田１丁目１番１号

被　　告　　熊　取　町　長

中　西　　誠

被告訴訟代理人弁護士　　得　津　正　熙

同　　松　原　伸　幸

大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目８番３号

被告補助参加人　　株式会社山本工務店

同代表者代表取締役　　[redacted]

大阪府泉佐野市下瓦屋３０１番地

被告補助参加人　　阪南土木工業株式会社

同代表者代表取締役　　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町大久保東１丁目１番２６号

被告補助参加人　成公建設株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町野田１丁目１１番１０号

被告補助参加人　株式会社徳進建設

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町七山東９０６番地

被告補助参加人　株式会社西尾組

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町七山東９１５番地

被告補助参加人　株式会社西貫社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目６番１５号

被告補助参加人　株式会社山本組

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町野田２丁目１８番７号

被告補助参加人　株式会社中武造園土木

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目１２番５号

被告補助参加人　有薗土木工業こと[redacted]

大阪府泉南郡熊取町大久保東２丁目６番１７号

被告補助参加人　中林建設株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪市大正区鶴町３丁目１７番４号

被告補助参加人　中島興業株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町和田２丁目２０番２０号

被告補助参加人　大屋建設株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町久保３丁目１５番９号

被告補助参加人　株式会社泉州ビルド

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目６番１５号

被告補助参加人　有限会社ヤマシン

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町七山北２１４番地の１

被告補助参加人　株式会社鳥山建設

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目１０番５号

被告補助参加人　川勝土木建材株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町五門西４丁目７８８番地の６

被告補助参加人　西尾明治

大阪府泉南郡熊取町大久保中５丁目８５６番地の３

被告補助参加人　日南建設株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

上記１８名訴訟代理人弁護士　甲田通昭

同　沙々木睦

同　藤本裕己久

同　櫻田司

同訴訟復代理人弁護士　財家庄司

大阪府泉南郡熊取町大久保中３丁目８番１号

被告補助参加人　今勝建設株式会社
同代表者代表取締役　北川一彦
同所
被告補助参加人　北川一彦
上記2名訴訟代理人弁護士　井上二郎
同　井上健策
大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4
被告補助参加人　株式会社阪南工務店
同代表者代表取締役　[redacted]
同訴訟代理人弁護士　谷英樹
同　唐崎浩司
同　鈴木百世
同　川崎真陽
同　中村ちとせ
大阪府泉南郡熊取町野田1丁目20番20号
被告補助参加人　株式会社高田組
同代表者代表取締役　[redacted]
同訴訟代理人弁護士　太田小夜子

（別紙2）　　相手方一覧表　　（円）

	相手方	略称	請求額	認定額
1	今勝建設株式会社	今勝建設	39,637,500	23,900,625
2	株式会社山本工務店	山本工務店	48,720,000	28,066,500
3	株式会社高田組	高田組	88,882,500	62,866,125
4	阪南土木工業株式会社	阪南土木工業	34,965,000	20,238,750
5	成公建設株式会社	成公建設	11,956,350	7,596,225
6	株式会社徳進建設	徳進建設	90,709,500	72,290,925
7	株式会社ワールド	ワールド	2,100,000	1,575,000
8	株式会社西尾組	西尾組	106,155,000	79,899,750
9	株式会社西貫社	西貫社	54,915,000	34,398,000
10	株式会社山本組	山本組	37,905,000	20,034,000
11	日南建設株式会社	日南建設	51,534,000	28,016,100
12	株式会社中武造園土木	中武造園土木	26,040,000	5,780,250
13	有薗土木工業こと[redacted]	有薗土木工業	20,874,000	10,486,350
14	中林建設株式会社	中林建設	70,990,500	63,165,375
15	中島興業株式会社	中島興業	47,071,500	32,004,000
16	大屋建設株式会社	大屋建設	15,655,500	9,490,950
17	株式会社泉州ビルド	泉州ビルド	20,307,000	11,576,250
18	有限会社ヤマシン	ヤマシン	16,537,500	8,056,125
19	株式会社鳥山建設	鳥山建設	17,902,500	9,261,000
20	楠プランニングこと[redacted]	楠プランニング	14,645,400	7,950,600
21	株式会社クマトリ	クマトリ	17,241,000	9,599,625
22	川勝土木建材株式会社	川勝土木建材	11,592,000	6,252,750
23	株式会社阪南工務店	阪南工務店	13,503,000	4,819,500
		（小計）	859,839,750	557,324,775
24	北川一彦	北川	50,000,000	50,000,000
25	西尾明治	西尾	40,000,000	40,000,000

（別紙3）　　平成15年から19年10月までの工事一覧表　　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（(B−C)×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.15×1.05）
1	H15	舗装本復旧工事第15－2工区	成公建設（株）	H15.5.20	13,000,000	12,500,000	10,000,000	96.2%	2,625,000			1,968,750
2	H15	舗装本復旧工事第15－5工区	（株）ワールド	H15.5.20	10,400,000	10,000,000	8,000,000	96.2%	2,100,000			1,575,000
3	H15	舗装本復旧工事第15－3工区	中林建設（株）	H15.5.20	10,400,000	10,000,000	8,000,000	96.2%	2,100,000			1,575,000
4	H15	舗装本復旧工事第15－1工区	大屋建設（株）	H15.5.20	15,000,000	14,500,000	11,000,000	96.7%	3,675,000			2,283,750
5	H15	町道久保高田線舗装本復旧工事（その1）	（株）泉州ビルド	H15.5.20	16,700,000	16,200,000	12,000,000	97.0%	4,410,000			2,551,500
6	15	舗装本復旧工事第15－8工区	（株）クマトリ	H15.5.20	7,600,000	7,350,000	5,600,000	96.7%	1,837,500			1,157,625
7	15	大久保中三丁目地区舗装本復旧工事	（株）鳥山建設	H15.6.4	7,400,000	7,100,000	5,400,000	95.9%	1,785,000			1,118,250
8	15	町道小垣内七山線道路舗装補修工事	有蘭土木工業	H15.6.20	5,000,000	4,800,000	3,700,000	96.0%	1,155,000			756,000
9	15	熊取北中学校大規模改造工事（1期）及び地盤補強工事	（株）高田組	H15.6.24	183,000,000	180,000,000	150,000,000	98.4%	31,500,000			28,350,000
10	15	第二保育所大規模修繕工事	（株）徳進建設	H15.6.24	103,000,000	100,800,000	85,000,000	97.9%	16,590,000			15,876,000
11	H15	朝代大橋下部工事	（株）西尾組	H15.6.24	56,000,000	55,200,000	42,000,000	98.6%	13,860,000		1	8,694,000
12	H15	中央小学校管理棟改修工事	（株）山本工務店	H15.7.16	17,400,000	16,700,000	15,000,000	96.0%	1,785,000			2,630,250
13	H15	公面汚水管渠第15－4工区布設工事	（株）徳進建設	H15.8.6	30,000,000	29,290,000	21,000,000	97.6%	8,704,500		2	4,613,175
14	H15	公面汚水管渠第15－2工区布設工事	（株）山本組	H15.8.6	29,000,000	28,000,000	20,000,000	96.6%	8,400,000		3	4,410,000
15	H15	公面汚水管渠第15－1工区布設工事	中林建設（株）	H15.8.6	14,000,000	13,400,000	10,000,000	95.7%	3,570,000			2,110,500
16	H15	公面汚水管渠第15－7工区布設工事	（株）山本工務店	H15.10.3	40,600,000	38,400,000	29,000,000	94.6%	9,870,000		4	0
17	H15	公面汚水管渠第15－5工区布設工事	（株）高田組	H15.10.3	20,000,000	19,100,000	14,000,000	95.5%	5,355,000		8	3,008,250
18	H15	町道府住1号線他1路線舗装補修工事	成公建設（株）	H15.10.3	4,670,000	4,500,000	3,383,000	96.4%	1,172,850			708,750
19	H15	公面汚水管渠第15－6工区布設工事	（株）西尾組	H15.10.3	28,800,000	27,700,000	20,200,000	96.2%	7,875,000		7	4,362,750
20	H15	公面汚水管渠第15－8工区布設工事	日南建設（株）	H15.10.3	37,000,000	34,500,000	26,700,000	93.2%	8,190,000		5	0
21	H15	公面汚水管渠第15－11工区布設工事	（株）高田組	H15.11.6	25,600,000	24,300,000	18,000,000	94.9%	6,615,000		12	0
22	H15	町道久保高田線他給配水管布設替工事（その2）	（株）西尾組	H15.11.6	31,000,000	30,500,000	25,000,000	98.4%	5,775,000		9	4,803,750
23	H15	公面汚水管渠第15－10工区布設工事	（株）山本組	H15.11.6	26,900,000	25,500,000	19,000,000	94.8%	6,825,000		10	0
24	H15	平成15年度教育のもり整備事業（仮称）野外活動ふれあい広場整備工事	中林建設（株）	H15.11.6	44,400,000	42,500,000	34,800,000	95.7%	8,085,000			6,693,750
25	H15	町道五門山原線他歩道舗装改修工事	（有）ヤマシン	H15.11.6	4,700,000	4,500,000	3,000,000	95.7%	1,575,000			708,750
26	H15	町道久保高田線交差点改良工事	森田建設（株）	H15.11.6	25,900,000	25,000,000	18,500,000	96.5%	6,825,000		11	3,937,500
27	H15	水荘園公園（仮称）整備工事	今勝建設（株）	H15.11.20	30,000,000	30,000,000	22,500,000	100.0%	7,875,000		13	4,725,000
28	H15	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その1）	（株）高田組	H15.11.20	24,000,000	23,100,000	19,300,000	96.3%	3,990,000		15	3,638,250
29	15	熊取町シルバー人材センター整備工事	（株）高田組	H15.11.20	37,000,000	35,500,000	30,000,000	95.9%	5,775,000			5,591,250
30	15	樫用河川見出川改修工事	（株）徳進建設	H15.11.20	30,000,000	29,300,000	21,900,000	97.7%	7,770,000		14	4,614,750
31	H15	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備工事（建築）	中林建設（株）	H15.11.20	16,300,000	15,700,000	13,300,000	96.3%	2,520,000			2,472,750
32	H15	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備工事	（株）鳥山建設	H15.11.20	11,500,000	11,200,000	8,200,000	97.4%	3,150,000			1,764,000
33	H15	中央公園（仮称）整備工事	阪南土木工業（株）	H15.12.26	43,400,000	42,300,000	32,000,000	97.5%	10,815,000		16	6,662,250
34	H15	町道平和緑松苑8号線舗装補修工事	成公建設（株）	H15.12.26	4,900,000	4,750,000	3,500,000	96.9%	1,312,500			748,125
35	15	中央公園（仮称）整備工事（建築）	中島興業（株）	H15.12.26	12,600,000	12,000,000	10,200,000	95.2%	1,890,000			1,890,000
36	15	山の手台地区下水管補修工事	（有）ヤマシン	H16.1.26	4,360,000	4,200,000	2,900,000	96.3%	1,365,000			661,500
37	16	町道希望が丘35号線他舗装補修工事	有蘭土木工業	H16.6.4	5,480,000	5,300,000	3,900,000	96.7%	1,470,000			834,750
38	H16	町道久保高田線他舗装本復旧工事（その2）	大屋建設（株）	H16.6.4	11,500,000	11,100,000	8,400,000	96.5%	2,835,000			1,748,250
39	H16	舗装本復旧工事第16－5工区	（有）ヤマシン	H16.6.4	8,980,000	8,700,000	6,500,000	96.9%	2,310,000			1,370,250
40	H16	舗装本復旧工事第16－2工区	（株）鳥山建設	H16.6.4	12,400,000	12,000,000	9,000,000	96.8%	3,150,000			1,890,000
41	H16	舗装本復旧工事第16－3工区	（株）クマトリ	H16.6.4	5,540,000	5,350,000	3,900,000	96.6%	1,522,500			842,625
42	H16	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事（その1）	成公建設（株）	H16.6.21	7,060,000	6,780,000	5,100,000	96.0%	1,764,000			1,067,850
43	H16	熊取北中学校大規模改造工事（2期）	中林建設（株）	H16.6.23	177,000,000	174,000,000	148,000,000	98.3%	27,300,000			27,405,000
44	H16	公面汚水管渠第16－4工区布設工事	（株）西尾組	H16.7.5	28,200,000	27,600,000	20,000,000	97.9%	7,980,000		18	4,347,000
45	H16	公面汚水管渠第16－1工区布設工事	（株）中武造園土木	H16.7.5	26,500,000	25,000,000	18,900,000	94.3%	6,405,000		19	0
46	H16	町道大久保日根野線舗装補修工事	有蘭土木工業	H16.7.5	4,940,000	4,780,000	3,300,000	96.8%	1,554,000			752,850
47	H16	公面汚水管渠第16－2工区布設工事	中島興業（株）	H16.7.5	37,000,000	35,700,000	26,700,000	96.5%	9,450,000		17	5,622,750
48	H16	公面汚水管渠第16－3工区布設工事	（株）阪南工務店	H16.7.5	23,600,000	22,260,000	16,700,000	94.3%	5,838,000		20	0
49	H16	舗装本復旧工事第16－1工区	福プランニング	H16.8.4	7,500,000	7,250,000	5,400,000	96.7%	1,942,500			1,141,875
50	H16	町道東和苑1号線他舗装補修工事	中林建設（株）	H16.9.6	5,100,000	4,950,000	3,600,000	97.1%	1,417,500			779,625
51	H16	府道泉佐野打田線給配水管布設工事（その3）	（株）西尾組	H16.9.27	56,000,000	55,000,000	46,000,000	98.2%	9,450,000		21	8,662,500
52	H16	町道美鷹台南山の手台線道路新設工事	日南建設（株）	H16.9.27	45,300,000	44,500,000	33,000,000	98.2%	12,075,000		22	7,008,750
53	H16	町道五門緑留線道路改良工事（2工区）	（株）山本工務店	H16.10.5	21,100,000	20,400,000	15,000,000	96.7%	5,670,000		25	3,213,000
54	H16	公面汚水管渠第16－7工区布設工事	（株）高田組	H16.10.5	28,700,000	27,350,000	20,000,000	95.3%	7,717,500		23	4,307,625
55	H16	公面汚水管渠第16－5工区布設工事	（株）阪南工務店	H16.10.5	22,600,000	21,800,000	16,000,000	96.5%	6,090,000		24	3,433,500
56	H16	熊取町営業場納骨塔改修工事	森田建設（株）	H16.10.5	2,900,000	2,800,000	2,200,000	96.6%	630,000			441,000
57	H16	平成16年度教育のもり整備事業（仮称）野外活動ふれあい広場整備工事	（株）山本工務店	H16.10.20	43,800,000	42,500,000	36,000,000	97.0%	6,825,000			6,693,750
58	H16	樫用河川見出川改修工事	（株）山本工務店	H16.10.20	33,000,000	31,900,000	24,000,000	96.7%	8,295,000		26	5,024,250
59	H16	町道朝代和田大宮線道路改良工事	（株）泉州ビルド	H16.10.20	12,300,000	11,800,000	8,800,000	95.9%	3,150,000			1,858,500
60	H16	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その2）	有蘭土木工業	H16.11.8	12,100,000	11,600,000	9,600,000	95.9%	2,100,000			0
61	H16	町道府住1号線舗装補修工事	川勝土木建材（株）	H16.11.8	5,500,000	5,350,000	3,900,000	97.3%	1,522,500			842,625
62	H16	公面汚水管渠第16－8工区布設工事	森田建設（株）	H16.11.8	23,300,000	22,800,000	16,500,000	97.9%	6,615,000		27	3,591,000
63	H16	町道美鷹台南山の手台線道路附帯工事	（株）中武造園土木	H16.11.19	37,400,000	36,700,000	27,000,000	98.1%	10,185,000		28	5,780,250

（別紙3）　平成15年から19年10月までの工事一覧表　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）(A)	落札価格（税抜）(B)	最低制限価（税抜）(C)	落札率 (B/A)	主張損害額 ((B−C)×1.05)	北川調書	西尾調書	認定賠償額 (B×0.15×1.05)
64	H16	中央公園(仮称)整備工事	(株)山本組	H16.12.7	46,000,000	45,000,000	34,000,000	97.8%	11,550,000		29	7,087,500
65	H16	町道奥熊台南山の手台線道路新設工事(その2)	有限土木工業	H16.12.7	17,000,000	16,400,000	12,000,000	96.5%	4,620,000			2,583,000
66	H16	普通河川和田川維持補修工事	中林建設(株)	H16.12.7	4,800,000	4,600,000	3,400,000	95.8%	1,260,000			724,500
67	H16	熊取歴史公園(仮称)整備工事	今勝建設(株)	H16.12.27	24,900,000	24,000,000	17,900,000	96.4%	6,405,000		30	3,780,000
68	H16	地域交流センター(仮称)周辺景観整備工事	阪南土木工業(株)	H16.12.27	9,000,000	8,700,000	7,300,000	96.7%	1,470,000			1,370,250
69	H16	大久保地区浸水対策工事(その2)	成公建設(株)	H16.12.27	9,900,000	9,600,000	6,900,000	97.0%	2,835,000			1,512,000
70	H16	山の手台老人館の家他改修工事	日南建設(株)	H16.12.27	9,300,000	9,180,000	7,300,000	98.7%	1,974,000			1,445,850
71	H16	鳥ノ池底樋管改修工事	(株)泉州ビルド	H16.12.27	4,690,000	4,500,000	3,160,000	95.9%	1,407,000			708,750
72	H16	町道奥熊台南山の手台線道路附帯工事(その2)	(有)ヤマシン	H16.12.27	17,800,000	17,300,000	12,800,000	97.2%	4,725,000			2,724,750
73	H16	小谷区道修繕工事	楠プランニング	H16.12.27	4,900,000	4,750,000	3,400,000	96.9%	1,417,500			748,125
74	H16	中央公園(仮称)駐車場整備工事	(株)クマトリ	H16.12.27	18,200,000	17,500,000	13,000,000	96.2%	4,725,000			2,756,250
75	H16	大久保地区浸水対策工事(その1)	川勝土木建材(株)	H16.12.27	6,000,000	5,800,000	4,100,000	96.7%	1,785,000			913,500
76	H16	掬谷上池底樋管改修工事	(株)鳥山建設	H17.1.27	5,580,000	5,400,000	3,760,000	96.8%	1,722,000			850,500
77	H17	町道小垣内川田七山線道路改良工事	(株)泉州ビルド	H17.5.24	17,600,000	17,000,000	12,600,000	96.6%	4,620,000			2,677,500
78	H17	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事(その3)	(株)鳥山建設	H17.5.24	12,300,000	12,000,000	8,900,000	97.6%	3,255,000			1,890,000
79	H17	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事(その2)	楠プランニング	H17.5.24	6,030,000	5,750,000	4,300,000	95.4%	1,522,500			905,625
80	H17	舗装本復旧工事第17−4工区	成公建設(株)	H17.6.9	5,380,000	5,150,000	3,900,000	95.7%	1,312,500			811,125
81	H17	公面汚水管渠第17−2工区布設工事	(株)徳進建設	H17.6.9	36,300,000	35,500,000	26,000,000	97.8%	9,975,000	4	33	5,591,250
82	H17	公面汚水管渠第17−1工区布設工事	(株)西尾組	H17.6.9	45,500,000	44,600,000	33,000,000	98.0%	12,180,000	5	32	7,024,500
83	H17	舗装本復旧工事第17−1工区	有限土木工業	H17.6.9	12,000,000	11,600,000	8,700,000	96.7%	3,045,000			1,827,000
84	H17	舗装本復旧工事第17−2工区	中林建設(株)	H17.6.9	4,700,000	4,500,000	3,360,000	95.7%	1,197,000			708,750
85	H17	地域交流センター(仮称)バスロータリー整備工事	大屋建設(株)	H17.6.9	5,400,000	5,200,000	4,400,000	96.3%	840,000			819,000
86	H17	舗装本復旧工事第17−3工区	大屋建設(株)	H17.6.9	8,280,000	7,900,000	5,900,000	95.4%	2,100,000			1,244,250
87	H17	町道希望が丘3号線他舗装補修工事	楠プランニング	H17.6.17	4,930,000	4,700,000	3,570,000	95.3%	1,186,500			740,250
88	H17	国道170号給配水管布設替工事	森田建設(株)	H17.6.17	41,800,000	41,000,000	34,000,000	98.1%	7,350,000	6	34	6,457,500
89	H17	熊取北中学校大規模改造工事(3期)	(株)徳進建設	H17.6.24	68,600,000	67,500,000	57,000,000	98.4%	11,025,000	3		10,631,250
90	H17	熊取町立東小学校増築工事	(株)西尾組	H17.6.24	186,000,000	183,000,000	155,000,000	98.4%	29,400,000	2		28,822,500
91	H17	野田小谷汚水幹線第1工区築造工事	森田建設(株)	H17.6.24	97,000,000	95,500,000	71,000,000	98.5%	25,725,000	1	31	15,041,250
92	H17	公面汚水管渠第17−3工区布設工事	今勝建設(株)	H17.7.7	37,800,000	37,000,000	27,400,000	97.9%	10,080,000	7	35	5,827,500
93	H17	公面汚水管渠第17−4工区布設工事	中島興業(株)	H17.7.7	24,600,000	23,800,000	17,500,000	96.7%	6,615,000	8	36	3,748,500
94	H17	町道希望が丘自由が丘線他舗装補修工事	川勝土木建材(株)	H17.7.7	5,070,000	4,900,000	3,600,000	96.6%	1,365,000			771,750
95	H17	熊取歴史公園(仮称)整備工事	(株)高田組	H17.7.21	25,000,000	24,400,000	18,300,000	97.6%	6,405,000	9	37	3,843,000
96	H17	熊取町立西小学校校舎増築等工事	中林建設(株)	H17.7.21	42,300,000	41,200,000	35,000,000	97.4%	6,510,000	10		6,489,000
97	H17	消防本部改修工事	(株)高田組	H17.8.5	30,800,000	30,000,000	25,400,000	97.4%	4,830,000	11		4,725,000
98	H17	町道成合別所池線新設工事	阪南土木工業(株)	H17.8.5	42,800,000	42,000,000	31,500,000	98.1%	11,025,000	13	38	6,615,000
99	H17	町道奥熊台南山の手台線道路新設工事	日南建設(株)	H17.8.5	37,600,000	36,900,000	27,600,000	98.1%	9,765,000	12	39	5,811,750
100	H17	町道府住1号線舗装補修工事	有限土木工業	H17.9.9	9,200,000	9,000,000	6,400,000	97.8%	2,730,000			1,417,500
101	H17	高田ちびっこ広場公衆便所新築工事	今勝建設(株)	H17.9.29	16,200,000	15,800,000	13,300,000	97.5%	2,625,000	14		2,488,500
102	H17	高田ちびっこ広場整備工事	中島興業(株)	H17.9.29	20,800,000	20,300,000	14,100,000	97.6%	6,510,000	15	40	3,197,250
103	H17	町道成合高田線他道路補修工事	(有)ヤマシン	H17.9.29	4,830,000	4,650,000	3,300,000	96.3%	1,417,500			732,375
104	H17	公面汚水管渠第17−5工区布設工事	(株)高田組	H17.10.14	33,200,000	32,500,000	24,000,000	97.9%	8,925,000	16	41	5,118,750
105	H17	町道奥熊台南山の手台線道路新設工事(その2)	(株)山本工務店	H17.10.26	23,200,000	22,200,000	16,300,000	95.7%	6,195,000	17	43	3,496,500
106	H17	府道泉佐野打田線給配水管布設替工事(その4)	日南建設(株)	H17.10.26	46,000,000	45,000,000	38,000,000	97.8%	7,350,000	18	42	7,087,500
107	H17	公面汚水管渠第17−6工区布設工事	(株)中武造園土木	H17.11.9	20,300,000	19,000,000	14,200,000	93.6%	5,040,000	19	44	0
108	H17	掬谷上池・下池改修工事	(株)泉州ビルド	H17.11.9	12,400,000	12,000,000	8,900,000	96.8%	3,255,000			1,890,000
109	H17	左子下池改修工事	(株)クマトリ	H17.11.9	16,800,000	16,200,000	11,600,000	96.4%	4,830,000			2,551,500
110	H17	町道奥熊台南山の手台線道路新設工事(その3)	今勝建設(株)	H17.11.28	23,300,000	22,650,000	16,600,000	97.2%	6,352,500	20	46	3,567,375
111	H17	五月ヶ丘一丁目地区給配水管布設替工事(その1)	(株)山本工務店	H17.11.28	24,200,000	23,500,000	19,700,000	97.1%	3,990,000	22	45	3,701,250
112	H17	町道成合線側溝蓋掛工事	日南建設(株)	H17.11.28	21,700,000	21,000,000	15,200,000	96.8%	6,090,000	21	47	3,307,500
113	H17	町道和田南山の手台線他舗装補修工事	中林建設(株)	H17.12.12	8,800,000	8,500,000	6,100,000	96.6%	2,520,000			1,338,750
114	H17	町道若葉28号線他道路排水施設整備工事	(有)ヤマシン	H17.12.26	4,800,000	4,600,000	3,280,000	95.8%	1,386,000			724,500
115	H17	町道大浦線他石綿管布設替工事	(株)鳥山建設	H17.12.26	8,260,000	8,000,000	6,490,000	96.9%	1,585,500			0
116	H17	朝代漕水水路災害復旧工事	楠プランニング	H17.12.26	4,670,000	4,540,000	3,240,000	97.2%	1,365,000			715,050
117	H17	新野田老人館の家他改修工事	楠プランニング	H17.12.26	7,720,000	7,400,000	5,980,000	95.9%	1,491,000			1,165,500
118	H17	町営住宅除却等工事	成公建設(株)	H18.1.24	5,100,000	4,950,000	4,060,000	97.1%	934,500			779,625
119	H17	町道奥熊台南山の手台線道路新設工事(その4)	川勝土木建材(株)	H18.1.24	10,200,000	9,900,000	7,200,000	97.1%	2,835,000			1,559,250
120	H18	熊取町営大原住宅除却工事	(株)西尾組	H18.5.31	31,500,000	30,800,000	26,000,000	97.8%	5,040,000	23		4,851,000
121	H18	五月ヶ丘一丁目地区給配水管布設替工事(その2)	(株)山本組	H18.5.31	34,400,000	33,000,000	28,000,000	95.9%	5,250,000	27	48	5,197,500
122	H18	国道170号舗装本復旧工事(その1)	(株)泉州ビルド	H18.6.12	4,860,000	4,700,000	3,300,000	96.7%	1,470,000			740,250
123	H18	舗装本復旧工事第18−4工区	(有)ヤマシン	H18.6.12	7,500,000	7,200,000	5,200,000	96.0%	2,100,000			1,134,000
124	H18	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事(その4)	(株)鳥山建設	H18.6.12	11,500,000	11,100,000	8,000,000	96.5%	3,255,000			1,748,250
125	H18	熊取町立北小学校大規模改造工事(第1期)	(株)徳進建設	H18.6.23	156,000,000	154,000,000	130,000,000	98.7%	25,200,000			24,255,000
126	H18	熊取町立第5保育所大規模修繕工事	中島興業(株)	H18.6.23	69,200,000	68,000,000	57,500,000	98.3%	11,025,000	26		10,710,000

（別紙3）　　平成15年から19年10月までの工事一覧表　　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（(B−C)×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.15×1.05）
127	H18	熊取北中学校屋内運動場大規模改造工事	中林建設（株）	H18.6.23	69,700,000	67,500,000	57,700,000	96.8%	10,290,000	24		10,631,250
128	H18	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	大屋建設（株）	H18.7.7	4,760,000	4,560,000	3,250,000	95.8%	1,375,500			718,200
129	H18	町道若葉11号線他道路改修工事	楠プランニング	H18.7.26	5,780,000	5,600,000	4,000,000	96.9%	1,680,000			882,000
130	H18	公面汚水管渠第18－7工区布設工事	阪南土木工業㈱	H18.8.7	37,000,000	35,500,000	26,700,000	95.9%	9,240,000	30	50	5,591,250
131	H18	公面汚水管渠第18－4工区布設工事	㈱ 橋進建設	H18.8.7	44,000,000	42,600,000	31,700,000	96.8%	11,445,000	29	49	6,709,500
132	H18	舗装本復旧工事第18－1工区	中林建設（株）	H18.8.7	7,800,000	7,500,000	5,300,000	96.2%	2,310,000			1,181,250
133	H18	公面汚水管渠第18－2工区布設工事	森田建設（株）	H18.8.7	22,100,000	21,400,000	15,700,000	96.8%	5,985,000	28	51	3,370,500
134	H18	公面汚水管渠第18－3工区布設工事	（株）西尾組	H18.9.11	36,000,000	35,200,000	26,200,000	97.8%	9,450,000	32	53	5,544,000
135	H18	公面汚水管渠第18－5工区布設工事	（株）山本組	H18.9.11	21,800,000	21,200,000	15,600,000	97.2%	5,880,000	33	54	3,339,000
136	H18	公面汚水管渠第18－9工区布設工事	中島興業（株）	H18.9.11	44,440,000	43,400,000	32,370,000	97.7%	11,581,500	34	52	6,835,500
137	H18	町道小垣内川田七山線道路改良工事	日南建設（株）	H18.9.27	21,800,000	21,300,000	15,500,000	97.7%	6,090,000	35	55	3,354,750
138	H18	公面汚水管渠第18－6工区布設工事	（株）山本工務店	H18.10.13	22,000,000	21,000,000	15,200,000	95.5%	6,090,000	36	56	3,307,500
139	H18	公面汚水管渠第18－1工区布設工事	（株）髙田組	H18.10.27	28,300,000	27,200,000	19,800,000	96.1%	7,770,000	39	58	4,284,000
140	H18	熊取中央学童保育所保育室新設等工事	阪南土木工業㈱	H18.10.27	17,600,000	16,700,000	14,400,000	94.9%	2,415,000	38		0
141	H18	大久保東交差点給配水管布設替工事	㈱中武造園土木	H18.10.27	31,200,000	29,500,000	25,300,000	94.6%	4,410,000	37	57	0
142	H18	町道朝代和田大宮線道路改良工事	（株）クマトリ	H18.11.10	7,800,000	7,500,000	5,390,000	96.2%	2,215,500			1,181,250
143	H18	山戸池改修工事	大屋建設（株）	H18.11.24	17,900,000	17,000,000	12,400,000	95.0%	4,830,000			2,677,500
144	H18	左子下池改修工事	川勝土木建材㈱	H18.11.24	9,450,000	9,200,000	6,600,000	97.4%	2,730,000			1,449,000
145	H18	町道成合別所池線他道路舗装工事	今勝建設（株）	H18.12.11	23,200,000	22,300,000	16,300,000	96.1%	6,300,000	40	59	3,512,250
146	H18	町道小谷穴義線道路改良工事	有蘭土木工業	H18.12.11	15,300,000	14,700,000	10,700,000	96.1%	4,200,000			2,315,250
147	H18	桜谷下池水路改修工事	（株）泉州ビルド	H18.12.22	7,600,000	7,300,000	5,400,000	96.1%	1,995,000			1,149,750
148	H18	希望が丘老人憩の家他改修工事	㈱ 阪南工務店	H18.12.22	9,200,000	8,800,000	7,300,000	95.7%	1,575,000			1,386,000
149	H18	熊取北中学校プール改修工事	森田建設（株）	H18.12.22	10,350,000	9,900,000	8,200,000	95.7%	1,785,000			1,559,250
150	H18	町道野田朝代線法面復旧工事	中林建設（株）	H19.1.11	7,030,000	6,700,000	4,880,000	95.3%	1,911,000			1,055,250
151	H19	七山一丁目地区舗装本復旧工事	楠プランニング	H19.5.24	5,630,000	5,390,000	3,850,000	95.7%	1,617,000			848,925
152	H19	舗装本復旧工事第19－4工区	（株）西尾組	H19.6.8	18,600,000	17,700,000	12,800,000	95.2%	5,145,000			2,787,750
153	H19	舗装本復旧工事第19－2工区	（株）クマトリ	H19.6.8	7,360,000	7,050,000	5,040,000	95.8%	2,110,500			1,110,375
154	H19	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	川勝土木建材㈱	H19.6.8	4,760,000	4,550,000	3,260,000	95.6%	1,354,500			716,625
155	H19	町道希望が丘18号線他舗装補修工事	楠プランニング	H19.7.12	4,980,000	4,948,000	3,400,000	99.4%	1,625,400			0
156	H19	第8保育所排水設備改修工事	楠プランニング	H19.7.12	5,320,000	5,100,000	4,340,000	95.9%	798,000			803,250
157	H19	町道池の台横断線他舗装補修工事	（有）ヤマシン	H19.8.22	5,740,000	5,500,000	3,920,000	95.8%	1,659,000			0
					3,913,330,000	3,803,778,000	2,984,883,000	97.2%	859,839,750			557,324,775
事案と理由						¥399,396,690	賠償請求金額の合計は約8億5984万円					

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

番号	相手方	主張損害額	認定損害額
27	今勝建設　株式会社	7,875,000	4,725,000
67	今勝建設　株式会社	6,405,000	3,780,000
92	今勝建設　株式会社	10,080,000	5,827,500
101	今勝建設　株式会社	2,625,000	2,488,500
110	今勝建設　株式会社	6,352,500	3,567,375
145	今勝建設　株式会社	6,300,000	3,512,250
	（小計）	39,637,500	23,900,625
12	株式会社　山本工務店	1,785,000	2,630,250
16	株式会社　山本工務店	9,870,000	0
53	株式会社　山本工務店	5,670,000	3,213,000
58	株式会社　山本工務店	8,295,000	5,024,250
57	株式会社　山本工務店	6,825,000	6,693,750
105	株式会社　山本工務店	6,195,000	3,496,500
111	株式会社　山本工務店	3,990,000	3,701,250
138	株式会社　山本工務店	6,090,000	3,307,500
	（小計）	48,720,000	28,066,500
9	株式会社　高田組	31,500,000	28,350,000
17	株式会社　高田組	5,355,000	3,008,250
21	株式会社　高田組	6,615,000	0
28	株式会社　高田組	3,990,000	3,638,250
29	株式会社　高田組	5,775,000	5,591,250
54	株式会社　高田組	7,717,500	4,307,625
95	株式会社　高田組	6,405,000	3,843,000
97	株式会社　高田組	4,830,000	4,725,000
104	株式会社　高田組	8,925,000	5,118,750
139	株式会社　高田組	7,770,000	4,284,000
	（小計）	88,882,500	62,866,125
33	阪南土木工業　株式会社	10,815,000	6,662,250
68	阪南土木工業　株式会社	1,470,000	1,370,250
98	阪南土木工業　株式会社	11,025,000	6,615,000
130	阪南土木工業　株式会社	9,240,000	5,591,250
140	阪南土木工業　株式会社	2,415,000	0
	（小計）	34,965,000	20,238,750
1	成公建設　株式会社	2,625,000	1,968,750
18	成公建設　株式会社	1,172,850	708,750
34	成公建設　株式会社	1,312,500	748,125
42	成公建設　株式会社	1,764,000	1,067,850
69	成公建設　株式会社	2,835,000	1,512,000
80	成公建設　株式会社	1,312,500	811,125
118	成公建設　株式会社	934,500	779,625
	（小計）	11,956,350	7,596,225
10	株式会社　徳進建設	16,590,000	15,876,000
13	株式会社　徳進建設	8,704,500	4,613,175
30	株式会社　徳進建設	7,770,000	4,614,750
81	株式会社　徳進建設	9,975,000	5,591,250
89	株式会社　徳進建設	11,025,000	10,631,250
125	株式会社　徳進建設	25,200,000	24,255,000
131	株式会社　徳進建設	11,445,000	6,709,500
	（小計）	90,709,500	72,290,925
2	株式会社　ワールド	2,100,000	1,575,000
	（小計）	2,100,000	1,575,000
11	株式会社　西尾組	13,860,000	8,694,000
19	株式会社　西尾組	7,875,000	4,362,750
22	株式会社　西尾組	5,775,000	4,803,750
44	株式会社　西尾組	7,980,000	4,347,000
51	株式会社　西尾組	9,450,000	8,662,500
82	株式会社　西尾組	12,180,000	7,024,500

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

90	株式会社　西尾組	29,400,000	28,822,500
120	株式会社　西尾組	5,040,000	4,851,000
134	株式会社　西尾組	9,450,000	5,544,000
152	株式会社　西尾組	5,145,000	2,787,750
	（小計）	106,155,000	79,899,750
26	株式会社　西貫社	6,825,000	3,937,500
56	株式会社　西貫社	630,000	441,000
62	株式会社　西貫社	6,615,000	3,591,000
88	株式会社　西貫社	7,350,000	6,457,500
91	株式会社　西貫社	25,725,000	15,041,250
133	株式会社　西貫社	5,985,000	3,370,500
149	株式会社　西貫社	1,785,000	1,559,250
	（小計）	54,915,000	34,398,000
14	株式会社　山本組	8,400,000	4,410,000
23	株式会社　山本組	6,825,000	0
64	株式会社　山本組	11,550,000	7,087,500
121	株式会社　山本組	5,250,000	5,197,500
135	株式会社　山本組	5,880,000	3,339,000
	（小計）	37,905,000	20,034,000
20	日南建設　株式会社	8,190,000	0
52	日南建設　株式会社	12,075,000	7,008,750
70	日南建設　株式会社	1,974,000	1,445,850
99	日南建設　株式会社	9,765,000	5,811,750
106	日南建設　株式会社	7,350,000	7,087,500
112	日南建設　株式会社	6,090,000	3,307,500
137	日南建設　株式会社	6,090,000	3,354,750
	（小計）	51,534,000	28,016,100
45	株式会社　中武造園土木	6,405,000	0
63	株式会社　中武造園土木	10,185,000	5,780,250
107	株式会社　中武造園土木	5,040,000	0
141	株式会社　中武造園土木	4,410,000	0
	（小計）	26,040,000	5,780,250
8	有薗土木工業	1,155,000	756,000
37	有薗土木工業	1,470,000	834,750
46	有薗土木工業	1,554,000	752,850
60	有薗土木工業	2,100,000	0
65	有薗土木工業	4,620,000	2,583,000
83	有薗土木工業	3,045,000	1,827,000
100	有薗土木工業	2,730,000	1,417,500
146	有薗土木工業	4,200,000	2,315,250
	（小計）	20,874,000	10,486,350
3	中林建設　株式会社	2,100,000	1,575,000
15	中林建設　株式会社	3,570,000	2,110,500
24	中林建設　株式会社	8,085,000	6,693,750
31	中林建設　株式会社	2,520,000	2,472,750
43	中林建設　株式会社	27,300,000	27,405,000
50	中林建設　株式会社	1,417,500	779,625
66	中林建設　株式会社	1,260,000	724,500
84	中林建設　株式会社	1,197,000	708,750
96	中林建設　株式会社	6,510,000	6,489,000
113	中林建設　株式会社	2,520,000	1,338,750
127	中林建設　株式会社	10,290,000	10,631,250
132	中林建設　株式会社	2,310,000	1,181,250
150	中林建設　株式会社	1,911,000	1,055,250
	（小計）	70,990,500	63,165,375
35	中島興業　株式会社	1,890,000	1,890,000
47	中島興業　株式会社	9,450,000	5,622,750
93	中島興業　株式会社	6,615,000	3,748,500

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

102	中島興業　株式会社	6,510,000	3,197,250
126	中島興業　株式会社	11,025,000	10,710,000
136	中島興業　株式会社	11,581,500	6,835,500
	（小計）	47,071,500	32,004,000
4	大屋建設　株式会社	3,675,000	2,283,750
38	大屋建設　株式会社	2,835,000	1,748,250
85	大屋建設　株式会社	840,000	819,000
86	大屋建設　株式会社	2,100,000	1,244,250
128	大屋建設　株式会社	1,375,500	718,200
143	大屋建設　株式会社	4,830,000	2,677,500
	（小計）	15,655,500	9,490,950
5	株式会社　泉州ビルド	4,410,000	2,551,500
59	株式会社　泉州ビルド	3,150,000	1,858,500
71	株式会社　泉州ビルド	1,407,000	708,750
77	株式会社　泉州ビルド	4,620,000	2,677,500
108	株式会社　泉州ビルド	3,255,000	1,890,000
122	株式会社　泉州ビルド	1,470,000	740,250
147	株式会社　泉州ビルド	1,995,000	1,149,750
	（小計）	20,307,000	11,576,250
25	有限会社 ヤマシン	1,575,000	708,750
36	有限会社 ヤマシン	1,365,000	661,500
39	有限会社 ヤマシン	2,310,000	1,370,250
72	有限会社 ヤマシン	4,725,000	2,724,750
103	有限会社 ヤマシン	1,417,500	732,375
114	有限会社　ヤマシン	1,386,000	724,500
123	有限会社 ヤマシン	2,100,000	1,134,000
157	有限会社 ヤマシン	1,659,000	0
	（小計）	16,537,500	8,056,125
7	株式会社　鳥山建設	1,785,000	1,118,250
32	株式会社　鳥山建設	3,150,000	1,764,000
40	株式会社　鳥山建設	3,150,000	1,890,000
76	株式会社　鳥山建設	1,722,000	850,500
78	株式会社　鳥山建設	3,255,000	1,890,000
115	株式会社　鳥山建設	1,585,500	0
124	株式会社　鳥山建設	3,255,000	1,748,250
	（小計）	17,902,500	9,261,000
49	楠プランニング	1,942,500	1,141,875
73	楠プランニング	1,417,500	748,125
79	楠プランニング	1,522,500	905,625
87	楠プランニング	1,186,500	740,250
116	楠プランニング	1,365,000	715,050
117	楠プランニング	1,491,000	1,165,500
129	楠プランニング	1,680,000	882,000
151	楠プランニング	1,617,000	848,925
155	楠プランニング	1,625,400	0
156	楠プランニング	798,000	803,250
	（小計）	14,645,400	7,950,600
6	株式会社　クマトリ	1,837,500	1,157,625
41	株式会社　クマトリ	1,522,500	842,625
74	株式会社　クマトリ	4,725,000	2,756,250
109	株式会社　クマトリ	4,830,000	2,551,500
142	株式会社　クマトリ	2,215,500	1,181,250
153	株式会社　クマトリ	2,110,500	1,110,375
	（小計）	17,241,000	9,599,625
61	川勝土木建材　株式会社	1,522,500	842,625
75	川勝土木建材　株式会社	1,785,000	913,500
94	川勝土木建材　株式会社	1,365,000	771,750
119	川勝土木建材　株式会社	2,835,000	1,559,250

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

144	川勝土木建材　株式会社	2,730,000	1,449,000
154	川勝土木建材　株式会社	1,354,500	716,625
	（小計）	11,592,000	6,252,750
48	株式会社　阪南工務店	5,838,000	0
55	株式会社　阪南工務店	6,090,000	3,433,500
148	株式会社　阪南工務店	1,575,000	1,386,000
	（小計）	13,503,000	4,819,500
	合計	859,839,750	557,324,775

大阪 10-085

これは正本である。

平成２４年６月８日

大阪地方裁判所第２民事部

裁判所書記官　藤　井　智　幸

大阪高等裁判所の判決

平成２５年５月１０日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官

平成２４年(ネ)第１０１号　損害賠償請求控訴事件

（原審・大阪地方裁判所平成２１年(ワ)第９９号）

口頭弁論終結日　平成２５年１月２３日

判　　決

（当事者の表示　別紙１当事者目録記載のとおり）

主　　文

１　原判決を次のとおり変更する。

(1)　控訴人は，別紙２相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方に対し，それぞれ同相手方一覧表の認定額欄記載の金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよ。

(2)　被控訴人らのその余の請求を棄却する。

２　訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は，第１，２審を通じてこれを５分し，その２を控訴人の，その余を被控訴人らの各負担とし，補助参加によって生じた費用は各補助参加人らの各負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　控訴の趣旨（控訴人補助参加人ら２４名）

１　原判決中控訴人敗訴部分（各控訴人補助参加人ら関係部分）を取り消す。

２　上記取消部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第２　事案の概要

１　本件は，熊取町の住民である被控訴人ら４名が，平成１５年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に熊取町が発注した別紙３工事一覧表記載の１５７件の公共工事（以下「本件請求対象工事」という。）に関し，熊取町の地元建設業者によって組織される熊取建設業協同組合（以下「本件組合」という。）の理事であった補助参加人北川一彦（以下「北川」という。）及び

同西尾明治（以下「西尾」という。）の主導により，同組合所属の別紙２相手方一覧表記載の番号１から２３までの建設業者ら２３業者（２個人を含む。以下「本件建設業者ら」という。）の間で談合が行われた結果，熊取町が損害を被ったとして，同町の執行機関である控訴人に対し，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，北川，西尾及び本件建設業者ら（以下，併せて「本件相手方ら」という。）に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟である。

原審において，控訴人に，補助参加人[redacted]（以下「補助参加人[redacted]」という。）及び同株式会社ワールド（以下「補助参加人ワールド」という。）を除く控訴人補助参加人ら２２名（以下「原審補助参加人ら」という。）が，それぞれ自己関係分に関する訴訟につき補助参加した。

原判決は，被控訴人らの請求を一部認容したところ，原審補助参加人らが，控訴人の敗訴部分を不服として，それぞれ自己関係分について控訴人のために控訴した。また，当審において，補助参加人[redacted]及び同ワールド（以下「当審補助参加人ら」という。）が，控訴人に補助参加の上，それぞれ自己関係分につき，控訴人敗訴部分の取消し及び取消部分に係る被控訴人らの請求棄却の判決を求めた。

２　前提となる事実は，原判決が「事実及び理由」欄の第２の２（２頁８行目から６頁１行目まで）に，争点及び争点に関する当事者の主張は，同第３及び第４（６頁２行目から１７頁９行目まで）にそれぞれ摘示するとおりである。ただし，以下のとおり補正する。

(1)　８頁５行目の「契約」を「当該工事に係る工事請負契約」に改める。

(2)　１１頁１４行目の「参照」を「・丙Ａ１参照」に改める。

３　当審における被控訴人らの本案前の主張（当審補助参加人らの参加の可否）

当審係属中の平成２４年１０月３１日に補助参加人[redacted]が，同年１１月２日に同ワールドが，それぞれ補助参加の申出をした。しかし，本件においては控

訴人自身による控訴はないから，控訴期間内に控訴した補助参加人に関係する部分のみが移審する。同期間内に控訴しなかった当審補助参加人らに関係する部分は，移審効はなく，同関係部分は控訴期間徒過により確定したというべきである。したがって，当審補助参加人らの補助参加は却下されるべきである。なお，控訴人は，当審補助参加人らに損害賠償請求を通告しており，両者に関する敗訴部分について控訴権の放棄にも等しい行為を行っている。もし，控訴の効果を両者に関する敗訴部分にまで及ぼすとすれば，控訴人の「控訴しない自由」を侵害する。

第３　当裁判所の判断

１　被控訴人らの本案前の主張について

訴訟物が異なる数個の訴えにつき，第１審で併合審理・判決がなされ，その一部につき控訴があった場合，訴訟は全体が移審し（控訴不可分の原則），控訴審の口頭弁論終結に至るまで，控訴提起時に不服を申し立てなかった訴訟物についても，不服の範囲を拡張することは許される。

ところで，本件において，控訴人に対し，別紙２相手方一覧表の相手方欄記載の各相手方に対し，各損害賠償を請求することを求める訴えは，それぞれ訴訟物が異なるけれども，原審において併合審理（客観的併合）・判決がされたものである。

したがって，訴訟物の一部について利害関係を有する原審補助参加人らにより控訴がなされた場合，その不服の範囲は，利害関係を有する部分，すなわち本件に即していえば，当該補助参加人が控訴人から請求を受けることになる部分に限られることになるが，他方，同補助参加人の控訴により，訴訟は全体が移審することとなるから，控訴審の口頭弁論終結に至るまで，訴訟の結果について利害関係を有する第三者は，自らが利害関係を有する自己関係分につき，当事者の一方に補助参加し，その不服の範囲を拡張することも許されるものと解される。なお，このように解しても，控訴人は当該拡張部

分につき取下げすることができなくなるものではなく，何ら控訴人の権利を侵害するものではない。

よって，補助参加人[redacted]及び同ワールドの当審における補助参加及び不服申立ての範囲の拡張は，控訴期間経過にかかわらず適法・有効というべきである。被控訴人らの本案前の主張は理由がない。

2　争点1（本件請求対象工事に係る談合行為の有無）について

(1)　原判決が「事実及び理由」欄の第5（以下「原審判断」という。）の1（17頁11行目から30頁15行目まで）に記載のとおりである。ただし，以下のとおり補正する。

ア　17頁14行目の「20，」を「20，丙B4，5，」に改め，同15行目の「同[redacted]，」を削除する。

イ　19頁15行目末尾の次に「通常の談合の場合は，2日前に参考内訳書と入札金額の指示を渡すが，大原住宅第2期工事については金額が大きい工事であったため，談合抜けを防止するため，当日に渡すことを指示したものであった。」を加える。

ウ　20頁13行目末尾の次に，次のとおり加える。

「そして，今勝建設と熊取町との間で訴訟（大阪地方裁判所平成20年(ワ)第2364号，大阪高等裁判所平成21年(ネ)第547号，同第734号。以下，一連の訴訟を「大原住宅第2期工事民事事件」という。）となり，同事件で，前記談合事件による損害額が争点とされ，落札価格税込み6億6150万円と適正な競争価格税込み5億9115万円との差額である7035万円と認定され，同判決は確定した（丙B4，5）。」

エ　21頁20・21行目の「要旨次のとおりである（甲4，5，11）」を「要旨次のとおり認められる（甲4，5，11，弁論の全趣旨）」に改め，25行目の末尾の次に「北川は設立当時，専務理事の

地位にあり，２，３年後，まもなく代表理事となって長年その地位に留まっていた。北川は遅くとも平成１５年ころには，本件組合の預金口座を管理し，本件組合のために活動し，最高責任者として自他ともに認める存在となっており，西尾や[redacted]及び[redacted]その他本件組合加入業者らは，北川の意向に従っていた。」を加える。

オ　２２頁末行の次に改行の上，次のとおり加える。

「(ｺ)　熊取町議会で組合のこと等が問題となった場合は，本件組合員を招集して同議会の傍聴に行き，反対議員に無言の圧力をかけるなどの活動も行っていた。」

カ　２５頁１２行目末尾の次に改行の上，次のとおり加える。

「　また，平成２０年４月から，大原住宅第２期工事談合摘発を踏まえて，控訴人における入札契約制度を改めた。すなわち，契約検査課を新設し，熊取町建設工事等請負業者指名審査要綱などの全面見直しを実施した。発注基準額土木１億円，建築１億５０００万円以上については制限付一般競争入札を導入し，指名競争入札については基準額の上限を従来の土木２億５０００万円，建築８億円について，土木１億円，建築１億５０００万円へとそれぞれ引き下げ，指名業者には必ず町外業者３社以上を含めるようにした。ほかにも，平成１９年１１月に工事請負契約約款を改正し，２０％の談合違約金条項を制定し，試行的に実施していた予定価格の事前公表を平成２０年度から本格実施した。官公需適格組合である建設業協同組合に加入している業者に対して，入札業者の級別格付基準となる総合評点に関して，熊取町独自で主観点数２００点を加算していたが，このような主観点数の加点については全廃した（甲２０）。」

キ　２５頁２１行目末尾の次に改行の上，次のとおり加える。

「(ｵ)　また，大原住宅第２期工事談合発覚前後で，落札価格と最高入札価

格との差のばらつきに有意な違いがみられる。例えば，前記談合発覚前の入札状況は別紙５（甲３３の１）のとおりであり，そのうち番号１は落札価格１２５０万円のところ，入札数１１件の入札金額をみると，落札価格との差は低い方から４万円，５万円（２件），７万円，９万円，１０万円（２件），１１万円，１４万円，１６万円となっている。落札価格と最高入札価格との差はわずか１．３％であった。特に，顕著なのは，同番号３３であり，落札金額４２３０万円に対し，１３札が２．８％の範囲内に収まっているが，その金額の差も５万円，２０万円（２件），３０万円，４５万円，５０万円，７０万円，７５万円，８０万円，９０万円，１１５万円，１２０万円などと５万円単位の刻みとなっている。

他方，前記談合発覚後においては，別紙６（甲２６）のとおり，入札金額が最低入札金額の１０％以上から２０％以上のばらつきがあり，時に３０％以上になることもあって，入札価格も無秩序な価格となっている。

落札価格との乖離率を別紙５と同６で比較すると，前記談合発覚前（別紙５）は，１６３９札のうち落札札１５７札を除いた１４８２札の落札金額との差は，５％未満のものが約８０％を占め，１０％以上のものが５．１％であり，２０％を超える入札はなかった。他方，前記談合発覚後（別紙６）は，入札総数１５７札に対する乖離率１０％以上のものは６２札あり，その占める割合は３９．５％，乖離率２０％以上のものが４２札あり，その占める割合は２６．８％も存在した（甲２３ないし２７，３２，３３）。」

ク　２７頁１行目末尾の次に改行の上，次のとおり加える。

「　さらに，大原住宅第２期工事談合発覚前の落札率が高く，前記発覚後の落札率が大きく下落したという事実があることのみならず，前記認

定のとおり，前記発覚前においては，個々の工事の落札価格と入札価格との近接性と規則性が認められるものが多数存在したのに対し，前記発覚後においてはこれにばらつきがあったことに照らせば，前記発覚前には多数の談合があったことが推認される。」

ケ　２７頁１２行目の「他方で」から２１行目末尾までを次のとおり改める。

「大原住宅第２期工事談合発覚前においては落札価格と入札価格との近接性と規則性がみられるものが多々存在したことなどに照らすと，上記北川の供述に従えば，特に反証のない限り，前記談合発覚前，少なくとも９５％以上の落札率をもって落札された工事については，すべて談合が行われたものと推認するのが相当である。」

コ　同頁２４行目の「１５７」を，「１５７。平成２１年１１月２５日付け原審原告ら準備書面(2)別紙参照」に改める。

サ　２８頁３行目から２９頁４行目までを次のとおり改める。

「イ　阪南工務店の主張について

阪南工務店は，本件請求対象工事のうち，阪南工務店が落札した３工事（別紙３工事一覧表の番号４８，５５，１４８）について，入札金額を独自の積算によって決定しており，談合の結果落札したものではない旨主張し，上記３工事についての実施予算書（当該工事の実行予算，すなわち実際にかかるであろう経費について積算した計算書。丙Ｃ１から３まで）を提出するほか，原審証人[redacted]もこれに沿う供述をする。

しかしながら，上記実施予算書はパソコンのデータを打ち出したものということであり（原審証人[redacted]），その作成時期については必ずしも客観的に特定できるものではなく，また，作成方法やその数字上の根拠について裏付けとなるものはなく，果たして，入札前に，設計図書等をもとにして積算・作成されたものかどうかについては

疑問を呈さざるを得ない。上記実施予算書に基づく実行予算から，最終的な入札金額（落札金額）を決定した過程についても，実行予算に上乗せした利益の根拠は必ずしも明らかではない。このようにみてくると，上記実施予算書の存在をもって，前記談合の推認を覆すに足りない。

また，原審証人[redacted]は，阪南工務店が落札した上記３工事も含め，本件組合において談合がされたことは一切ない旨供述するが，証拠（甲４）によれば，平成１７年５月３０日から平成１８年１２月８日までの間に９５％以上の高い落札率で今勝建設が落札した５件の工事（これらの工事については，本件刑事事件の供述調書において北川が談合行為の存在を認めている。）のうち３件の工事について阪南工務店が入札に参加しているのであって，少なくともこれらの工事については阪南工務店が談合に協力しているものと認められる。そうすると，阪南工務店落札に係る上記３工事のみ例外であったとする根拠も見当たらず，前記３工事の談合を否定する供述についてもその信用性に疑問を差し挟まざるを得ない。

してみると，阪南工務店の上記主張は採用できず，落札率が９５％を超える別紙３工事一覧表番号５５及び１４８の工事について，談合があったことの推認を覆すことはできない。」

シ　２９頁１７行目から３０頁８行目までを次のとおり改める。

「(イ)　被控訴人らは，本件請求対象工事については，すべて本件刑事事件の捜査過程において，北川らが談合行為の存在を認めたものであるから，そのとおり認められるべきであり，また，落札価格と最高入札価格との差が極めて近接した範囲内であるものは談合が行われたことが明らかであるから，談合によるものと認められるべきである旨主張する。

確かに，大原住宅第２期工事談合発覚後は，平均して予定価格の８０％程度で落札されていることに鑑みると，９０％以上という数字は有意に高く，また，前記発覚後の落札価格と最高入札価格との差のばらつきが大きいことと対比してみると，それが極めて近接しているということは談合の存在を推認させるものということができる。

しかし，他方，北川及び西尾は９５％以上のものは談合によるものであると述べ，あえて９０％以上とは述べていないこと（甲４の３・５）に照らすと，９５％未満の中には談合が行われていないものを含む可能性があることを否定できず，この点を考慮すると，前記の事情があるからといって，９０％以上のものはすべて談合によるものと認めることには躊躇せざるを得ない。なお，[redacted]の供述調書（甲４の７）では９０％以上の落札率の工事についてすべて談合を認めるかのような記述にはなっているが，この点は，北川や西尾の供述調書と齟齬しており，また，[redacted]は本件組合の中枢ではない立場の者であることに照らすと，その正確性には疑問を差し挟まざるを得ない。このようにみてくると，落札率９０％以上で，かつ落札価格と最高入札価格との差が近接しているものは談合の疑いが強いものとは認められるが，すべて談合によるとまでは断定するに至らず，結局，落札率９５％以上のものをもって談合によるものと認めるのが相当である。」

３　争点２（熊取町に生じた損害の有無及び額）について

(1)　前記のとおり，本件談合認定工事について，本件組合が主導する談合が行われたことが認められるところ，当該談合に関与した本件相手方らは，それぞれ関与した談合に係る工事について，熊取町に対して，公正な競争の下に形成されたであろう想定落札価格と現実の落札価格との差額相当額の損害を与えたとみることができる。

もっとも，談合がなければ公正な自由競争によって形成されたであろう想定落札価格は，談合の結果，現実には形成されなかった価格であり，しかもこの想定落札価格は，当該工事の種類，規模，特殊性，地域の特性，入札参加者の数及び各業者の受注意欲・財政状況，入札当時の経済情勢等の多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるため，証拠に基づいて具体的に想定落札価格を認定することは極めて困難である。そうすると，本件においては，熊取町に損害が生じたことは認められるものの，損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときに該当するといえるから，民事訴訟法２４８条を適用して，相当な損害額を認定するのが相当である。

(2) 上記の見地から，本件における相当な損害額について判断する。

ア 前記認定事実のとおり，平成１９年１２月１日から平成２０年3月３１日までに実施された指名競争入札（１８件）の平均落札率は７６．７％，平成２０年度に実施された指名競争入札（４８件）の平均落札率は８０．９％であったことが認められ，このような大原住宅第２期工事談合発覚後の入札状況に照らせば，本件談合認定工事について，仮に談合が行われなかったならば，いずれも予定価格の８０％程度に近い価格で落札された蓋然性が高いといい得る。もっとも，談合発覚により，本件組合員に対する指名停止等の措置がなされたことにより，熊取町の実施する指名競争入札への本件組合員以外の業者の関心が高まり，競争入札が通常よりも激化した可能性も否定できない。また，補助参加人らが指摘するとおり，落札価格は景気の変動や個別具体的な工事内容や規模・金額，入札業者の規模・技術，入札予定者数等に影響される面もある。さらに，大原住宅第２期工事の民事事件では，最低制限価格５億４９００万円（税抜き）のところ，想定落札価格５億６３００万円（同）とされており，両価格が必ずしも一致するものと認定されてはいない（丙Ｂ４，５）。落札後に工事価格修正

が行われ，結局，請負代金額が最低制限価格を上回ることも時折存在するところであり，すべて「落札価格－最低制限価格」をもって損害とみるのは相当とはいえない。してみると，談合がなされる以前において，談合がなかったならば形成されたであろう想定落札価格は，最低制限価格に等しいものと直ちに推定するのは相当ではなく，熊取町が被った損害（民事訴訟法２４８条による相当な損害額）は，控え目にみて，本件談合認定工事の各落札価格（税抜き）の１０％相当額に消費税相当額を加算した額であると認めるのが相当である。

イ　ところで，原判決のとおり，損害額を各落札価格（税抜き）の１５％相当額に消費税相当額を加算した額であるとみると，工事によっては，想定落札価格が最低落札価格を下回るという不合理な結果を生じることにもなる。例えば，最低制限価格が予定価格の８６％に過ぎない工事については，前記１５％を損害とする考え方に従えば，落札価格が予定価格に等しい場合，想定落札価格（予定価格×（１００－１５％））が最低制限価格（予定価格×８６％）を下回る事態が生じ，不合理な結果を招来することとなり，適切ではない。

ウ　結局，現実には存在しないあるべき想定落札価格を算出するに当たって，その推計の手がかりとなる根拠に乏しい本件においては，大原住宅第２期工事の損害額に着目して，前記アのとおり算定するのが相当である。なお，本件談合認定工事において，予定価格の９０％を上回る最低制限価格のものはなく，前記のとおり判断しても不合理はない。

エ　なお，補助参加人[redacted]は，大原住宅第２期工事談合発覚後，最低制限価格を公表するなど運用を改めており，運用が異なるものを比較して損害額の判断を行うことは適切ではないと主張するが，最低制限価格は平成１５年度当時から事前公表されており，その前提に誤りがあり，また，前記の運用改定の内容に照らし，比較対照することが不相当とは認め難い。

(3) 具体的な損害額の算定

以上に従い，本件談合認定工事に関して熊取町に生じた損害額を算定すれば，別紙３工事一覧表の認定損害額欄記載のとおり，合計３億７１５４万９８５０円の損害が生じていると認められる。

4 本件相手方らの責任について

原審判断の３（３２頁１４行目から３３頁末行まで）に記載のとおりである。

5 争点(3)（過失相殺の可否及びその割合）について

補助参加人らは，仮に本件請求対象工事において談合の存在が認められるとしても，熊取町の担当職員らは談合の存在を知っていたか，当然に想像がついていたのであるから，熊取町の担当職員らには，談合をやめるよう指導監督すべき義務又は少なくとも事実調査を行うべき義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があるから，相当の過失相殺が行われるべきである旨主張する。

確かに，本件刑事事件における北川及び西尾の供述調書には，落札率の高さやボーリング作業等から，熊取町の担当職員らが談合の存在に気づかないはずがないとか，設計金額の概数を教えてもらう見返りとして，当該担当職員に対して飲食接待や現金授受等を行っていた旨の供述がある（甲４）。しかし，仮に，熊取町職員に監督義務違反や担当職員による教示行為等があったとしても，それらは補助参加人らを含めた業者の談合行為のいわば幇助行為に過ぎず，補助参加人らは，熊取町の職員らの幇助を得て，故意による共同不法行為者として熊取町に損害を与えたのであって，その行為の主体性，違法性に鑑みれば，熊取町職員の幇助的行為を理由に過失相殺を適用して，談合を行った者らの責任を減じる理由は見い出し難い。熊取町職員が不当な手段を用いて強いて補助参加人らに談合をさせたような事情がある場合は格別，そのような事情がない本件においては，損害の公平な分担の見地から，過失相殺を認めることなく，補助参加人らがその全額について賠償責任を負うとみるのが相当である。したがって，補助参加人らの上記主張を採用することはできない。

6　当審における控訴人及び補助参加人らの主張について

(1)　談合事件における立証の程度

ア　補助参加人らは，本件請求対象工事は１５７件，落札者２３業者という膨大なものであり，それぞれの工事ごとに落札業者も指名入札参加業者も異なる上に，工事の時期，種類，規模等も多様であるにもかかわらず，原判決は，すべてまとめて１件の訴訟とされたという本件事例の異例さから，一つ一つの工事について談合行為があったか否かを十分に検討して認定することを諦め，個別の談合行為の日時，場所，方法の具体的な特定，すなわち防御の対象の特定をすることもなく，一定の基準をもうけて一律に線を引くという暴挙に出てしまったものと推測されるが，このような判断は余りに緻密さにかけ，また，論理の飛躍も甚だしいものであって，到底許されるものではない，北川らは，本件組合加入業者が指名業者となった工事についてはすべて談合をしていたなどとは供述していないし，すべての本件組合加入業者が談合に加わっていたとの供述もしていない，本件請求対象工事は，刑事事件になったことも，公正取引委員会による談合認定されたこともない，偏った状況事実と一つの刑事事件で得た供述だけをより所にして，５年間のほぼすべての工事を談合と認定するのは明らかに不当であるなどと主張する。

イ　なるほど，前記のとおり，本件においては別紙３工事一覧表記載の各工事のうち本件談合認定工事について落札者が談合（違法行為）を行ったことを認定しているが，具体的に，いつ誰との間でどのような方法で談合したのかについてまで具体的に特定して認定してはいない。しかし，談合を行った対象については工事名，契約日及び落札者で特定されており，行為の態様も，談合すなわち入札者間において，落札者に当該工事を落札させる合意をした上，落札予定者以外の者は同人の入札金額を超える金額で入札する協定をしたという内容で一義的なものであり，他との識別及び防御

の対象としては十分であり，特定として欠けるところはないというべきである。そして，本件談合認定工事について談合が行われたことは，前記認定判断したところに照らせば，優に推認されるところであって，証明が足りないということはできない。

(2) 本件刑事事件における供述調書の信用性

補助参加人らは，当審においても，本件刑事事件における関係者の供述調書は利益誘導その他の不当な取調べにより作成された作文であり，しかも，しかも，被疑事実に直接関係のない事情に亘る部分に過ぎず，信用性がない旨主張する。

しかし，この点については，前記認定判断したとおりであり，北川にしても，西尾にしても，その他[redacted]，[redacted]らも，本件刑事事件の公判においても，捜査段階の供述に沿う供述をしているところであって，他方，原審における同人らの供述はあいまいな点が多く，前記主張が採用できないことは多言を要しないところである。なお，高田組の現代表者である原審証人[redacted]は，恒常的な談合が行われたことを述べた捜査官に対する供述調書は信用に値しない旨主張するが，同調書における供述内容は，前記北川ら多数の関係者の本件刑事事件における供述とも合致するものであって，信用に値し，前記主張は採用できない。

(3) 落札率による談合の推定の可否

補助参加人らは，落札率が９５％を上回ることをもって談合が推認できるなどという経験則はない旨主張する。平成１５年度から平成１９年度までに行われた熊取町の指名入札による公共工事２８９件（甲１２，１３）のうち，非組合業者が予定価格の９５％以上で落札した工事は多数存在すること，談合が止んだ平成１９年１２月以降においても，９０％前後の高い落札率のものが４件もあること，さらに，全国市民オンブズマン連絡会議作成の「２００７年度（平成１９年度）入札調書の分析結果についての報告」によると，

都道府県発注工事の落札率は，平成１４年度は９５．３％，平成１５，１６年度は９４％，平成１７年度は９１，１％，平成１８，１９年度は８３．５％で推移していること，平均落札率９５％以上の都道府県は，平成１５年度は４７都道府県中２２，平成１６年度は１８にのぼっており，全国統計からみても，落札率が異常というものではないこと，熊取町に隣接する泉佐野市の平成１５年度から平成１７年度までの落札率（丙Ｅ１）をみると，高い落札率であったことが分かること，そもそも，入札業者は，皆同じような積算資料（原材料カタログや建物物価）と積算ソフトを用いて作成した見積書をもとに最終的な入札金額を決定しているから，入札者の入札金額が似通っているのはむしろ当然であることなどを指摘する。

しかし，熊取町の工事につき，本件組合加入業者ではない者が属する入札において落札率の高いものがあるとしても，また，大原住宅第２期工事談合発覚後においても落札率の高いものがあるとしても，これらも談合による可能性があることを否定できず（これらを談合によるものとは認定しないものの，談合の疑いを否定するものではない。），これらの存在をもって，落札率９５％以上の工事が談合によるものと推認することを妨げるものではない。全国平均等の落札率に高いものがあることについても，その数値の基礎には談合が行われているものも含まれている可能性もあり，必ずしも参考とはならない。かえって，全国市民オンブズマン作成の「入札調書の分析結果についての報告」（甲３９ないし甲４８）によれば，落札率９５％以上のものを「談合の疑いが強い」ないし「極めて強い」ものと分類して調査分析を行っており，この経験則は一般化しているものと推認される（なお，同書証によれば，平成１７年から平成１８年にかけて談合の疑いが高いとされる落札率９５％以上の落札は５２．５％から２５．１％に半減している一方，８５％未満の落札も２０．７％から３７．１％に上昇しており，そのころから談合についての住民訴訟が増加傾向にあることと関連して，談合率が減少したこ

とによるものと推認される。）。さらに，補助参加人らは，積算資料（原材料カタログや建物物価）と積算ソフトを用いて作成した見積書をもとに最終的な入札金額を決定しているから，入札者の入札金額が似通っているのは当然であるとも主張するが，前記のとおり，大原住宅第２期工事談合発覚後は，入札価格にばらつきが生じていたのであり，必ずしも入札金額が似通うものということはできず，また，そもそも入札制度は，企業努力を前提にして競争入札を行う制度であり，数値にばらつきがある方がむしろ自然であって，補助参加人らの主張は採用できない。

(4) 落札回数及び落札金額による談合の推定の可否

補助参加人らは，談合が組織的・計画的に行われ，予め定めた順番に従って順次落札していくというルールが定められていたのならば，落札回数も落札金額も均一になるはずであるが，本件においては，本件組合員の落札回数（１回～１３回）も落札金額（２１０万円から１億円余）も全く均一になっていない，このことは談合が組織的計画的に行われなかったことを表すものであると主張する。

しかし，甲４の５・７添付の「平成１５～平成１８年度熊取町土木工事（Ｂランク）入札結果」によれば，概ね規則的に割り当てがなされており，談合の存在が推認できる。確かに，落札回数や落札金額が均一ではないとは認められるが，会社規模，受注意欲，入会順位等に左右され，あるいは，落札はしなくとも落札者の下請に回ることによるメリットを受けている可能性もあり，必ずしも重視するに値せず，前記落札回数や落札金額が異なることをもって直ちに談合を否定できるものではない。被控訴人の前記主張は採用できない。

(5) 当審における補助参加人北川の主張について

ア 補助参加人北川は，本件談合認定工事に係る全工事１４４件について，北川が独立に不法行為の要件を備える程度に具体的に関与した事実は認め

難い，北川は組合設立当初は組合の代表理事の地位にはなく，北川が指示をして談合システムを構築させたものではない，落札予定業者は，星取り表を作成して持ち回りで決められるのであって，北川が決めるのではない，北川に関連する今勝建設の損害認定額も２３社中９番目に過ぎず，突出しているものでもない旨主張する。

イ　しかし，前記工事はいずれも入札者間で事前に談合が行われたことが明らかなものであり，これに北川がいかに関与したかが問題であるところ，前記のとおり，北川は，本件刑事事件における供述調書の中で，本件組合がまさに談合をするための組織であること，これまで恒常的談合が行われてきたことを自認しており，そのような組織において，本件談合認定工事が行われた期間中，本件組合の代表理事の地位にあり，かつ，本件組合の預金口座を独占的に掌握していたこと，本件組合においては定期的あるいは臨時的に理事会や全員協議会が開かれていたと推認されること（弁論の全趣旨），西尾は現場説明会には必ず行っており，そのころ北川と西尾との間で特に軋轢があったと認めるに足りる証拠はなく，北川が西尾を通じてすべての本件組合加入業者の工事について情報を得ているとみるのが自然であること，工事が落札された場合には落札金額の１％を落札者から徴収することになっており，全工事を把握し得る立場にあったこと，熊取町議会で組合のこと等が問題となった場合は，本件組合員を招集して同議会の傍聴に行き，反対議員に無言の圧力をかけていたなどの活動を行っており，本件組合活動の中心的存在として，その業務に実質的に深く関与し，大原住宅第２期工事談合の維持にも余念がなかったことに照らすと，本件談合認定工事のすべてについて談合による入札者と意思を相通じて，個別の案件についてもすべて談合の維持に影響力を及ぼしており，共謀の意図があったものと推認するのが相当である。

7　なお，株式会社クマトリの関係する部分については，控訴人から控訴は

なく，かつ同社が補助参加することもなかったから，同部分を被控訴人らの不利益に変更することはできない。

8　以上によれば，本件談合認定工事に係る談合により，熊取町は，本件相手方らに対し，それぞれ別紙２相手方一覧表の認定額欄記載の金額の損害賠償請求権を有しているところ，控訴人は，大原住宅第２期工事談合に関する損害賠償請求を除き，現在まで本件相手方らに対して損害賠償請求権を行使していないのであって，その行使を違法に怠っているといわざるを得ない。

そうすると，被控訴人らの請求は，主文第１項(1)の限度で認容し，その余は棄却するのが相当である。よって，これと一部異なる原判決を上記の趣旨に従って変更することとし，主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第１１民事部

裁判長裁判官　前　坂　光　雄

裁判官　菊　池　徹

裁判官　遠　藤　俊　郎

（別紙１）

当　事　者　目　録

大阪府泉南郡熊取町野田１丁目１番１号

控訴人（被告）　熊　取　町　長

中　西　　誠

訴訟代理人弁護士　得　津　正　熙

同　松　原　伸　幸

大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目８番３号

控訴人補助参加人　株式会社山本工務店

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉佐野市下瓦屋３０１番地

控訴人補助参加人　阪南土木工業株式会社

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町大久保東一丁目１番２６号

控訴人補助参加人　成公建設株式会社

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目１１番１０号

控訴人補助参加人　株式会社徳進建設

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町七山東９０６番地

控訴人補助参加人　株式会社西尾組

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町七山東９１５番地

控訴人補助参加人　株式会社西貫社

代表者代表取締役　西　尾　明　治

大阪府泉南郡熊取町五門西二丁目６番１５号

控訴人補助参加人　株式会社山本組

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町野田二丁目１８番７号

控訴人補助参加人　株式会社中武造園土木

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目１２番５号

控訴人補助参加人　有薗土木工業こと

大阪府泉南郡熊取町大久保東二丁目６番１７号

控訴人補助参加人　中林建設株式会社

代表者代表取締役

大阪市大正区鶴町三丁目１７番４号

控訴人補助参加人　中島興業株式会社

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町和田二丁目２０番２０号

控訴人補助参加人　大屋建設株式会社

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町久保三丁目１５番９号

控訴人補助参加人　株式会社泉州ビルド

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町五門西二丁目６番１５号

控訴人補助参加人　有限会社ヤマシン

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町七山北２１４番地の１

控訴人補助参加人　株式会社鳥山建設

代表者代表取締役

大阪府泉南郡熊取町大久保中二丁目１０番５号

控訴人補助参加人　川勝土木建材株式会社

代表者代表取締役　[redacted]

大阪府泉南郡熊取町五門西４丁目７８８番地の６

控訴人補助参加人　西尾明治

大阪府泉南郡熊取町大久保中五丁目８５６番地の３

控訴人補助参加人　日南建設株式会社

代表者代表取締役　[redacted]

上記１８名訴訟代理人弁護士　甲田通昭

同　沙々木睦

同　藤本裕己久

同　長田知恵

同　財家庄司

大阪府泉南郡熊取町大久保中三丁目８番１号

控訴人補助参加人　今勝建設株式会社

代表者代表取締役　北川一彦

同所

控訴人補助参加人　北川一彦

上記2名訴訟代理人弁護士　井上二郎

同　井上健策

大阪府泉南郡熊取町小垣内二丁目８４１番地の４

控訴人補助参加人　株式会社阪南工務店

代表者代表取締役　[redacted]

訴訟代理人弁護士　谷英樹

同　中村ちとせ

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目２０番２０号

控訴人補助参加人　株式会社高田組

代表者代表取締役　[redacted]

訴訟代理人弁護士　太田小夜子

大阪府泉南郡熊取町五門東４－５－４

控訴人補助参加人　[redacted]

訴訟代理人弁護士　佐伯良祐

大阪府泉南郡熊取町青葉台一丁目６番２２号

控訴人補助参加人　株式会社ワールド

代表者代表取締役　[redacted]

訴訟代理人弁護士　藤木達郎

大阪府泉南郡熊取町大久保南５丁目１番２３号

被控訴人（原告）　大浦正義

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目１７番１７号

被控訴人（原告）　曽我兼嗣

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目５番１０号

被控訴人（原告）　町田克元

大阪府泉南郡熊取町桜ケ丘２丁目１３番１号

被控訴人（原告）　柗野隆一

上記４名訴訟代理人弁護士　畠田健治

同　横山精一

同　森信雄

同　古本剛之

（別紙2）　相手方一覧表　（円）

	相手方	略称	請求額	認定額
1	今勝建設株式会社	今勝建設	39, 637, 500	15, 933, 750
2	株式会社山本工務店	山本工務店	48, 720, 000	18, 711, 000
3	株式会社髙田組	高田組	88, 882, 500	41, 910, 750
4	阪南土木工業株式会社	阪南土木工業	34, 965, 000	13, 492, 500
5	成公建設株式会社	成公建設	11, 956, 350	5, 064, 150
6	株式会社徳進建設	徳進建設	90, 709, 500	48, 193, 950
7	株式会社ワールド	ワールド	2, 100, 000	1, 050, 000
8	株式会社西尾組	西尾組	106, 155, 000	53, 266, 500
9	株式会社西貫社	西貫社	54, 915, 000	22, 932, 000
10	株式会社山本組	山本組	37, 905, 000	13, 356, 000
11	日南建設株式会社	日南建設	51, 534, 000	18, 677, 400
12	株式会社中武造園土木	中武造園土木	26, 040, 000	3, 853, 500
13	有薗土木工業こと[redacted]	有薗土木工業	20, 874, 000	6, 990, 900
14	中林建設株式会社	中林建設	70, 990, 500	42, 110, 250
15	中島興業株式会社	中島興業	47, 071, 500	21, 336, 000
16	大屋建設株式会社	大屋建設	15, 655, 500	6, 327, 300
17	株式会社泉州ビルド	泉州ビルド	20, 307, 000	7, 717, 500
18	有限会社ヤマシン	ヤマシン	16, 537, 500	5, 370, 750
19	株式会社鳥山建設	鳥山建設	17, 902, 500	6, 174, 000
20	楠プランニングこと[redacted]	楠プランニング	14, 645, 400	5, 300, 400
21	株式会社クマトリ	クマトリ	17, 241, 000	9, 599, 625
22	川勝土木建材株式会社	川勝土木建材	11, 592, 000	4, 168, 500
23	株式会社阪南工務店	阪南工務店	13, 503, 000	3, 213, 000
		（小計）	859, 839, 750	374, 749, 725
24	北川一彦	北川	50, 000, 000	50, 000, 000
25	西尾明治	西尾	40, 000, 000	40, 000, 000

23

（別紙３）　平成15年から19年10月まで工事一覧表　　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（(B−C)×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.1×1.05）
1	H15	舗装本復旧工事第15－2工区	成公建設（有）	H15.5.20	13,000,000	12,500,000	10,000,000	96.2%	2,625,000			1,312,500
2	H15	舗装本復旧工事第15－5工区	（有）ワールド	H15.5.20	10,400,000	10,000,000	8,000,000	96.2%	2,100,000			1,050,000
3	H15	舗装本復旧工事第15－3工区	中林建設（有）	H15.5.20	10,400,000	10,000,000	8,000,000	96.2%	2,100,000			1,050,000
4	H15	舗装本復旧工事第15－1工区	大屋建設（有）	H15.5.20	15,000,000	14,500,000	11,000,000	96.7%	3,675,000			1,522,500
5	H15	町道久保高田線舗装本復旧工事（その1）	（有）泉州ビルド	H15.5.20	16,700,000	16,200,000	12,000,000	97.0%	4,410,000			1,701,000
6	H15	舗装本復旧工事第15－8工区	（有）クマトリ	H15.5.20	7,600,000	7,350,000	5,600,000	96.7%	1,837,500			771,750
7	H15	大久保中三丁目地区舗装本復旧工事	（有）鳥山建設	H15.6.4	7,400,000	7,100,000	5,400,000	95.9%	1,785,000			745,500
8	H15	町道小塩内七山線道路舗装補修工事	有薗土木工業	H15.6.20	5,000,000	4,800,000	3,700,000	96.0%	1,155,000			504,000
9	H15	熊取北中学校大規模改造工事（1期）及び地震補強工事	（有）高田組	H15.6.24	183,000,000	180,000,000	150,000,000	98.4%	31,500,000			18,900,000
10	H15	第二保育所大規模修繕工事	（有）徳進建設	H15.6.24	103,000,000	100,800,000	85,000,000	97.9%	16,590,000			10,584,000
11	H15	朝代大橋下部工事	（有）西尾組	H15.6.24	56,000,000	55,200,000	42,000,000	98.6%	13,860,000		1	5,796,000
12	H15	中央小学校管理棟改修工事	（有）山本工務店	H15.7.16	17,400,000	16,700,000	15,000,000	96.0%	1,785,000			1,753,500
13	H15	公面汚水管渠第15－4工区布設工事	（有）徳進建設	H15.8.6	30,000,000	29,290,000	21,000,000	97.6%	8,704,500		2	3,075,450
14	H15	公面汚水管渠第15－2工区布設工事	（有）山本組	H15.8.6	29,000,000	28,000,000	20,000,000	96.6%	8,400,000		3	2,940,000
15	H15	公面汚水管渠第15－1工区布設工事	中林建設（有）	H15.8.6	14,000,000	13,400,000	10,000,000	95.7%	3,570,000			1,407,000
16	H15	公面汚水管渠第15－7工区布設工事	（有）山本工務店	H15.10.3	40,600,000	38,400,000	29,000,000	94.6%	9,870,000		4	0
17	H15	公面汚水管渠第15－5工区布設工事	（有）高田組	H15.10.3	20,000,000	19,100,000	14,000,000	95.5%	5,355,000		8	2,005,500
18	H15	町道府住1号線他1路線舗装補修工事	成公建設（有）	H15.10.3	4,670,000	4,500,000	3,383,000	96.4%	1,172,850			472,500
19	H15	公面汚水管渠第15－6工区布設工事	（有）西尾組	H15.10.3	28,800,000	27,700,000	20,200,000	96.2%	7,875,000		7	2,908,500
20	H15	公面汚水管渠第15－8工区布設工事	日南建設（有）	H15.10.3	37,000,000	34,500,000	26,700,000	93.2%	8,190,000		5	0
21	H15	公面汚水管渠第15－11工区布設工事	（有）高田組	H15.11.6	25,600,000	24,300,000	18,000,000	94.9%	6,615,000		12	0
22	H15	町道久保高田線他給配水管布設替工事（その2）	（有）西尾組	H15.11.6	31,000,000	30,500,000	25,000,000	98.4%	5,775,000		9	3,202,500
23	H15	公面汚水管渠第15－10工区布設工事	（有）山本組	H15.11.6	26,900,000	25,500,000	19,000,000	94.8%	6,825,000		10	
24	H15	平成15年度教育のもり整備事業（仮称）野外活動ふれあい広場整備工事	中林建設（有）	H15.11.6	44,400,000	42,500,000	34,800,000	95.7%	8,085,000			4,462,500
25	H15	町道五門山原線他歩道舗装改修工事	（有）ヤマシン	H15.11.6	4,700,000	4,500,000	3,000,000	95.7%	1,575,000			472,500
26	H15	町道久保高田線交差点改良工事	森田建設（有）	H15.11.6	25,900,000	25,000,000	18,500,000	96.5%	6,825,000		11	2,625,000
27	H15	水荘園公園（仮称）整備工事	今勝建設（有）	H15.11.20	30,000,000	30,000,000	22,500,000	100.0%	7,875,000		13	3,150,000
28	H15	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その1）	（有）高田組	H15.11.20	24,000,000	23,100,000	19,300,000	96.3%	3,990,000		15	2,425,500
29	H15	熊取町シルバー人材センター整備工事	（有）高田組	H15.11.20	37,000,000	35,500,000	30,000,000	95.9%	5,775,000			3,727,500
30	H15	準用河川見出川改修工事	（有）徳進建設	H15.11.20	30,000,000	29,300,000	21,900,000	97.7%	7,770,000		14	3,076,500
31	H15	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備工事（建築）	中林建設（有）	H15.11.20	16,300,000	15,700,000	13,300,000	96.3%	2,520,000			1,648,500
32	H15	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備工事	（有）鳥山建設	H15.11.20	11,500,000	11,200,000	8,200,000	97.4%	3,150,000			1,176,000
33	H15	中央公園（仮称）整備工事	阪南土木工業（有）	H15.12.26	43,400,000	42,300,000	32,000,000	97.5%	10,815,000		16	4,441,500
34	H15	町道平和翠松苑8号線舗装補修工事	成公建設（有）	H15.12.26	4,900,000	4,750,000	3,500,000	96.9%	1,312,500			498,750
35	H15	中央公園（仮称）整備工事（建築）	中島興業（有）	H15.12.26	12,600,000	12,000,000	10,200,000	95.2%	1,890,000			1,260,000
36	H15	山の手台地区下水管補修工事	（有）ヤマシン	H16.1.26	4,360,000	4,200,000	2,900,000	96.3%	1,365,000			441,000
37	H16	町道希望が丘35号線他舗装補修工事	有薗土木工業	H16.6.4	5,480,000	5,300,000	3,900,000	96.7%	1,470,000			556,500
38	H16	町道久保高田線他舗装本復旧工事（その2）	大屋建設（有）	H16.6.4	11,500,000	11,100,000	8,400,000	96.5%	2,835,000			1,165,500
39	H16	舗装本復旧工事第16－5工区	（有）ヤマシン	H16.6.4	8,980,000	8,700,000	6,500,000	96.9%	2,310,000			913,500
40	H16	舗装本復旧工事第16－2工区	（有）鳥山建設	H16.6.4	12,400,000	12,000,000	9,000,000	96.8%	3,150,000			1,260,000
41	H16	舗装本復旧工事第16－3工区	（有）クマトリ	H16.6.4	5,540,000	5,350,000	3,900,000	96.6%	1,522,500			561,750
42	H16	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事（その1）	成公建設（有）	H16.6.21	7,060,000	6,780,000	5,100,000	96.0%	1,764,000			711,900
43	H16	熊取北中学校大規模改造工事（2期）	中林建設（有）	H16.6.23	177,000,000	174,000,000	148,000,000	98.3%	27,300,000			18,270,000
44	H16	公面汚水管渠第16－4工区布設工事	（有）西尾組	H16.7.5	28,200,000	27,600,000	20,000,000	97.9%	7,980,000		18	2,898,000
45	H16	公面汚水管渠第16－1工区布設工事	（有）中武造園土木	H16.7.5	26,500,000	25,000,000	18,900,000	94.3%	6,405,000		19	0
46	H16	町道大久保日根野線舗装補修工事	有薗土木工業	H16.7.5	4,940,000	4,780,000	3,300,000	96.8%	1,554,000			501,900
47	H16	公面汚水管渠第16－2工区布設工事	中島興業（有）	H16.7.5	37,000,000	35,700,000	26,700,000	96.5%	9,450,000		17	3,748,500
48	H16	公面汚水管渠第16－3工区布設工事	（有）阪南工務店	H16.7.5	23,600,000	22,260,000	16,700,000	94.3%	5,838,000		20	0
49	H16	舗装本復旧工事第16－1工区	楠プランニング	H16.8.4	7,500,000	7,250,000	5,400,000	96.7%	1,942,500			761,250
50	H16	町道東和苑1号線他舗装補修工事	中林建設（有）	H16.9.6	5,100,000	4,950,000	3,600,000	97.1%	1,417,500			519,750
51	H16	府道泉佐野打田線給配水管布設工事（その3）	（有）西尾組	H16.9.27	56,000,000	55,000,000	46,000,000	98.2%	9,450,000		21	5,775,000

（別紙３）　平成15年から19年10月まで工事一覧表　　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（(B-C)×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.1×1.05）
52	H16	町道美熊台南山の手台線道路新設工事	日南建設（有）	H16.9.27	45,300,000	44,500,000	33,000,000	98.2%	12,075,000		22	4,672,500
53	H16	町道五門築留線道路改良工事（2工区）	(有) 山本工務店	H16.10.5	21,100,000	20,400,000	15,000,000	96.7%	5,670,000		25	2,142,000
54	H16	公面汚水管渠第16－7工区布設工事	(有) 高田組	H16.10.5	28,700,000	27,350,000	20,000,000	95.3%	7,717,500		23	2,871,750
55	H16	公面汚水管渠第16－5工区布設工事	(有) 阪南土務店	H16.10.5	22,600,000	21,800,000	16,000,000	96.5%	6,090,000		24	2,289,000
56	H16	熊取町営斎場納骨塔改修工事	森田建設（有）	H16.10.5	2,900,000	2,800,000	2,200,000	96.6%	630,000			294,000
57	H16	平成16年度教育のもり整備事業（仮称）野外活動ふれあい広場整備工事	(有) 山本工務店	H16.10.20	43,800,000	42,500,000	36,000,000	97.0%	6,825,000			4,462,500
58	H16	準用河川見出川改修工事	(有) 山本工務店	H16.10.20	33,000,000	31,900,000	24,000,000	96.7%	8,295,000		26	3,349,500
59	H16	町道朝代和田大宮線道路改良工事	(有) 泉州ビルド	H16.10.20	12,300,000	11,800,000	8,800,000	95.9%	3,150,000			1,239,000
60	H16	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その2）	有園土木工業	H16.11.8	12,100,000	11,600,000	9,600,000	95.9%	2,100,000			0
61	H16	町道府住1号線舗装補修工事	川勝土木建材(有)	H16.11.8	5,500,000	5,350,000	3,900,000	97.3%	1,522,500			561,750
62	H16	公面汚水管渠第16－8工区布設工事	森田建設（有）	H16.11.8	23,300,000	22,800,000	16,500,000	97.9%	6,615,000		27	2,394,000
63	H16	町道美熊台南山の手台線道路附帯工事	(有)中武造園土木	H16.11.19	37,400,000	36,700,000	27,000,000	98.1%	10,185,000		28	3,853,500
64	H16	中央公園（仮称）整備工事	(有) 山本組	H16.12.7	46,000,000	45,000,000	34,000,000	97.8%	11,550,000		29	4,725,000
65	H16	町道美熊台南山の手台線道路新設工事（その2）	有園土木工業	H16.12.7	17,000,000	16,400,000	12,000,000	96.5%	4,620,000			1,722,000
66	H16	菅浦河川和田川維持補修工事	中林建設（有）	H16.12.7	4,800,000	4,600,000	3,400,000	95.8%	1,260,000			483,000
67	H16	熊取歴史公園（仮称）整備工事	今勝建設（有）	H16.12.27	24,900,000	24,000,000	17,900,000	96.4%	6,405,000		30	2,520,000
68	H16	地域交流センター（仮称）周辺景観整備工事	阪南土木工業(有)	H16.12.27	9,000,000	8,700,000	7,300,000	96.7%	1,470,000			913,500
69	H16	大久保地区湧水対策工事（その2）	成公建設（有）	H16.12.27	9,900,000	9,600,000	6,900,000	97.0%	2,835,000			1,008,000
70	H16	山の手台老人館の家他改修工事	日南建設（有）	H16.12.27	9,300,000	9,180,000	7,300,000	98.7%	1,974,000			963,900
71	H16	鳥ノ池底樋管改修工事	(有) 泉州ビルド	H16.12.27	4,690,000	4,500,000	3,160,000	95.9%	1,407,000			472,500
72	H16	町道美熊台南山の手台線道路附帯工事（その2）	(有) ヤマシン	H16.12.27	17,800,000	17,300,000	12,800,000	97.2%	4,725,000			1,816,500
73	H16	小谷区道修繕工事	楠プランニング	H16.12.27	4,900,000	4,750,000	3,400,000	96.9%	1,417,500			498,750
74	H16	中央公園（仮称）駐車場整備工事	(有) クマトリ	H16.12.27	18,200,000	17,500,000	13,000,000	96.2%	4,725,000			1,837,500
75	H16	大久保地区湧水対策工事（その1）	川勝土木建材(有)	H16.12.27	6,000,000	5,800,000	4,100,000	96.7%	1,785,000			609,000
76	H16	榎谷上池底樋管改修工事	(有) 鳥山建設	H17.1.27	5,580,000	5,400,000	3,760,000	96.8%	1,722,000			567,000
77	H17	町道小垣内川田七山線道路改良工事	(有) 泉州ビルド	H17.5.24	17,600,000	17,000,000	12,600,000	96.6%	4,620,000			1,785,000
78	H17	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事（その3）	(有) 鳥山建設	H17.5.24	12,300,000	12,000,000	8,900,000	97.6%	3,255,000			1,260,000
79	H17	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事（その2）	楠プランニング	H17.5.24	6,030,000	5,750,000	4,300,000	95.4%	1,522,500			603,750
80	H17	舗装本復旧工事第17－4工区	成公建設（有）	H17.6.9	5,380,000	5,150,000	3,900,000	95.7%	1,312,500			540,750
81	H17	公面汚水管渠第17－2工区布設工事	(有) 徳進建設	H17.6.9	36,300,000	35,500,000	26,000,000	97.8%	9,975,000	4	33	3,727,500
82	H17	公面汚水管渠第17－1工区布設工事	(有) 西尾組	H17.6.9	45,500,000	44,600,000	33,000,000	98.0%	12,180,000	5	32	4,683,000
83	H17	舗装本復旧工事第17－1工区	有園土木工業	H17.6.9	12,000,000	11,600,000	8,700,000	96.7%	3,045,000			1,218,000
84	H17	舗装本復旧工事第17－2工区	中林建設（有）	H17.6.9	4,700,000	4,500,000	3,360,000	95.7%	1,197,000			472,500
85	H17	地域交流センター（仮称）バスロータリー整備工事	大屋建設（有）	H17.6.9	5,400,000	5,200,000	4,400,000	96.3%	840,000			546,000
86	H17	舗装本復旧工事第17－3工区	大屋建設（有）	H17.6.9	8,280,000	7,900,000	5,900,000	95.4%	2,100,000			829,500
87	H17	町道希望が丘3号線他舗装補修工事	楠プランニング	H17.6.17	4,930,000	4,700,000	3,570,000	95.3%	1,186,500			493,500
88	H17	国道170号給配水管布設替工事	森田建設（有）	H17.6.17	41,800,000	41,000,000	34,000,000	98.1%	7,350,000	6	34	4,305,000
89	H17	熊取北中学校大規模改造工事（3期）	(有) 徳進建設	H17.6.24	68,600,000	67,500,000	57,000,000	98.4%	11,025,000	3		7,087,500
90	H17	熊取町立東小学校増築工事	(有) 西尾組	H17.6.24	186,000,000	183,000,000	155,000,000	98.4%	29,400,000	2		19,215,000
91	H17	野田小谷汚水幹線第1工区築造工事	森田建設（有）	H17.6.24	97,000,000	95,500,000	71,000,000	98.5%	25,725,000	1	31	10,027,500
92	H17	公面汚水管渠第17－3工区布設工事	今勝建設（有）	H17.7.7	37,800,000	37,000,000	27,400,000	97.9%	10,080,000	7	35	3,885,000
93	H17	公面汚水管渠第17－4工区布設工事	中島興業（有）	H17.7.7	24,600,000	23,800,000	17,500,000	96.7%	6,615,000	8	36	2,499,000
94	H17	町道希望が丘自由が丘線他舗装補修工事	川勝土木建材(有)	H17.7.7	5,070,000	4,900,000	3,600,000	96.6%	1,365,000			514,500
95	H17	熊取歴史公園（仮称）整備工事	(有) 高田組	H17.7.21	25,000,000	24,400,000	18,300,000	97.6%	6,405,000	9	37	2,562,000
96	H17	熊取町立西小学校校舎増築等工事	中林建設（有）	H17.7.21	42,300,000	41,200,000	35,000,000	97.4%	6,510,000	10		4,326,000
97	H17	消防本部改修工事	(有) 高田組	H17.8.5	30,800,000	30,000,000	25,400,000	97.4%	4,830,000	11		3,150,000
98	H17	町道成合別所池線新設工事	阪南土木工業(有)	H17.8.5	42,800,000	42,000,000	31,500,000	98.1%	11,025,000	13	38	4,410,000
99	H17	町道美熊台南山の手台線道路新設工事	日南建設（有）	H17.8.5	37,600,000	36,900,000	27,600,000	98.1%	9,765,000	12	39	3,874,500
100	H17	町道府住1号線舗装補修工事	有園土木工業	H17.9.9	9,200,000	9,000,000	6,400,000	97.8%	2,730,000			945,000
101	H17	高田ちびっこ広場公衆便所新築工事	今勝建設（有）	H17.9.29	16,200,000	15,800,000	13,300,000	97.5%	2,625,000	14		1,659,000
102	H17	高田ちびっこ広場整備工事	中島興業（有）	H17.9.29	20,800,000	20,300,000	14,100,000	97.6%	6,510,000	15	40	2,131,500

（別紙3）　平成15年から19年10月まで工事一覧表　　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（(B−C)×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.1×1.05）
103	H17	町道成合高田線他道路補修工事	(有) ヤマシン	H17.9.29	4,830,000	4,650,000	3,300,000	96.3%	1,417,500			488,250
104	H17	公面汚水管渠第17－5工区布設工事	(有) 高田組	H17.10.14	33,200,000	32,500,000	24,000,000	97.9%	8,925,000	16	41	3,412,500
105	H17	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その2)	(有) 山本工務店	H17.10.26	23,200,000	22,200,000	16,300,000	95.7%	6,195,000	17	43	2,331,000
106	H17	府道泉佐野打田線給配水管布設替工事(その4)	日南建設 (有)	H17.10.26	46,000,000	45,000,000	38,000,000	97.8%	7,350,000	18	42	4,725,000
107	H17	公面汚水管渠第17－6工区布設工事	(有)中武造園土木	H17.11.9	20,300,000	19,000,000	14,200,000	93.6%	5,040,000	19	44	0
108	H17	桜谷上池・下池改修工事	(有) 泉州ビルド	H17.11.9	12,400,000	12,000,000	8,900,000	96.8%	3,255,000			1,260,000
109	H17	左子下池改修工事	(有) クマトリ	H17.11.9	16,800,000	16,200,000	11,600,000	96.4%	4,830,000			1,701,000
110	H17	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その3)	今勝建設 (有)	H17.11.28	23,300,000	22,650,000	16,600,000	97.2%	6,352,500	20	46	2,378,250
111	H17	五月ヶ丘一丁目地区給配水管布設替工事(その1)	(有) 山本工務店	H17.11.28	24,200,000	23,500,000	19,700,000	97.1%	3,990,000	22	45	2,467,500
112	H17	町道成合線側溝蓋掛工事	日南建設 (有)	H17.11.28	21,700,000	21,000,000	15,200,000	96.8%	6,090,000	21	47	2,205,000
113	H17	町道和田南山の手台線他舗装補修工事	中林建設 (有)	H17.12.12	8,800,000	8,500,000	6,100,000	96.6%	2,520,000			892,500
114	H17	町道若葉28号線他道路排水施設整備工事	(有) ヤマシン	H17.12.26	4,800,000	4,600,000	3,280,000	95.8%	1,386,000			483,000
115	H17	町道大浦線他石綿管布設替工事	(有) 鳥山建設	H17.12.26	8,260,000	8,000,000	6,490,000	96.9%	1,585,500			0
116	H17	朝代漬水水路災害復旧工事	楠プランニング	H17.12.26	4,670,000	4,540,000	3,240,000	97.2%	1,365,000			476,700
117	H17	新野田老人憩の家他改修工事	楠プランニング	H17.12.26	7,720,000	7,400,000	5,980,000	95.9%	1,491,000			777,000
118	H17	町営住宅除却等工事	成公建設 (有)	H18.1.24	5,100,000	4,950,000	4,060,000	97.1%	934,500			519,750
119	H17	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その4)	川勝土木建材(有)	H18.1.24	10,200,000	9,900,000	7,200,000	97.1%	2,835,000			1,039,500
120	H18	熊取町営大原住宅除却工事	(有) 西尾組	H18.5.31	31,500,000	30,800,000	26,000,000	97.8%	5,040,000	23		3,234,000
121	H18	五月ヶ丘一丁目地区給配水管布設替工事(その2)	(有) 山本組	H18.5.31	34,400,000	33,000,000	28,000,000	95.9%	5,250,000	27	48	3,465,000
122	H18	国道170号舗装本復旧工事(その1)	(有) 泉州ビルド	H18.6.12	4,860,000	4,700,000	3,300,000	96.7%	1,470,000			493,500
123	H18	舗装本復旧工事第18－4工区	(有) ヤマシン	H18.6.12	7,500,000	7,200,000	5,200,000	96.0%	2,100,000			756,000
124	H18	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事(その4)	(有) 鳥山建設	H18.6.12	11,500,000	11,100,000	8,000,000	96.5%	3,255,000			1,165,500
125	H18	熊取町立北小学校大規模改造工事(第1期)	(有) 徳進建設	H18.6.23	156,000,000	154,000,000	130,000,000	98.7%	25,200,000			16,170,000
126	H18	熊取町立第5保育所大規模修繕工事	中島興業 (有)	H18.6.23	69,200,000	68,000,000	57,500,000	98.3%	11,025,000	26		7,140,000
127	H18	熊取北中学校屋内運動場大規模改造工事	中林建設 (有)	H18.6.23	69,700,000	67,500,000	57,700,000	96.8%	10,290,000	24		7,087,500
128	H18	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	大屋建設 (有)	H18.7.7	4,760,000	4,560,000	3,250,000	95.8%	1,375,500			478,800
129	H18	町道若葉11号線他道路改修工事	楠プランニング	H18.7.26	5,780,000	5,600,000	4,000,000	96.9%	1,680,000			588,000
130	H18	公面汚水管渠第18－7工区布設工事	阪南土木工業(有)	H18.8.7	37,000,000	35,500,000	26,700,000	95.9%	9,240,000	30	50	3,727,500
131	H18	公面汚水管渠第18－4工区布設工事	(有) 徳進建設	H18.8.7	44,000,000	42,600,000	31,700,000	96.8%	11,445,000	29	49	4,473,000
132	H18	舗装本復旧工事第18－1工区	中林建設 (有)	H18.8.7	7,800,000	7,500,000	5,300,000	96.2%	2,310,000			787,500
133	H18	公面汚水管渠第18－2工区布設工事	森田建設 (有)	H18.8.7	22,100,000	21,400,000	15,700,000	96.8%	5,985,000	28	51	2,247,000
134	H18	公面汚水管渠第18－3工区布設工事	(有) 西尾組	H18.9.11	36,000,000	35,200,000	26,200,000	97.8%	9,450,000	32	53	3,696,000
135	H18	公面汚水管渠第18－5工区布設工事	(有) 山本組	H18.9.11	21,800,000	21,200,000	15,600,000	97.2%	5,880,000	33	54	2,226,000
136	H18	公面汚水管渠第18－9工区布設工事	中島興業 (有)	H18.9.11	44,440,000	43,400,000	32,370,000	97.7%	11,581,500	34	52	4,557,000
137	H18	町道小垣内川田七山線道路改良工事	日南建設 (有)	H18.9.27	21,800,000	21,300,000	15,500,000	97.7%	6,090,000	35	55	2,236,500
138	H18	公面汚水管渠第18－6工区布設工事	(有) 山本工務店	H18.10.13	22,000,000	21,000,000	15,200,000	95.5%	6,090,000	36	56	2,205,000
139	H18	公面汚水管渠第18－1工区布設工事	(有) 高田組	H18.10.27	28,300,000	27,200,000	19,800,000	96.1%	7,770,000	39	58	2,856,000
140	H18	熊取中央学童保育所保育室新設等工事	阪南土木工業(有)	H18.10.27	17,600,000	16,700,000	14,400,000	94.9%	2,415,000	38		0
141	H18	大久保東交差点給配水管布設替工事	(有)中武造園土木	H18.10.27	31,200,000	29,500,000	25,300,000	94.6%	4,410,000	37	57	0
142	H18	町道朝代和田大宮線道路改良工事	(有) クマトリ	H18.11.10	7,800,000	7,500,000	5,390,000	96.2%	2,215,500			787,500
143	H18	山戸池改修工事	大屋建設 (有)	H18.11.24	17,900,000	17,000,000	12,400,000	95.0%	4,830,000			1,785,000
144	H18	左子下池改修工事	川勝土木建材(有)	H18.11.24	9,450,000	9,200,000	6,600,000	97.4%	2,730,000			966,000
145	H18	町道成合別所池線他道路舗装工事	今勝建設 (有)	H18.12.11	23,200,000	22,300,000	16,300,000	96.1%	6,300,000	40	59	2,341,500
146	H18	町道小谷穴釜線道路改良工事	有薗土木工業	H18.12.11	15,300,000	14,700,000	10,700,000	96.1%	4,200,000			1,543,500
147	H18	桜谷下池水路改修工事	(有) 泉州ビルド	H18.12.22	7,600,000	7,300,000	5,400,000	96.1%	1,995,000			766,500
148	H18	希望が丘老人憩の家他改修工事	(有) 阪南工務店	H18.12.22	9,200,000	8,800,000	7,300,000	95.7%	1,575,000			924,000
149	H18	熊取北中学校プール改修工事	森田建設 (有)	H18.12.22	10,350,000	9,900,000	8,200,000	95.7%	1,785,000			1,039,500
150	H18	町道野田朝代線法面復旧工事	中林建設 (有)	H19.1.11	7,030,000	6,700,000	4,880,000	95.3%	1,911,000			703,500
151	H19	七山一丁目地区舗装本復旧工事	楠プランニング	H19.5.24	5,630,000	5,390,000	3,850,000	95.7%	1,617,000			565,950
152	H19	舗装本復旧工事第19－4工区	(有) 西尾組	H19.6.8	18,600,000	17,700,000	12,800,000	95.2%	5,145,000			1,858,500
153	H19	舗装本復旧工事第19－2工区	(有) クマトリ	H19.6.8	7,360,000	7,050,000	5,040,000	95.8%	2,110,500			740,250

（別紙3）　平成15年から19年10月まで工事一覧表　（円）

番号	年度	工事名	業者名	契約日	予定価格（税抜）（A）	落札価格（税抜）（B）	最低制限価（税抜）（C）	落札率（B/A）	主張損害額（（B−C）×1.05）	北川調書	西尾調書	認定賠償額（B×0.1×1.05）
154	H19	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	川勝土木建材(有)	H19.6.8	4,760,000	4,550,000	3,260,000	95.6%	1,354,500			477,750
155	H19	町道希望が丘18号線他舗装補修工事	楠プランニング	H19.7.12	4,980,000	4,948,000	3,400,000	99.4%	1,625,400			0
156	H19	第8保育所排水設備改修工事	楠プランニング	H19.7.12	5,320,000	5,100,000	4,340,000	95.9%	798,000			535,500
157	H19	町道池の台横断線他舗装補修工事	(有) ヤマシン	H19.8.22	5,740,000	5,500,000	3,920,000	95.8%	1,659,000			0
					3,913,330,000	3,803,778,000	2,984,883,000	97.2%	859,839,750			371,549,850

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

番号	相手方	落札価格	最低制限価格	主張損害額	認定損害額
27	今勝建設 株式会社	30,000,000	22,500,000	7,875,000	3,150,000
67	今勝建設 株式会社	24,000,000	17,900,000	6,405,000	2,520,000
92	今勝建設 株式会社	37,000,000	27,400,000	10,080,000	3,885,000
101	今勝建設 株式会社	15,800,000	13,300,000	2,625,000	1,659,000
110	今勝建設 株式会社	22,650,000	16,600,000	6,352,500	2,378,250
145	今勝建設 株式会社	22,300,000	16,300,000	6,300,000	2,341,500
	（小計）			39,637,500	15,933,750
12	株式会社 山本工務店	16,700,000	15,000,000	1,785,000	1,753,500
16	株式会社 山本工務店	38,400,000	29,000,000	9,870,000	0
53	株式会社 山本工務店	20,400,000	15,000,000	5,670,000	2,142,000
58	株式会社 山本工務店	31,900,000	24,000,000	8,295,000	3,349,500
57	株式会社 山本工務店	42,500,000	36,000,000	6,825,000	4,462,500
105	株式会社 山本工務店	22,200,000	16,300,000	6,195,000	2,331,000
111	株式会社 山本工務店	23,500,000	19,700,000	3,990,000	2,467,500
138	株式会社 山本工務店	21,000,000	15,200,000	6,090,000	2,205,000
	（小計）			48,720,000	18,711,000
9	株式会社 高田組	180,000,000	150,000,000	31,500,000	18,900,000
17	株式会社 高田組	19,100,000	14,000,000	5,355,000	2,005,500
21	株式会社 高田組	24,300,000	18,000,000	6,615,000	0
28	株式会社 高田組	23,100,000	19,300,000	3,990,000	2,425,500
29	株式会社 高田組	35,500,000	30,000,000	5,775,000	3,727,500
54	株式会社 高田組	27,350,000	20,000,000	7,717,500	2,871,750
95	株式会社 高田組	24,400,000	18,300,000	6,405,000	2,562,000
97	株式会社 高田組	30,000,000	25,400,000	4,830,000	3,150,000
104	株式会社 高田組	32,500,000	24,000,000	8,925,000	3,412,500
139	株式会社 高田組	27,200,000	19,800,000	7,770,000	2,856,000
	（小計）			88,882,500	41,910,750
33	阪南土木工業 株式会社	42,300,000	32,000,000	10,815,000	4,441,500
68	阪南土木工業 株式会社	8,700,000	7,300,000	1,470,000	913,500
98	阪南土木工業 株式会社	42,000,000	31,500,000	11,025,000	4,410,000
130	阪南土木工業 株式会社	35,500,000	26,700,000	9,240,000	3,727,500
140	阪南土木工業 株式会社	16,700,000	14,400,000	2,415,000	0
	（小計）			34,965,000	13,492,500
1	成公建設 株式会社	12,500,000	10,000,000	2,625,000	1,312,500
18	成公建設 株式会社	4,500,000	3,383,000	1,172,850	472,500
34	成公建設 株式会社	4,750,000	3,500,000	1,312,500	498,750
42	成公建設 株式会社	6,780,000	5,100,000	1,764,000	711,900

28

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

69	成公建設 株式会社	9,600,000	6,900,000	2,835,000	1,008,000
80	成公建設 株式会社	5,150,000	3,900,000	1,312,500	540,750
118	成公建設 株式会社	4,950,000	4,060,000	934,500	519,750
	（小計）			11,956,350	5,064,150
10	株式会社 徳進建設	100,800,000	85,000,000	16,590,000	10,584,000
13	株式会社 徳進建設	29,290,000	21,000,000	8,704,500	3,075,450
30	株式会社 徳進建設	29,300,000	21,900,000	7,770,000	3,076,500
81	株式会社 徳進建設	35,500,000	26,000,000	9,975,000	3,727,500
89	株式会社 徳進建設	67,500,000	57,000,000	11,025,000	7,087,500
125	株式会社 徳進建設	154,000,000	130,000,000	25,200,000	16,170,000
131	株式会社 徳進建設	42,600,000	31,700,000	11,445,000	4,473,000
	（小計）			90,709,500	48,193,950
2	株式会社 ワールド	10,000,000	8,000,000	2,100,000	1,050,000
	（小計）			2,100,000	1,050,000
11	株式会社 西尾組	55,200,000	42,000,000	13,860,000	5,796,000
19	株式会社 西尾組	27,700,000	20,200,000	7,875,000	2,908,500
22	株式会社 西尾組	30,500,000	25,000,000	5,775,000	3,202,500
44	株式会社 西尾組	27,600,000	20,000,000	7,980,000	2,898,000
51	株式会社 西尾組	55,000,000	46,000,000	9,450,000	5,775,000
82	株式会社 西尾組	44,600,000	33,000,000	12,180,000	4,683,000
90	株式会社 西尾組	183,000,000	155,000,000	29,400,000	19,215,000
120	株式会社 西尾組	30,800,000	26,000,000	5,040,000	3,234,000
134	株式会社 西尾組	35,200,000	26,200,000	9,450,000	3,696,000
152	株式会社 西尾組	17,700,000	12,800,000	5,145,000	1,858,500
	（小計）			106,155,000	53,266,500
26	株式会社 西貢社	25,000,000	18,500,000	6,825,000	2,625,000
56	株式会社 西貢社	2,800,000	2,200,000	630,000	294,000
62	株式会社 西貢社	22,800,000	16,500,000	6,615,000	2,394,000
88	株式会社 西貢社	41,000,000	34,000,000	7,350,000	4,305,000
91	株式会社 西貢社	95,500,000	71,000,000	25,725,000	10,027,500
133	株式会社 西貢社	21,400,000	15,700,000	5,985,000	2,247,000
149	株式会社 西貢社	9,900,000	8,200,000	1,785,000	1,039,500
	（小計）			54,915,000	22,932,000
14	株式会社 山本組	28,000,000	20,000,000	8,400,000	2,940,000
23	株式会社 山本組	25,500,000	19,000,000	6,825,000	0
64	株式会社 山本組	45,000,000	34,000,000	11,550,000	4,725,000
121	株式会社 山本組	33,000,000	28,000,000	5,250,000	3,465,000
135	株式会社 山本組	21,200,000	15,600,000	5,880,000	2,226,000

29

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

	（小計）			37,905,000	13,356,000
20	日南建設 株式会社	34,500,000	26,700,000	8,190,000	0
52	日南建設 株式会社	44,500,000	33,000,000	12,075,000	4,672,500
70	日南建設 株式会社	9,180,000	7,300,000	1,974,000	963,900
99	日南建設 株式会社	36,900,000	27,600,000	9,765,000	3,874,500
106	日南建設 株式会社	45,000,000	38,000,000	7,350,000	4,725,000
112	日南建設 株式会社	21,000,000	15,200,000	6,090,000	2,205,000
137	日南建設 株式会社	21,300,000	15,500,000	6,090,000	2,236,500
	（小計）			51,534,000	18,677,400
45	株式会社 中武造園土木	25,000,000	18,900,000	6,405,000	0
63	株式会社 中武造園土木	36,700,000	27,000,000	10,185,000	3,853,500
107	株式会社 中武造園土木	19,000,000	14,200,000	5,040,000	0
141	株式会社 中武造園土木	29,500,000	25,300,000	4,410,000	0
	（小計）			26,040,000	3,853,500
8	有薗土木工業	4,800,000	3,700,000	1,155,000	504,000
37	有薗土木工業	5,300,000	3,900,000	1,470,000	556,500
46	有薗土木工業	4,780,000	3,300,000	1,554,000	501,900
60	有薗土木工業	11,600,000	9,600,000	2,100,000	0
65	有薗土木工業	16,400,000	12,000,000	4,620,000	1,722,000
83	有薗土木工業	11,600,000	8,700,000	3,045,000	1,218,000
100	有薗土木工業	9,000,000	6,400,000	2,730,000	945,000
146	有薗土木工業	14,700,000	10,700,000	4,200,000	1,543,500
	（小計）			20,874,000	6,990,900
3	中林建設 株式会社	10,000,000	8,000,000	2,100,000	1,050,000
15	中林建設 株式会社	13,400,000	10,000,000	3,570,000	1,407,000
24	中林建設 株式会社	42,500,000	34,800,000	8,085,000	4,462,500
31	中林建設 株式会社	15,700,000	13,300,000	2,520,000	1,648,500
43	中林建設 株式会社	174,000,000	148,000,000	27,300,000	18,270,000
50	中林建設 株式会社	4,950,000	3,600,000	1,417,500	519,750
66	中林建設 株式会社	4,600,000	3,400,000	1,260,000	483,000
84	中林建設 株式会社	4,500,000	3,360,000	1,197,000	472,500
96	中林建設 株式会社	41,200,000	35,000,000	6,510,000	4,326,000
113	中林建設 株式会社	8,500,000	6,100,000	2,520,000	892,500
127	中林建設 株式会社	67,500,000	57,700,000	10,290,000	7,087,500
132	中林建設 株式会社	7,500,000	5,300,000	2,310,000	787,500
150	中林建設 株式会社	6,700,000	4,880,000	1,911,000	703,500
	（小計）			70,990,500	42,110,250
35	中島興業 株式会社	12,000,000	10,200,000	1,890,000	1,260,000

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

47	中島興業 株式会社	35,700,000	26,700,000	9,450,000	3,748,500
93	中島興業 株式会社	23,800,000	17,500,000	6,615,000	2,499,000
102	中島興業 株式会社	20,300,000	14,100,000	6,510,000	2,131,500
126	中島興業 株式会社	68,000,000	57,500,000	11,025,000	7,140,000
136	中島興業 株式会社	43,400,000	32,370,000	11,581,500	4,557,000
	（小計）			47,071,500	21,336,000
4	大屋建設 株式会社	14,500,000	11,000,000	3,675,000	1,522,500
38	大屋建設 株式会社	11,100,000	8,400,000	2,835,000	1,165,500
85	大屋建設 株式会社	5,200,000	4,400,000	840,000	546,000
86	大屋建設 株式会社	7,900,000	5,900,000	2,100,000	829,500
128	大屋建設 株式会社	4,560,000	3,250,000	1,375,500	478,800
143	大屋建設 株式会社	17,000,000	12,400,000	4,830,000	1,785,000
	（小計）			15,655,500	6,327,300
5	株式会社 泉州ビルド	16,200,000	12,000,000	4,410,000	1,701,000
59	株式会社 泉州ビルド	11,800,000	8,800,000	3,150,000	1,239,000
71	株式会社 泉州ビルド	4,500,000	3,160,000	1,407,000	472,500
77	株式会社 泉州ビルド	17,000,000	12,600,000	4,620,000	1,785,000
108	株式会社 泉州ビルド	12,000,000	8,900,000	3,255,000	1,260,000
122	株式会社 泉州ビルド	4,700,000	3,300,000	1,470,000	493,500
147	株式会社 泉州ビルド	7,300,000	5,400,000	1,995,000	766,500
	（小計）			20,307,000	7,717,500
25	有限会社 ヤマシン	4,500,000	3,000,000	1,575,000	472,500
36	有限会社 ヤマシン	4,200,000	2,900,000	1,365,000	441,000
39	有限会社 ヤマシン	8,700,000	6,500,000	2,310,000	913,500
72	有限会社 ヤマシン	17,300,000	12,800,000	4,725,000	1,816,500
103	有限会社 ヤマシン	4,650,000	3,300,000	1,417,500	488,250
114	有限会社 ヤマシン	4,600,000	3,280,000	1,386,000	483,000
123	有限会社 ヤマシン	7,200,000	5,200,000	2,100,000	756,000
157	有限会社 ヤマシン	5,500,000	3,920,000	1,659,000	0
	（小計）			16,537,500	5,370,750
7	株式会社 鳥山建設	7,100,000	5,400,000	1,785,000	745,500
32	株式会社 鳥山建設	11,200,000	8,200,000	3,150,000	1,176,000
40	株式会社 鳥山建設	12,000,000	9,000,000	3,150,000	1,260,000
76	株式会社 鳥山建設	5,400,000	3,760,000	1,722,000	567,000
78	株式会社 鳥山建設	12,000,000	8,900,000	3,255,000	1,260,000
115	株式会社 鳥山建設	8,000,000	6,490,000	1,585,500	0
124	株式会社 鳥山建設	11,100,000	8,000,000	3,255,000	1,165,500
	（小計）			17,902,500	6,174,000

（別紙4）

相手方別工事一覧表

（円）

49	楠プランニング	7,250,000	5,400,000	1,942,500	761,250
73	楠プランニング	4,750,000	3,400,000	1,417,500	498,750
79	楠プランニング	5,750,000	4,300,000	1,522,500	603,750
87	楠プランニング	4,700,000	3,570,000	1,186,500	493,500
116	楠プランニング	4,540,000	3,240,000	1,365,000	476,700
117	楠プランニング	7,400,000	5,980,000	1,491,000	777,000
129	楠プランニング	5,600,000	4,000,000	1,680,000	588,000
151	楠プランニング	5,390,000	3,850,000	1,617,000	565,950
155	楠プランニング	4,948,000	3,400,000	1,625,400	0
156	楠プランニング	5,100,000	4,340,000	798,000	535,500
	（小計）			14,645,400	5,300,400
6	株式会社 クマトリ	7,350,000	5,600,000	1,837,500	771,750
41	株式会社 クマトリ	5,350,000	3,900,000	1,522,500	561,750
74	株式会社 クマトリ	17,500,000	13,000,000	4,725,000	1,837,500
109	株式会社 クマトリ	16,200,000	11,600,000	4,830,000	1,701,000
142	株式会社 クマトリ	7,500,000	5,390,000	2,215,500	787,500
153	株式会社 クマトリ	7,050,000	5,040,000	2,110,500	740,250
	（小計）			17,241,000	6,399,750
61	川勝土木建材 株式会社	5,350,000	3,900,000	1,522,500	561,750
75	川勝土木建材 株式会社	5,800,000	4,100,000	1,785,000	609,000
94	川勝土木建材 株式会社	4,900,000	3,600,000	1,365,000	514,500
119	川勝土木建材 株式会社	9,900,000	7,200,000	2,835,000	1,039,500
144	川勝土木建材 株式会社	9,200,000	6,600,000	2,730,000	966,000
154	川勝土木建材 株式会社	4,550,000	3,260,000	1,354,500	477,750
	（小計）			11,592,000	4,168,500
48	株式会社 阪南工務店	22,260,000	16,700,000	5,838,000	0
55	株式会社 阪南工務店	21,800,000	16,000,000	6,090,000	2,289,000
148	株式会社 阪南工務店	8,800,000	7,300,000	1,575,000	924,000
	（小計）			13,503,000	3,213,000
	合計			859,839,750	371,549,850

32

「見える」談合の工事157件の入札状況

（参考にまでに大原住宅第2期工事を加えた。）

甲33号証の1　入札状況の「見える」

↓赤字は落札率95%以上

（MMは「見え見え」、Mは「見える。」、Kは見えないように「工夫された金額」↓　）

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度	検察調書 X	検察調書 Y
				予定価格（税	落札率%	チャンピオン＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。														
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
1	舗装本復旧工事第15－2工区	2003/5/19	11	13,000	96.2%	成公建設	12,500	12,540	12,550	12,550	12,570	12,590	12,600	12,600	12,610	12,640	12,660	※2：表中の金額単位は×1,000円					
		以下は、平成15年度						100.3%	100.4%	100.4%	100.6%	100.7%	100.8%	100.8%	100.9%	101.1%	101.3%				MM		
								40	10	同額	20	20	10	同額	10	30	20						
2	舗装本復旧工事第15－5工区	2003/5/19	11	10,400	96.2%	ワールド	10,000	10,050	10,080	10,100	10,130	10,160	10,200	10,230	10,250	10,310	10,330						
								100.5%	100.8%	101.0%	101.3%	101.6%	102.0%	102.3%	102.5%	103.1%	103.3%	※3：表中の%の赤字は、落札金額との格差の比率が1			MM		
								50	30	20	30	30	40	30	20	60	20	0%以上。黒字は、10%～					
3	舗装本復旧工事第15－3工区	2003/5/19	11	10,400	96.2%	中林建設	10,000	10,040	10,050	10,060	10,090	10,110	10,150	10,190	10,220	10,300	10,330						
								100.4%	100.5%	100.6%	100.9%	101.1%	101.5%	101.9%	102.2%	103.0%	103.3%	5%。青字は5%未満を示す。			MM		
								40	10	10	30	20	40	40	30	80	30						
4	舗装本復旧工事第15－1工区	2003/5/19	11	15,000	96.7%	大屋建設	14,500	14,530	14,550	14,590	14,600	14,610	14,660	14,680	14,690	14,720	14,800						
								100.2%	100.3%	100.6%	100.7%	100.8%	101.1%	101.2%	101.3%	101.5%	102.1%				MM		
								30	20	40	10	10	50	20	10	30	80						
5	町道久保高田線舗装本復旧工事（その1）	2003/5/19	11	16,700	97.0%	泉州ビルド	16,200	16,240	16,250	16,300	16,350	16,390	16,420	16,470	16,490	16,530	16,600						
								100.2%	100.3%	100.6%	100.9%	101.2%	101.4%	101.7%	101.8%	102.0%	102.5%				MM		
								40	10	50	50	40	30	50	20	40	70						
6	舗装本復旧工事第15－8工区	2003/5/19	11	7,600	96.7%	クマトリ	7,350	7,390	7,400	7,430	7,440	7,470	7,510	7,520	7,560	7,600	7,610						
								100.5%	100.7%	101.1%	101.2%	101.6%	102.2%	102.3%	102.9%	103.4%	103.5%				MM		
								40	10	30	10	30	40	10	40	40	10						
7	大久保中三丁目地区舗装本復旧工事	2003/6/3	11	7,400	95.9%	島山建設	7,100	7,120	7,150	7,180	7,250	7,300	7,380	7,430	7,500	7,540	7,600						
								100.3%	100.7%	101.1%	102.1%	102.8%	103.9%	104.6%	105.6%	106.2%	107.0%				MM		
								20	30	30	70	50	80	50	70	40	60						
8	町道小垣内七山線道路舗装補修工事	2003/6/19	11	5,000	96.0%	有園土木工業	4,800	4,930	4,950	4,960	4,980	4,990	5,000	5,030	5,050	5,100	5,120						
								102.7%	103.1%	103.3%	103.8%	104.0%	104.2%	104.8%	105.2%	106.3%	106.7%				MM		
								130	20	10	20	10	10	30	20	50	20						
9	熊取北中大規模改造工事（1期）及び地盤補強	2003/5/27	7	183,000	98.4%	高田組	180,000	180,500	181,200	181,550	182,700	183,000	183,600										
								100.3%	100.7%	100.9%	101.5%	101.7%	102.0%								M		
								500	700	350	1,150	300	600										
10	第二保育所大規模修繕工事	2003/5/27	7	103,000	97.9%	徳進建設	100,800	101,100	101,850	102,000	103,500	105,000	107,380										
							K	100.3%	101.0%	101.2%	102.7%	104.2%	106.5%									K	
								300	750	150	1,500	1,500	2,380										
11	朝代大橋下部工事	2003/5/27	14	56,000	98.6%	西尾組	55,200	55,240	55,250	55,310	55,420	55,550	55,590	55,680	55,800	55,880	56,000	56,050	56,090	56,140			1
								100.1%	100.1%	100.2%	100.4%	100.6%	100.7%	100.9%	101.1%	101.2%	101.4%	101.5%	101.6%	101.7%	M		
								40	10	60	110	130	40	90	120	80	120	50	40	50			
12	中央小学校管理棟改修工事	2003/7/15	7	17,400	96.0%	山本工務店	16,700	17,100	17,500	17,500	17,800	17,900	18,100										
								102.4%	104.8%	104.8%	106.6%	107.2%	108.4%								MM		
								400	400	同額	300	100	200										
13	公面汚水管渠第15－4工区布設工事	2003/8/5	13	30,000	97.6%	徳進建設	29,290	29,900	30,480	30,850	31,500	31,880	32,000	32,190	33,300	33,700	33,890	34,000	34,180				2
							K	102.1%	104.1%	105.3%	107.5%	108.8%	109.3%	109.9%	113.7%	115.1%	115.7%	116.1%	116.7%			K	
								610	580	370	650	380	120	190	1,110	400	190	110	180				
14	公面汚水管渠第15－2工区布設工事	2003/8/5	13	29,000	96.6%	山本組	28,000	28,300	28,500	28,600	28,700	28,700	28,900	29,100	29,400	29,500	29,700	29,700	30,000				3
								101.1%	101.8%	102.1%	102.5%	102.5%	103.2%	103.9%	105.0%	105.4%	106.1%	106.1%	107.1%				
								300	200	100	100	同額	200	200	300	100	200		300				
15	公面汚水管渠第15－1工区布設工事	2003/8/5	11	14,000	95.7%	中林建設	13,400	13,800	14,000	14,150	14,200	14,350	14,400	14,500	14,600	14,750	14,900						
								103.0%	104.5%	105.6%	106.0%	107.1%	107.5%	108.2%	109.0%	110.1%	111.2%				M		
								400	200	150	50	150	50	100	100	150	150						

見える談合工事157件の入札状況　　甲33号証の1　　談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度		検察調書	
				予定価格（税	落札率%	チャンピ＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。														X	Y
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
16	公面汚水管渠第15－7工区布設工事	2003/10/2	14	40,600	94.6%	山本工務店	38,400	39,440	39,500	39,640	39,700	39,900	40,000	40,100	40,500	40,500	40,900	41,000	41,000	41,300				4
								102.7%	102.9%	103.2%	103.4%	103.9%	104.2%	104.4%	105.5%	105.5%	106.5%	106.8%	106.8%	107.6%	M			
								1,040	60	140	60	200	100	100	400	同額	400	100		300				
17	公面汚水管渠第15－5工区布設工事	2003/10/2	14	20,000	95.5%	高田組	19,100	19,300	19,350	19,400	19,400	19,500	19,550	19,650	19,750	19,800	19,800	19,900	20,000	20,100				8
								101.0%	101.3%	101.6%	101.6%	102.1%	102.4%	102.9%	103.4%	103.7%	103.7%	104.2%	104.7%	105.2%	MM			
								200	50	50	同額	100	50	100	100	50	同額	100	100	100				
18	町道府住1号線他1路線舗装補修工事	2003/10/2	11	4,670	96.4%	成公建設	4,500	4,540	4,550	4,580	4,610	4,650	4,690	4,740	4,750	4,810	4,840							
								100.9%	101.1%	101.8%	102.4%	103.3%	104.2%	105.3%	105.6%	106.9%	107.6%				MM			
								40	10	30	30	40	40	50	10	60	30							
19	公面汚水管渠第15－6工区布設工事	2003/10/2	14	28,800	96.2%	西尾組	27,700	27,750	27,860	27,860	27,920	28,000	28,100	28,170	28,300	28,420	28,680	28,800	28,860	29,000				7
								100.2%	100.6%	100.6%	100.8%	101.1%	101.4%	101.7%	102.2%	102.6%	103.5%	104.0%	104.2%	104.7%	M			
								50	110	同額	60	80	100	70	130	120	260	120	60	140				
20	公面汚水管渠第15－8工区布設工事	2003/10/2	14	37,000	93.2%	日南建設	34,500	34,700	34,750	35,000	35,100	35,580	35,600	35,800	35,820	36,300	36,360	36,450	36,500	36,900				5
							K	100.6%	100.7%	101.4%	101.7%	103.1%	103.2%	103.8%	103.8%	105.2%	105.4%	105.7%	105.8%	107.0%		K		
								200	50	250	100	480	20	200	20	480	60	90	50	400				
21	公面汚水管渠第15－11工区布設工事	2003/11/5	13	25,600	94.9%	高田組	24,300	24,350	24,400	24,400	24,450	24,480	24,530	24,560	24,600	24,800	24,950	24,950	25,000					12
								100.2%	100.4%	100.4%	100.6%	100.7%	100.9%	101.1%	101.2%	102.1%	102.7%	102.7%	102.9%		M			
								50	50	同額	50	30	50	30	40	200	150		50					
22	町道久保高田線他給配水管布設替工事（その2）	2003/11/5	13	31,000	98.4%	西尾組	30,500	30,520	30,600	30,620	30,760	30,800	30,820	30,880	30,950	31,000	31,030	31,100	31,150					9
								100.1%	100.3%	100.4%	100.9%	101.0%	101.0%	101.2%	101.5%	101.6%	101.7%	102.0%	102.1%		MM			
								20	80	20	140	40	20	60	70	50	30	70	50					
23	公面汚水管渠第15－10工区布設工事	2003/11/5	13	26,900	94.8%	山本組	25,500	25,700	25,750	25,830	25,880	25,910	25,950	25,950	26,000	26,100	26,250	26,300	26,400					10
								100.8%	101.0%	101.3%	101.5%	101.6%	101.8%	101.8%	102.0%	102.4%	102.9%	103.1%	103.5%		MM			
								200	50	80	50	30	40	同額	50	100	150	50	100					
24	平成15年度教育のもり（仮）ふれあい広場整備	2003/11/5	5	44,400	95.7%	中林建設	42,500	43,100	43,500	43,700	44,000													
								101.4%	102.4%	102.8%	103.5%										MM			
								600	400	200	300													
25	町道五門山原線他歩道舗装改修工事	2003/11/5	10	4,700	95.7%	ヤマシン	4,500	4,520	4,630	4,700	4,780	4,830	4,870	4,920	4,940	4,950								
								100.4%	102.9%	104.4%	106.2%	107.3%	108.2%	109.3%	109.8%	110.0%					MM			
								20	110	70	80	50	40	50	20	10								
26	町道久保高田線交差点改良工事	2003/11/5	13	25,900	96.5%	森田建設	25,000	25,080	25,200	25,250	25,350	25,470	25,700	25,850	26,000	26,150	26,200	26,400	26,500					11
								100.3%	100.8%	101.0%	101.4%	101.9%	102.8%	103.4%	104.0%	104.6%	104.8%	105.6%	106.0%		M			
								80	120	50	100	120	230	150	150	150	50	200	100					
27	水荘園公園（仮称）整備工事	2003/11/19	13	30,000	#####	今勝建設	30,000	30,090	30,120	30,300	30,440	30,520	30,610	30,880	30,930	31,250	31,500	31,700	32,000					13
							K	100.3%	100.4%	101.0%	101.5%	101.7%	102.0%	102.9%	103.1%	104.2%	105.0%	105.7%	106.7%			K		
								90	30	180	140	80	90	270	50	320	250	200	300					
28	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その1）	2003/11/19	13	24,000	96.3%	高田組	23,100	23,120	23,180	23,240	23,260	23,400	23,420	23,500	23,590	23,630	23,700	23,770	24,000					15
								100.1%	100.3%	100.6%	100.7%	101.3%	101.4%	101.7%	102.1%	102.3%	102.6%	102.9%	103.9%		MM			
								20	60	60	20	140	20	80	90	40	70	70	230					
29	熊取町シルバー人材センター整備工事	2003/11/19	5	37,000	95.9%	高田組	35,500	36,100	36,250	36,500	36,700													
								101.7%	102.1%	102.8%	103.4%										M			
								600	150	250	200													
30	準用河川見出川改修工事	2003/11/19	13	30,000	97.7%	徳進建設	29,300	29,500	29,880	30,000	30,550	30,600	30,990	31,000	31,300	31,500	31,790	32,200	32,320					14
							K	100.7%	102.0%	102.4%	104.3%	104.4%	105.8%	105.8%	106.8%	107.5%	108.5%	109.9%	110.3%			K		
								200	380	120	550	50	390	10	300	200	290	410	120					
31	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備（建築）	2003/11/19	5	16,300	96.3%	中林建設	15,700	15,740	15,770	15,800	15,900													
								100.3%	100.4%	100.6%	101.3%										MM			
								40	30	30	100													

見える談合工事157件の入札状況　　甲33号証の1　　談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度	検察調書 X	検察調書 Y
				予定価格（税	落札率%	チャンピ＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。														
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
32	大久保防災コミュニティ公園（仮称）整備工事	2003/11/19	10	11,500	97.4%	鳥山建設	11,200	11,220	11,250	11,250	11,300	11,360	11,380	11,400	11,400	11,500							
								100.2%	100.4%	100.4%	100.9%	101.4%	101.6%	101.8%	101.8%	102.7%					MM		
								20	30	同額	50	60	20	20	同額	100							
33	中央公園（仮称）整備工事	2003/12/25	13	43,400	97.5%	阪南土木工業	42,300	42,350	42,500	42,500	42,600	42,750	42,800	43,000	43,050	43,100	43,200	43,450	43,500				16
								100.1%	100.5%	100.5%	100.7%	101.1%	101.2%	101.7%	101.8%	101.9%	102.1%	102.7%	102.8%		MM		
								50	150	同額	100	150	50	200	50	50	100	250	50				
34	町道平和翠松苑8号線舗装補修工事	2003/12/25	11	4,900	96.9%	成公建設	4,750	4,780	4,810	4,820	4,860	4,900	4,930	4,950	4,960	4,980	4,990						
								100.6%	101.3%	101.5%	102.3%	103.2%	103.8%	104.2%	104.4%	104.8%	105.1%				MM		
								30	30	10	40	40	30	20	10	20	10						
35	中央公園（仮称）整備工事（建築）	2003/12/25	10	12,600	95.2%	中島興業	12,000	12,150	12,170	12,200	12,230	12,310	12,310	12,370	12,410	12,440							
								101.3%	101.4%	101.7%	101.9%	102.6%	102.6%	103.1%	103.4%	103.7%					MM		
								150	20	30	30	80	同額	60	40	30							
36	山の手台地区下水管補修工事	2004/1/23	11	4,360	96.3%	ヤマシン	4,200	4,240	4,250	4,300	4,310	4,330	4,350	4,350	4,380	4,400	4,400						
								101.0%	101.2%	102.4%	102.6%	103.1%	103.6%	103.6%	104.3%	104.8%	104.8%				MM		
								40	10	50	10	20	20	同額	30	20	同額						
37	町道希望が丘35号線他舗装補修工事	2004/6/3 以下は、平成16年度	11	5,480	96.7%	有薗土木工業	5,300	5,320	5,330	5,350	5,360	5,400	5,410	5,420	5,460	5,490	5,520						
								100.4%	100.6%	100.9%	101.1%	101.9%	102.1%	102.3%	103.0%	103.6%	104.2%				MM		
								20	10	20	10	40	10	10	40	30	30						
38	町道久保高田線他舗装本復旧工事（その2）	2004/6/3	11	11,500	96.5%	大屋建設	11,100	11,110	11,160	11,200	11,220	11,260	11,310	11,320	11,360	11,390	11,420						
								100.1%	100.5%	100.9%	101.1%	101.4%	101.9%	102.0%	102.3%	102.6%	102.9%				MM		
								10	50	40	20	40	50	10	40	30	30						
39	舗装本復旧工事第16－5工区	2004/6/3	11	8,980	96.9%	ヤマシン	8,700	8,730	8,750	8,760	8,790	8,790	8,800	8,840	8,850	8,900	8,980						
								100.3%	100.6%	100.7%	101.0%	101.0%	101.1%	101.6%	101.7%	102.3%	103.2%				MM		
								30	20	10	30		10	40	10	50	80						
40	舗装本復旧工事第16－2工区	2004/6/3	11	12,400	96.8%	鳥山建設	12,000	12,040	12,050	12,100	12,110	12,110	12,130	12,170	12,210	12,240	12,300						
								100.3%	100.4%	100.8%	100.9%	100.9%	101.1%	101.4%	101.8%	102.0%	102.5%				MM		
								40	10	50	10	同額	20	40	40	30	60						
41	舗装本復旧工事第16－3工区	2004/6/3	11	5,540	96.6%	クマトリ	5,350	5,360	5,370	5,390	5,410	5,430	5,460	5,480	5,480	5,500	5,530						
								100.2%	100.4%	100.7%	101.1%	101.5%	102.1%	102.4%	102.4%	102.8%	103.4%				MM		
								10	10	20	20	20	30	20		20	30						
42	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事（その1）	2004/6/18	11	7,060	96.0%	成公建設	6,780	6,810	6,820	6,850	6,890	6,900	6,950	6,970	7,000	7,070	7,100						
								100.4%	100.6%	101.0%	101.6%	101.8%	102.5%	102.8%	103.2%	104.3%	104.7%				MM		
								30	10	30	40	10	50	20	30	70	30						
43	熊取北中学校大規模改造工事（2期）	2004/5/27	8	177,000	98.3%	中林建設	174,000	176,000	176,500	177,000	178,000	178,300	180,000	181,000									
								101.1%	101.4%	101.7%	102.3%	102.5%	103.4%	104.0%							M		
								2,000	500	500	1,000	300	1,700	1,000									
44	公面汚水管渠第16－4工区布設工事	2004/7/2	14	28,200	97.9%	西尾組	27,600	27,620	27,660	27,720	27,770	27,840	27,910	27,920	28,020	28,080	28,120	28,300	28,330	29,140			18
								100.1%	100.2%	100.4%	100.6%	100.9%	101.1%	101.2%	101.5%	101.7%	101.9%	102.5%	102.6%	105.6%	MM		
								20	40	60	50	70	70	10	100	60	40	180	30	810			
45	公面汚水管渠第16－1工区布設工事	2004/7/2	14	26,500	94.3%	中武造園土木	25,000	25,430	25,570	25,810	25,940	25,960	26,000	26,020	26,060	26,070	26,160	26,220	26,300	26,500			19
								101.7%	102.3%	103.2%	103.8%	103.8%	104.0%	104.1%	104.2%	104.3%	104.6%	104.9%	105.2%	106.0%	M		
								430	140	240	130	20	40	20	40	10	90	60	80	200			
46	町道大久保日根野線舗装補修工事	2004/7/2	11	4,940	96.8%	有薗土木工業	4,780	4,790	4,790	4,820	4,850	4,880	4,890	4,920	4,950	4,960	4,980						
								100.2%	100.2%	100.8%	101.5%	102.1%	102.3%	102.9%	103.6%	103.8%	104.2%				MM		
								10		30	30	30	10	30	30	10	20						
47	公面汚水管渠第16－2工区布設工事	2004/7/2	14	37,000	96.5%	中島興業	35,700	35,900	36,000	36,000	36,250	36,300	36,400	36,500	36,550	36,700	36,880	36,900	37,000	37,300			17
								100.6%	100.8%	100.8%	101.5%	101.7%	102.0%	102.2%	102.4%	102.8%	103.3%	103.4%	103.6%	104.5%	M		
								200	100	同額	250	50	100	100	50	150	180	20	100	300			

見える談合工事157件の入札状況　　甲33号証の1　　談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度	検察調書	
				予定価格（税	落札率%	チャンピオン＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													X	Y
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
48	公面汚水管渠第16－3工区布設工事	2004/7/2	14	23,600	94.3%	阪南工務店	22,260	22,370	22,390	22,400	22,410	22,420	22,450	22,460	22,480	22,520	22,540	22,550	22,560	22,610			20
								100.5%	100.6%	100.6%	100.7%	100.7%	100.9%	100.9%	101.0%	101.2%	101.3%	101.3%	101.3%	101.6%	MM		
								110	20	10	10	10	30	10	20	40	20	10	10	50			
49	舗装本復旧工事第16－1工区	2004/8/3	11	7,500	96.7%	楠プランニング	7,250	7,290	7,300	7,330	7,350	7,380	7,410	7,440	7,460	7,500	7,550						
								100.6%	100.7%	101.1%	101.4%	101.8%	102.2%	102.6%	102.9%	103.4%	104.1%				MM		
								40	10	30	20	30	30	30	20	40	50						
50	町道東和苑1号線他舗装補修工事	2004/9/3	11	5,100	97.1%	中林建設	4,950	4,970	4,990	5,020	5,030	5,070	5,100	5,130	5,170	5,190	5,200						
								100.4%	100.8%	101.4%	101.6%	102.4%	103.0%	103.6%	104.4%	104.8%	105.1%				MM		
								20	20	30	10	40	30	30	40	20	10						
51	府道泉佐野打田線給配水布設替工事（その3）	2004/9/24	14	56,000	98.2%	西尾組	55,000	55,040	55,080	55,140	55,200	55,250	55,330	55,450	55,480	55,520	55,650	55,770	55,800	55,970			21
								100.1%	100.1%	100.3%	100.4%	100.5%	100.6%	100.8%	100.9%	100.9%	101.2%	101.4%	101.5%	101.8%	M		
								40	40	60	60	50	80	120	30	40	130	120	30	170			
52	町道美熊台南山の手台線道路新設工事	2004/9/24	14	45,300	98.2%	日南建設	44,500	44,800	45,000	45,300	45,400	45,500	45,670	45,750	45,850	45,900	45,950	46,000	46,100	46,300			22
								100.7%	101.1%	101.8%	102.0%	102.2%	102.6%	102.8%	103.0%	103.1%	103.3%	103.4%	103.6%	104.0%	MM		
								300	200	300	100	100	170	80	100	50	50	50	100	200			
53	町道五門築留線道路改良工事（2工区）	2004/10/4	14	21,100	96.7%	山本工務店	20,400	21,000	21,500	21,900	22,000	22,100	22,500	22,700	22,800	23,000	23,100	23,200	23,300	23,500			25
								102.9%	105.4%	107.4%	107.8%	108.3%	110.3%	111.3%	111.8%	112.7%	113.2%	113.7%	114.2%	115.2%	MM		
								600	500	400	100	100	400	200	100	200	100	100	100	200			
54	公面汚水管渠第16－5工区布設工事	2004/10/4	14	28,700	95.3%	高田組	27,350	27,400	27,430	27,520	27,560	27,600	27,630	27,670	27,700	27,750	27,780	27,800	27,800	27,860			23
								100.2%	100.3%	100.6%	100.8%	100.9%	101.0%	101.2%	101.3%	101.5%	101.6%	101.6%	101.6%	101.9%	MM		
								50	30	90	40	40	30	40	30	50	30	20	同額	60			
55	公面汚水管渠第16－5工区布設工事	2004/10/4	14	22,600	96.5%	阪南工務店	21,800	21,830	21,850	21,870	21,880	21,890	21,900	21,910	21,920	21,930	21,950	21,970	21,980	22,000			24
								100.1%	100.2%	100.3%	100.4%	100.4%	100.5%	100.5%	100.6%	100.6%	100.7%	100.8%	100.8%	100.9%	MM		
								30	20	20	10	10	10	10	10	10	20	20	10	20			
56	熊取町営斎場納骨塔改修工事	2004/10/4	8	2,900	96.6%	森田建設	2,800	2,900	2,980	3,050	3,100	3,130	3,240	3,300									
								103.6%	106.4%	108.9%	110.7%	111.8%	115.7%	117.9%							MM		
								100	80	70	50	30	110	60									
57	平成16年度教育のもり（仮）ふれあい広場整備工事	2004/10/19	8	43,800	97.0%	山本工務店	42,500	42,800	43,000	43,500	43,600	43,800	43,900	44,000									
								100.7%	101.2%	102.4%	102.6%	103.1%	103.3%	103.5%							MM		
								300	200	500	100	200	100	100									
58	準用河川見出川改修工事	2004/10/19	14	33,000	96.7%	山本工務店	31,900	32,500	32,650	32,800	33,000	33,250	33,400	33,550	33,600	33,800	33,900	34,000	34,200	34,500			26
								101.9%	102.4%	102.8%	103.4%	104.2%	104.7%	105.2%	105.3%	106.0%	106.3%	106.6%	107.2%	108.2%	M		
								600	150	150	200	250	150	150	50	200	100	100	200	300			
59	町道朝代和田大宮線道路改良工事	2004/10/19	11	12,300	95.9%	泉州ビルド	11,800	11,950	12,000	12,050	12,100	12,140	12,200	12,300	12,360	12,380	13,366						
								101.3%	101.7%	102.1%	102.5%	102.9%	103.4%	104.2%	104.7%	104.9%	113.3%				M		
								150	50	50	50	40	60	100	60	20	986						
60	府道泉佐野熊取線給配水管布設替工事（その2）	2004/11/5	12	12,100	95.9%	有圏土木工業	11,600	11,900	11,950	12,000	12,100	12,100	12,370	12,480	12,550	12,600	12,900	13,000					
							K	102.6%	103.0%	103.4%	104.3%	104.3%	106.6%	107.6%	108.2%	108.6%	111.2%	112.1%				K	
								300	50	50	100	同額	270	110	70	50	300	100					
61	町道府住1号線舗装補修工事	2004/11/5	11	5,500	97.3%	川勝土木建材	5,350	5,370	5,380	5,380	5,400	5,440	5,470	5,480	5,510	5,550	5,600						
								100.4%	100.6%	100.6%	100.9%	101.7%	102.2%	102.4%	103.0%	103.7%	104.7%				MM		
								20	10	同額	20	40	30	10	30	40	50						
62	公面汚水管渠第16－8工区布設工事	2004/11/5	14	23,300	97.9%	森田建設	22,800	22,820	22,850	22,890	22,950	22,980	23,030	23,060	23,100	23,130	23,150	23,180	23,220	23,300			27
								100.1%	100.2%	100.4%	100.7%	100.8%	101.0%	101.1%	101.3%	101.4%	101.5%	101.7%	101.8%	102.2%	MM		
								20	30	40	60	30	50	30	40	30	20	30	40	80			
63	町道美熊台南山の手台線道路附帯工事	2004/11/18	14	37,400	98.1%	中武造園土木	36,700	36,900	37,000	37,500	37,550	37,780	37,800	38,000	38,300	38,450	38,630	38,700	38,860	39,000			28
								100.5%	100.8%	102.2%	102.3%	102.9%	103.0%	103.5%	104.4%	104.8%	105.3%	105.4%	105.9%	106.3%	M		
								200	100	500	50	230	20	200	300	150	180	70	160	140			

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度	検察調書	
				予定価格（税	落札率%	チャンピ＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													X	Y
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
64	中央公園（仮称）整備工事	2004/12/6	14	46,000	97.8%	山本組	45,000	45,050	45,100	45,180	45,200	45,250	45,350	45,380	45,400	45,480	45,500	45,550	45,700	45,900			29
								100.1%	100.2%	100.4%	100.4%	100.6%	100.8%	100.8%	100.9%	101.1%	101.1%	101.2%	101.6%	102.0%	MM		
								50	50	80	20	50	100	30	20	80	20	50	150	200			
65	町道美熊台南山の手台線道路新設工事（その2）	2004/12/6	10	17,000	96.5%	有園土木工業	16,400	16,460	16,520	16,580	16,600	16,730	16,800	16,880	17,000	17,100							
								100.4%	100.7%	101.1%	101.2%	102.0%	102.4%	102.9%	103.7%	104.3%					MM		
								60	60	60	20	130	70	80	120	100							
66	普通河川和田川維持補修工事	2004/12/6	11	4,800	95.8%	中林建設	4,600	4,630	4,650	4,650	4,680	4,700	4,750	4,770	4,800	4,830	4,850						
								100.7%	101.1%	101.1%	101.7%	102.2%	103.3%	103.7%	104.3%	105.0%	105.4%				MM		
								30	20	同額	30	20	50	20	30	30	20						
67	熊取歴史公園（仮称）整備工事	2004/12/24	14	24,900	96.4%	今勝建設	24,000	24,020	24,100	24,100	24,150	24,180	24,200	24,220	24,270	24,330	24,380	24,440	24,460	24,500			30
								100.1%	100.4%	100.4%	100.6%	100.8%	100.8%	100.9%	101.1%	101.4%	101.6%	101.8%	101.9%	102.1%	MM		
								20	80	同額	50	30	20	20	50	60	50	60	20	40			
68	地域交流センター（仮称）周辺景観整備工事	2004/12/24	8	9,000	96.7%	阪南土木工業	8,700	8,730	8,750	8,800	8,820	8,860	8,920	8,940									
								100.3%	100.6%	101.1%	101.4%	101.8%	102.5%	102.8%							MM		
								30	20	50	20	40	60	20									
69	大久保地区浸水対策工事（その2）	2004/12/24	11	9,900	97.0%	成公建設	9,600	9,620	9,670	9,670	9,710	9,750	9,770	9,800	9,850	9,900	9,910						
								100.2%	100.7%	100.7%	101.1%	101.6%	101.8%	102.1%	102.6%	103.1%	103.2%				MM		
								20	50	同額	40	40	20	30	50	50	10						
70	山の手台老人憩の家他改修工事	2004/12/24	8	9,300	98.7%	日南建設	9,180	9,500	9,650	9,800	9,900	9,950	9,950	9,980									
								103.5%	105.1%	106.8%	107.8%	108.4%	108.4%	108.7%							M		
								320	150	150	100	50	同額	30									
71	鳥ノ池底樋管改修工事	2004/12/24	11	4,690	95.9%	泉州ビルド	4,500	4,550	4,600	4,610	4,630	4,650	4,700	4,770	4,800	4,830	4,850						
								101.1%	102.2%	102.4%	102.9%	103.3%	104.4%	106.0%	106.7%	107.3%	107.8%				MM		
								50	50	10	20	20	50	70	30	30	20						
72	町道美熊台南山の手台線道路附帯工事（その2）	2004/12/24	11	17,800	97.2%	ヤマシン	17,300	17,350	17,400	17,440	17,480	17,500	17,500	17,550	17,600	17,630	17,700						
								100.3%	100.6%	100.8%	101.0%	101.2%	101.2%	101.4%	101.7%	101.9%	102.3%				MM		
								50	50	40	40	20	同額	50	50	30	70						
73	小谷区道修繕工事	2004/12/24	11	4,900	96.9%	楠プランニング	4,750	4,800	4,830	4,850	4,860	4,870	4,890	4,900	4,910	4,920	4,930						
								101.1%	101.7%	102.1%	102.3%	102.5%	102.9%	103.2%	103.4%	103.6%	103.8%				MM		
								50	30	20	10	10	20	10	10	10	10						
74	中央公園（仮称）駐車場整備工事	2004/12/24	11	18,200	96.2%	クマトリ	17,500	17,710	17,730	17,810	17,850	17,880	17,930	17,950	18,050	18,070	18,100						
								101.2%	101.3%	101.8%	102.0%	102.2%	102.5%	102.6%	103.1%	103.3%	103.4%				M		
								210	20	80	40	30	50	20	100	20	30						
75	大久保地区浸水対策工事（その1）	2004/12/24	11	6,000	96.7%	川勝土木建材	5,800	5,950	5,970	5,980	5,980	6,000	6,030	6,030	6,050	6,100	6,150						
								102.6%	102.9%	103.1%	103.1%	103.4%	104.0%	104.0%	104.3%	105.2%	106.0%				MM		
								150	20	10	同額	20	30	同額	20	50	50						
76	桜谷上池底樋管改修工事	2005/1/26	11	5,580	96.8%	鳥山建設	5,400	5,420	5,450	5,480	5,490	5,510	5,550	5,580	5,630	5,660	5,700						
								100.4%	100.9%	101.5%	101.7%	102.0%	102.8%	103.3%	104.3%	104.8%	105.6%				MM		
								20	30	30	10	20	40	30	50	30	40						
77	町道小垣内川田七山線道路改良工事	2005/5/23 以下は、平成17年度	11	17,600	96.6%	泉州ビルド	17,000	17,050	17,080	17,100	17,230	17,250	17,300	17,350	17,450	17,500	17,550						
								100.3%	100.5%	100.6%	101.4%	101.5%	101.8%	102.1%	102.6%	102.9%	103.2%				MM		
								50	30	20	130	20	50	50	100	50	50						
78	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事（その3）	2005/5/23	9	12,300	97.6%	鳥山建設	12,000	12,120	12,300	12,480	12,500	12,620	12,770	12,840	12,980								
								101.0%	102.5%	104.0%	104.2%	105.2%	106.4%	107.0%	108.2%						M		
								120	180	180	20	120	150	70	140								
79	府道泉佐野熊取線舗装本復旧工事（その2）	2005/5/23	9	6,030	95.4%	楠プランニング	5,750	5,820	5,880	5,900	5,900	5,960	6,000	6,040	6,100								
								101.2%	102.3%	102.6%	102.6%	103.7%	104.3%	105.0%	106.1%						MM		
								70	60	20	同額	60	40	40	60								

見える談合工事157件の入札状況

甲33号証の1

談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字（1～14）は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度		検察調書	
				予定価格（税	落札率%	チャンピ＝落札	落札金額	※1．下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。														X	Y
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
80	舗装本復旧工事第17－4工区	2005/6/8	9	5,380	95.7%	成公建設	5,150	5,200	5,330	5,350	5,440	5,500	5,630	5,650	5,700							MM			
								101.0%	103.5%	103.9%	105.6%	106.8%	109.3%	109.7%	110.7%										
								50	130	20	90	60	130	20	50										
81	公面汚水管渠第17－2工区布設工事	2005/6/8	13	36,300	97.8%	徳進建設	35,500	35,600	35,880	35,950	36,000	36,300	36,590	36,600	36,970	37,000	37,250	37,500	37,790				4	33
							K	100.3%	101.1%	101.3%	101.4%	102.3%	103.1%	103.1%	104.1%	104.2%	104.9%	105.6%	106.5%			K		
								100	280	70	50	300	290	10	370	30	250	250	290					
82	公面汚水管渠第17－1工区布設工事	2005/6/8	13	45,500	98.0%	西尾組	44,600	44,760	44,900	45,180	45,350	45,500	45,900	46,230	46,640	47,000	47,440	47,780	48,000				5	32
							K	100.4%	100.7%	101.3%	101.7%	102.0%	102.9%	103.7%	104.6%	105.4%	106.4%	107.1%	107.6%			K		
								160	140	280	170	150	400	330	410	360	440	340	220					
83	舗装本復旧工事第17－1工区	2005/6/8	9	12,000	96.7%	有菌土木工業	11,600	11,740	11,820	11,950	12,040	12,180	12,300	12,500	12,650							M			
								101.2%	101.9%	103.0%	103.8%	105.0%	106.0%	107.8%	109.1%										
								140	80	130	90	140	120	200	150										
84	舗装本復旧工事第17－2工区	2005/6/8	9	4,700	95.7%	中林建設	4,500	4,680	4,700	4,770	4,900	4,970	5,000	5,140	5,220							M			
								104.0%	104.4%	106.0%	108.9%	110.4%	111.1%	114.2%	116.0%										
								180	20	70	130	70	30	140	80										
85	地域交流センター（仮称）バスロータリー整備	2005/6/8	7	5,400	96.3%	大屋建設	5,200	5,280	5,300	5,440	5,500	5,570	5,700									M			
								101.5%	101.9%	104.6%	105.8%	107.1%	109.6%												
								80	20	140	60	70	130												
86	舗装本復旧工事第17－3工区	2005/6/8	9	8,280	95.4%	大屋建設	7,900	8,000	8,040	8,120	8,220	8,300	8,370	8,500	8,620							M			
								101.3%	101.8%	102.8%	104.1%	105.1%	105.9%	107.6%	109.1%										
								100	40	80	100	80	70	130	120										
87	町道希望が丘3号線他舗装補修工事	2005/6/16	10	4,930	95.3%	楠プランニング	4,700	4,750	4,845	4,900	4,975	5,000	5,040	5,100	5,180	5,250							K		
							K	101.1%	103.1%	104.3%	105.9%	106.4%	107.2%	108.5%	110.2%	111.7%									
								50	95	55	75	25	40	60	80	70									
88	国道170号給配水管布設替工事	2005/6/16	13	41,800	98.1%	森田建設	41,000	41,120	41,200	42,000	42,850	42,900	43,550	43,900	44,100	44,450	44,800	45,000	45,700				6	34
							K	100.3%	100.5%	102.4%	104.5%	104.6%	106.2%	107.1%	107.6%	108.4%	109.3%	109.8%	111.5%			K		
								120	80	800	850	50	650	350	200	350	350	200	700					
89	熊取北中学校大規模改造工事（3期）	2005/5/30	8	68,600	98.4%	徳進建設	67,500	68,880	69,000	69,900	70,550	72,600	74,000	74,490									3		
							K	102.0%	102.2%	103.6%	104.5%	107.6%	109.6%	110.4%									K		
								1,380	120	900	650	2,050	1,400	490											
90	熊取町立東小学校増築工事	2005/5/30	8	186,000	98.4%	西尾組	183,000	183,900	184,000	184,700	185,000	185,200	185,980	186,900									2		
								100.5%	100.5%	100.9%	101.1%	101.2%	101.6%	102.1%								M			
								900	100	700	300	200	780	920											
91	野田小谷汚水幹線第1工区築造工事	2005/5/30	13	97,000	98.5%	森田建設	95,500	95,800	96,000	96,400	96,700	97,000	97,350	98,000	98,200	98,800	99,100	99,500	99,700				1	31
								100.3%	100.5%	100.9%	101.3%	101.6%	101.9%	102.6%	102.8%	103.5%	103.8%	104.2%	104.4%			MM		
								300	200	400	300	300	350	650	200	600	300	400	200					
92	公面汚水管渠第17－3工区布設工事	2005/7/6	13	37,800	97.9%	今勝建設	37,000	37,400	37,950	38,000	38,200	38,800	38,910	39,130	39,460	39,500	39,770	40,300	40,640				7	35
							K	101.1%	102.6%	102.7%	103.2%	104.9%	105.2%	105.8%	106.6%	106.8%	107.5%	108.9%	109.8%			K		
								400	550	50	200	600	110	220	330	40	270	530	340					
93	公面汚水管渠第17－4工区布設工事	2005/7/6	13	24,600	96.7%	中島興業	23,800	24,100	24,150	24,200	24,200	24,500	24,550	24,700	24,800	24,800	24,900	24,950	25,000				8	36
								101.3%	101.5%	101.7%	101.7%	102.9%	103.2%	103.8%	104.2%	104.2%	104.6%	104.8%	105.0%			MM		
								300	50	50	同額	300	50	150	100	同額	100	50	50					
94	町道希望が丘自由が丘線他舗装補修工事	2005/7/6	10	5,070	96.6%	川勝土木建材	4,900	5,000	5,020	5,150	5,200	5,250	5,330	5,400	5,410	5,520									
								102.0%	102.4%	105.1%	106.1%	107.1%	108.8%	110.2%	110.4%	112.7%						MM			
								100	20	130	50	50	80	70	10	110									
95	熊取歴史公園（仮称）整備工事	2005/7/20	13	25,000	97.6%	髙田組	24,400	24,470	24,520	24,600	24,640	24,680	24,770	24,860	24,990	25,000	25,060	25,120	25,200				9	37
								100.3%	100.5%	100.8%	101.0%	101.1%	101.5%	101.9%	102.4%	102.5%	102.7%	103.0%	103.3%			MM		
								70	50	80	40	40	90	90	130	10	60	60	80					

見える談合工事157件の入札状況

甲33号証の1

談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング			下の数字(1～14)は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額													談合「見える」度	検察調書	
				予定価格(税	落札率%	チャンピ＝落札	落札金額	※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													X	Y
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
96	熊取町立西小学校校舎増築等工事	2005/7/20	8	42,300	97.4%	中林建設	41,200	41,800	42,000	42,500	42,700	43,000	43,000	43,100								10	
								101.5%	101.9%	103.2%	103.6%	104.4%	104.4%	104.6%							MM		
								600	200	500	200	300	同額	100									
97	消防本部改修工事	2005/8/4	8	30,800	97.4%	髙田組	30,000	30,200	30,300	30,500	30,750	30,800	31,000	31,200									
								100.7%	101.0%	101.7%	102.5%	102.7%	103.3%	104.0%							MM		
								200	100	200	250	50	200	200									
98	町道成合別所池線新設工事	2005/8/4	13	42,800	98.1%	阪南土木工業	42,000	42,100	42,170	42,270	42,300	42,370	42,440	42,500	42,500	42,550	42,700	42,800	43,000			13	38
								100.2%	100.4%	100.6%	100.7%	100.9%	101.0%	101.2%	101.2%	101.3%	101.7%	101.9%	102.4%		MM		
								100	70	100	30	70	70	60	同額	50	150	100	200				
99	町道美熊台南山の手台線道路新設工事	2005/8/4	13	37,600	98.1%	日南建設	36,900	37,500	37,700	37,880	37,900	38,000	38,300	38,500	38,600	38,800	38,900	39,000	39,300			12	39
								101.6%	102.2%	102.7%	102.7%	103.0%	103.8%	104.3%	104.6%	105.1%	105.4%	105.7%	106.5%		M		
								600	200	180	20	100	300	200	100	200	100	100	300				
100	町道府住1号線舗装補修工事	2005/9/8	11	9,200	97.8%	有菌土木工業	9,000	9,080	9,100	9,100	9,150	9,250	9,270	9,300	9,380	9,440	9,560					11	
								100.9%	101.1%	101.1%	101.7%	102.8%	103.0%	103.3%	104.2%	104.9%	106.2%				MM		
								80	20	同額	50	100	20	30	80	60	120						
101	髙田ちびっこ広場公衆便所新築工事	2005/9/28	8	16,200	97.5%	今勝建設	15,800	16,000	16,200	16,550	16,800	16,800	17,000	17,300								14	
								101.3%	102.5%	104.7%	106.3%	106.3%	107.6%	109.5%							MM		
								200	200	350	250	同額	200	300									
102	髙田ちびっこ広場整備工事	2005/9/28	13	20,800	97.6%	中島興業	20,300	20,600	20,650	20,720	20,800	20,800	21,300	21,500	21,550	21,700	21,750	21,900	21,980			15	40
								101.5%	101.7%	102.1%	102.5%	102.5%	104.9%	105.9%	106.2%	106.9%	107.1%	107.9%	108.3%		M		
								300	50	70	80	同額	500	200	50	150	50	150	80				
103	町道成合髙田線他道路補修工事	2005/9/28	11	4,830	96.3%	ヤマシン	4,650	4,700	4,730	4,750	4,750	4,800	4,880	4,900	5,000	5,070	5,160						
								101.1%	101.7%	102.2%	102.2%	103.2%	104.9%	105.4%	107.5%	109.0%	111.0%				MM		
								50	30	20	同額	50	80	20	100	70	90						
104	公面汚水管渠第17－5工区布設工事	2005/10/13	13	33,200	97.9%	髙田組	32,500	32,700	32,800	32,900	32,900	33,000	33,100	33,300	33,500	33,600	33,800	34,000	34,100			16	41
								100.6%	100.9%	101.2%	101.2%	101.5%	101.8%	102.5%	103.1%	103.4%	104.0%	104.6%	104.9%		MM		
								200	100	100	同額	100	100	200	200	100	200	200	100				
105	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その2)	2005/10/25	13	23,200	95.7%	山本工務店	22,200	22,530	22,740	22,820	22,900	23,000	23,000	23,100	23,150	23,200	23,300	23,360	23,400			17	43
								101.5%	102.4%	102.8%	103.2%	103.6%	103.6%	104.1%	104.3%	104.5%	105.0%	105.2%	105.4%		M		
								330	210	80	80	100	同額	100	50	50	100	60	40				
106	府道泉佐野打田線給配水管布設替工事(その4)	2005/10/25	13	46,000	97.8%	日南建設	45,000	45,500	45,650	45,800	46,000	46,100	46,250	46,300	46,600	47,000	47,200	47,500	48,000			18	42
								101.1%	101.4%	101.8%	102.2%	102.4%	102.8%	102.9%	103.6%	104.4%	104.9%	105.6%	106.7%		M		
								500	150	150	200	100	150	50	300	400	200	300	500				
107	公面汚水管渠第17－6工区布設工事	2005/11/8	13	20,300	93.6%	中武造園土木	19,000	19,100	19,130	19,200	19,250	19,300	19,330	19,400	19,450	19,500	19,530	19,600	19,650			19	44
								100.5%	100.7%	101.1%	101.3%	101.6%	101.7%	102.1%	102.4%	102.6%	102.8%	103.2%	103.4%		MM		
								100	30	70	50	50	30	70	50	50	30	70	50				
108	桜谷上池・下池改修工事	2005/11/8	11	12,400	96.8%	泉州ビルド	12,000	12,200	12,450	12,500	12,570	12,600	12,680	12,700	12,700	12,740	12,800						
								101.7%	103.8%	104.2%	104.8%	105.0%	105.7%	105.8%	105.8%	106.2%	106.7%				M		
								200	250	50	70	30	80	20	同額	40	60						
109	左子下池改修工事	2005/11/8	11	16,800	96.4%	クマトリ	16,200	16,600	16,800	16,900	17,000	17,200	17,400	17,500	17,700	17,800	17,900						
								102.5%	103.7%	104.3%	104.9%	106.2%	107.4%	108.0%	109.3%	109.9%	110.5%				MM		
								400	200	100	100	200	200	100	200	100	100						
110	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その3)	2005/11/25	13	23,300	97.2%	今勝建設	22,650	23,300	23,500	23,700	24,000	24,500	24,600	24,900	25,300	25,500	25,800	25,950	26,000			20	46
								102.9%	103.8%	104.6%	106.0%	108.2%	108.6%	109.9%	111.7%	112.6%	113.9%	114.6%	114.8%		MM		
								650	200	200	300	500	100	300	400	200	300	150	50				
111	五月ヶ丘一丁目給配水管布設替工事(その1)	2005/11/25	13	24,200	97.1%	山本工務店	23,500	23,620	23,650	23,740	23,750	23,880	24,000	24,050	24,250	24,270	24,330	24,510	24,600			22	45
								100.5%	100.6%	101.0%	101.1%	101.6%	102.1%	102.3%	103.2%	103.3%	103.5%	104.3%	104.7%		M		
								120	30	90	10	130	120	50	200	20	60	180	90				

見える談合工事157件の入札状況　　甲33号証の1　　談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンが予定価格(税	落札率%	チャンピオン＝落札	下の数字(1～14)は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額 ※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													談合「見える」度	検察調書 X	検察調書 Y
							落札金額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
112	町道成合線側溝蓋掛工事	2005/11/25	13	21,700	96.8%	日南建設	21,000	21,300	21,550	21,600	21,800	22,000	22,100	22,400	22,500	22,700	22,850	22,900	23,000			21	47
								101.4%	102.6%	102.9%	103.8%	104.8%	105.2%	106.7%	107.1%	108.1%	108.8%	109.0%	109.5%		MM		
								300	250	50	200	200	100	300	100	200	150	50	100				
113	町道和田南山の手台線他舗装補修工事	2005/12/9	11	8,800	96.6%	中林建設	8,500	8,540	8,550	8,610	8,640	8,660	8,700	8,780	8,800	8,890	8,950						
								100.5%	100.6%	101.3%	101.6%	101.9%	102.4%	103.3%	103.5%	104.6%	105.3%				MM		
								40	10	60	30	20	40	80	20	90	60						
114	町道若葉28号線他道路排水施設整備工事	2005/12/22	11	4,800	95.8%	ヤマシン	4,600	4,650	4,710	4,750	4,750	4,770	4,810	4,850	4,870	4,900	4,950						
								101.1%	102.4%	103.3%	103.3%	103.7%	104.6%	105.4%	105.9%	106.5%	107.6%				MM		
								50	60	40	同額	20	40	40	20	30	50						
115	町道大浦線他石綿管布設替工事	2005/12/22	12	8,260	96.9%	鳥山建設	8,000	8,040	8,050	8,100	8,150	8,170	8,210	8,300	8,300	8,360	8,380	8,450					
								100.5%	100.6%	101.3%	101.9%	102.1%	102.6%	103.8%	103.8%	104.5%	104.8%	105.6%			MM		
								40	10	50	50	20	40	90	同額	60	20	70					
116	朝代清水水路災害復旧工事	2005/12/22	11	4,670	97.2%	楠プランニング	4,540	4,560	4,560	4,570	4,570	4,570	4,580	4,580	4,590	4,590	4,600						
								100.4%	100.4%	100.7%	100.7%	100.7%	100.9%	100.9%	101.1%	101.1%	101.3%				MM		
								20	同額	10	同額	同額	10	同額	10	同額	10						
117	新野田老人憩の家他改修工事	2005/12/22	7	7,720	95.9%	楠プランニング	7,400	7,480	7,500	7,550	7,600	7,670	7,700										
								101.1%	101.4%	102.0%	102.7%	103.6%	104.1%								MM		
								80	20	50	50	70	30										
118	町営住宅除却等工事	2006/1/23	7	5,100	97.1%	成公建設	4,950	5,000	5,090	5,150	5,230	5,300	5,330										
								101.0%	102.8%	104.0%	105.7%	107.1%	107.7%								MM		
								50	90	60	80	70	30										
119	町道美熊台南山の手台線道路新設工事(その4)	2006/1/23	11	10,200	97.1%	川勝土木建材	9,900	9,950	9,970	9,970	9,980	9,980	9,980	9,990	9,990	9,990	10,000						
								100.5%	100.7%	100.7%	100.8%	100.8%	100.8%	100.9%	100.9%	100.9%	101.0%				MM		
								50	20	同額	10	同額	同額	10	同額	同額	10						
120	熊取町営大原住宅除却工事	2006/5/30 以下は、平成18年度	9	31,500	97.8%	西尾組	30,800	31,150	31,180	31,200	31,220	31,300	31,450	31,600	31,720								23	
								101.1%	101.2%	101.3%	101.4%	101.6%	102.1%	102.6%	103.0%						M			
								350	30	20	20	80	150	150	120									
121	五月ヶ丘一丁目給配水管布設替工事(その2)	2006/5/30	14	34,400	95.9%	山本組	33,000	33,380	33,450	33,600	33,750	33,800	34,000	34,100	34,380	34,500	34,700	34,850	35,100	35,400		27	48
								101.2%	101.4%	101.8%	102.3%	102.4%	103.0%	103.3%	104.2%	104.5%	105.2%	105.6%	106.4%	107.3%	M			
								380	70	150	150	50	200	100	280	120	200	150	250	300				
122	国道170号舗装本復旧工事(その1)	2006/6/9	6	4,860	96.7%	泉州ビルド	4,700	4,760	4,810	4,840	4,850	4,930											
								101.3%	102.3%	103.0%	103.2%	104.9%											
								60	50	30	10	80									MM		
123	舗装本復旧工事第18－4工区	2006/6/9	8	7,500	96.0%	ヤマシン	7,200	7,320	7,380	7,440	7,460	7,500	7,560	7,620									
								101.7%	102.5%	103.3%	103.6%	104.2%	105.0%	105.8%									
								120	60	60	20	40	60	60							MM		
124	府道泉佐野打田線舗装本復旧工事(その4)	2006/6/9	7	11,500	96.5%	鳥山建設	11,100	11,240	11,250	11,310	11,400	11,540	11,610										
								101.3%	101.4%	101.9%	102.7%	104.0%	104.6%										
								140	10	60	90	140	70								M		
125	熊取町立北小学校大規模改造工事(第1期)	2006/5/30	7	156,000	98.7%	徳進建設	154,000	155,900	157,000	158,800	158,900	160,000	165,000										
							K	101.2%	101.9%	103.1%	103.2%	103.9%	107.1%									K	
								1,900	1,100	1,800	100	1,100	5,000										
126	熊取町立第5保育所大規模修繕工事	2006/5/30	8	69,200	98.3%	中島興業	68,000	69,400	69,650	70,500	70,900	71,300	72,450	73,700								26	
							K	102.1%	102.4%	103.7%	104.3%	104.9%	106.5%	108.4%								K	
								1,400	250	850	400	400	1,150	1,250									
127	熊取北中学校屋内運動場大規模改造工事	2006/5/30	6	69,700	96.8%	中林建設	67,500	68,000	68,330	69,000	69,180	69,800										24	
								100.7%	101.2%	102.2%	102.5%	103.4%									M		
								500	330	670	180	620											

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング 予定価格(税	落札率%	チャンピオン＝落札	下の数字(1～14)は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額 ※1：下段の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													談合「見える」度	検察調書 X	Y
							落札金額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
128	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	2006/7/6	5	4,760	95.8%	大屋建設	4,560	4,570	4,590	4,620	4,650													
								100.2%	100.7%	101.3%	102.0%											MM		
								10	20	30	30													
129	町道若葉11号線他道路改修工事	2006/7/25	9	5,780	96.9%	楠プランニング	5,600	5,750	5,970	5,970	6,000	6,050	6,100	6,120	6,150									
								102.7%	106.6%	106.6%	107.1%	108.0%	108.9%	109.3%	109.8%							M		
								150	220	同額	30	50	50	20	30									
130	公面汚水管渠第18－7工区布設工事	2006/8/4	12	37,000	95.9%	阪南土木工業	35,500	35,600	35,600	35,770	35,800	35,980	36,000	36,000	36,050	36,150	36,200	36,200					30	50
								100.3%	100.3%	100.8%	100.8%	101.4%	101.4%	101.4%	101.5%	101.8%	102.0%	102.0%				M		
								100	同額	170	30	180	20	同額	50	100	50	同額						
131	公面汚水管渠第18－4工区布設工事	2006/8/4	13	44,000	96.8%	徳進建設	42,600	42,950	43,000	43,380	43,550	43,600	43,800	44,200	44,440	44,550	44,800	45,100	47,120				29	49
							K	100.8%	100.9%	101.8%	102.2%	102.3%	102.8%	103.8%	104.3%	104.6%	105.2%	105.9%	110.6%			K		
								350	50	380	170	50	200	400	240	110	250	300	2,020					
132	舗装本復旧工事第18－1工区	2006/8/4	8	7,800	96.2%	中林建設	7,500	7,580	7,700	7,700	7,780	7,850	7,920	7,980										
								101.1%	102.7%	102.7%	103.7%	104.7%	105.6%	106.4%								MM		
								80	120	同額	80	70	70	60										
133	公面汚水管渠第18－2工区布設工事	2006/8/4	14	22,100	96.8%	森田建設	21,400	21,550	21,600	21,680	21,800	21,890	21,950	22,000	22,150	22,330	22,350	22,550	22,700	22,800			28	51
								100.7%	100.9%	101.3%	101.9%	102.3%	102.6%	102.8%	103.5%	104.3%	104.4%	105.4%	106.1%	106.5%	M			
								150	50	80	120	90	60	50	150	180	20	200	150	100				
●	大原住宅第2期工事	2006/8/22		657,000	95.9%	今勝建設	630,000	705,000	707,000	710,000	723,000	平成19談合発覚、平成19年11月起訴、平成20年4月有罪判決確定											32	53
						5業者入札金額の並びは・・・		111.9%	112.2%	112.7%	114.8%													
								75,000	2,000	3,000	13,000													
134	公面汚水管渠第18－3工区布設工事	2006/9/8	11	36,000	97.8%	西尾組	35,200	35,980	36,150	36,980	37,600	38,300	38,880	39,400	39,980	39,980	40,000						33	54
							K	102.2%	102.7%	105.1%	106.8%	108.8%	110.5%	111.9%	113.6%	113.6%	113.6%					K		
								780	170	830	620	700	580	520	580	同額	20							
135	公面汚水管渠第18－5工区布設工事	2006/9/8	10	21,800	97.2%	山本組	21,200	21,600	21,800	22,100	22,400	22,600	22,700	22,800	23,100	23,700							34	52
								101.9%	102.8%	104.2%	105.7%	106.6%	107.1%	107.5%	109.0%	111.8%						MM		
								400	200	300	300	200	100	100	300	600								
136	公面汚水管渠第18－9工区布設工事	2006/9/8	9	44,440	97.7%	中島興業	43,400	44,200	44,400	45,200	45,500	45,900	46,100	46,300	47,300								35	55
								101.8%	102.3%	104.1%	104.8%	105.8%	106.2%	106.7%	109.0%							MM		
								800	200	800	300	400	200	200	1,000									
137	町道小垣内川田七山線道路改良工事	2006/9/26	8	21,800	97.7%	日南建設	21,300	21,850	22,000	22,200	22,500	22,800	23,200	23,500									36	56
								102.6%	103.3%	104.2%	105.6%	107.0%	108.9%	110.3%								MM		
								550	150	200	300	300	400	300										
138	公面汚水管渠第18－6工区布設工事	2006/10/12	7	22,000	95.5%	山本工務店	21,000	22,800	22,950	23,000	23,100	23,200	23,200										39	58
								108.6%	109.3%	109.5%	110.0%	110.5%	110.5%									M		
								1,800	150	50	100	100	同額											
139	公面汚水管渠第18－1工区布設工事	2006/10/26	6	28,300	96.1%	高田組	27,200	27,800	28,000	28,100	28,300	29,150											38	
								102.2%	102.9%	103.3%	104.0%	107.2%										MM		
								600	200	100	200	850												
140	熊取中央学童保育所保育室新設等工事	2006/10/26	9	17,600	94.9%	阪南土木工業	16,700	16,750	16,800	17,000	17,000	17,050	17,300	17,500	17,550								38	
								100.3%	100.6%	101.8%	101.8%	102.1%	103.6%	104.8%	105.1%							MM		
								50	50	200	同額	50	250	200	50									
141	大久保東交差点給配水管布設替工事	2006/10/26	13	31,200	94.6%	中武造園土木	29,500	29,590	29,600	29,640	29,650	29,700	29,730	29,790	29,800	29,860	29,900	29,950	29,980				37	57
								100.3%	100.3%	100.5%	100.5%	100.7%	100.8%	101.0%	101.0%	101.2%	101.4%	101.5%	101.6%			MM		
								90	10	40	10	50	30	60	10	60	40	50	30					
142	町道朝代和田大宮線道路改良工事	2006/11/9	7	7,800	96.2%	クマトリ	7,500	7,650	7,680	7,710	7,760	7,810	7,850											
								102.0%	102.4%	102.8%	103.5%	104.1%	104.7%									MM		
								150	30	30	50	50	40											

見える談合工事157件の入札状況　　甲33号証の1　　談合が「見える」入札状況

番号	工事名（一部省略）	入札日	入札数	チャンピオンがボーリング 予定価格(税)	落札率%	チャンピ＝落札	下の数字(1～14)は、1がチャンピオンの落札金額＝最低入札金額から、順次右へ各業者のより高額な入札金額 ※1：下表の三段の数字は、上が各業者の入札金額、中が落札金額に対する比率、下が順位差ごとの差額。													談合「見える」度		検察調書 X	Y
							落札金額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
143	山戸池改修工事	2006/11/22	5	17,900	95.0%	大屋建設	17,000		17,150	17,250	17,400	17,700													
									100.9%	101.5%	102.4%	104.1%										MM			
									150	100	150	300													
144	左子下池改修工事	2006/11/22	6	9,450	97.4%	川勝土木建材	9,200		9,600	9,780	10,200	10,400	10,550											40	59
									104.3%	106.3%	110.9%	113.0%	114.7%									M			
									400	180	420	200	150												
145	町道成合別所池線他道路舗装工事	2006/12/8	5	23,200	96.1%	今勝建設	22,300		22,440	22,680	22,750	22,880													
									100.6%	101.7%	102.0%	102.6%										M			
									140	240	70	130													
146	町道小谷穴釜線道路改良工事	2006/12/8	7	15,300	96.1%	有薗土木工業	14,700		14,840	14,990	15,100	15,220	15,500	15,720											
									101.0%	102.0%	102.7%	103.5%	105.4%	106.9%								M			
									140	150	110	120	280	220											
147	桜谷下池水路改修工事	2006/12/21	5	7,600	96.1%	泉州ビルド	7,300		7,600	7,850	7,950	8,050													
									104.1%	107.5%	108.9%	110.3%										MM			
									300	250	100	100													
148	希望が丘老人憩の家他改修工事	2006/12/21	5	9,200	95.7%	阪南工務店	8,800		9,875	9,980	10,070	10,500													
							K		112.2%	113.4%	114.4%	119.3%											K		
									1,075	105	90	430													
149	熊取北中学校プール改修工事	2006/12/21	6	10,350	95.7%	森田建設	9,900		9,960	10,100	10,150	10,220	10,300												
									100.6%	102.0%	102.5%	103.2%	104.0%									MM			
									60	140	50	70	80												
150	町道野田朝代線法面復旧工事	2007/1/10	5	7,030	95.3%	中林建設	6,700		6,880	6,930	7,030	7,150													
									102.7%	103.4%	104.9%	106.7%										MM			
									180	50	100	120													
151	七山一丁目地区舗装本復旧工事	2007/5/23 以下は、平成19年度	9	5,630	95.7%	楠プランニング	5,390		5,400	5,440	5,480	5,520	5,560	5,590	5,640	5,740									
									100.2%	100.9%	101.7%	102.4%	103.2%	103.7%	104.6%	106.5%						MM			
									10	40	40	40	40	30	50	100									
152	舗装本復旧工事第19－4工区	2007/6/7	13	18,600	95.2%	西尾組	17,700		17,770	17,990	18,180	18,330	18,550	18,890	19,090	19,480	19,980	20,210	20,870	21,170					
							K		100.4%	101.6%	102.7%	103.6%	104.8%	106.7%	107.9%	110.1%	112.9%	114.2%	117.9%	119.6%			K		
									70	220	190	150	220	340	200	390	500	230	660	300					
153	舗装本復旧工事第19－2工区	2007/6/7	7	7,360	95.8%	クマトリ	7,050		7,590	7,890	7,960	8,080	8,120	8,180											
							K		107.7%	111.9%	112.9%	114.6%	115.2%	116.0%									K		
									540	300	70	120	40	60											
154	町道自由が丘1号線他舗装補修工事	2007/6/7	5	4,760	95.6%	川勝土木建材	4,550		4,840	4,970	5,100	5,130													
									106.4%	109.2%	112.1%	112.7%										M			
									290	130	130	30													
155	町道希望が丘18号線他舗装補修工事	2007/7/11	10	4,980	99.4%	楠プランニング	4,948		4,990	5,050	5,090	5,120	5,180	5,190	5,220	5,220	5,230								
									100.8%	102.1%	102.9%	103.5%	104.7%	104.9%	105.5%	105.5%	105.7%					MM			
									42	60	40	30	60	10	30	同額	10								
156	第8保育所排水設備改修工事	2007/7/11	5	5,320	95.9%	楠プランニング	5,100		5,480	5,560	5,698	5,800													
							K		107.5%	109.0%	111.7%	113.7%											K		
									380	80	138	102													
157	町道池の台横断線他舗装補修工事	2007/8/21	8	5,740	95.8%	ヤマシン	5,500		5,520	5,550	5,660	5,680	5,770	5,820	5,870										
									100.4%	100.9%	102.9%	103.3%	104.9%	105.8%	106.7%							MM			
									20	30	110	20	90	50	50										
																						137	20		

157件の有効入札総数は 1639

1639－157＝ 1482

※MMとMの計137件が、全157件に占める割合は、 87.3%

甲26号証　平成19年度の談合発覚後,12月と1月の入札資料

番号	工事名(後部を省略)	入札日	入札数	落札業者	下の数字（1～13）は、1が落札業者の落札金額＝入札金額の最低から、順次13まで、より高い各業者の入札金額												
					落札金額	※1：下表の三段の数字は上が入札金額、中が最低制限価格に対する比率、下が順位差ごとの金額。ただし、落札金額の中段は落札率											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
C10	府道泉佐野打田線給配水	2007/12/11	10	旭工務店	28,400,000	28,400,000	28,400,000	28,400,000	28,400,000	28,400,000	30,500,000	31,000,000	34,000,000	35,000,000			
	菅布設替工事(その5)			泉南市		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	107.4%	109.2%	119.7%	123.2%	※2　赤字は10%以上の差額がある。		
			※2：最低制限価格は★			★	★	★	★	★	2,100,000	500,000	3,000,000	1,000,000			
C11	熊取南学童保育所保育室新設等工事	2007/12/11	12	矢野建設	23,600,000	23,600,000	23,600,000	23,600,000	23,600,000	23,600,000	25,000,000	25,600,000	27,000,000	27,300,000	28,000,000	28,000,000	
				大阪市		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	105.9%	108.5%	114.4%	115.7%	118.6%	118.6%	
					★	★	★	★	★	★	1,400,000	600,000	1,400,000	300,000	700,000	0	
C12	大原池改修工事（19）	2007/12/11	11	藤岡組	18,100,000	18,100,000	18,100,000	18,100,000	18,100,000	18,100,000	20,000,000	21,000,000	22,000,000	22,200,000	24,000,000		
				堺市		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	110.5%	116.0%	121.5%	122.7%	132.6%		
					★	★	★	★	★	★	1,900,000	1,000,000	1,000,000	200,000	1,800,000		
C13	平成19年度普通河川	2007/12/11	11	小西建設	9,240,000	9,240,000	9,240,000	9,240,000	9,240,000	9,240,000	10,080,000	10,900,000	11,580,000	12,800,000	13,500,000		
	雨山川護岸補強工事			貝塚市		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	109.1%	118.0%	125.3%	138.5%	146.1%		
					★	★	★	★	★	★	840,000	820,000	680,000	1,220,000	700,000		
C14	町道穴釜成合線他舗装補修工事	2007/12/11	5	世界産業	6,220,000	6,220,000	6,220,000	6,220,000	7,610,000								
				泉佐野市		100.0%	100.0%	100.0%	122.3%					★は最低制限価格と同額			
					★	★	★	★	1,390,000								
C15	山戸池改修工事	2007/12/11	8	南府建設	6,300,000	6,300,000	7,300,000	7,630,000	8,400,000	8,800,000	9,050,000	9,080,000		※1　青字は落札金額との差額が			
				阪南市		100.0%	115.9%	121.1%	133.3%	139.7%	143.7%	144.1%		5%以内の入札金額			
					★	★	1,000,000	330,000	770,000	400,000	250,000	30,000					
C16	町道久保高田線道路拡幅工事	2007/12/11	7	岡兵木材工	4,740,000	4,740,000	4,740,000	4,740,000	5,780,000	5,900,000	6,940,000						
				和泉市		100.0%	100.0%	100.0%	121.9%	124.5%	146.4%						
					★	★	★	★	1,040,000	120,000	1,040,000						
C17	永楽ダム堰堤部落石対策工事	2007/12/11	6	星和コンスト	3,820,000	3,820,000	4,411,000	5,400,000	5,500,000	5,600,000							
				熊取町		100.0%	115.5%	141.4%	144.0%	146.6%							
					★	★	591,000	989,000	100,000	100,000							
C18	東和苑地区給配水菅移設工事	2007/12/11	13	弥栄　熊取	3,260,000	3,260,000	3,260,000	3,700,000	3,780,000	3,800,000	3,967,000	3,990,000	4,002,000	4,013,000	4,035,000	4,082,000	4,124,000
	（下水公面19－2工区）			熊取町		100.0%	100.0%	113.5%	116.0%	116.6%	121.7%	122.4%	122.8%	123.1%	123.8%	125.2%	126.5%
					★	★	★	440,000	80,000	20,000	167,000	23,000	12,000	11,000	22,000	47,000	42,000
C19	町道松風台北1号線他道路改修工事	2007/12/11	10	六映　熊取	2,620,000	3,538,000	3,585,000	3,600,000	3,615,700	3,625,500	3,676,000	3,698,000	3,735,000	3,800,000			
				熊取町		135.0%	136.8%	137.4%	138.0%	138.4%	140.3%	141.1%	142.6%	145.0%			
					★	918,000	47,000	15,000	15,700	9,800	50,500	22,000	37,000	65,000			
C20	準用河川見出川防護柵設置工事	2007/12/11	9	上田建設	1,120,000	1,120,000	1,450,000	1,485,000	1,533,000	1,534,000	1,560,000	1,600,000	1,620,000				
				熊取町		100.0%	129.5%	132.6%	136.9%	137.0%	139.3%	142.9%	144.6%				
					★	★	330,000	35,000	48,000	1,000	26,000	40,000	20,000				
C21	町道平見山原線他	2008/1/21	12	元美工業	5,350,000	5,398,000	5,416,000	5,495,000	5,520,000	5,522,000	5,549,000	5,590,000	5,645,000	5,670,000	5,687,000	5,690,000	
	交通安全施設設置工事			泉佐野市		100.9%	101.2%	102.7%	103.2%	103.2%	103.7%	104.5%	105.5%	106.0%	106.3%	106.4%	
						48,000	18,000	79,000	25,000	2,000	27,000	41,000	55,000	25,000	17,000	3,000	
C22	大久保地区内道路路肩改修工事	2008/1/21	6	関西エンター	4,118,000	4,249,000	4,263,000	4,278,000	4,292,000	4,314,000							
				熊取町		103.2%	103.5%	103.9%	104.2%	104.8%							
						131,000	14,000	15,000	14,000	22,000							
C23	グリーンヒル老人憩いの家他改修工	2008/1/21	7	六映　熊取	2,120,000	2,120,000	2,120,000	2,120,000	2,120,000	2,120,000	2,226,000						
				熊取町		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	105.0%						
					★	★	★	★	★	★	106,000						
C24	自然公園緑地災害復旧工事	2008/1/21	8	植仲造園	2,056,000	2,093,000	2,106,000	2,110,000	2,163,000	2,289,000	2,298,000	2,320,000					
				熊取町		101.8%	102.4%	102.6%	105.2%	111.3%	111.8%	112.8%					
						37,000	13,000	4,000	53,000	126,000	9,000	22,000					
C25	町道大久保日根野線仮歩道設置工	2008/1/21	7	奥産業	1,840,000	1,961,000	1,990,000	2,010,000	2,012,000	2,040,000	2,070,000						
				熊取町		106.6%	108.2%	109.2%	109.3%	110.9%	112.5%						
						121,000	29,000	20,000	2,000	28,000	30,000						
C26	3/621古井・根来農地災害復旧工事	2008/1/21	8	奥建設	1,250,000	1,265,000	1,280,000	1,300,000	1,300,000	1,308,000	1,380,000	1,380,000					
				熊取町		101.2%	102.4%	104.0%	104.0%	104.6%	110.4%	110.4%		※2　赤字は計62件。			
						15,000	15,000	20,000	0	8,000	72,000	0		入札総数157の39.5%			
C27	南山の手台老人憩の家改修工事	2008/1/21	7	タケヤ	1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,030,000						
				熊取町		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
					★	★	★	★	★	★	★						

COPY

これは正本である。

平成２５年５月１０日

大阪高等裁判所第１１民事部

裁判所書記官　　松　田　　努

最高裁判所の判決

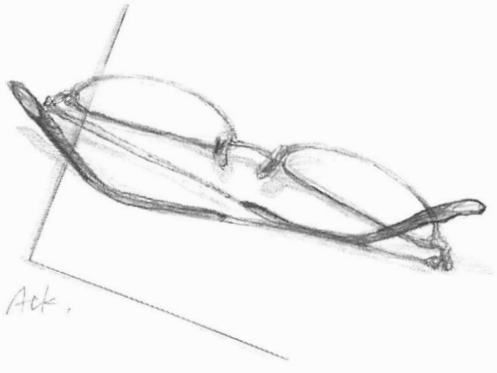

25.12.18
付

裁判長認印	印

調　　書　（決定）

事件の表示	平成２５年（行ツ）第３５０号 平成２５年（行ヒ）第３６７号
決定日	平成２５年１２月１７日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	大橋正春
裁判官	岡部喜代子
裁判官	大谷剛彦
裁判官	寺田逸郎
裁判官	木内道祥
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成２４年（行コ）第１０１号（平成２５年５月１０日判決）

裁判官全員一致の意見で，次のとおり決定。

第１　主文

１　本件上告を棄却する。

２　本件を上告審として受理しない。

３　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２　理由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

平成２５年１２月１７日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官　萬屋博英

当事者目録

1	上告人兼申立人	熊取町長　中西　誠
	同訴訟代理人弁護士	得津正淵　ほか
2	同補助参加人	株式会社高田組
	同代表者代表取締役	[redacted]
	同訴訟代理人弁護士	太田小夜子
3	同補助参加人	株式会社山本工務店
	同代表者代表取締役	[redacted]
4	同補助参加人	阪南土木工業株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
5	同補助参加人	成公建設株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
6	同補助参加人	株式会社徳進建設
	同代表者代表取締役	[redacted]
7	同補助参加人	株式会社西尾組
	同代表者代表取締役	[redacted]
8	同補助参加人	株式会社西貫社
	同代表者代表取締役	西尾明治
9	同補助参加人	株式会社山本組
	同代表者代表取締役	[redacted]
10	同補助参加人	株式会社中武造園土木
	同代表者代表取締役	[redacted]
11	同補助参加人	[redacted]
12	同補助参加人	中林建設株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
13	同補助参加人	中島興業株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
14	同補助参加人	大屋建設株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
15	同補助参加人	株式会社泉州ビルド
	同代表者代表取締役	[redacted]
16	同補助参加人	有限会社ヤマシン
	同代表者取締役	[redacted]
17	同補助参加人	株式会社鳥山建設
	同代表者代表取締役	[redacted]
18	同補助参加人	川勝土木建材株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]
19	同補助参加人	西尾明治
20	同補助参加人	日南建設株式会社
	同代表者代表取締役	[redacted]

	上記１８名訴訟代理人弁護士	甲田通昭 ほか
21	同補助参加人	今勝建設株式会社
	同代表者代表取締役	北川一彦
22	同補助参加人	北川一彦
	上記両名訴訟代理人弁護士	井上健策 ほか
23	同補助参加人	株式会社阪南工務店
	同代表者代表取締役	[redacted]
24	同補助参加人	[redacted]
25	同補助参加人	株式会社ワールド
	同代表者代表取締役	[redacted]
26	被上告人兼相手方	大浦正義
27	被上告人兼相手方	曽我兼嗣
28	被上告人兼相手方	町田克元
29	被上告人兼相手方	柗野隆一
	上記４名訴訟代理人弁護士	畠田健治 ほか

これは正本である。

平成25年12月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官　萬屋博英

住民訴訟の弁護士報酬訴訟
大阪地方裁判所の判決（確定）

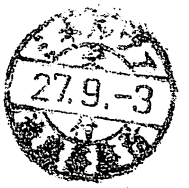

平成２７年９月３日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官

平成２６年(行ウ)第５１号　弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日　平成２７年５月２８日

判　　決

大阪府泉南郡熊取町大久保南５丁目１番２３号

原　　告　大　浦　正　義

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目１７番１７号

原　　告　曽　我　兼　嗣

大阪府泉南郡熊取町新野田１丁目５番１０号

原　　告　町　田　克　元

大阪府泉南郡熊取町桜が丘２丁目１３番１号

原　　告　柗　野　隆　一

原告ら訴訟代理人弁護士　畠　田　健　治

同　　横　山　精　一

同　　森　　信　雄

同　　古　本　剛　之

大阪府泉南郡熊取町野田１丁目１番１号

被　　告　熊　取　町

同代表者町長　中　西　誠

同訴訟代理人弁護士　得　津　正　悠

同　　松　原　伸　幸

主　　文

1　被告は，原告ら各自に対し，２１００万円及びこれに対する平成２６年１月１０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

2　原告らのその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用は，これを５分し，その２を原告らの負担とし，その余は被告

の負担とする。

事実及び理由

第１　請求

被告は，原告ら各自に対し，３５２３万２７３２円及びこれに対する平成２６年１月１０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は，被告である熊取町の住民である原告らが，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，熊取町長に対して損害賠償請求の義務付けを求めて提起した住民訴訟（以下「本件住民訴訟」という。）において一部勝訴したため，同条１２項に基づき，本件住民訴訟について委任を受けた弁護士ら（以下「本件受任弁護士ら」という。）に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額（以下「弁護士報酬相当額」という。）として，被告に対し，原告ら各自に対し，不可分債権として３５２３万２７３２円及びこれに対する平成２６年１月１０日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いのない事実のほか，各項掲記の証拠（以下，枝番のあるものは特記なき限り枝番を全て含む。）等により容易に認定することができる事実及び当裁判所に顕著な事実）

(1)　原告ら

原告らは，いずれも熊取町の住民である。

(2)　本件住民訴訟の提起

ア　原告らは，本件受任弁護士ら（なお，原告ら訴訟代理人弁護士らと同一である。）に訴訟委任を行い（以下，同訴訟委任に係る委任契約を「本件委任契約」という。），平成２１年５月２８日，熊取町の執行機関である熊取町長を被告として，別紙１相手方一覧表（以下，単に「相手方一覧表」という。）の「相手方」欄記載の各相手方（なお，各相手方を個別に

表記する場合には，同表に記載された略称を用いる。）に対し，それぞれ同表の「請求額」欄記載の各金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町（被告）に支払うよう請求することの義務付けを求めて，地方自治法２４２条の２第１項４号本文に定める本件住民訴訟（当庁平成２１年（行ウ）第９９号）を提起した。なお，同表の「相手方」欄記載の各相手方のうち，ワールド，楠プランニング及びクマトリを除く２２者が，それぞれ自己関係分に関する訴訟につき被告に補助参加した。（甲１，４）

本件住民訴訟の第一審裁判所は，平成２４年６月８日，熊取町長（本件住民訴訟被告）に，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対し，それぞれ同表の「認定額（第一審）」欄記載の金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町（被告）に支払うよう請求することを義務付ける内容の一部認容判決をした（甲１）。

イ　上記アにおいて熊取町長（本件住民訴訟被告）に補助参加していた者は，上記アの第一審判決の控訴人である熊取町長の敗訴部分を不服として，それぞれ自己関係分について熊取町長のために控訴し（大阪高等裁判所平成２４年（行コ）第１０１号），さらに，ワールド及び楠プランニングが熊取町長（本件住民訴訟控訴人）に補助参加し，それぞれ自己関係分について控訴人敗訴部分の取消し及び取消部分に係る被控訴人ら（本件住民訴訟第一審原告ら）の請求棄却の判決を求めた（甲２）。

本件住民訴訟の控訴審裁判所は，上記アの第一審判決を変更し，熊取町長（本件住民訴訟控訴人）は，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対し，それぞれ同表の「認定額（控訴審）」欄記載の金額及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を熊取町（被告）に支払うよう請求することを義務付ける内容の一部認容判決

（以下「本件控訴審判決」という。）をした（甲２）。

ウ　本件控訴審判決を不服とする控訴人補助参加人らは，上告を提起するとともに上告受理申立てをした（最高裁判所平成２５年（行ツ）第３５０号ないし第３５２号，同年（行ヒ）第３６７号ないし第３６９号）ところ，最高裁判所は，同年１２月１７日，各上告を棄却するとともに，いずれも上告審として受理しない旨の決定をした（甲３，弁論の全趣旨）。

(3)　原告らによる弁護士報酬の請求

原告らは，平成２５年１２月２６日，被告に対し，本件住民訴訟に係る弁護士報酬相当額として，３５２３万２７３２円（消費税を含む。）を１４日以内に支払うよう請求した（甲７）。

(4)　日本弁護士連合会において従前定められていた報酬等基準規程（甲３３）

日本弁護士連合会においては，従前，報酬等基準規程（平成７年９月１１日会規第３８号。以下「旧報酬規程」という。）を定めていた（なお，旧報酬規程は，平成１６年４月１日に廃止され，以後，弁護士報酬が自由化された（弁論の全趣旨）。）。旧報酬規程には，本件に関係する部分として，以下の定めがある。

ア　弁護士報酬は，法律相談料，書面による鑑定料，着手金，報酬金，手数料，顧問料及び日当とする。これらのうち，着手金とは，事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。また，報酬金とは，事件等の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。（３条）

イ　弁護士報酬は，１件ごとに定めるものとし，裁判上の事件は審級ごとに，裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって，１件とする。ただし，旧報酬規程第三章第１節において，同一弁護士が引き続き上訴審を

受任したときの報酬金については，特に定めのない限り，最終審の報酬金のみを受ける。（５条１項）

ウ　旧報酬規程に定める額は，消費税法に基づき，弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない（１０条）。

エ　民事事件の着手金及び報酬金については，旧報酬規程に特に定めのない限り，着手金は事件等の対象の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する（１３条）。

オ　上記エの経済的利益の額は，旧報酬規程に特に定めのない限り，金銭債権は債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）とし，継続的給付債権は債権総額の１０分の７の額（ただし，期間不定のものは７年分の額）として算定する（１４条１項１号，３号）。

カ　訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は，旧報酬規程に特に定めのない限り，経済的利益の額を基準として，それぞれ次のとおり算定する（１７条１項）。

経済的利益の額	着手金	報酬金
３００万円以下の部分	８％	１６％
３００万円を超え３０００万円以下の部分	５％	１０％
３０００万円を超え３億円以下の部分	３％	６％
３億円を超える部分	２％	４％

キ　上記カの着手金及び報酬金は，事件の内容により，３０％の範囲内で増減額することができる（１７条２項）。

ク　民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，上記カ，キにかかわらず，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる（１７条３項）。

２　争点及びこれについての当事者の主張

本件の主たる争点は，本件住民訴訟において一部勝訴したことを理由として，

原告らが，本件受任弁護士らに対して支払うべき報酬額の範囲内で，地方自治法２４２条の２第１２項に基づき，被告に対して支払を請求することのできる「相当と認められる額」（弁護士報酬相当額）がいくらかである。この争点についての当事者の主張は，以下のとおりである。

（原告らの主張）

(1) 原告らは，本件受任弁護士らとの間で，本件住民訴訟に先立ち，住民側の勝訴が確定した場合には，判決で認容された損害賠償請求を義務付ける額の元本額を経済的利益として，旧報酬規程により，着手金，報酬金及びこれらに対する消費税額を支払うこととする合意をした。本件住民訴訟において認容された損害賠償金元金は３億７４７４万９７２５円であるから，旧報酬規程を適用すると，着手金１１１８万４９９４円，報酬金２２３６万９９８９円，消費税１６７万７７４９円となり，これらの合計額は３５２３万２７３２円となる。

(2)ア(ア) 最高裁判所平成１９年（受）第２０６９号同２１年４月２３日第一小法廷判決・民集６３巻４号７０３頁（以下「平成２１年判決」という。）は，「相当と認められる額」について，住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当な額をいうとし，その具体的な額は，当該訴訟における事案の難易，弁護士が要した労力の程度及び時間，認容された額，判決の結果普通地方公共団体が回収した額，住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものであるとしている。

(イ) そして，最高裁判所平成２１年（受）第１４０８号同２３年９月８日第一小法廷判決・裁判集民事２３７号３１１頁（以下「平成２３年判決」という。）に照らせば，普通地方公共団体が回収した額を考慮するに当たっては，実際の回収額から一定額の拠出を控除すべきでないこと

になるから，被告が主張するように，回収した額から回収に要した経費を差し引く扱いをすることは失当である。このことは，本件住民訴訟に対応した熊取町長の代理人弁護士及び被告の職員の人件費（いわゆる第２次訴訟を含む。），さらに債権回収に要した費用についても同様であり，上記回収した額の考慮に当たってはこれらの費用は差し引かれるべきものではない。また，国庫補助金の返還額についても回収した額として考慮すべきものに当たらない。

第２次訴訟において，被告と談合業者との間で分割弁済の裁判上の和解が成立した部分については，長期分割弁済の裁判上の和解を行う場合，当初から実現不可能な和解を行うことなどあり得ず，一括弁済はできないものの長期分割をすることにより営業を継続しながら完済をすることが可能であるという一定の予測の下に合意されるものであるから，和解により確認された損害賠償債務の全額が上記回収した額として考慮されるべきである。仮に現時点で和解の実現が危ぶまれるような状況が生じているとすれば，和解案検討に当たり，被告側の故意過失により審査を誤ったものであって，被告の財産である債権管理を怠ったことをいうにすぎない。この点を措いて仮に将来の支払不能リスクを考慮したとしても，旧報酬規程では，継続的給付債権の場合にその債権総額の７割を経済的利益の額として算定することとされているから（１４条３号），これにより少なくとも元本部分の７割は回収額として報酬算定の基礎とすべきである。

なお，遅延損害金についても，上記回収した額に含まれる。

(ウ) また，平成２１年判決にいう「住民訴訟の性格」について，同判決はその具体的内容を示していないが，住民訴訟の目的が原告の個人的利益を追及するものではなく，公の利益に資するためのものであることからすれば，原告個人には何らの個人的利益は入らないのであるから，約定

された弁護士費用の大半は公の費用において賄われるべきである。

被告は，住民訴訟の目的が住民全体のために地方公共団体の財務会計上の行為を正すことにあるとして，住民訴訟の弁護士報酬相当額についても旧報酬規程から５０％程度減額されるべきであると主張するが，住民訴訟の目的の一つが違法な財務会計行為の是正にあるとしても，それにとどまらず地方公共団体が被った損害の回復という目的も含まれており，本件住民訴訟は，本来熊取町長が提起しなければならなかった訴訟を原告らがこれに代わって行ったものにすぎないから，これを行ったことにより弁護士に対して支払われる報酬が減額されるべきものではないし，違法な財務会計行為の是正により，地方公共団体のコンプライアンスが向上する以上，弁護士に対して支払われる報酬を減額する理由はない。加えて，住民訴訟においては，住民が弁護士に対して高額な着手金を支払うことができる例は少なく，弁護士においても，住民の経済的事情を理解して低廉な着手金で受任して訴訟追行しているのであって，このような活動に対して正当な報酬が確保されなければ，訴訟を受任する弁護士がいなくなり，住民に与えられた監査請求，住民訴訟を提起する権利を実質的に奪うことになる。

イ　本件住民訴訟の経過

(ア)　平成１９年１０月下旬頃，新聞報道により被告の町営住宅である大原住宅第２期工事（以下「第２期工事」という。）の談合が発覚し，熊取町建設業協同組合（以下「組合」という。）幹部と今勝建設の代表者ら４名が同年１１月に入札妨害被告事件（以下「関連入札妨害事件」という。）により起訴され，平成２０年３月に言い渡された今勝建設の代表者らに対する刑事事件判決において，組合主導の下で，第２期工事だけでなく，長年にわたり恒常的に談合が存在した旨の事実が認定された。

(イ)　原告大浦正義は，被告が談合業者に対する損害賠償請求訴訟を提起し

なかったことから，刑事確定訴訟記録法に基づいて関連入札妨害事件の記録の一部を入手し，さらに，原告らは，平成２１年３月，住民監査請求を行った。

(ウ) 原告らは，住民監査請求が棄却されたことを受けて，本件受任弁護士らに住民訴訟の受任を打診し，関連入札妨害事件の事件記録の一部及び住民監査請求に用いた資料を提供して検討された結果，本件受任弁護士らを代理人として，平成１５年度から平成１９年度までの被告の建設工事の中から明らかに談合であると考えられる１５７件の公共工事（以下「本件請求対象工事」という。）について，建設業者ら２３業者，組合の理事の職にあった者２名及び組合を請求の相手方とする履行請求訴訟（本件住民訴訟）を提起した。

本件住民訴訟の被告であった熊取町長は談合があったことについては不知とする答弁をし，熊取町長が請求の相手方である２３業者，組合の理事の職にあった者２名及び組合に訴訟告知を行ったところ，ワールド，楠プランニング，クマトリ以外は，いずれも訴訟代理人を選任した上で，熊取町長（本件住民訴訟被告）に補助参加し，談合行為を否認する旨の答弁を行った。

そこで，原告ら（本件受任弁護士ら）は，関連入札妨害事件の事件記録を入手すべく，文書送付嘱託の申出等を行い，また，先行して訴訟係属していた今勝建設の被告に対する第２期工事に係る請負代金請求訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）の証拠の中に，チャンピオン以外の業者の入札金額の決め方について言及した成公建設代表者の検察官に対する供述調書が存したことから，これを参考として，入手した関連入札妨害事件の事件記録等を精査し，分析を重ね，本件請求対象工事のうち，「談合していることが見え見えな金額」の公共工事の入札３６件，「見え見え」にならないように少し工夫された入札１２件，巧妙に工夫され

て金額だけでは談合だとは分からない入札１２件があると判断し，更に，平成１９年１２月以降の談合が行われていない入札調書を分析し，これと対比して談合がされている場合の特徴，されていない場合の特徴を比較した。

そして，原告らは，本件住民訴訟において，証人として組合事務局長であった[redacted]を申請し，補助参加人らは，証人として北川（組合の元理事），西尾（同），[redacted]（阪南土木工業），[redacted]（高田組代表者），[redacted]（阪南工務店の親会社の代表者）を申請し，それぞれ採用され，尋問が行われたが，いずれの証人も原告らからはいわゆる敵性証人であった。

以上のように，本件住民訴訟は本件請求対象工事が談合に当たるか否かを審理の対象とするものであり，請求の相手方となる業者だけをみても２３業者と極めて多く，複雑な事案であり，談合を立証する直接証拠がなく，立証も困難なものであった。加えて，本件住民訴訟の被告であった熊取町長は，本件住民訴訟中において談合行為について調査をしたと主張しながら，原告らにより同調査の結果を提出するよう釈明を求められたにもかかわらずこれに応じようとしないなど，原告らによる本件住民訴訟の訴訟追行に非協力的であった。

ウ(ア) 被告は，総額約１億３０００万円の経費支出があり，この経費支払のうち，合理性・相当性のある範囲で控除すべきであると主張する。しかし，談合によって被った損害について，その賠償を求め，損害の回復を図ることは自治体が行うべき業務であるから，本来自治体が行うべき回収業務に関する人件費，弁護士費用等をその主たる内容とする被告が主張するところの経費を，住民訴訟に関する弁護士報酬相当額を算定する際に考慮すべきものとは解されない。具体的には，本件住民訴訟経費（３２０万６１９０円。うち着手金及び報酬金として３１５万円），債

権保全経費（３３９万７５８８円。うち弁護士委託料として７３万５０００円），訴外交渉等経費（６３万円），損害賠償請求訴訟費用等（３０８万５７６４円。うち着手金１０５万円，報酬金１０５万円），相手方弁護士報酬請求訴訟（本訴訟）費用等（３７３３万２７３２円。うち着手金１０５万円，報酬金１０５万円，原告らが本訴で弁護士費用として主張する３５２３万２７３２円），支払履行費用（６５万２７９６円）並びに人件費・旅費（８３４４万１０４０円）は，いずれも本件住民訴訟に関する弁護士費用（弁護士報酬相当額）を算定する際に考慮すべきものには当たらない。

(イ) また，第２次訴訟は，既に第１段階の訴訟（住民訴訟）で確定されている地方公共団体の金銭債権を執行することを目的とする民事訴訟であり，これらには第１段階の訴訟（住民訴訟）による参加的効力が及んでいることからも，第２次訴訟の訴訟追行の負担は大きいものではない。仮に回収について困難が存しているとすれば，それは被告が平成２０年時点において訴訟を提起しなかったこと，原告らが提起した本件住民訴訟に対し妨害ともいうべき態度をしたことによるものである。

エ　熊取町長は，被告の平成２０年１２月議会において，過去の入札における不法行為に対し，毅然たる方針の下，法的な損害賠償を求めるべきであるとの決議が可決されていたにもかかわらず，その怠慢により，訴えを提起することなく放置したのであるから，自らの怠慢によって住民ら（原告ら）に訴訟追行の負担をかけたのであり，その訴訟追行にあたった本件受任弁護士らに対して支払われる弁護士報酬相当額の減額を主張することなど許されない。

（被告の主張）

(1) 地方自治法２４２条の２第１２項にいう「相当と認められる額」の認定に当たっては，旧報酬規程は既に廃止され，長期間が経過していることに照ら

せば，旧報酬規程によることが適正な弁護士費用とは認められない。

(2)ア　地方自治法２４２条の２第１２項の「相当と認められる額」の合理的算定に当たっては，当該地方公共団体の確保した経済的利益の額，住民訴訟の目的（個人的な権利利益の保護救済を図るためではないこと）及び住民訴訟の改正による手続の変更に対する考慮（同法の改正により，同条１項４号の住民訴訟が，１回の訴えで損害賠償請求等を行っていた点を改めて，執行機関を被告とする義務付け訴訟としての第１次訴訟と，債権者である地方公共団体が原告となって業者らに対する損害賠償等を請求する第２次訴訟を要することとなり，地方公共団体に新たな負担を生じさせていること）を重視する必要がある。

イ　被告は，本件住民訴訟において請求することを義務付けられた相手方のうち１０者からは完済（相殺等によるものを含む。）を受けているが，残りの１５者（組合の理事の職にあった２人の自然人（北川，西尾）を含む。）については，その資産，収入及びその経営状況からすると，回収が厳しいものと見込まれている。平成２７年４月３０日時点における回収済みの損害賠償金元金及び遅延損害金の合計は１億９６６７万６６２５円である。

弁護士報酬相当額の算定に当たっては，損害賠償金元金を基準とすべきであり，遅延損害金を加算することは正当とは解されない。すなわち，遅延損害金は，金銭債務の不履行による損害賠償金であり，元金との関係では付随的・二義的なものである。また，原告らが本件受任弁護士らとの間で締結した本件委任契約においても，弁護士報酬について，判決認容額の元本額を経済的利益の額としており，遅延損害金を含めてはいない。実際にも，遅延損害金は，損害賠償金元金が認められた場合に法定金利により計算されているもので，弁護士報酬相当額の算定に当たっては損害賠償金元金を基準とすることで足りるものといえる。さらに，住民訴訟は個人的

な権利利益の保護救済を図るためのものではないことから，被告の確保した経済的利益の額としては遅延損害金を含む必要性は低いといえる。

長期分割支払の合意をした業者（第２次訴訟において６者との間で分割弁済による和解成立）については，当該業者の資産及び資力が乏しかったことから，長期における分割支払となったものであって，将来の回収の見込みが低いといえるから，将来の分割弁済に係る金額を弁護士報酬相当額の算定要素に入れる合理性に乏しい。また，第２次訴訟において判決に至った業者等については，いずれも会社としての実体がなくなっているか，または既に会社としての機能が正常に活動しているとはいえないものであるし，組合の理事の職にあった者２名についても，負担する損害賠償金等の責任財産である資産及び資力はほとんど存しない。

ウ(ア)　被告は，本件住民訴訟の判決確定後，直ちに損害賠償金の回収に向けて，専属の部署及び担当者を配置するなど，債権回収の体制を整え，しかもこれまで多大な経費等の支出を行っており，平成２６年１２月末日時点において，総額約１億３０００万円に及ぶ（その内訳は，別紙２「住民訴訟にかかる年度別経費（概数）」のとおりである。）。これらの経費は，被告が債権回収による経済的利益を確保するため，被告の職員らが行った事務等に要する費用であり，その苦労は甚大であって，そのための経費支出も多額になっている。そうすると，弁護士報酬相当額の判断要素としては，単に損害賠償金の入金額だけを考慮することなく，そのための経費についても，合理性・相当性のある範囲内で当然これを控除すべきである。

(イ)　上記(ア)の事情に加え，仮に本件住民訴訟において談合が存したものと認定された１４４件の建設工事に対する３億７４７４万９７２５円の全額が納付された場合，７３件の建設工事が国庫補助金等を受け事業実施しているため，概ね１億円の返還を要することとなる。現時点での損害

賠償金元金の納付額からすると，過交付となる補助金額としては３４００万円を上回る額を返還する見込みとなる。したがって，弁護士報酬相当額の判断要素としては，被告が確保した経済的利益の入金額だけで考慮することなく，当該工事における国庫補助金等の返還額についても相当の範囲内で控除されるべきである。

エ　住民訴訟の目的は，住民全体の利益のために地方公共団体の財務会計上の行為を正すことにあって，訴えを提起した者の個人的な権利又は地方公共団体の利益の各保護救済を図るためではないなどの制度趣旨を考慮する必要がある。弁護士報酬相当額を決するに当たり旧報酬規程を勘案し得るとしても，その基準額が当然に適用かつ是認されるのではなく，通常一般の民事訴訟の場合においても，その事件の内容いかんによって旧報酬規程により算出された弁護士報酬を３０％減額することが許容されていたことから，住民訴訟については，その公益目的を考慮し，旧報酬規程により算出された額から５０％程度の減額の幅が存すると解しても合理性，正当性が認められる。

オ　そもそも本件住民訴訟において損害賠償請求の相手方とされた業者は，いずれも地元の小規模零細な業者が多く，その財務状況はいずれも脆弱で資力も乏しく，多額な損害賠償債務を一括で納付する資力や資産のない業者がほとんどである。

カ　上記事情を総合すると，「相当と認められる額」（弁護士報酬相当額）としては，８００万円を超える金額になることはないと解される。

第３　当裁判所の判断

１　地方自治法２４２条の２第１２項の趣旨

地方自治法２４２条の２の定める住民訴訟は，住民が，自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく，地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として，自己を含む住民全体の利益のために，いわば公益

の代表者として提起するものであり，これに勝訴すると，結果として普通地方公共団体の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が防止され又は是正されることになる。特に，同条１項４号の規定による住民訴訟は，住民が普通地方公共団体の執行機関等に対して損害賠償請求等の義務付けを求めて提起するものであり，この訴訟において住民が勝訴したときは，執行機関等は損害賠償請求権等の行使を義務付けられ，これにより普通地方公共団体が現実に経済的利益を受けることになるのであるから，住民がそのために費やした費用を全て負担しなければならないとすることは，衡平の理念に照らし適当とはいい難い。そこで，同条１２項は，上記住民訴訟を提起した住民が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合に，当該住民訴訟の提起及び追行を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額（弁護士報酬相当額）の支払を普通地方公共団体に対して請求することができることとしたものである。

以上のような同項の立法趣旨に照らすと，同項にいう「相当と認められる額」とは，上記住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい，その具体的な額は，当該訴訟における事案の難易，弁護士が要した労力の程度及び時間，認容された額，判決の結果普通地方公共団体が回収した額，住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である。

（以上につき，平成２１年判決参照）

２　認定事実

前記前提事実のほか，争いのない事実，各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により，以下の事実を認めることができる。

(1)　本件委任契約の締結

原告らは，平成２１年５月７日，本件受任弁護士ら（原告ら訴訟代理人弁護士らと同じ）との間で，本件住民訴訟に関し，本件委任契約を締結した。

本件委任契約の概要は，以下のとおりである。（甲４）

ア　受任範囲は，第一審訴訟事件，控訴審訴訟事件及び上告審訴訟事件とする。

イ　弁護士報酬につき，以下のとおり，その種類及び金額又は算定方法を合意した。

(ア)　弁護士報酬金

本件住民訴訟により確定した判決認容額の元本額を経済的利益の額として，旧報酬規程により算出された着手金額及び報酬金額の合計額に消費税を加算したものとする。

(イ)　支払時期

上記(ア)の弁護士報酬金の一部である４２万円については本件委任契約の締結時とし，その余の額については，原告らは連帯して，本件住民訴訟確定時に支払うものとする。

(ウ)　特約

上記(ア)の金額が，地方自治法２４２条の２第１２項に基づき熊取町長が原告らに対して支払う弁護士報酬の額を超過するときは，本件受任弁護士らは，原告らに対して，その超過する部分を請求しない。

(2)　本件住民訴訟の経緯

ア　第一審

本件住民訴訟の内容は，熊取町の住民である原告らが，平成１５年４月１日から平成２０年３月３１日までの間に被告（熊取町）が発注した本件請求対象工事に関し，熊取町の地元建設業者によって組織される組合の理事（北川及び西尾）の主導により，建設業者ら（２３業者）の談合が行われた結果，被告が損害を被ったとして，被告の執行機関である熊取町長（本件住民訴訟被告）に対し，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方及び組合に対して不法行

為に基づく損害賠償請求（合計８億５９８３万９７５０円及び平成２１年６月６日から支払済みまでの遅延損害金）をすること（損害賠償請求の義務付け）を求めた住民訴訟である（甲１，１５）。なお，原告らは，上記のうち，組合に対する損害賠償請求の義務付けに係る訴えについては，平成２２年４月９日に実施された第一審の第５回口頭弁論期日において，取り下げた（甲５の５，１５）。

本件住民訴訟の第一審の第１回口頭弁論期日は，平成２１年７月１０日に実施され，平成２３年１０月１２日に実施された第１３回口頭弁論期日において６名の証人の取調べを行い（なお，他に１名の証人の取調べが予定されていたが，不出頭により証人採用決定が取り消され，当該証人に係る証拠申出が撤回された。），平成２４年１月１８日に実施された第１４回口頭弁論期日において弁論を終結し，同年６月８日に実施された第１５回口頭弁論期日において判決が言い渡された。なお，本件受任弁護士らは，判決言渡期日を含む全ての口頭弁論期日に少なくとも３名出席していた。（甲１，５，１０）

本件住民訴訟の第一審における主要な争点は，原告らが指摘した本件請求対象工事に係る談合行為の有無，被告に生じた損害の有無及び額，過失相殺の可否及びその割合の３点であり，原告らは，上記争点に関し，合計９通の準備書面を提出し，書証として甲１号証ないし３８号証を提出し，証人１名と原告本人１名の人証申請をしたほか，関連入札妨害事件に関する文書の送付嘱託及び別件民事事件に関する文書の記録の提示の申出を行った（上記書証には，送付嘱託等によって得られた記録を謄写するなどしたものも含まれる。）（甲１，５，９，１０，弁論の全趣旨）。

本件住民訴訟の第一審は，審理の結果，本件請求対象工事のうち，組合に加入していない業者が入札に参加した工事４件及び落札率が９５％未満の工事９件を除く工事については，組合の主導により，入札に参加した組

合加入業者の間で談合が行われていたものと認め，談合が行われたものとして認定された工事において，談合により形成された実際の落札価格と想定落札価格との差額を被告が被った損害とし，民事訴訟法２４８条を適用して，損害の額については，談合が行われたものとして認定された工事の各落札価格（税抜き）の１５％相当額に消費税相当額を加算した額と認めるのが相当であるとした上で，過失相殺の主張を排斥し，熊取町長（本件住民訴訟被告）は，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対し，それぞれ同表の「認定額（第一審）」欄記載の金額（合計５億５７３２万４７７５円。なお，北川（５０００万円）及び西尾（４０００万円）に関しては，各建設業者に対する認定額に応じて按分した額について，各建設業者と不真正連帯責任を負うものとされている。）及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を被告に支払うよう請求することの義務付けを認める一部認容判決をした（甲１）。

イ　控訴審

本件住民訴訟の第一審の被告補助参加人らは，上記アの第一審判決の被告（熊取町長）敗訴部分を不服として控訴を提起した（前記前提事実(2)イ）。また，控訴審において，ワールド及び楠プランニングが控訴人（熊取町長）に補助参加した（甲２，６の１）。

控訴審においては，平成２４年１１月６日に第１回口頭弁論期日が実施され，平成２５年１月２３日に実施された第２回口頭弁論期日において弁論が終結され，同年５月１０日に実施された第３回口頭弁論期日において本件控訴審判決が言い渡された。本件受任弁護士らは，判決言渡期日を含む全ての口頭弁論期日に少なくとも３名出席していた（甲６）。

控訴審における主要な争点は，第一審における争点のほか，控訴審において補助参加した補助参加人２名（ワールド及び楠プランニング）の補助参加及び不服申立ての範囲の拡張の可否であり，原告らは，上記争点に関

し，２通の準備書面を提出し，書証として甲３９号証ないし４８号証を提出するなどした（甲２，６，１１）。

控訴審裁判所は，審理の結果，上記補助参加人２名の補助参加及び不服申立ての範囲の拡張を適法，有効であると認め，第一審が，本件請求対象工事のうち，組合に加入していない業者が入札に参加した工事４件及び落札率が９５％未満の工事９件を除く工事については，組合の主導により，入札に参加した組合加入業者の間で談合が行われていたものと認めた点を正当と認め，談合が行われたものとして認定された工事において，談合により形成された実際の落札価格と想定落札価格との差額を被告が被った損害とし，民事訴訟法２４８条を適用して損害を算出するとしつつも，損害額については，談合が行われたものとして認定された工事の各落札価格（税抜き）の１０％相当額に消費税相当額を加算した額と認めるのが相当であるとした上で，過失相殺の主張を排斥し，その結果，第一審判決を変更し，熊取町長（本件住民訴訟控訴人）は，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対し，それぞれ同表の「認定額（控訴審）」欄記載の金額（合計３億７４７４万９７２５円）及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員を被告に支払うよう請求することの義務付けを認める判決をした（本件控訴審判決。甲２）。

ウ　上告審

本件住民訴訟の控訴人補助参加人らは，本件控訴審判決を不服として敗訴部分の取消しを求めて上告及び上告受理申立てをした（前記前提事実(2)ウ）が，最高裁判所は，平成２５年１２月１７日，上告については，その実質は事実誤認を主張するものであり，民事訴訟法３１２条１項又は２項に規定する事由に該当しないとして，各上告を棄却し，上告受理の申立てについては，同法３１８条１項により受理すべきものとは認められないとして，いずれも上告審として受理しない旨決定した（甲３，弁論の全趣

旨）。

(3) 回収額等

ア(ア) 被告は，熊取町長が損害賠償金元金及び遅延損害金を被告に支払うよう請求することを義務付けた本件控訴審判決が確定したことを受けて，相手方一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対して本件控訴審判決により請求を命じられた金員の支払を請求し，平成２５年７月５日には阪南工務店から３８６万８８０４円，同月１９日にはワールドから１２６万６３２８円，同年９月２１日には楠プランニングから６４４万３２５３円，平成２６年２月７日には中林建設から５１９５万７１２４円，同月１２日及び同月２６日には大屋建設から合計７８１万１１８１円の各支払を受けた（乙２）。

被告は，平成２６年３月４日，本件控訴審判決により請求を命じられた金員の支払に応じなかった２０者（上記５業者を除く１８業者及び２名の元理事）を被告とする訴訟を提起した（第２次訴訟。当庁平成２６年（ワ）第１９３７号。乙３ないし７）。

被告は，上記第２次訴訟を提起した後，平成２６年３月６日には有薗土木工業から８６５万１４７８円，同月１４日には中武造園土木から４７７万３０６１円，同月１７日には泉州ビルドから９５６万２２９９円の支払を受けたことから，その頃，これらの業者に対する第２次訴訟を取り下げ，また，同年７月１７日には高田組が５２２７万３６１１円を被告に一括弁済する旨の，同年９月１６日には山本工務店が２３３３万７４８６円を被告に一括弁済する旨の和解（訴訟上の和解）をそれぞれし，これらの業者に対する第２次訴訟を終了させるとともに各和解金の支払を受けた（乙２）。

(イ) 被告が提起した上記(ア)の第２次訴訟のうち，上記(ア)の訴えの取下げ及び一括弁済による和解によって訴訟が終了した各業者以外の者（業者ら

及び元理事ら）を被告（第２次訴訟被告）とする部分は，後記(ウ)のとおり分割弁済による和解（訴訟上の和解）によって訴訟が終了した業者らを被告とする部分を除き，平成２６年７月１１日から平成２７年１月１６日までの間に，以下のａないしｃのとおり，それぞれ被告とされた者（業者ら及び元理事ら）に損害賠償金元金及び遅延損害金の支払を命ずる判決がされ，これらの判決はいずれもその頃確定した（乙３ないし５，弁論の全趣旨）。

ａ　第２次訴訟被告　クマトリ（乙３）
　　判決言渡日　　平成２６年７月１１日
　　損害賠償金元金　９５９万９６２５円
　　遅延損害金　　上記元金について平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員

ｂ　第２次訴訟被告　阪南土木工業（乙４）
　　判決言渡日　　平成２６年８月２２日
　　損害賠償金元金　１３４９万２５００円
　　遅延損害金　　上記元金について平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員

ｃ　第２次訴訟被告　今勝建設，成公建設，山本組，日南建設，ヤマシン，北川及び西尾（乙５）
　　判決言渡日　　平成２７年１月１６日
　　損害賠償金元金　今勝建設　１５９３万３７５０円
　　成公建設　５０６万４１５０円
　　山本組　１３３５万６０００円
　　日南建設　１８６７万７４００円
　　ヤマシン　５３７万０７５０円
　　北川　５０００万円

西尾　４０００万円

遅延損害金　上記損害賠償金元金についてそれぞれ平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員（ただし，日南建設及びヤマシンについては，平成２５年１２月２０日までの確定遅延損害金（前者につき２６５万２０７２円，後者につき７７万９８２０円）を損害賠償金元金に加算された金額が，主文に記載され，うち損害賠償金元金に対する同月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払とされている。）

(ウ) 被告が提起した上記(ア)の第２次訴訟のうち，上記(ア)及び(イ)に記載した訴えの取下げ，一括弁済による和解（訴訟上の和解）並びに判決言渡しによって訴訟が終了した各被告以外の業者らを被告（第２次訴訟被告）とする部分は，平成２６年１０月１５日，以下のａないしｆのとおり，これらの業者が被告に対して損害賠償金元金及び遅延損害金を支払う旨の訴訟上の和解が成立した（乙６，７）。

ａ　第２次訴訟被告　中島興業（乙６の１）

(a) 支払義務を認めた額

損害賠償金元金　２１３３万６０００円

遅延損害金　上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b) 分割弁済の金額

損害賠償金元金　２１３３万６０００円

遅延損害金　５６７万５９６０円

（上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から平成２６年９月３０日までの遅延損害

金）

合計　　２７０１万１９６０円

(c) 分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　１００万円

同年１１月から平成３３年８月まで，毎月末日限り

３１万５０００円ずつ

同年９月３０日限り　　１８万１９６０円

b　第２次訴訟被告　西尾組（乙６の２）

(a) 支払義務を認めた額

損害賠償金元金　５３２６万６５００円

遅延損害金　　上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から平成２５年１２月２０日までの遅延損害金残金５４７万８０６２円及び同月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b) 分割弁済の金額

損害賠償金元金　５３２６万６５００円

遅延損害金　　５４７万８０６２円

（上記(a)の平成２５年１２月２０日までの遅延損害金残金）

２０７万２２８５円

（上記損害賠償金元金に対する同月２１日から平成２６年９月３０日までの遅延損害金）

合計　　６０８１万６８４７円

(c) 分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　１００万円

同年１１月から平成３３年８月まで，毎月末日限り

７２万３０００円ずつ

同年９月３０日限り　５３万０８４７円

c　第２次訴訟被告　鳥山建設（乙６の３）

(a)　支払義務を認めた額

損害賠償金元金　６１７万４０００円

遅延損害金　上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b)　分割弁済の金額

損害賠償金元金　６１７万４０００円

遅延損害金　１６４万２４５３円

（上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から平成２６年９月３０日までの遅延損害金）

合計　７８１万６４５３円

(c)　分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　１４万円

同年１１月から平成３３年８月まで，毎月末日限り

９万３０００円ずつ

同年９月３０日限り　５万０４５３円

d　第２次訴訟被告　徳進建設（乙７の１）

(a)　支払義務を認めた額

損害賠償金元金　４８１９万３９５０円

遅延損害金　上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から平成２５年１２月２０日までの遅延損害金残金７８９万５９６６円及び同月２１日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b)　分割弁済の金額

損害賠償金元金　４８１９万３９５０円

遅延損害金　７８９万５９６６円

（上記(a)の平成２５年１２月２０日までの遅延損害金残金）

１８７万４９４２円

（上記損害賠償金元金に対する同月２１日から平成２６年９月３０日までの遅延損害金）

合計　５７９６万４８５８円

(c)　分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　８０万円

同年１１月から平成３４年８月まで，毎月末日限り

６０万２０００円ずつ

同年９月３０日限り　５７万６８５８円

e　第２次訴訟被告　西貫社（乙７の２）

(a)　支払義務を認めた額

損害賠償金元金　２１２０万６２０３円

遅延損害金　上記損害賠償金元金に対する平成２６年４月２６日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b)　分割弁済の金額

損害賠償金元金　２１２０万６２０３円

遅延損害金　４５万８９８３円

（上記損害賠償金元金に対する平成２６年４月２６日から同年９月３０日までの遅延損害金）

合計　２１６６万５１８６円

(c)　分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　３０万円

同年１１月から平成３３年８月まで，毎月末日限り

２５万８０００円ずつ

同年９月３０日限り　２０万９１８６円

f　第２次訴訟被告　川勝土木建材（乙７の３）

(a)　支払義務を認めた額

損害賠償金元金　４１６万８５００円

遅延損害金　上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員

(b)　分割弁済の金額

損害賠償金元金　４１６万８５００円

遅延損害金　１１０万８９３５円

（上記損害賠償金元金に対する平成２１年６月６日から平成２６年９月３０日までの遅延損害金）

合計　５２７万７４３５円

(c)　分割弁済方法

平成２６年１０月３１日限り　１１万円

同年１１月から平成３３年８月まで，毎月末日限り

６万２５００円ずつ

同年９月３０日限り　４万２４３５円

イ　被告は，第２次訴訟において和解が成立したものの分割金の支払を履行しなかった業者並びに第２次訴訟に係る判決が確定した業者及び連帯債務の支払を課せられた個人２名（組合の理事の職にあった者）について，これらから破産手続を行うことを明言している業者２社（クマトリ及びヤマシン。乙３の３，１４）並びに公示送達により判決を受けた業者１社（阪

南土木工業。乙４）を除く９者（今勝建設，北川，成公建設，山本組，日南建設，西尾，川勝土木建材，西貫社，徳進建設）に対して財産開示手続をすることとし，平成２７年３月２０日付けで同手続に係る申立書を提出し（大阪地方裁判所岸和田支部同年（財チ）第３号ないし第１１号），同年５月２２日付けで，いずれも財産開示手続を実施する旨の実施決定がされた（乙１７，弁論の全趣旨）。

ウ　被告の平成２７年４月３０日時点における回収額は，別紙３「住民訴訟にかかる損害賠償金等の納付状況」の「納付済額計」欄及び別紙４「損害賠償金等納付状況」の「支払（納付）総額」欄記載のとおり，１億９６６７万６６２５円（内訳は，損害賠償金元金１億４６６１万２３９７円，遅延損害金５００６万４２２８円）である（なお，別紙３及び別紙４において「業者名」欄に対応して付された１ないし２５の番号は，相手方一覧表の「相手方」欄に対応して付された番号に対応するものである。）。

３　検討

(1)　本件住民訴訟における事案の難易，本件受任弁護士らが要した労力の程度等

ア　前記認定事実(2)のとおり，本件住民訴訟においては，被告において平成１５年度から平成１９年度までに行われた本件請求対象工事における談合の有無が主要な争点の一つであったところ，一般に談合は秘密裏に行われるものであって，その証拠の収集にも困難を来すものといえる上，本件請求対象工事は，上記のとおり５年間に及ぶ合計１５７件の公共工事であって（甲１，２），本件住民訴訟において損害賠償請求をすべきものとされた公共工事の件数も１４４件であり，業者も２３業者に上るなど，その関係者も多数に及ぶものということができる。そして，上記争点に関しては，平成２０年３月に今勝建設代表者らに対する関連入札妨害事件についてされた刑事事件判決において，組合主導の下で長年にわたり恒常的に談合が

存在した旨の事実が認定されており，これが原告らが本件住民訴訟を提起する端緒となり，かつ本件請求対象工事について談合がされたことを疑わせる重要な契機となってはいるものの（甲１，弁論の全趣旨），本件請求対象工事の中には本件住民訴訟の提起の時点でその契約から５年程度が経過したものも存し（前記前提事実(2)，甲１），関連入札妨害事件の事件記録の他には本件請求対象工事について談合の存在を示す十分な証拠を入手することは困難であったものといえる。さらに，上記のとおり，本件請求対象工事の件数も多数に上るものであって，本件住民訴訟において損害賠償請求をすべきものとされた業者の数も２３者と相当数に上る上，組合の元理事２名の責任も追及しており，また，これら損害賠償請求をすべきものとされた業者や理事個人の大部分の者が本件住民訴訟に補助参加しており，かつこれら補助参加人らとの間で大きく主張が対立していたものであった（甲１，２）。そのため，本件受任弁護士らとしては，談合の存在等について，関係者の供述の信用性の検討に加えて，間接事実を積み重ねることによりこれを推認するという立証方法を採ることを余儀なくされたことがうかがわれる（この点，本件住民訴訟被告（熊取町長）が原告らの主張立証活動に特段協力的であったという形跡もうかがわれない。）。そして，原告らは，平成１５年度から平成１９年度までに行われた本件請求対象工事における談合が存在したことを立証するため，関連入札妨害事件に係る事件記録等を入手する必要があり，そのために前記認定事実(2)アのとおり，本件受任弁護士らにおいて文書送付嘱託や記録の提示の申出をするなどし，これらにより裁判所に送付等された記録の謄写等を行って本件住民訴訟に書証として提出をしたものであって，本件住民訴訟を進めるに当たっては，関連入札妨害事件に係る記録等の検討，分析等を含めて相当程度の労力を割くことをやむなくされていたものといえる。

さらに，前記前提事実(2)及び前記認定事実(2)のとおり，本件住民訴訟は，

訴え提起から判決の確定まで４年６か月以上を要し，第一審においては６名の証人尋問を実施している。

以上の諸点に鑑みると，本件住民訴訟は，相当程度複雑困難な事案であったものと認められる。

イ　このように本件住民訴訟は相当程度複雑困難な事案であったものであるところ，前記認定事実(2)ア，イのとおり，本件受任弁護士らは，第一審及び控訴審において，多数の準備書面及び書証を提出しているほか，第一審においては６名の証人尋問を行っているが，うち５名は本件住民訴訟の補助参加人らの申請に係るものであり，原告ら申請の１名を含めた全員が原告らにとってはいわゆる敵性証人であって（甲１０，弁論の全趣旨），本件受任弁護士らにおいては，その尋問に相当程度の労力を要したものと推認される。そして，本件受任弁護士らは，第一審及び控訴審の各口頭弁論期日において必ず３名以上が出席している。

(2)　本件住民訴訟の判決（本件控訴審判決）において認容された額，本件控訴審判決を踏まえ被告が回収した額

前記認定事実(2)イのとおり，本件住民訴訟において，本件控訴審判決において認容された額は３億７４７４万９７２５円（損害賠償金元金）及びこれに対する平成２１年６月６日から支払済みまで年５分の割合による金員（遅延損害金）である。

他方，前記認定事実(3)ウのとおり，本件控訴審判決の結果，これに基づいて被告が回収した額は，平成２７年４月３０日時点において，損害賠償金元金１億４６６１万２３９７円及び遅延損害金５００６万４２２８円の合計１億９６６７万６６２５円であり，被告は，同時点において，現実に同額の経済的利益を受けたものということができる。

なお，上記のとおり，被告が回収した上記金額は遅延損害金を含むものであるが，本件住民訴訟において遅延損害金の請求がされており，本件控

訴審判決において遅延損害金に係る部分が認容されていたことから，被告は損害賠償金元金に係る平成２１年６月６日からの遅延損害金を得ることができたというべきであり，実際に被告は年５分の割合により計算される遅延損害金を収受している以上，回収した額からからこれを除外して評価することは相当とは解されない。

この点，本件委任契約においては本件住民訴訟により確定した判決認容額の元本額を経済的利益の額とする旨合意されている（前記認定事実(1)イ(ア)）ところ，被告は，かかる本件委任契約の合意内容に照らしても，遅延損害金の額を考慮すべきではない旨主張する。しかしながら，住民訴訟において住民（原告）が勝訴（一部勝訴した場合を含む。）した場合に普通地方公共団体から当該住民に支払われるべき弁護士報酬相当額を検討するに際しては，当該住民訴訟が当該普通地方公共団体の財産の回復を目的とするものであること（地方自治法２４２条の２第１項４号の場合）に鑑みて，当該住民訴訟で認められた判決認容額のみでなく，その範囲内で，当該普通地方公共団体が現実に回収することができた金額をも勘案することが住民訴訟の性格にかなうものといえる。そうである以上，たとい本件委任契約のように，弁護士報酬額算定の基礎となる経済的利益の額が判決認容額の元本額とされている場合であっても（なお，あくまでも「判決認容額」の元本額であって，「回収額」の元本額とはされていない。），その範囲内にとどまる限りは，上記のとおり現実に回収した遅延損害金の額をも含めて勘案すべきである。そして，本件において，既に納付された損害賠償金元金及び遅延損害金の合計額（１億９６６７万６６２５円）は本件控訴審判決における認容額の元金部分（３億７４７４万９７２５円）に満たないことからすれば，損害賠償金元金部分のみを基準として経済的利益の額を考慮すべきとする上記被告の主張を採用することはできない。

(3) 住民訴訟の性格

前記１のとおり，住民訴訟は，住民が，自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく，地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として，自己を含む住民全体の利益のために，いわば公益の代表者として提起するものであり，地方自治法２４２条の２第１２項も，住民が地方公共団体に請求できる金額について，訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額としていることからすれば，弁護士報酬相当額は，このような住民訴訟の性格や上記条文の規定内容をも踏まえたものであって，地方財務行政の適正化という住民訴訟の目的に反するような高額な金額をもって，弁護士報酬相当額ということはできない。

(4)　旧報酬規程による報酬額及び消費税

本件委任契約によれば，原告らが本件受任弁護士らに支払うべき弁護士報酬額は，旧報酬規程に基づく着手金・報酬額及び消費税である旨合意されている（ただし，前記認定事実(1)イ(ウ)のとおりの限定がある。）。

そこで，事件の内容による増減額等を考慮せず，被告の受けた経済的利益を以下のとおり仮定した上で，旧報酬規程を適用した場合の着手金・報酬額及び消費税を算定すると（なお，控訴審及び上告審の着手金については考慮しないものとする。），次のとおりとなる。

ア　被告の受けた経済的利益を回収金額１億９６６７万６６２５円とした場合（１円未満切り捨て。以下同様。）

(ア)　着手金　６５９万０２９８円

(イ)　報酬金　１３１８万０５９７円

(ウ)　上記(ア)及び(イ)の合計　１９７７万０８９５円

(エ)　上記(ウ)の金額に消費税（５％）を加算した額　２０７５万９４３９円

イ　被告の受けた経済的利益を，本件控訴審判決の認容額元本３億７４７

４万９７２５円とした場合（なお，旧報酬規程では，経済的利益の額には，利息及び遅延損害金を含むとされている（１４条１項１号）ことから，本件控訴審判決確定時までの遅延損害金の額も加算した額を被告が受けた経済的利益の額とすることも考えられるが，前記認定事実(1)イのとおり，本件委任契約においては，判決認容額の元本額を経済的利益の額として算出するとされているから，上記のとおり認容額元本を基に算出することとした。）

(ア) 着手金　１１１８万４９９４円

(イ) 報酬金　２２３６万９９８９円

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の合計　３３５５万４９８３円

(エ) 上記(ウ)の金額に消費税を加算した額　３５２３万２７３２円

（同金額は，原告らの請求額である。）

(5) 分割弁済による和解に係る未回収分の考慮について

原告らは，被告が談合した業者との間で締結した分割弁済による和解について，未回収部分を含めてその全額，または少なくともその債権総額の７割をもって経済的利益として考慮すべきと主張する。

しかし，上記和解により合意された金額のうち，期限の未到来分も含めて実際に支払われていない部分については，被告に生じた損害が現実に回復されていない以上，これを地方公共団体が回収した額と同視することが相当とは解されない。

また，原告らが指摘するように，旧報酬規程には継続的給付債権についてはその債権総額の７割を経済的利益の額として算定する旨の定めも存する（１４条３号）ものの，本件の第２次訴訟において締結された前記認定事実(3)ア(ウ)記載の和解は７年間ないし８年間にわたる長期の分割弁済である上，上記和解に沿った弁済を行っていない業者も複数存すること（別紙４「損害賠償金等納付状況」の「納付状況」欄参照）に照らせば，その回

収には相当の困難も見込まれるのであって，上述のような住民訴訟の性格に鑑みても，上記和解において合意された債権総額の７割が本件住民訴訟によってもたらされた経済的利益であると断じることは相当とは解されない。

(6) 被告主張の経費等の考慮について

被告は，別紙２「住民訴訟にかかる年度別経費（概数）」のとおり，損害賠償金回収のために約１億３０００万円もの経費を支出しているほか，国庫補助金等を受けて事業実施したものについて多額の返還金が生じるから，これらの経費及び返還金の相当額を回収した金額から控除すべきである旨主張する。しかしながら，勝訴により確保された経済的利益の額として判決の結果当該普通地方公共団体が回収した額を考慮するに際しては，その額は，現に回収された額とすべきであり，現に回収された額からその回収に伴い国に返還されることとなる国庫補助金相当額を控除した額とすべきではないし（平成２３年判決参照），回収のための経費についても，現に回収された金額部分に対応したもの以外の経費も含まれている上，これらの経費は地方公共団体の業務に属するものともいい得ることに照らせば，勝訴により確保された経済的利益の額として本件住民訴訟に係る本件控訴審判決の結果被告が回収した額として考慮すべきものとはいえない。

(7) 判断

前記１記載のとおり，地方自治法２４２条の２第１２項にいう「相当と認められる額」とは，住民訴訟を提起した住民が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において，当該住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい，その具体的な額は，当該訴訟における事案の難易，弁護士が要した労力の程度及び時間，認容された額，判決の結果普通地方公共団体が回収した額，住民訴訟の性格その他諸般の事情を総

合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに，既述のとおり，本件住民訴訟は相当程度複雑困難な事案であり，本件受任弁護士らは，本件住民訴訟を提起，追行するについて，相当な労力及び時間を要したものと認められる。また，本件住民訴訟で認容された額（本件控訴審判決による認容額）は，損害賠償金元金合計３億７４７４万９７２５円及び遅延損害金の請求の義務付けであり，被告による回収額は，平成２７年４月３０日時点において，損害賠償金元金１億４６６１万２３９７円及び遅延損害金５００６万４２２８円の合計１億９６６７万６６２５円である。この点，弁護士報酬相当額を判断するに当たっては，上記のとおり，本件住民訴訟で認容された額自体も重要な要素となるとともに，住民が，自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく，地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として，自己を含む住民全体の利益のために，いわば公益の代表者として提起するものであるという住民訴訟の性格にも鑑みれば，本件控訴審判決を踏まえて被告が現実に回収した金額もまた重要な要素となるものというべきである。もっとも，和解が成立した業者からは将来一定額の回収も見込まれること（別紙４「損害賠償金等納付状況」のとおり，前記認定事実(3)ア(ウ)記載の第２次訴訟において分割弁済による和解が成立した業者６者のうち３者からは，その後和解金の納付がされている。）に照らせば，上記のとおり，本件住民訴訟で認容された額自体も勘案すべきであって，上記現時点（本件口頭弁論終結時点に近接するものとして認定できる平成２７年４月３０日時点）での回収額のみを基準に弁護士報酬相当額を認定することは相当ではない。以上に加え，前記認定事実(1)で認定した本件委任契約における弁護士報酬等の約定内容や，上記(4)の被告が現実に回収した金額と本件住民訴訟で認容された損害賠償金元金の金額をそれぞれ経済的利益の額として旧報酬規程に基づいて算出した金額等を勘案

すると，本件における弁護士報酬相当額は，２１００万円（２０００万円とこれに対する５％の消費税額１００万円の合計額）と認めるのが相当である。

４　遅延損害金の起算点

地方自治法２４２条の２第１２項に基づく被告の弁護士報酬相当額の支払義務は期限の定めのない債務と解するべきであり，被告が原告らから履行の請求を受けた時から遅滞に陥る（民法４１２条３項）ところ，前記前提事実(3)のとおり，原告らは，平成２５年１２月２６日，被告に対し，本件住民訴訟に係る弁護士報酬相当額として，３５２３万２７３２円を１４日以内に支払うよう請求しているから，本件の弁護士報酬相当額の遅延損害金の起算点は平成２６年１月１０日となる。

５　結論

以上によれば，原告らの請求は，２１００万円及びこれに対する平成２６年１月１０日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し（なお，原告らの各請求に係る債権は，その性質上，不可分債権と認められる。），その余の請求は理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担について，行政事件訴訟法７条，民事訴訟法６４条本文，６５条１項本文，６１条を適用して，主文のとおり判決する（なお，仮執行宣言を付することは相当でないので，これを付さないこととする。）。

大阪地方裁判所第７民事部

裁判長裁判官　　田　中　健　治

裁判官　新　宮　智　之

裁判官　坂　本　達　也

（別紙1）　　相手方一覧表　　（円）

	相手方	略称	請求額	認定額（第一審）	認定額（控訴審）
1	今勝建設株式会社	今勝建設	39,637,500	23,900,625	15,933,750
2	株式会社山本工務店	山本工務店	48,720,000	28,066,500	18,711,000
3	株式会社高田組	高田組	88,882,500	62,866,125	41,910,750
4	阪南土木工業株式会社	阪南土木工業	34,965,000	20,238,750	13,492,500
5	成公建設株式会社	成公建設	11,956,350	7,596,225	5,064,150
6	株式会社徳進建設	徳進建設	90,709,500	72,290,925	48,193,950
7	株式会社ワールド	ワールド	2,100,000	1,575,000	1,050,000
8	株式会社西尾組	西尾組	106,155,000	79,899,750	53,266,500
9	株式会社西貫社	西貫社	54,915,000	34,398,000	22,932,000
10	株式会社山本組	山本組	37,905,000	20,034,000	13,356,000
11	日南建設株式会社	日南建設	51,534,000	28,016,100	18,677,400
12	株式会社中武造園土木	中武造園土木	26,040,000	5,780,250	3,853,500
13	有薗土木工業こと[redacted]	有薗土木工業	20,874,000	10,486,350	6,990,900
14	中林建設株式会社	中林建設	70,990,500	63,165,375	42,110,250
15	中島興業株式会社	中島興業	47,071,500	32,004,000	21,336,000
16	大屋建設株式会社	大屋建設	15,655,500	9,490,950	6,327,300
17	株式会社泉州ビルド	泉州ビルド	20,307,000	11,576,250	7,717,500
18	有限会社ヤマシン	ヤマシン	16,537,500	8,056,125	5,370,750
19	株式会社鳥山建設	鳥山建設	17,902,500	9,261,000	6,174,000
20	楠プランニングこと[redacted]	楠プランニング	14,645,400	7,950,600	5,300,400
21	株式会社クマトリ	クマトリ	17,241,000	9,599,625	9,599,625
22	川勝土木建材株式会社	川勝土木建材	11,592,000	6,252,750	4,168,500
23	株式会社阪南工務店	阪南工務店	13,503,000	4,819,500	3,213,000
		（小計）	859,839,750	557,324,775	374,749,725
24	北川一彦	北川	50,000,000	50,000,000	50,000,000
25	西尾明治	西尾	40,000,000	40,000,000	40,000,000

住民訴訟にかかる年度別経費（概数）

（単位：円）

項目		実績（決算額等）					見込額（予算額等）			H28までの合計
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
住民訴訟	弁護士委託料（着手金）	1,575,000								1,575,000
	弁護士委託料（報酬金）					1,575,000				1,575,000
	予納郵券	33,080								33,080
	記録謄写	9,945			5,565					15,510
	その他（通行料等）			2,200	5,400					7,600
	小計	1,618,025	0	2,200	10,965	1,575,000	0	0	0	3,206,190
債権保全	弁護士委託料（着手金）				420,000					420,000
	弁護士委託料（仮処分申立）				315,000					315,000
	予納郵券				50,000					50,000
	登記調査				476,400	808,800	440,796	440,796	440,796	2,607,588
	郵券代				5,220					5,220
	供託金				1,000,000	−1,000,220				−220
	小計	0	0	0	2,266,620	−191,420	440,796	440,796	440,796	3,397,588
訴外交渉等	弁護士委託料（着手金）					630,000				630,000
	弁護士委託料（報酬金）						(※1)	(※1)	(※1)	
	小計	0	0	0	0	630,000	0	0	0	630,000
損害賠償請求訴訟	弁護士委任（着手金）					1,050,000				1,050,000
	弁護士委任（報酬金）						1,050,000			1,050,000
	印紙代					971,000	−28,236			942,764
	予納郵券					43,000				43,000
	記録謄写									0
	小計	0	0	0	0	2,064,000	1,021,764	0	0	3,085,764
相手方弁護士報酬請求訴訟	弁護士委託料（着手金）						1,050,000			1,050,000
	弁護士委託料（報酬金）							1,050,000		1,050,000
	印紙代									0
	記録謄写									0
	相手方弁護士報酬金							(※2)	35,232,732	35,232,732
	小計	0	0	0	0	0	1,050,000	1,050,000	35,232,732	37,332,732
支払履行請求	弁護士委託料（着手金）						648,000			648,000
	郵券代						4,796			4,796
	小計	0	0	0	0	0	652,796	0	0	652,796
人件費・旅費	人件費（※3）	3,650,000	3,650,000	3,650,000	7,300,000	10,037,500	18,250,000	18,250,000	18,250,000	83,037,500
	人数（想定）	0.5人	0.5人	0.5人	1.0人	1人(9月) 2.5人(3月)	2.5人	2.5人	2.5人	13.75人
	旅費	37,760	40,220	46,470	28,770	28,320	74,000	74,000	74,000	403,540
	小計	3,687,760	3,690,220	3,696,470	7,328,770	10,065,820	18,324,000	18,324,000	18,324,000	83,441,040
合計		5,305,785	3,690,220	3,698,670	9,606,355	14,143,400	21,489,356	19,814,796	53,997,528	131,746,110

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28までの合計
	実績（決算額等）：			36,444,430		見込額：		95,301,680	

平成26年12月末日現在

※1：訴外交渉等における報酬金については、事案の状況により計上する。

※2：平成25年12月25日付け通知書による相手方弁護士報酬請求額を計上。

※3：人件費については、行政評価時に用いた平成２３年度決算ベースによる平均人件費をもって算出した参考額。

（平成23年度決算ベース　平均人件費 ¥2,825,194,921÷383人＝¥7,376,488−≒¥7,300,000−／人・年で算定。）

人数は、総務部長、総務部理事、総務課及び契約検査課を対象とする。

（別紙3）

〇住民訴訟にかかる損害賠償金等の納付状況

（単位：円）

	対象者			認定額	納付済額	納付率
損害賠償請求	業者	23	者	374,749,725	146,612,397	39.12%
	個人	2	人	90,000,000	0	0.00%

（遅延損害金を除く）

損害賠償金等の完納者　10　者

（単位：円）

	業者名	状況	損害賠償金	遅延損害金	計	支払日
23	㈱阪南工務店	事前納付	3,213,000	655,804	3,868,804	H25.7.5
7	㈱ワールド	事前納付	1,050,000	216,328	1,266,328	H25.7.19
20	㈲プランニング	事前納付	5,300,400	1,142,853	6,443,253	H25.9.27
14	中林建設㈱	納期限内完済	42,110,250	9,846,874	51,957,124	H26.2.7
16	大屋建設㈱	納期限後完済	6,327,300	1,437,077	7,764,377	H26.2.12
	大屋建設㈱			46,804	46,804	H26.2.26
13	有薗土木工業	納期限後完済	6,990,900	1,660,578	8,651,478	H26.3.6
12	㈱中武造園土木	納期限後完済	3,853,500	919,561	4,773,061	H26.3.14
17	㈱泉州ビルド	納期限後完済	7,717,500	1,844,799	9,562,299	H26.3.17
3	㈱高田組	和解による納付	41,910,750	10,362,861	52,273,611	H26.7.28
2	㈱山本工務店	和解による納付	18,711,000	4,626,486	23,337,486	H26.9.19
	計		137,184,600	32,760,025	169,944,625	

損害賠償金等の一部納付者　7　者

（単位：円）

	業者名	状況	損害賠償金（分割含む）	遅延損害金	計	支払日
6	㈱徳進建設	一部納付 翠松苑児童公園改修工事		3,050,000	3,050,000	H26.2.13 H26.4.25（相殺）
8	㈱西尾組	道路舗装修繕工事（25-2） 奥山雨山自然公園展望台等改修工事	4,615,000	6,620,000	11,235,000	H26.2.25（相殺） H26.3.25（相殺）
18	㈲ヤマシン	普通河川和田川河床整正工事 普通河川和田川河川維持工事		440,000	440,000	H26.3.25（相殺）
11	日南建設㈱	町道大久保日根野線給配水管布設替工事		1,590,000	1,590,000	H26.4.10（相殺）
9	㈱西貫社	小垣内一丁目地区他給配水管移設工事（下水25-3） 公共下水道布設工事（25-3）	1,725,797	5,604,203	7,330,000	H26.4.25（相殺）
22	川勝土木建材㈱				0	
15	中島興業㈱		2,575,000		2,575,000	
19	㈱鳥山建設		512,000		512,000	
	計		9,427,797	17,304,203	26,732,000	

（単位：円）

	損害賠償金	遅延損害金	計	備　考
納付済額計	146,612,397	50,064,228	196,676,625	

損害賠償金等納付状況

	業者名	第二審認容額（10%）	遅延損害金年5分12月20日まで	12月20日付け請求額	遅延損害金年5分支払日まで	事前納付									
						H25.7.5	H25.7.19	H25.9.21	H26.2.7	H26.2.12	H26.2.13	H26.2.25	H26.2.26	H26.3.6	H26.3.14
1	今勝建設㈱	15,933,750	3,618,923	19,552,673											
2	㈱山本工務店	18,711,000	4,249,703	22,960,703	4,626,486										
3	㈱高田組	41,910,750	9,518,905	51,429,655	10,362,861										
4	阪南土木工業㈱	13,492,500	3,064,460	16,556,960											
5	成公建設㈱	5,064,150	1,150,184	6,214,334											
6	㈱徳進建設	48,193,950	10,945,966	59,139,916							200,000				
7	㈱ワールド	1,050,000			216,328		1,266,328								
8	㈱西尾組	53,266,500	12,098,062	65,364,562								3,650,000			
9	㈱西貫社	22,932,000	5,208,391	28,140,391											
10	㈱山本組	13,356,000	3,033,458	16,389,458											
11	日南建設㈱	18,677,400	4,242,072	22,919,472											
12	㈱中武造園土木	3,853,500	875,219	4,728,719	44,342										4,773,061
13	有薗土木工業こと	6,990,900	1,587,796	8,578,696	72,782									8,651,478	
14	中林建設㈱	42,110,250	9,564,216	51,674,466	282,658				51,957,124						
15	中島興業㈱	21,336,000	4,845,902	26,181,902											
16	大屋建設㈱	6,327,300	1,437,077	7,764,377	46,804					7,764,377			46,804		
17	㈱泉州ビルド	7,717,500	1,752,823	9,470,323	91,976										
18	㈲ヤマシン	5,370,750	1,219,820	6,590,570											
19	㈱島山建設	6,174,000	1,402,259	7,576,259											
20	楠プランニングこと[redacted]	5,300,400			1,142,853			6,443,253							
21	㈱クマトリ	9,599,625	2,180,297	11,779,922											
22	川勝土木建材㈱	4,168,500	946,763	5,115,263											
23	㈱阪南工務店	3,213,000			655,804	3,868,804									
	小計	374,749,725	82,942,296	448,128,621	17,542,894	3,868,804	5,135,132	11,578,385	63,535,509	71,299,886	71,499,886	75,149,886	75,196,690	83,848,168	88,621,229
24	北川　一彦	50,000,000	11,356,164	61,356,164					(3月補正) (+200,000)		(2/21全協)		(3/5一般質問) (3月追加補正)	(3/13全協)	
25	西尾　明治	40,000,000	9,084,931	49,084,931											
	小計	90,000,000	20,441,095	110,441,095											
	合　計														

納付済認定額	146,612,397	遅延損害金除く
損害賠償請求額（訴額）	302,040,375	
回収率	39.12%	認容額ベース

損害賠償金等の完納者

（別紙4）

平成27年4月30日現在

納付状況												支払（納付）総額
H26. 3. 17	H26. 3. 25	H26. 4. 10	H26. 4. 25	H26. 7. 28	H26. 9. 19	H26. 10. 末日（分割金）	H26. 11. 末日（分割金）	H26. 12. 末日（分割金）	H27. 1. 末日（分割金）	H27. 2. 末日（分割金）	H27. 3. 末日（分割金）		
												H27. 1. 21 判決言渡し	0
					23, 337, 486							H26. 9. 16 和解（一括）	23, 337, 486
				52, 273, 611								H26. 7. 17 和解（一括）	52, 273, 611
												H26. 9. 6 判決確定	0
												H27. 1. 21 判決言渡し	0
			2, 850, 000			0	0	0	0	0	0	H26. 10. 15 和解（分割）	3, 050, 000
												事前納付	1, 266, 328
	2, 970, 000					1, 000, 000	723, 000	723, 000	723, 000	723, 000	723, 000	H26. 10. 15 和解（分割）	11, 235, 000
			7, 330, 000			0	0	0	0	0	0	H26. 10. 15 和解（分割）	7, 330, 000
												H27. 1. 21 判決言渡し	0
		1, 590, 000										H27. 1. 21 判決言渡し	1, 590, 000
												H26. 3. 28 取下げ	4, 773, 061
												H26. 3. 10 取下げ	8, 651, 478
												納期限内完済	51, 957, 124
						1, 000, 000	315, 000	315, 000	315, 000	315, 000	315, 000	H26. 10. 15 和解（分割）	2, 575, 000
												納期限内完済	7, 811, 181
9, 562, 299												H26. 3. 28 取下げ	9, 562, 299
	440, 000											H27. 1. 21 判決言渡し	440, 000
						140, 000	93, 000	93, 000	93, 000	93, 000		H26. 10. 15 和解（分割）	512, 000
												事前納付	6, 443, 253
												H26. 7. 26 判決確定	0
						0	0	0	0	0	0	H26. 10. 15 和解（分割）	0
												事前納付	3, 868, 804
98, 183, 528	101, 593, 528 (4/16区長会)	103, 183, 528	113, 363, 528 (5/30全協)	165, 637, 139 (8/29全協)	188, 974, 625 (9/22全協)	191, 114, 625	192, 245, 625 (12/12全協)	193, 376, 625 (1/20区長会)	194, 507, 625 (2/19全協)	195, 638, 625	196, 676, 625		196, 676, 625
												H27. 1. 21日 判決言渡し	0
												H27. 1. 21日 判決言渡し	0
													0
													196, 676, 625

（単位：円）

損害賠償金等の分割納付表

これは正本である。

平成２７年９月３日

大阪地方裁判所第７民事部

裁判所書記官　　坂　井　良　雄

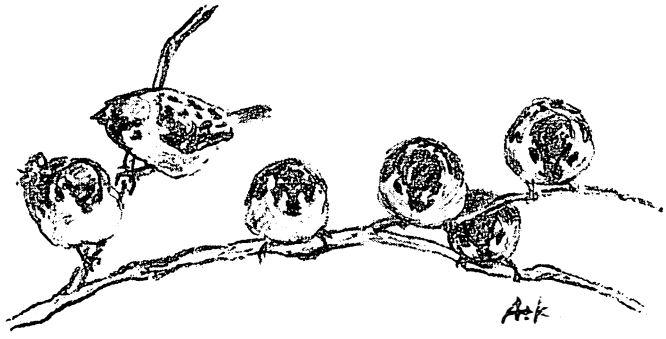

編集後記

「住民の会」代表幹事　大浦　正義・柗野　隆一

私たちは、2015年9月3日に住民訴訟の弁護士報酬請求訴訟の判決を大阪地裁が下し、9月15日に中西町長の控訴提案を議会が否決した後、予定通り9月24日の原告団会議を開催しました。そして、「住民訴訟の全行程が終了した」ことを確認し、長年にわたる互いの奮闘をねぎらいました。その時、原告団から、「報告集会をしましょう」「先立つものがないけれども、何とかして、記念誌を出版したい」との提案がありました。

弁護団からも「私も参加します」「応分のカンパをします」など、積極的な発言がありました。法廷での苛烈な闘いにあたっては、有能で献身的に働いて下さった厳しい弁護士の方々でしたが、この時は、明るくて親しみやすい友人だと身近に感じました。その場で、報告集会の開催は11月28日に決まり、記念誌の発行についても、異論が無く決まりました。

役員会で「報告会の開催」と「記念誌の発行」の準備を分担してすすめることにしました。会員に報告会を案内する往復はがきを手早く送りました。記念誌については、4つの判決文の判決集と4弁護士に「住民訴訟の意義と問題点」及び「各判決文の意義」について論述していただくこと、「談合と住民訴訟の経過」は大浦が、談合の核心部分となる「熊取町の職務怠慢と談合事件への幇助」については、柗野が担当することを決め、二人が記念誌の編集と刊行に責任を負うことにしました。

柗野の原稿は早く仕上りました。大浦の原稿は、第一稿を仕上げた後、様々のことを思い出し、「あれも、これも、大切な事項であり落とせない」と書き加えて、第二稿を作成しました。第二稿を熊取町議会の重光議長と熊愛の文野議員、共産党の坂上議員に送り、議会の現場から見て、不十分さや問題点はないか検討を依頼しました。各氏には気軽に応えていただき、第三稿を仕上げました。

カットは阪南市出身の画家中井敦子さんによる同人誌『阪南文芸』所収の絵を使わせていただきました。

出版については、かねてより大浦が知っていた中井豊氏（中井書店）に依頼しました。氏の忍耐強い努力と工夫に感謝申し上げます。

多くの方々のご協力により、本書が出版できることになりました。

ありがとうございました。

（2015年11月10日）

熊取町の談合と住民訴訟の報告

2015年11月25日発行　非売品
編集／刊行　熊取町を良くする住民の会
代表幹事　大浦正義　TEL 090-3971-4742
〒509-0405 大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-1-23
代表幹事　柗野隆一　TEL 090-1022-5671
〒590-0413 大阪府泉南郡熊取町桜ケ丘 2-13-1
発行者　中井　豊
発行所　中井書店
http://www.nakaishoten.com
TEL 072-474-1230/FAX 072-474-1231
〒590-0126 阪南市緑ケ丘 1-14-15

印刷・製本（有）オフィス泰
ISBN978-4-931553-18-7